



タイにおける食品輸入規制 及び手続等ガイドブック

Ver 4.0

ジェトロ・バンコク事務所
／農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム



はじめに

本ガイドブックは、日本産農林水産物・食品のタイ向けのさらなる輸出拡大を目的に、タイにおける食品輸入規制、必要な手続等を明らかにすることを目的に作成いたしました。

タイへの食品輸出にあたっては、（１）最新情報を確認すること、（２）法令と現場の運用の双方を理解することが大切です。

（１）最新情報を確認すること

食品輸出国であるタイは、輸出先国や世界の潮流を踏まえながら、自国法令を改正しています。2021年1月26日には、食品法（1979年）の改正案が閣議決定されました。下院での第一読会の審議終了後、2023年3月に議会が解散されたため審議は中止となりました。その後、改正案の再提出に向けた準備が進められていましたが、2025年12月の議会解散により、現政権下での審議開始時期は未定となっています。2026年2月現在、食品法を所管する保健省によると、改正案の見直しなど、審議に向けた準備が進められているとされています。今後、国会審議を経て改正案が成立し、関連する下位法令の改正・施行が行われた場合、本ガイドブック掲載事項も多数変更が生じる可能性があります。また、食品法改正には伴わない告示改正も多数行われており、日本の制度とは異なる内容の規定も多く、日本で認められているものがタイでは認められなくなるというケースもあります。本ガイドブックは、2025年3月現在の情報を2026年3月現在に更新した情報を中心に記載しておりますところ、実際の輸出・販売を行う際には、常に最新情報をご確認いただくことをおすすめします。

（２）法令と現場の運用の双方を理解すること

「前は輸出ができたのに、今回は輸出できないと在タイの関係者から言われた」という日本からのご相談がJETROにはよくあります。こうした状況への対応策を立て、輸出を継続するためには、法令と現場の運用の双方を理解することが重要です。

法令に具体的な内容を全て規定することは困難であるため、タイでの実際の輸入の際には、タイ政府の担当官が法令を解釈し判断することになります。「使ってはいけない物質を使っている商品の輸入を認めない」等、全ての担当官が同じ判断に辿り着くケースもあります。「前は担当官が見落としていたけれども、今回は担当官が違反を確認した」ということも起こります。

また、例えば、「告示の基準と同等以上の基準に従っている旨の証明書が必要」といった場合は、「同等以上の基準」等で担当官の解釈が分かれることもあります。輸入者が補足説明を行って証明書の使用が認められることもあれば、「判断材料が少ないのでよく分からない」等という使用が却下されることもあります。担当官が法令と照らし合わせて、証明書が整合していないという判断を行うこともあり得ます。こうした事例においては、法令の内容と、現場の判断の双方をよく理解しなければ、正しい対応策を講じることはできません。

本ガイドブックは、法令に規定されている内容を中心に記載しております。現場ではどのような判断がなされているかといった情報については、輸出に関係するタイ現地関係者の方々にご確認いただくことをおすすめします。タイ現地とのコミュニケーションには十分にコストを割くことが重要です。

また、JETROでは、「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」というウェブサイトで、主要国に輸出する際に必要となる手続等を紹介しておりますので、併せてご活用ください。

なお、本ガイドブックではタイの関連省庁が発行している資料、関連省庁、業界団体、食品輸入関係者へのヒアリングを元に、情報を取りまとめておりますが、記載内容と異なる事案を確認された場合等には、ぜひご連絡下さい。より正確な情報を提供できるように改善するための参考とさせていただきます。

本ガイドブックが、日本産農林水産物・食品の輸出拡大の一助となれば幸いです。

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

（改訂履歴）

| | | |
|----------|---------|--------------------------------|
| Ver. 1.0 | 2021年3月 | 農林水産省補助事業 |
| Ver. 1.1 | 2021年7月 | 農林水産省補助事業 |
| Ver. 2.0 | 2024年3月 | 令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業 |
| Ver. 3.0 | 2025年3月 | 令和5年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業 |
| Ver. 4.0 | 2026年3月 | 令和7年度輸出支援プラットフォーム推進委託事業 |

【注意事項】

- 本ガイドブックは農林水産省が令和7年度輸出支援プラットフォーム推進委託事業を活用して改定しました。
- 本ガイドブックで提供している情報は、ご利用される方の判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、正確な情報の提供を心掛けておりますが、本ガイドブックで提供した内容に関連し、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本ガイドブックを無断で引用・転載することは禁じています。

目次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1章 食品輸入に関する行政機関及び関係法令 | 5 |
| 1.1 関係行政機関一覧 | 5 |
| 1.2 法令の種類、制定プロセス | 9 |
| 1.3 主な食品関連の法令 | 13 |
| 1.4 食品法の改正 | 17 |
| 1.5 食品輸入手続きおよび法令との適合性確認の概要 | 31 |
| 1.6 食品法に基づく食品の分類 | 35 |
| 1.7 食品医薬品委員会事務局における輸入手続きの概要 | 40 |
| 第2章 食品安全関連の規制 | 51 |
| (A) 食品の基準値等に関するもの | 51 |
| 2.1 食品添加物 | 51 |
| 2.2 残留物質 | 58 |
| 2.3 汚染物質 | 63 |
| 2.4 病原性微生物 | 66 |
| 2.5 部分水素添加油脂(トランス脂肪酸関連) | 68 |
| 2.6 新食品(Novel Food) | 70 |
| 2.7 製造、販売、輸入を禁止している食品 | 73 |
| 2.8 原材料の使用可否の考え方 | 78 |
| (B) 食品の製造工程に関するもの | 80 |
| 2.9 GMP製造基準適合証明書 | 80 |
| (C) 容器包装に関するもの | 85 |
| 2.10 食品容器包装 | 85 |
| 第3章 表示・広告の規制 | 88 |
| (A) 指定項目に関するもの | 88 |
| 3.1 包装食品のラベル表示の概要および基本表示項目 | 88 |
| 3.2 栄養表示 | 96 |
| 3.3 栄養強調表示 | 99 |
| 3.4 健康強調表示(ヘルスクレーム) | 101 |
| 3.5 GDA表示 | 105 |
| 3.6 遺伝子組換え食品の表示(GMO表示) | 107 |
| 3.7 その他の表示 | 109 |
| (B) 任意項目に関するもの、広告 | 111 |
| 3.8 Healthier Choiceロゴの表示 | 111 |
| 3.9 その他の任意認証マークの表示(有機、ハラル等) | 113 |
| 3.10 広告 | 118 |

目次

| | |
|------------------------|-----|
| 第4章 検疫関連の規制等 | 121 |
| 4.1 青果物輸入規制 | 121 |
| 4.2 畜産物輸入規制 | 126 |
| 4.3 水産物輸入規制 | 129 |
| 第5章 その他の規制等 | 132 |
| 5.1 アルコール飲料関連規制 | 132 |
| 5.2 ペットフード輸入規制 | 136 |
| 5.3 食品にかかる物品税 | 146 |
| 5.4 関税割当制度 | 151 |
| 5.5 価格統制制度 | 160 |
| 5.6 サンプル輸入制度 | 163 |
| 5.7 HSコード事前教示制度等 | 170 |

第1章 食品輸入に関する行政機関及び関係法令

1.1 関係行政機関一覧

- タイの食品の安全管理などは、保健省を中心に、農業・協同組合省、商務省、科学技術省などの行政機関が担当。輸入の際に最も関係が深いのは保健省食品医薬品委員会事務局（FDA）。
- このほかにタイ国家食品研究所（NFI）や大学等が、食品安全について各種分析や研究を行う支援機関としての役割を果たしている。

国家食品委員会

National Food Committee

<https://tnfc.fda.moph.go.th/>

国家食品委員会法（2008年）に基づき、食品の品質、安全、信頼、教育の普及のための政策と戦略を策定する国の意思決定機関。各行政機関が管轄する食品関連法律の施行に統一性や効率性を持たせ、さらに食品に係る緊急事態が発生した場合の対応を検討する役割を担う。首相又は首相が任命した副首相を委員長とし、関係省庁の大臣及び7人の専門家を委員とする。保健省と農業・協同組合省を事務局とし、保健省の食品医薬品委員会事務局長、農業・協同組合省の農産物食品規格基準局長をそれぞれ委員兼事務局長とする。

1.1.1 保健省の主な食品関連部署：

保健省

Ministry of Public Health

<https://www.moph.go.th/>

タイの食品安全管理において中心的な役割を果たす。国民の「健康」の維持管理を任務とし、食品医薬品委員会事務局、医科学局、衛生局等を内部部局に置く。

食品委員会

Food Committee

食品法に基づく告示の公布等について、保健大臣等に意見具申する委員会。保健省次官を委員長とし、食品医薬品委員会事務局長、関係局長、関係省・事務局の代表者のほか、学識経験者から成る。

医科学局

Department of Medical Sciences (DMSc)

<https://www.dmsc.moph.go.th/th/home>

食品分析、残留農薬検査の技術開発、分析証明書の発行、ラボラトリーの認証、食品添加物の安全性評価などを担う。

疾病管理局

Department of Disease Control

<https://ddc.moph.go.th/en/index.php>

疾病や健康への脅威を予防管理するための政策、措置、サービスの開発、人材の育成、公衆衛生上の緊急事態管理システムの強化などを担う。アルコール飲料規制に関する業務を担うアルコール飲料規制委員会事務局を局内に置く。

食品医薬品委員会事務局

Food and Drug Administration (FDA)

<https://www.fda.moph.go.th/home>

食品の安全性確保に関する中心的な役割を担う。食品の製造、販売、輸入に係る基準策定、許認可などを担っている。

衛生局

Department of Health (DOH)

<https://www.anamai.moph.go.th/>

市場・食堂・屋台などの検査および規格基準の認証、食品衛生の研究と普及を担う。

食品安全推進支援部

Bureau of Food Safety Extension and Support (BFSES)

<https://foodsafety.moph.go.th/main/?p=main>

国内外の機関との間で、食品の安全性に関する調整を担う。食品の安全性の監視、関係機関・国民等に対するの食品安全面のリスクの通知、保健省機関等と連携した食品安全面の問題の解決、県レベルの食品安全のためのシステムの開発等を担う。

食品品質安全部

Bureau of Quality and Safety of Food (BQSF)

<http://bqsf.dmsc.moph.go.th/bqsfWeb/>

食品・食品添加物の安全性評価サービスを提供。

県保健事務所(76県)

Provincial Public Health Office (76 Provinces)

各県における食品の製造・輸入業務の許可、食品の登録受付、広告許可などを担う。

1.1.2 農業・協同組合省の主な食品関連部局：

農業・協同組合省

Ministry of Agriculture and Cooperatives (MOAC)

<https://www.moac.go.th/moaceng-home>

農家の生活の質の向上、農業経済の発展、良質な農産物の生産促進、農業資源と環境のバランスの取れた持続可能な管理の促進を担う。

農業局

Department of Agriculture (DOA)

植物検疫、GMO規制、農薬・化学物質の安全な使用、植物品種保護などを担当する。輸出農作物の検査・証明書発行、(ACFSの規格に基づく)有機農産物の認証検査を行う。タイへの輸入農産物の検査も担当。

畜産局

Department of Livestock Development (DLD)

<https://dld.go.th/th/index.php/th/>

畜産物検査、証明書の発行、輸出国における畜産物施設の認定、GMP/HACCPに関する認証などを行う。

農業普及局

Department of Agricultural Extension (DOAE)

<https://www.doae.go.th/home-new-2024/>

GAP指導、農薬の安全使用の指導を担う。

国家農産物・食品規格事務局

National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards (ACFS)

<https://www.acfs.go.th/>

Qマーク(タイ法令に基づくマーク)の認証、農産物の規格基準の設定、WTO/Codexの窓口等を担う。

水産局

Department of Fisheries (DOF)

<https://www4.fisheries.go.th/>

漁獲・養殖に関する適正かつ安全な技術の確保、工場・製品検査、証明書発行などを担う。タイへの輸入水産物の検査も担当。

米局

Rice Department

<https://www.ricethailand.go.th/>

コメの研究開発、コメ農家の生産効率の向上、コメ生産のインフラ、農業機械の開発、米の生産・加工・包装の統合モデルの研究開発を担う。

1.1.3 商務省の主な食品関連部局：

商務省

Ministry of Commerce

<https://www.moc.go.th/>

主にタイ国の経済・貿易に関わり、食品関連では輸出入の禁止・制限品目の指定を行う。

国内取引局

Department of Internal Trade (DIT)

<https://www.dit.go.th/th/>

特定品目の農産物に関し、国内取引を監督等することにより、国内取引の効率化を担う。コメの輸入に必要な米取引業許可証の発行も担っている。

外国貿易局

Department of Foreign Trade (DFT)

<https://www.dft.go.th>

国内産業保護のため輸出入禁止品目、制限品目を指定。茶などの特定品目の関税割当制度を所管しており、割当枠の配分を行う。

1.1.4 科学技術省の主な食品関連部局

科学技術省

Ministry of Science and Technology

<https://www.mhesi.go.th/>

科学技術の発展・計画を担う。食品安全関連では、放射能、遺伝子の分析と証明書発行に関わる。

国家遺伝子工学および生物技術センター

The National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC)

<https://www.biotec.or.th/home/en/biotec-home-2021-en/>

GMO農作物研究、分析サービスの提供を行う。

タイ科学技術研究所

Thailand Institute of Scientific and Technological Research (TISTR)

<https://www.tistr.or.th/en/>

経済、社会、環境の持続可能なイノベーション創造のための科学研究開発、技術移転を行う。

1.1.5 工業省の主な食品関連部局：

工業省

Ministry of Industry

<https://www.industry.go.th/>

国際市場で競争できるよう、工業の開発促進、事業者を強化する。

工場局

Department of Industrial Works (DIW)

<https://www.diw.go.th/webdiw/>

近代的で持続可能な産業ビジネスの推進を担う。製造面の有害物質／環境／安全面の監督管理、機械／製造環境／安全／有害物質／エネルギー／社会的責任に関する情報と知識の普及、支援等を担う。

工業製品規格事務局

Thai Industrial Standards Institute (TISI)

<https://www.tisi.go.th/>

1968年工業製規格法に基づき設立。工業製品規格の設定と管理を担う。

国家食品研究所

National Food Institute (NFI)

<https://www.nfi.or.th>

食品分野において分析レポートを発表するほか、食品衛生管理についての指導、食品政策の提言、食品技術の開発・普及などを行う。

1.1.6 財務省の主な食品関連部局：

財務省

Ministry of Finance

<https://www.mof.go.th/th>

財政・経済政策の策定、国家財政の管理、政府の歳入徴収の管理などを担う。

関税局

Thai Customs

<https://www.customs.go.th/>

関税の徴収、関税額の査定、申告書検査など輸出入通関に係る業務、関税法違反の防止と抑制、関税徴収政策の提案などを担う。

物品税局

The Excise Department

<https://www.excise.go.th/excise2017/index.htm>

酒類、砂糖含有飲料等の物品税徴収、砂糖含有量検査の実施、アルコール飲料のラベル使用許可、酒類の販売・輸入許可などを担う。

歳入局

The Revenue Department

<https://www.rd.go.th/272.html>

歳入法に基づいた各種税金（付加価値税、印紙税、法人税など）の徴収を担う。

1.1.7 研究所：

国立マヒドン大学栄養研究所

Institute of Nutrition, Mahidol University

<https://inmu.mahidol.ac.th/th/>

同大学の8つある研究所のうちのひとつで1977年に設立。食品ラベル用の栄養分析、その他食品分析サービス提供、食品関連の研究のサービス提供などを行う。

タイリスク評価センター

Thailand Risk Assessment Center (TRAC)

<https://tracthailand.com/>

マヒドン大学栄養研究所管轄の組織でNovel foodや食品添加物の安全性評価などを担う。

国立カセサート大学食品研究製品開発研究所

Institute of Food Research and Product Development (IFRPD), Kasetsart University

<https://ifrpd.ku.ac.th/>

同大学はタイ国の農業大学。1968年設立の同研究所では、農産物に関する問題解決のための政策に基づいた研究のほか、食品・原材料の品質分析、食品研究開発、食品製造・加工に関するコンサルティングサービスの提供などを行う。

1.1.8 その他

タイ食品科学技術協会

Food Science and Technology Association of Thailand (FoSTAT)

<https://www.fostat.org/>

食品産業の持続可能な発展のための食品科学技術専門職の能力強化における主導的組織。セミナー開催など学術知識の普及、協会会員への学術的サービスの提供等を行う。

タイ食品栄養健康強調表示評価センター

Center for Nutrition Assessment and Health Claim for Food Products of Thailand (CNACT)

<https://www.nutritionthailand.org/th/>

タイ栄養協会栄養開発財団管轄のセンターで、特別用途食品の栄養価・安全性の評価、食品の健康強調表示の有効性と適切性の評価を担う。

タイイスラーム中央委員会事務局

THE CENTRAL ISLAMIC COUNCIL OF THAILAND

<https://cicot.or.th/>

イスラーム教組織運営法に基づき設立されたタイイスラーム中央委員会がタイのハラール食品の認証やハラール商品登録サイトの運営を担っている。

消費者保護委員会事務局

Office of The Consumer Protection Board (OCPB)

<https://www.ocpb.go.th/>

首相府所属の組織で、表示管理品目の規定など、消費者の権利及び安全を保護する役割を担う。

1.2 法令の種類、制定プロセス

- タイの法令は、憲法、法律、勅令、告示といったものが存在。
- 食品輸入の手続詳細は食品法に基づく保健省告示により規定されているものが多い。こうした告示は、通常、意見公募を経て制定される。

1.2.1 法令の種類¹

法令の種類は下記のとおり。食品輸入の手続詳細は、食品法に基づく保健省告示により規定されているものが多い。告示の補足資料として、Q&A形式の説明資料やガイドライン等が担当部署から公表されることもある。

法律、一部の告示は官報に掲載されることで公布される。官報掲載内容は専用ウェブサイトや各省ウェブサイトで見ることが可能となっている。

表1.2-1 タイの法令概要

| 法令の分類 | 法令の種類 | 概要 |
|-------------------------------------|---|--|
| 最高法規 กฎหมายสูงสุด Supreme Law | 憲法 รัฐธรรมนูญ Constitution | 全ての法令の基礎となっており、政府の形態、構造、権限、国民の権利役割、統治規則等、国家運営の基礎を定めている。 |
| 法律 กฎหมายระดับ พระราชบัญญัติ | 憲法を構成する法律 พระราชบัญญัติประกอบ รัฐธรรมนูญ Organic Act | 憲法の内容を拡張する法令。草案を提示する権利を持つのは、内閣および国会議員であり、国会審議によって制定される。 |
| | 法律 พระราชบัญญัติ Act | 政府と国民の関係の規制を定める法令。草案を提案できる権利を持つのは内閣、国会議員、国民。国会審議によって制定される。 |
| | 緊急勅令 พระราชกำหนด Emergency Decree | 行政(内閣)に権限を与えた法令であり、国家経済および安全保障において緊急時に対応するため議会に代わり施行する。 |

¹ アカレートン ジュララット, 法令の解釈

https://www.admincourt.go.th/admincourt/upload/webcms/Olddocs/attach/data_attach/article_law.pdf

The Final Report about the Problems of the Law Status and Hierarchy by Virtue of the Thai Constitution on the Royal Decree

<http://elibrary.constitutionalcourt.or.th/research/download.php?ID=245>

² 官報掲載ウェブサイト <https://ratchakitcha.soc.go.th/>

| | | |
|---|--|--|
| 下位法令 กฎหมายลำดับรอง Subordinate Legislation | 勅令 พระราชกฤษฎีกา Royal Decree | 法律および緊急勅令の詳細を定める法令。内閣が草案を検討する権利を持つ。根拠法が取り消された場合は、勅令も取り消される。 |
| | 省令 กฎกระทรวง Ministerial Regulation | 法律または緊急勅令に従うため大臣が内閣を通じて制定する法令であり、国会からの承認は求められない。 |
| | 省告示 ประกาศกระทรวง Ministerial Announce | 法律の権限に従い大臣が制定する法令。内閣からの承認は求められない。 |
| | 局告示 ประกาศกรม Department Notification | 局レベルの政府機関が制定する法令。組織外(局)からの承認は求められない。保健省の局レベルの組織である食品医薬品委員会事務局については、食品医薬品委員会事務局告示(FDA Announcement)を制定している。 |
| | 地方自治体令 กฎหมายว่าด้วยองค์กรปกครองส่วนท้องถิ่น Law on Local Administration | 地方自治体が制定する法令であり、自らの所轄地域にて施行される。バンコク都令(Bangkok Ordinance)等を例として挙げられる。この法令を発行する権限は自治権限を設定している法律により付与されている。 |

1.2.2 法律公布までのプロセス³

法律は憲法に次いで重要な位置付けの法令であり、国王の署名をもって公布される。憲法第77条で法律の草案を提示ができる者は内閣、国会議員、そして選挙権を持つ国民とされている。

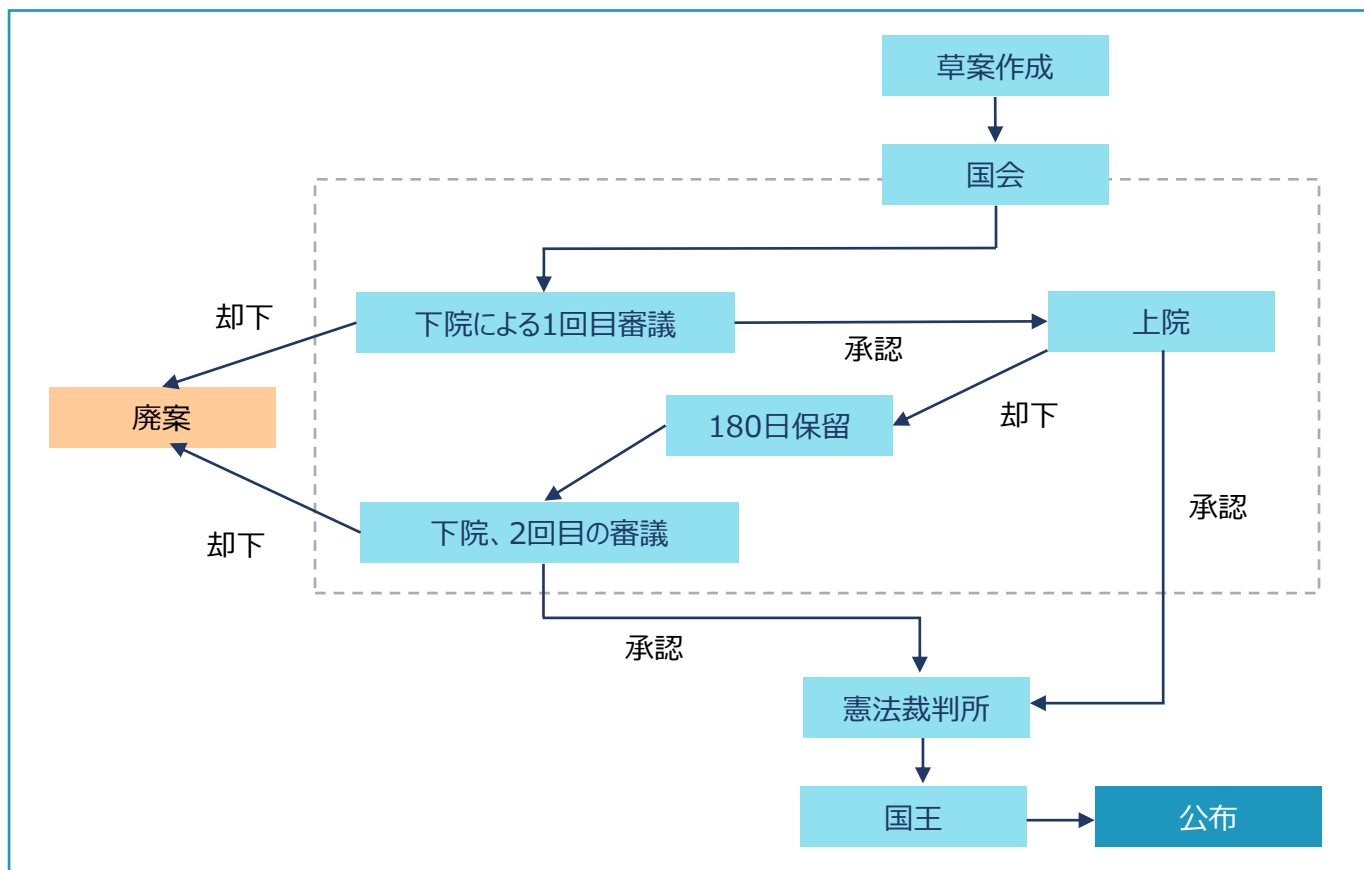
内閣提出法案の場合は、関係省等での検討、สำนักงานคณะกรรมการกฤษฎีกา (英語名: Office of the Council of State、日本の内閣法制局に当たる組織)での精査、閣議決定を経て、国会に提出される。国会審議は下院において開始され、可決された場合は上院にて審議される。上院で可決された場合は国会での審議が完了したものととして、憲法裁判所にて審議される。上院で否決された場合は、180日間保留後、再度下院で審議が可能であり、下院で可決された場合は国会での審議が完了したものとみなされ、憲法裁判所での審議となる。憲法裁判所での審議が完了すると、国王に上奏され、その後官報に掲載され法律の公布となる。

³ Section 133, CONSTITUTION OF THE KINGDOM OF THAILAND, B.E. 2560 (2017)

https://cdc.parliament.go.th/draftconstitution2/ewt_dl_link.php?nid=1460&filename=index

憲法に従った立法プロセス オラワン・ガセート https://old.parliament.go.th/ewtadmin/ewt/elaw_parcy/ewt_dl_link.php?nid=1851

図1.2-1 法律草案から公布までのプロセス



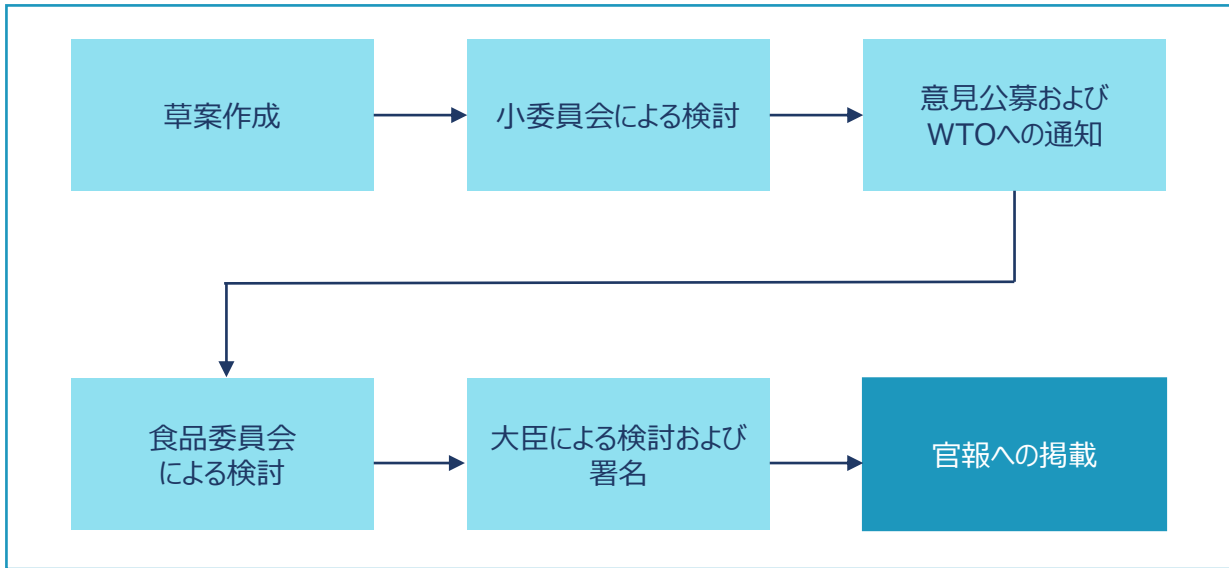
1.2.3 食品に関連する告示公布までのプロセス⁴

食品法(1979年)では第6条にて保健大臣へ告示公布の権限を与えている。食品関連の告示草案は主に保健省食品医薬品委員会事務局にて作成される。草案が作成されると小委員会が設置され、告示公布による影響等、詳細が検討される。その後、保健省ウェブサイト以案が公表され、意見公募が行われるのが一般的である。また、公聴会が開催され意見を聞く場合もある。内容によってはWTO事務局を通じてWTO加盟国に案が通報され、意見を受け付けることもある。その後、食品委員会による検討を経て保健大臣に最終案が提示される。保健大臣は食品法第6条の権限に基づき署名を行い、その後、官報に掲載されることにより告示の公布となる。署名から官報掲載までの間はタイムラグがあることが多い。

なお、WTO加盟国への案の通報は、ウェブサイトで公表されており、英語で概要の確認を行うことが可能となっている。ePing⁵というアラートシステムにユーザー登録すると、関心分野の通報を定期的にメール受信することが可能となっており、規制の動向を把握する上で便利。

4 下院事務局立法手引書(2018年改訂版)第46ページ
<https://prt.parliament.go.th/items/96a7ae18-4613-4468-9f83-99e161876892>
 食品医薬品委員会事務局食品部による食品カテゴリー分類解説資料
https://www.nstda.or.th/rqm/images/ResourcePublication/NAC2018_FDA_Food_Malee.pdf
 5 e-Ping (WTOのTBT・SPS通報のアラートシステム) <https://epingalert.org/>

図1.2-2 食品関連の保健省告示草案から公布までのプロセス



1.3 主な食品関連の法令

- 保健省、農業・協同組合省、工業省、商務省、財務省等、関連省庁が食品に関する法律の運用を行っている。また、法律に基づき、告示等の下位法令が公布されている。

1.3.1 保健省および農業・協同組合省所管法令

国家食品委員会法 2008年

National Food Committee Act, 2008

(保健省、農業・協同組合省)

<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/031/39.PDF>

(タイ語版)

国家食品委員会の設置、委員会の構成、権限（食品の品質等に関する政策の提案等）を定めている。

1.3.2 保健省所管法令

食品法 1979年

Food Act, 1979

(食品医薬品委員会事務局)

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=536782813802930176&name=law_act_EN.pdf

(英語版)

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=536781463119601664&name=law_act_TH.pdf

(タイ語版)

食品製造施設の設置、食品製造・輸入の許可、食品の登録、広告規制、罰則など、食品の管理に係る規則を定めている。同法に基づき、数多くの告示により運用規則が定められている。2021年1月に改正案が閣議で承認され、下院での第一読会の審議終了後、2023年3月に議会が解散されたため審議は中止となった。2024年2月現在、現政権での審議はまだ行われていないが、再開される可能性がある。

公衆衛生法 1992年、2007年、2017年

Public Health Act, 1992, 2007, 2017

(衛生局)

<https://laws.anamai.moph.go.th/th/act-of-doh/download/?did=204256&id=71861&reload=>
(英語版)

<https://laws.anamai.moph.go.th/th/act-of-doh/download/?did=217371&id=118494&reload=>
三

(タイ語版)

国民の健康を維持・向上するために、母子保健、伝染病予防、水道衛生管理、飲食店・フードマーケットの設置基準等について規定している。

アルコール飲料規制法 2008年、2025年

Alcohol Beverage Control Act

(疾病管理局)

<https://ddc.moph.go.th/uploads/files/14020220209072300.pdf>

(英語版)

https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/001_1alc.PDF

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/83910.pdf>

(タイ語版)

アルコールの広告、販売等の規則を定めている。

1.3.3 農業・協同組合省所管法令

農産物規格法 2008年、2013年、2018年

Agricultural Standards Act, 2008, 2013, 2018

(国家農産物食品規格事務局)

<https://www.acfs.go.th/article/thai-agricultural-standard>

(英語版/タイ語版)

農産物規格の規定方法、農産物規格マーク等について定めている。任意規格と強制規格があり、省令により強制規格が規定された品目の製造・輸出・輸入には農業・協同組合省管轄の国家農産物食品規格事務所の許可を必要とする。

植物防疫法 1964年、1999年、2008年

Plant Quarantine Act, 1964, 1999, 2008

(農業局)

<https://www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/P.Q. Act B.E. 2507 amended English version 21.pdf>

(英語版)

https://www.moac.go.th/law_agri-files-422791791799

(タイ語版)

植物・農産物の輸出入にかかる検疫および検疫証明書の発行規則等について定めている。同法に基づく告示により、日本・タイ間の植物検疫条件等が定められている。2024年3月現在、改正の検討が進められている。

植物品種法 1975年、1992年、2007年

Plant Act, 1975, 1992, 2007

(農業局)

<https://www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/11/PA-2518-and-amended-En.pdf>

(英語版)

https://www.moac.go.th/law_agri-files-422791791803

(タイ語版)

植物・農作物の品種の輸出入、遺伝子組み換え植物、植物の品種保護の権利について規定している。

植物品種保護法 1999年

Plant Variety Act, 1999

(農業局)

https://www.moac.go.th/law_agri-files-422891791124

(英語版)

https://www.moac.go.th/law_agri-files-422791791801

(タイ語版)

植物品種保護委員会の設置、新品種の保護、地域特有の国内植物品種の保護、一般的な国内の植物品種及び野生の植物品種の保護、植物品種保護基金、植物保護権者の権利保護等について定めている。

動物伝染病法 2015年

Animal Epidemic Act, 2015

(畜産局)

https://dld.go.th/th/images/stories/law/english/en_animal_epidemic_act2015.pdf

(英語版)

https://aqi-new.dld.go.th/images/act/epidemics_2558_TH.pdf

(タイ語版)

動物の移動、輸出入の検疫、伝染病措置等について規定している。同法に基づき、伝染病発生地域からの畜産物等の輸入停止措置等が講じられる。

飼料品質管理法 2015年

Animal Feed Quality Control Act, 2015

(畜産局)

https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181130_040217_1543568537650.pdf&m=img

(英語版)

https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181130_040028_1543568428922.pdf&m=img

(タイ語版)

飼料の製造許可、製造方法、飼料の輸出入について規定している。

漁業緊急勅令 2015年、2017年

Royal Ordinance on Fisheries, 2015, 2017

(水産局)

https://www4.fisheries.go.th/local/file_document/20180402093812_1_file.pdf

(英語版)

<https://www.fisheries.go.th/law/web2/images/PR2558/1-25-20-9998-update.pdf>

(タイ語版)

漁業管理、タイ海域内外の漁業、資源の保全措置、養殖振興、漁業の監視、衛生基準等に関する規則について定めている。

1.3.4 工業省所管法令

有害物質法 1992年、2001年、2008年、2019年

Hazardous Substance Act, 1992, 2001, 2008, 2019

(工場局)

<https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2021/07/law-haz-29032535-eng.pdf>

(英語版 第3版 (2008) まで)

<https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2021/07/law-haz-29032535.pdf>

(タイ語版)

農薬など危険物質を分類し、輸入、輸送、保管等について規定している。農業・協同組合省農業局と連携して同法に基づく農薬の使用禁止物質を告示により定めている。

工業製品規格法 1968年、第2版1979年、第3版1979年、第4版1988年、第5版1992年、第6版2005年、第7版2015年、第8版2019年

Industrial Product Standards Act, 1968, No.2 1979, No.3 1979, No.4 1988, No.5 1992, No.6 2005, No.7 2015, No.8 2019

(工業製品規格局)

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law1/2511_1968.pdf

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law1/2548_no6.pdf

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law1/2058_no7.pdf

(英語版 第7版 (2015) まで)

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law1/tip15july19_2.pdf

(タイ語版)

工業製品 (食品を含む) の規格、マーク等について定めている。告示で指定された品目 (強制規格が必要な品目) の輸入には工業省管轄の品質管理委員会の許可を必要とする。

国家標準化法 2008年

National Standardization Act, 2008

(工業製品規格局)

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law2/2551.pdf

(英語版)

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law2/std_act_2551.pdf

(タイ語版)

国家標準化委員会の設置、審査・認証業者、規格マーク等に関する規則について定めている。

1.3.5 商務省所管法令

商品輸出入法 1979年、2015年

Export and Import of Goods Act, (1979) and No. 2, 2015

(外国貿易局及びタイ税関)

<https://www.dft.go.th/Portals/0/Law/EXPORT%20AND%20IMPORT%20OF%20GOODS%202522-01.pdf>

<https://www.dft.go.th/Portals/0/Law/1.%20%E0%B8%9E.%E0%B8%A3.%E0%B8%9A.%20การส่งออกไปนอกและการนำเข้ามาในราชอาณาจักรซึ่งสินค้าฉบับที่%2022558%2006082561.pdf>

(英語版)

<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/2059/28>

<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/17009/17009>

(タイ語版)

商務大臣の輸出入禁止品目、許可取得を義務付ける輸出入品目の公布権限などについて定めている。同法に基づいた法令の公布により、外国貿易局が管理品目の輸出入者登録の規定や関税割当制度の運用等を担っている。

輸出製品規格法 1960年、1979年

Export Commodity Standards Act, 1960 and No. 2, 1979

(外国貿易局)

<https://law.dit.go.th/Upload/Document/7be2a422-043a-46bb-b32b-461cbcabc047.pdf>

(タイ語版)

製品規格委員会の設置、規格製品の輸出、製品規格審査事業、製品規格証明書等に関する規則について定めている。

米取引法 1946年、第2版1946年

Rice Trading Act, 1946 and Amendment No. 2, 1946

(国内取引局)

<https://law.dit.go.th/Upload/Document/9972482c-20f0-4a8f-b2ce-a597fa6800fa.pdf>

(英語版)

<https://law.dit.go.th/Upload/Document/19433343-0a4b-47f1-a338-c5f9edfae164.pdf>

(タイ語版)

委員会の設置、米取引管理区域、米取引業許可証等に関する事項について定めている。

1.3.6 財務省所管法令

関税法 2017年

Customs Act, 2017

(タイ税関)

https://www.customs.go.th/data_files/9b58e9c383e05163c0223e8e2e7e6991.pdf

(英語版)

https://www.customs.go.th/data_files/ceb80cc6dd718c73b5a44daf60a1efe3.PDF

(タイ語版)

関税の支払い、輸出入通関、物品検査、免税区域等について規定している。

物品税法 2017年

Excise Tax Act, 2017

(物品税局)

https://lawelcs.excise.go.th/img/Excise_Act_EN.pdf

(英語版)

<https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/2647>

(タイ語版)

物品税の納税、物品税登録、保税倉庫、納税申告書の提出と納税、酒類・たばこ等の製造、輸出入、販売許可等に関する規定について定めている。

1.3.7 その他の省所管法令

消費者保護法 1979年、1998年、2013年、2019年

Consumer Protection Act, 1979, 1998, 2013, 2019

(消費者保護委員会事務局)

https://www.ocpb.go.th/ewtadmin/ewt/ocpb_en/download/consumer%20protection%20act.pdf

(英語版 第2版(1998)まで)

https://www.ocpb.go.th/download/article/article_20200221144401.pdf

(タイ語版)

消費者保護特別委員会の下、国民が消費する製品、サービスに関して消費者を保護するため、流通、広告等を規制している。同法に基づき、消費者団体による代理訴訟が可能である。

危険な製品による損害の責任法 2008年

The Product Liability Act, 2008

(消費者保護委員会事務局)

https://www.ocpb.go.th/ewtadmin/ewt/ocpb_en/ewt_dl_link.php?nid=3

製造過程等に問題がある製品が起こした損害に関し、製造業者等の責任等について規定している。対象範囲は農産物を含む製造・加工された動産。連帯責任となっており、責任対象範囲は製造業者に限られておらず、製造委託業者、輸入業者、販売業者にまで及ぶ。

1.4 食品法の改正

- 現行法の内容が食品安全等の観点から一定の限界があること等を理由に、タイ政府は食品法の改正案を策定。同改正案は2021年1月26日の閣議にて承認されたが、下院での第一読会の審議終了後の議会解散により審議が中断され、2026年2月現在も成立には至っていない。
- 改正案成立後は、関連する告示約50本が改正される見込み。改正案では制度の細部までは規定されておらず、食品輸入等に実質的な影響をもたらすのは告示改正となる可能性が高いため、引き続き注視が必要。

1.4.1 改正の理由¹

タイ政府は、食品の安全の担保や食品の宣伝の規制を行う上で、現行の食品法には限界があるとし、改正案を策定した。ジェトロ等が2021年2月に保健省に確認した際には、時代の変遷に沿った内容に規定を更新したいという意向が保健省から示され、改正の主目的として、(1)正しく業務を行っている事業者に対し、より迅速に、利便性が高いサービスを提供できるようにすること、(2)違反している事業者に対し、より明確で厳しい罰則を科すことがあげられた。

1.4.2 改正のスケジュール²

改正案については、2019年に意見公募が行われ、食品産業関係者等から意見が募られた。その後、改正案に修正が加えられ、2021年1月26日の閣議にて承認された。同改正案は、下院での第一読会の審議終了後、2023年3月に議会が解散されたため、審議は中止となった。その後、改正案再提出に向けた準備が進められていたが、2025年12月の議会解散により、現政権下での審議開始時期は未定となっている。2026年2月現在、食品法を所管する保健省にて閣議提出に向けた改正案の見直しが進められている。また、この改正案とは別に、国会での審議開始を促す目的で、タイ消費者協議会は独自の「消費者評議会版食品法案」の推進を継続している。

今後、国会での審議、国王への上奏を経て、官報に掲載されることにより公布となる。改正案は官報への掲載翌日から施行される予定。なお、食品医薬品委員会事務局は、公布時期の予測は困難としている。同局によると食品法改正に伴い改正が見込まれる保健省告示の数は約50本であり、これらは改正案公布後2年以内に公布される予定。一般的に、保健省告示は、まず保健省内に設置される小委員会でも内容が検討され、その後意見公募が行われ、WTOへの通知、食品委員会による検討を経て、保健大臣により署名され公布という流れとなる。

なお、食品法の改正案の審議と並行し、食品関連の告示は引き続き改正される可能性があることに注意。

1.4.3 現行法からの及び主な変更点³

2021年2月現在、一般向けに公表されている改正案は、2019年に意見公募が行われた際のものとなっているため、本稿では、2019年の意見公募時に公表された改正案の内容を中心に記述を行う。一方、食品医薬品委員会事務局によると2021年2月現在の改正案は意見公募を踏まえて修正がなされており、また、今後の国会審議でも内容が修正される可能性があるため、実際に施行される改正内容は本稿とは一部異なる可能性があることには注意が必要である。(2019年の意見公募時に公表されて以降は、改正案は一般には公表されていない。)

改正案は1979年食品法の一部の規定を改正するとともに、新規の規定を追加するものとなっており、改正案が施行されたあとも1979年食品法の一部はその効力を有する。

1 食品法改正案 https://lis.parliament.go.th/attach/mod03/mod03_20211116140743.pdf

2 法案の審議進捗 https://lis.parliament.go.th/index/search_detail.php?SYSTEM_ID=3&DOC_ID=146

消費者協議会草案検討の進捗 <https://www.tcc.or.th/wp-content/uploads/2025/01/3-กฎหมาย.pdf>

消費者協議会食品法改正法案の提案事項 https://www.tcc.or.th/wp-content/uploads/2025/12/TCC_นำเสนอ9นโยบายผู้บริโภค.pdf

3 現行法 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=536781463119601664&name=law_act_TH.pdf

タイ政府は、(1)消費者に害や影響を及ぼし得るリスクのレベルに応じた規制の策定、(2)食品の審査関係条項の改正、(3)食品の宣伝における基準、方法、条件の策定、(4)許可審査を迅速・効率的に行い、事業上の競争力を高めるための仕組みとして、許可審査プロセスを担う専門家等の設置に関する規定の策定、(5)罰則及び手数料を現状に即した内容に見直しすること等を内容としている。

なお、改正案では大枠が定められ、制度の細部は下位法令である保健省告示によって規定される見込み。例を挙げると、食品のカテゴリーは、現行法では特定管理食品／品質規格管理食品／表示管理食品／一般食品に分けられているが、改正案による改正後の食品法では特定管理食品／管理食品／届出食品／一般食品に分けられる。各食品がいずれのカテゴリーに該当するかは、食品法ではなく保健省告示で規定される。このため、事業者が現在輸入している食品が、改正後の食品法において、いずれのカテゴリーに振り分けられ、どういった手続きを行う必要があるかを確認するためには、今後改正される保健省告示の内容を確認することが必要となる。

表1.4-1 食品法改正案による現行制度からの主な変更点

| 該当条項及び概要 (改正案による改正後の条項) | 改正内容及び現行制度からの主な変更点 |
|--|---|
| <p>前文 第4条 定義の設定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「特定管理食品」は定義から外れるが、関連規定は引き続き存在。 ・「食品レシピ」は定義から外れるが、関連規定は引き続き存在。現行制度では、特定管理食品のみ成分表の登録が求められていたが、新制度では特定管理食品の登録証明書取得、管理食品の届出証明書の取得にあたり、成分表の届け出が必要。届出食品については、成分として使用する物質の品目情報の届出が必要。 ・大臣による権限を強化及び明確化。 |
| <p>第6条 保健大臣の権限、各食品の品質規格の設定、食品カテゴリーの設定等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大臣による権限を強化及び明確化。現行法の10項目に対して、改正案では18項目の権限を規定。 ・追加権限は各食品カテゴリー(特定管理食品、管理食品、届出食品)の品質規格の設定、安全性評価が必要な食品の設定、食品輸送・保存の基準設定、食品の広告条件、広告が禁止される食品の設定、学術的分析方法・条件の設定等。 |
| <p>第1章 食品委員会 第8条 委員会の義務と権限</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会が大臣又は許可者に助言・進言できる内容を強化及び明確化。 ・現行法では「第6条に従った告示の発行に関する助言・進言」等、条項を限定した規定がされていたが、改正版では、「本法に適合する食品の規制及び監督の方針及び施策に関する件で、大臣又は事務局長に助言する、又は意見具申する」等、食品法全体を包括する方法で規定。 |
| <p>第9条 有識者委員の任期</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・有識者委員の任期に関する規定を明確化。 ・現行法の任期に関する規定は「任期は2年であり、再選することも可能」とのみ規定されていたが、改正版では「有識者委員の任期を1回当たり2年とし、再選することはできるが、連続で2期を超えて任務につくことが出来ない」、「追加で空席を埋めるために任命された委員の任期は他の委員と同じ任期とする」など詳細を規定。 |

| | |
|---|--|
| <p>第10条 任期満了以外の退任条件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・任期満了以外の退任条件を明確化。 ・改正版では退任条件として「(4) 職務上の不備又は不正、地位を汚す行為、又は能力低下が認められたため大臣が解任する」を追加。 |
| <p>第12条 小委員会の設置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の小委員会設置権限を明確化。 ・現行法では「委員会は小委員会を設置する権限を有する」とされていたが、改正版ではさらに小委員会の構成等詳細を規定。 |
| <p>第2章 許可証の申請、発給 第14条 許可証無しでの食品製造の禁止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品製造の条件を明確化。 ・現行法では「許可を受けていない者が食品製造を行うことを禁じる。許可申請は省令において定められる基準、方法、条件に従う」とされていたが、改正版では従来の内容に次の例外を規定。「(1)調理又は料理して食品を完成させ、すぐに食べられる様に購入者に販売するために用意された公共の場所若しくは公道に該当しない建物、施設、又は任意の場所。(2)公共の場所又は公道にある食品の販売施設。」 |
| <p>第14/1条 卸売販売</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・意見公募時の案では、卸売販売を行う場合（上記第14条部分の(1)や(2)の施設が製造した食品を卸売販売する場合等を想定）は上記第14条の例外から除外し、食品製造の条件に従う必要があるという内容になっていた。一方、食品医薬品委員会事務局によると、関係者から強い懸念が寄せられたこと等により、さらに修正が行われ、2021年1月時点の最新条文では、上記第14条部分の(1)や(2)の施設が「食品製造において5馬力以上の機械を使用、又は作業員が7人以上いる場合」は、食品製造の条件に従う必要がある（第14条の例外から除外）という内容になっているとのこと。 |
| <p>第16/1条 許可証の変更、許可されている内容以外の行為の禁止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・禁止事項を追加。 ・許可者から許可を得ている場合を除いて、第14条、第15条に基づく許可証の変更・修正、取得した許可から逸脱した行為を禁止。 |
| <p>第18条 有効期限</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・救済措置を追加。 ・現行法では第14条、第15条に従い発行された許可証は発行から3年目の12月31日まで有効と規定。改正版では「更新時期を超えてしまった場合でも1ヶ月以内であれば更新申請をすることができる」と救済措置を加えている。なお、その場合も罰則は科される。 ・食品製造許可書の新規申請にかかる手数料は10万バーツ。罰則は3年以下の禁固刑、もしくは30万バーツ以下の罰金、又はその両方。 |

| | |
|--|---|
| <p>第2/1章 食品許可申請プロセス</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品許可申請プロセスを規定する新たな章を追加。 |
| <p>第19条 不服申立</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法では、申請に関して申請者は許可者から通知を受け取ってから30日以内であれば上訴ができるとしていた。改正版ではこの条項を削り、同内容は第7/1章「不服申立」にて他の不服申立に関する内容と共にまとめられ、第46/4条にて引き続き規定されている。 |
| <p>第19/1条 許可検討の迅速化のための外部専門家・専門機関の設置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品許可審査プロセスにおいて、食品許可審査プロセスを円滑、迅速、効率的に実施するため外部専門家・専門機関の設置を規定。 ・食品医薬品委員会事務局の義務及び権限に基づく執行を委任された食品医薬品委員会事務局の担当官及び保健省傘下の機関の担当官以外に、国内外の専門家、専門家組織、国家機関又は民間組織が設置され、学術文書の評価、分析、事業所の検査、または中央及び地方の食品許可審査プロセスを行うことを可能としている。 ・なお、現行法の体系においても、政府以外の機関が実施した分析結果をもとに、食品許可の審査が行われているが、改正版では上記のとおり明文化されている。 |
| <p>第19/2条 専門家・専門機関指名における基準・方法・条件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の専門家、専門家組織、国家機関又は民間組織に委託するための基準、方法及び条件は告示によって規定される。 |
| <p>第19/3条 大臣の権限、専門家の登録料金、食品許可申請料金の設定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大臣が委員会の助言を得て、告示を公布し、専門家の登録料金、食品許可申請料金を設定することができる。 |
| <p>第19/4条 第19/3条により得られた資金の運用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の登録、外部機関による食品許可審査により得られた資金は、食品医薬品委員会事務局又は委任され資金徴収を担当した機関の収益となる。国庫に納める必要はなく、登録した専門家や組織への報酬、食品に関する消費者保護のための公益計画又はプロジェクトの運用費等に使用する。 |
| <p>第19/5条 第19/1条～19/4条の支出および入金方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第19/1条から第19/3条までに規定する金銭の收受及び第19/4条に基づく金銭の支出は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従う。 |

| | |
|--|---|
| <p>第3章 食品に関する指定事業者の義務</p> <p>第24条 輸出用製造に関する特例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・輸出用食品製造の特例の詳細を改正。 ・現行法では「特定管理食品を製造し輸出する必要がある場合は、タイ国外の基準に従い、特定管理食品を製造し、輸出することができる。第6条に定めた品質・規格と異なっても良い。その後委員会に報告すること。」とされていたが、改正版では、「輸出に資するために、製造許可取得者は、タイ王国外で販売する輸出用の食品を製造できる。その場合、食品の品質又は規格、食品添加物の使用、収納容器の使用、ラベル表示又はその他の詳細は、外国の規格又は国際規格に従い、許可者に報告すること。また担当官が検査できるように、購入国又は発注国の要求事項に関する書類又は証拠を保管すること。」とされ、輸出用食品の製造にあたっては、品質規格、食品添加物の使用等について、タイ国外の規格に従うことができるとされている。対象も従来の特定管理食品から他のカテゴリーの食品にも広がられている。 ・また、担当者が検査できるよう、関連する書類・証拠を保管することが規定されている。書類・証拠の報告・保管の基準、方法、条件は事務局長が定める告示に従うことと規定されている。 |
| <p>第4章 食品の管理</p> <p>第25条 製造・輸入・販売禁止食品</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法では製造・輸入・販売禁止食品として、(1)不純食品、(2)偽造食品、(3)規格不適合食品、(4)その他大臣が定める食品が規定されていたが、改正版では(4)その他大臣が定める食品が削られ、代わりに(4)品質劣化食品（第29条により定義）が規定された。 |
| <p>第27条 偽造食品の定義</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法で設定されている5つの定義のうち(4)と(5)が改正される。 ・(4)は「騙そうとする」という単語が削除されており、該当するか否かは、意図の有無を問わないこととされている。 ・(5)は現行法では第6条(2)、(3)に従い設定された規格から大きく異なる食品とされていたが、改正版では「第6条(1)、(2)、(3)、(4)に従い設定された規格から大きく異なる食品」とされている。（第6条では、大臣の告示公布の権限を定めており、(1)特定管理食品の設定、(2)特定管理食品の品質・規格の設定、(3)特定管理食品以外の食品の設定、(4)食品の配合として使う原料の割合の設定とされている。現行法では(2)、(3)の告示の規定から大きく異なる食品みが偽造食品の定義対象となっていたが、改正版では(1)及び(4)も対象となっている。） |
| <p>第28条 規格に合わない食品の定義</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第27条により偽造食品の定義が改正されるに伴う変更が行われる。 |

| | |
|--|--|
| 第29条 品質劣化食品の定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法では第29条は「その他大臣が定める食品」の定義だったが、改正版では第25条の改正に伴い、品質劣化食品の定義となっている。 ・品質劣化食品は「(1)賞味期限・消費期限が切れた、又は消費予定期日を過ぎた食品。(2)元の状態から物理的変化が生じたために摂取すべきでない特徴を有するようになった、又は食品医薬品委員会事務局長が定めた基準に基づく劣化した食品」と定義される。 |
| 第30条 許可者の権限 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法では食品医薬品委員会事務局の権限を設定していたが、改正版では許可者の権限を規定している。これは定義の変更に従ったものと推測される。 ・権限は強化されており、現行法では3項目((1)食品製造施設および食品輸入所の改造・是正命令、(2)許可を得ずに操業していた事業者および検査の結果消費すべきでないことが明らかとなった食品輸入・製造の停止命令、(3)検査の結果不純食品・規格外食品等であることが明らかになった食品の検査結果を国民に開示。)だったが、改正版では8項目が規定されている。 ・現行版から追加された権限は、(1)食品の安全性が疑われる場合、食品の安全性を示す書類又は証拠を提出させ、安全性を確認している間、生産・輸入・販売を停止させる権限、(2)販売されていた食品が不純食品、偽造食品、規格不適合食品、品質劣化食品であることが判明した場合、食品の回収を命じる権限、(3)販売されている食品が消費者の安全保護のために摂取すべきでない食品・有害な可能性がある食品であることが明らかになった場合、食品を回収させる権限等である。 |
| 第30/1条 不純食品、偽造食品、規格不適合食品、品質劣化食品であることが判明した場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法にはなかった内容であり、食品が不純食品、偽造食品、規格不適合食品、品質劣化食品であることが判明した場合、その結果を国民に知らせることができると規定されている。製造者・輸入者の身元が明らかである場合、明らかでない場合、それぞれの情報開示方法が規定される。 |
| 第5章 特定管理食品、管理食品および届出食品 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法の第5章「食品の登録および広告」が改正版第24条によって「特定管理食品、管理食品及び届出食品」に置き換えられる。これにより食品カテゴリーは従来の4種類(特定管理食品、品質規格管理食品、表示管理食品、一般食品)から新たな4種類(特定管理食品、管理食品、届出食品、一般食品)に変更される。 |
| 第32条 申請内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定管理食品に求められる申請内容を規定。 ・現行法では第35条で規定されていた食品名、生産者等の7項目に加え、改正版では「品質・安全性に関する生産手法」が追加され8項目とされている。 ・各原料の量を申請することが新たに求められている。 |

| | |
|---|--|
| <p>第37条 管理食品の登録義務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・管理食品の登録義務を規定。 ・管理食品を製造・輸入する者は、許可者に通知し、通知証明書を受理することにより製造・輸入を開始することができる。 |
| <p>第38条 申請内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・管理食品に求められる申請内容を規定。 ・各原料の量を申請することが新たに求められている。 |
| <p>第42/1条 届出食品の登録義務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・届出食品の登録義務を規定。 ・届出食品を製造・輸入する者は、許可者に届出を行い、届出証明書を受理することにより製造・輸入を開始することができる。 |
| <p>第42/2条 申請内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・届出食品に求められる申請内容を規定。 |
| <p>第42/7条 食品ラベルへの登録マークの表示</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・特定管理食品、管理食品、届出食品について、製造・輸入者による食品の登録、通知、届出を示すマークの表示義務を規定。 |
| <p>第42/8条 証明書の使用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品登録証明書を使用できるのは、有効期限内のみであることを規定。 |
| <p>第42/9条 証明書紛失時の対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・紛失・破損を認識してから15日以内であれば、代用証明書を申請可能。 |
| <p>第42/10条 特定管理食品、管理食品および届出食品に該当しない食品におけるマークの表示</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・特定管理食品、管理食品、届出食品に該当しない食品を製造・輸入する際、食品登録マークを所望する場合は、第42/1条に従い申請することを規定。 |
| <p>第5/1章 広告</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・広告を規定する新しい章を追加。 ・食品医薬品委員会事務局によると、広告に関して規定された内容は、現行法下でも下位法令の運用等で実施されている内容であるとのこと。 |
| <p>第42/11条 食品の広告において消費者に対して不当なメッセージ使用を禁止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品広告は、消費者に対して不当であり、社会に危害を与えるものであってはならない旨を規定。 ・現行法では類似内容が第40条で規定されていたが、改正版では大幅に内容が明確化され、消費者に対して不当であり、社会に危害を与えるメッセージの類型が10項目にわたり規定されている。 |

| | |
|--|--|
| <p>第42/12条 食品の品質・効能の広告を希望する者の許可申請</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品の摂取メリット、品質、効用の広告を希望する者は、許可者から許可証を取得しなければならない旨を規定。 ・広告の許可申請は大臣が告示した規定・方法・条件に従う必要があり、広告許可証は発行から5年間使用することができる。 ・現行法では類似内容が第41条で規定されていたが、改正版では内容が具体化されている。 |
| <p>第42/13条 広告許可証を紛失した際の対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・紛失・破損を認識してから15日以内であれば、代用証明書を申請可能。 |
| <p>第42/14条 広告に違反があった場合の許可者の権限</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品広告が第6条(14)、(15)に従い公布された告示、又は第42/11条若しくは第42/12条に違反していると許可者が判断した場合の権限を規定している。 ・現行法では類似内容は第42条で規定されていたが、改正版では内容が強化されている。現行法では当該食品の製造・輸入・広告を指示することができる」とされていた。改正版では、(1)広告文言・方法の修正、(2)広告における文言・手法使用の禁止、(3)広告・広告手法の中止、(4)広告により生じた国民の誤解を解消するための広告を命じることができる」とされている。 |
| <p>第42/15条 広告許可証の取消し</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・改正版では第42/14条の命令に従わない場合、広告許可証を取り消すという、取消条件を新たに設定。 |
| <p>第6章 担当官 第43条 担当官の権限</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法では担当官の権限として5つの項目が設定されていたが、改正版ではうち(4)、(5)の内容を置き換え、(6)を新たに追加している。これにより押収および差押えの対象物が追加される。 |
| <p>第44条 押収品の廃棄</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・改正版では押収品への対応が明確化され、廃棄又は他の処置を取るための条件を設定している。いずれかの条件に該当する場合、許可者は保健大臣によって定められた規則に従い、廃棄又は他の処置を取る命令を発することができる」とされている。 |
| <p>第7章 許可証の使用停止および取消し 第46条 許可証の使用停止条件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・改正版では、指示に従い状況が改善された場合について、許可証一時停止の解除条件が明記された。 |
| <p>第46/1条 許可証の取消条件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・改正版では許可証の取消条件が明記された。 |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>第46/3条 許可証取消しへの違反</p> | <p>・改正版では、許可証一時停止、取消しへの違反に対する措置が明記された。</p> |
| <p>第7/1章 不服申立</p> | <p>・現行法では第19条で許可者が申請を許可しない場合の不服申立について、第46条で各種許可証の取り消しを命じられた場合の不服申立について規定されていた。改正版では新たな章が追加され、2つの条項の内容がまとめて規定されている。</p> |

1.4.4 経過措置

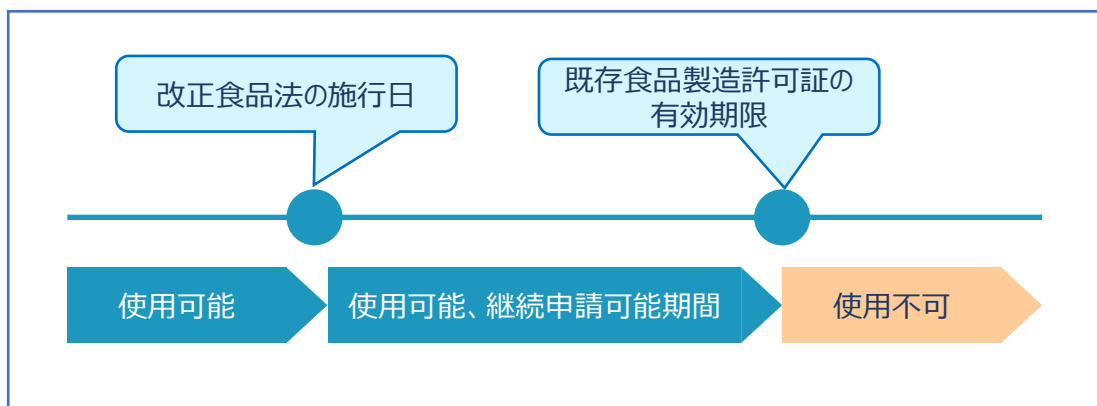
改正案では、食品製造許可証、食品製造施設番号、特定管理食品等の登録、広告の許可証等に対して経過措置が設けられている。食品医薬品委員会事務局によると、食品登録番号については従来の番号を使えるよう求める要望が事業者からあったため、継続して使用できるようにすることのこ。なお、同局によると、輸入許可等については、従来通りとなるため、経過措置を講じていないとのことであったが、引き続き注視されたい。

なお、2021年5月、タイの業界団体から、タイ政府内の検討により一部の経過措置は当初検討されていた期間から延期される模様との情報があった。

ア. 製造許可証の経過措置

食品製造許可証については、改正案の施行後も、現行法に従って申請されたものは有効期限までは使用可能。有効期限が切れるまでに、改正後の食品法に従った食品製造許可証を申請すれば、申請が拒否されない限り、従来通りの製造ができるとされている。

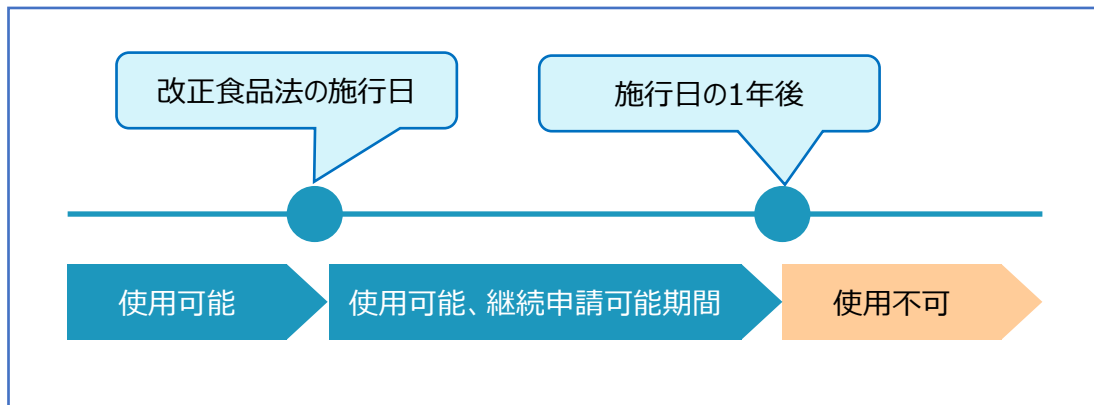
図1.4-1 食品製造許可証の経過措置



イ. 食品製造施設番号の経過措置

食品製造施設番号については、改正案施行後も1年間は継続して使用が可能。施行後1年以内に改正後の食品法に従った許可証を申請すれば、申請が拒否されない限り、従来通りの製造ができるとされている。

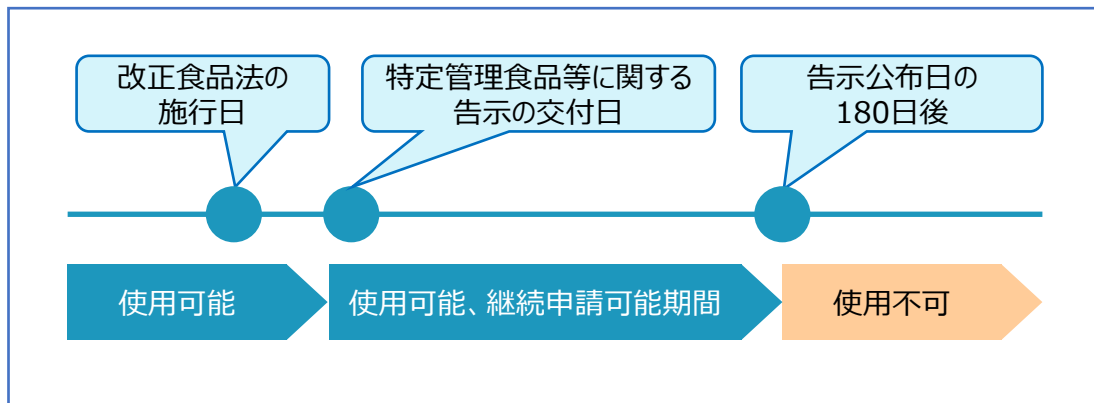
図1.4-2 食品製造施設番号の経過措置



ウ. 特定管理食品、管理食品、届出食品の登録に対する経過措置

保健大臣が改正案に基づく特定管理食品、管理食品、届出食品に関する告示を公布して詳細を定めるまでの間は、現行法に基づく特定管理食品を改正案における特定管理食品、現行法に基づく品質規格管理食品を管理食品、現行法に基づく表示管理食品を届出食品とみなし、それぞれの許可証及び食品登録番号は引き続き使用可能とされている。保健大臣が改正案に基づく特定管理食品、管理食品、届出食品に関する告示を公布した場合、その公布日から180日以内に改正案に基づく許可証の申請を行う必要がある。

図1.4-3 特定管理食品、管理食品、届出食品登録証の経過措置



エ. 広告の経過措置

現行法に基づき広告許可を得ており、改正案公布後もその広告の使用を希望する場合は、改正案が施行されてから1年以内に、改正案に基づき広告許可証を申請する必要がある（申請までの間は現行法に基づき広告の使用が可能）。なお、前述の現行法に基づく広告許可について、改正案が施行される年に得ている場合は、改正案施行日から2年以内に改正案に基づく広告許可証を申請する必要がある（申請までの間は現行法に基づき広告の使用が可能）。

図1.4-4 広告の経過措置(新食品法施行の前年以前に許可を得た場合)

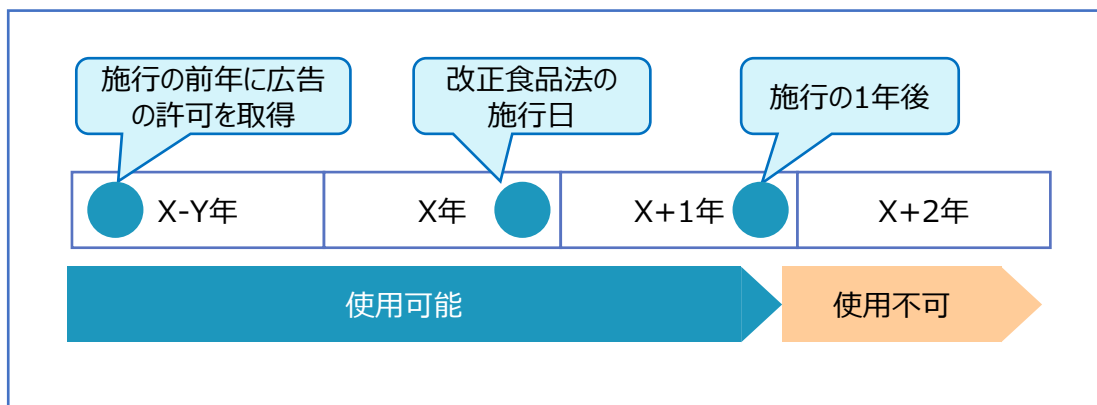
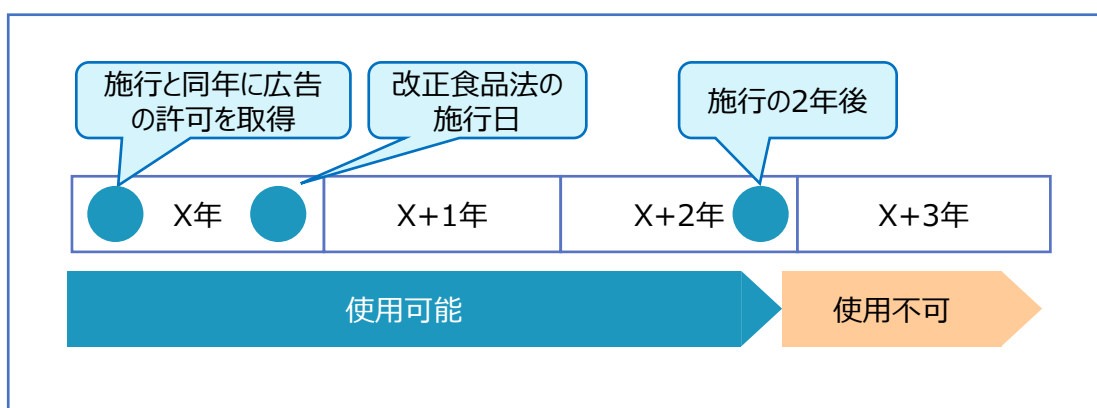


図1.4-5 広告の経過措置(新食品法施行の同年に許可を得た場合)



1.4.5 申請手数料

改正案では、各種申請手数料は大幅に引き上げられている。食品製造許可証は従来の1万パーツから10万パーツに、食品輸入許可証は従来の2万パーツから20万パーツに引き上げ。詳細は以下の通り。

表1.4-2 手数料の引き上げ

| 項目 | 現行 | 改正案 |
|-----------|--------|---------|
| 食品製造許可証 | 10,000 | 100,000 |
| 単回食品製造許可証 | 2,000 | 10,000 |
| 食品輸入許可証 | 20,000 | 200,000 |
| 単回食品輸入許可証 | 2,000 | 20,000 |
| 食品宣伝許可証 | - | 10,000 |
| 登録証明書 | 5,000 | 50,000 |
| 項目届出証明書 | - | 20,000 |
| 届出証明書 | - | 10,000 |

備考：上記は新規の申請手数料。許可証を更新する場合の申請手数料は、当該区分の許可証の申請手数料と同額。

1.4.6 罰則

改正案では、罰則は大幅に強化されている。罰金は概ね現行から約10倍に引き上げられている。禁固刑はほぼ全ての項目において従来通りとなっているが、広告に関する罰則は禁固刑も引き上げられている。例を挙げると、改正案第75/13条で規定されている食品の効用・品質を広告する場合の許可取得の義務に違反した者への罰則は、現行は5千バーツ以下の罰金刑であるところ、改正案では6ヶ月の禁固刑若しくは5万バーツ以下の罰金刑又はその併科に引き上げられている。主な内容は以下の通り。

表1.4-3 罰金の強化

| 項目 | 既存 | 新 |
|-----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 製造、輸入、販売における基準、方法及び条件に関する違反 | 10,000バーツ以下の罰金 | 100,000バーツ以下の罰金 |
| 食品包装の品質規格および使用方法に関する違反 | 2年以下の禁固刑若しくは20,000バーツ以下の罰金、又は併刑 | 2年以下の禁固刑若しくは200,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| ラベル表示に関する違反 | 30,000バーツ以下の罰金 | 300,000バーツ以下の罰金 |
| 食品広告および広告禁止食品に関する違反 | - | 3年以下の禁固刑若しくは300,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 担当官の要請に従った情報および書類の提示に関する違反 | 1ヶ月以下の禁固刑若しくは1,000バーツ以下の罰金、又は併刑 | 1ヶ月以下の禁固刑若しくは10,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 食品製造許可証または食品輸入許可証に関する違反 | 3年以下の禁固刑若しくは30,000バーツ以下の罰金、又は併刑 | 3年以下の禁固刑若しくは300,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 輸出用製造食品の品質規格、報告及び書類保管に関する違反 | - | 6ヶ月以下の禁固刑若しくは50,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 輸出用に製造された特定管理食品の国内での販売 | 3年以下の禁固刑若しくは30,000バーツ以下の罰金、又は併刑 | 2年以下の禁固刑若しくは200,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 輸出用に製造された管理食品の国内での販売 | - | 1年以下の禁固刑若しくは100,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 輸出用に製造された届出食品の国内での販売 | - | 6ヶ月以下の禁固刑若しくは50,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 不純食品の製造、輸入、販売 | 2年以下の禁固刑若しくは20,000バーツ以下の罰金、又は併刑 | 5年以下の禁固刑若しくは500,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |

| | | |
|--|---|---|
| 偽造食品の製造、輸入、販売 | 6ヶ月から10年の禁固刑及び5,000から100,000バーツの罰金 | 6ヶ月から10年の禁固刑及び50,000から1,000,000バーツの罰金 |
| 規格不適合食品の製造、輸入、販売 | 50,000バーツ以下の罰金 | 500,000バーツ以下の罰金 |
| 品質劣化食品の製造、輸入、販売 | 5年以下の禁固刑若しくは50,000バーツ以下の罰金、又は併刑 | 300,000バーツ以下の罰金 |
| 不純食品、偽造食品、規格不適合食品、品質劣化食品を回収する様指示を受けた際の規定期間内の回収への違反 | - | 100,000バーツ以下の罰金 上記に加え、指示に従わない期間1日当たり5,000バーツ以下の罰金 |
| 未登録の特定管理食品の製造および輸入 | - | 2年以下の禁固刑若しくは200,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 未登録の特定管理食品の販売 | 1,000～10,000バーツの罰金 | 10,000～100,000バーツの罰金 |
| 登録されている内容に従わない特定管理食品の製造または輸入 | 1年以下の禁固刑若しくは10,000バーツ以下の罰金、又は併刑 | 1年以下の禁固刑若しくは100,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 虚偽および詐欺とみなされる食品の効果効用の広告 | 3年以下の禁固刑若しくは30,000バーツ以下の罰金、又は併刑 | 3年以下の禁固刑若しくは300,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 許可証を得ない食品の効果効用の広告 | 5,000バーツ以下の罰金 | 6ヶ月以下の禁固刑若しくは50,000バーツ以下の罰金、又は併刑 |
| 禁止されている方法での食品の広告、又は広告の停止命令等の命令への違反 | 2年以下の禁固刑若しくは20,000バーツ以下の罰金、又は併刑 上記に加え、命令に従わない期間に対して1日当たり500から1,000バーツの罰金 | 2年以下の禁固刑、200,000バーツ以下の罰金、又は併刑 上記に加え、命令に従わない期間に対して1日当たり500から1,000バーツの罰金 |

1.4.7 食品業界の反応

2019年に食品医薬品委員会事務局が実施した意見公募で寄せられた意見とその回答については、ウェブサイトで一時期公表されていた。加えて、2021年1月、2月にタイの食品業界の関係者に食品法改正について聞き取りを行ったところ、主に下記のような意見があった。

【食品カテゴリーの変更】

- ・ 食品カテゴリーの変更による影響（製造等に求められる条件の強化等）を懸念。

【管理対象の食品の拡大】

- ・ 現行法では管理される食品として3つ(不純食品、偽造食品、規格不適合食品)が規定されていたが、改正版では品質劣化食品（賞味期限が切れた食品等）が加えられる等の修正がなされている。品質劣化食品については、当局によるその事実の公表も可能となっているが、そこまで厳しい管理に疑問。

【原材料の割合の申請】

- ・ 改正版では特定管理食品、管理食品において、食品の原材料の割合を申請することが求められている。（これまでも、当局からの求めに応じて、輸入品を中心に、一部の商品については、原材料の割合を開示するといったことが運用上は行われてきた模様。）原材料の割合などは、季節や市況に応じて変動しかねず、原材料の割合の申請義務付けを再考してほしい。

【手数料の引き上げ及び罰則の強化】

- ・ 手数料の引き上げ及び罰則の強化が事業実施にマイナス影響を及ぼすことを懸念。

この項目に関する問い合わせ先：

食品医薬品委員会事務局 食品部

Food and Drug Administration Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179, +66-2-590-7183, +66-2-590-7185

Website : <https://food.fda.moph.go.th/>

1.5 食品輸入手続きおよび法令との適合性確認の概要

- 食品を輸入する際には、大別して①輸入業務許可の取得、②個別商品の登録、③輸入通関の手続きが必要となる。
- 品目により、それぞれの手続きの内容が異なる場合がある。
- ②の登録段階では、法令への適合性がすべて確認されるわけではない。そのため、登録が完了した商品であっても、③の通関段階で法令適合性に問題があると判断され、輸入できなくなる場合がある。

1.5.1 食品輸入手続きの概要¹

食品を輸入する際には、大別して①輸入業務許可の取得、②個別商品の登録、③輸入通関の手続きが必要となる。①の輸入業務許可については、食品の種類ごとに申請先が異なる。すべての食品（酒類を除く）について、保健省食品医薬品委員会事務局（FDA）から食品輸入許可証を取得することが求められている。これに加え、一部の食品については、他省庁からの許可証・登録証の取得が必要となる。同種の食品を輸入する場合には、同一の許可証を使用することが可能である。

表1.5-1 食品輸入手続きの概要

| 食品種 | 許可証の名称 | 有効期限 | 主な申請先 |
|------------------|--------------------------------------|------|---|
| すべての食品 (酒類以外) | 食品輸入許可証(Orr.7様式) | 3年間 | 保健省食品医薬品委員会事務局 Food and Drug Administration (FDA), Ministry of Public Health |
| 青果物 | 禁止品輸入許可証 (P.Q.2-1様式) ※禁止品目のみ必要 | 1年間 | 農業・協同組合省 農業局 Department of Agriculture (DOA), Ministry of Agriculture and cooperative |
| 畜産物 | 畜産物取引許可証 (Ror.10/1様式) | 1年間 | 農業・協同組合省 畜産局 Department of Livestock Development (DLD), Ministry of Agriculture and cooperative |
| 水産物 | 水産物取扱業者登録証 (TorBor.2様式) | 3年間 | 農業・協同組合省 水産局 Department of Fisheries (DOF), Ministry of Agriculture and cooperative |
| 酒類 | 事業所の物品税登録 | 3年間 | 財務省 物品税局 |
| | 第一種酒類販売許可証 | 1年間 | The Excise Department, Ministry of Finance |

1 食品医薬品委員会事務局の公表資料および関係者へのヒアリング調査を元にJETROバンコク事務所作成

②の個別商品の登録は、商品により、必須である場合（特定管理食品、品質規格管理食品、表示管理食品）と任意の場合（一般食品）があり、FDAに申請し、食品登録番号を取得する。登録に要する期間は品目により異なり、即日で完了する場合もあれば、補足資料の提出を求められるなどして長期間を要する場合もある。FDAがウェブサイトで公表しているマニュアルによれば、申請様式ごとの処理期間(申請書類が全て揃った状態で提出された日から計算)は²、Orr.17様式(特定管理食品)は19～28営業日、Sor.Bor.5様式(一部の品質規格管理食品)は10～28営業日、Sor.Bor.3様式(表示管理食品のうち特別な目的を持つ食品)は72営業日、Sor.Bor.7様式(品質規格管理食品のうちSor.Bor.5対象ではないもの、表示管理食品のうちSor.Bor.3対象ではないもの、任意で登録する一般食品)は1～4営業日が目安となっている（申請様式および食品カテゴリーについては、「1.6食品法に基づく食品の分類」を参照）。なお、この期間は書類が完全に整備された状態で提出された場合の目安である。実務上は、補足資料などの提出を求められた場合に再提出が必要となり、処理期間が延びてしまうことも多々ある模様。また、FDAの指定した期限内に資料を提出できない場合には、登録の申請は却下され、再申請を行う必要がある。結果として、実際の登録完了までに処理期間を上回る期間を要するケースもある。なお、法令に適合していない場合等、登録が認められないこともあり得る（Novel Foodの場合は上記処理期間の目安の対象外）。

③の輸入通関では、輸入の都度、担当官による確認が行われる。②の登録段階では、法令との適合性が全て確認されるわけではないため、②の登録手続きが完了し、食品登録番号を取得していても、②の段階では看過されていた不備等が③の輸入通関の段階で指摘され、結果として輸入が止まるといったケースも発生している。担当官により確認の度合いは異なっているため、過去に問題なく輸入できていた商品について、不備が指摘されることも起こり得る。こうしたケースは、日本からは「過去に数回輸出が出来ていたのに急に止まった」「急に違う資料を要求された」と感じられる場合もあるが、指摘内容を精査し、対応策を検討することが重要である。なお、青果物、畜産物、水産物、酒類については、輸入の都度、それぞれ植物検疫、動物検疫、物品税に関する事前通知が求められる。詳細な手続きについては、本稿では割愛する。ジエトロ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」を参照されたい。

図1.5-1 食品輸入手続きの概要

| | 概要 | 主な申請（提示）内容 | 所要期間 |
|----------------------------------|------------|---|--|
| 輸入 手 続 き の 流 れ | ①輸入業務許可の取得 | 保健省FDA（および関連省庁）に輸入許可を申請。 | 書類に不備がなければ数営業日 |
| | ②個別の商品登録 | 個別の輸入食品を保健省に登録。 | 食品カテゴリーによって異なる（マニュアル上は1～72日間目安） |
| | ③輸入通関 | 輸入通関時、関連省庁の担当官に関連書類を提示。青果物、畜産物、水産物、酒類は、検疫や物品税に関する事前通知もそれぞれ必要。 | GMP製造基準適合証明書、トランス脂肪酸関連資料、食品表示ラベル、検疫関連書類等 |

2 食品医薬品委員会事務局 許可申請マニュアル 申請に要する標準処理期間
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511588379696177152&name=time.pdf>

1.5.2 タイ政府による法令との適合性確認の概要³

タイ政府機関による食品輸入における法令との適合性の確認は、①輸入業務許可の取得時の審査、②個別商品の登録時の審査、③輸入通関時の審査、④輸入後の査察及び抜き打ち検査の4つに大別できる。

①の輸入業務許可の取得時の審査では、申請者の所在地、代表者等の基本的な情報が確認される。書類に不備がなければ数日で完了する。

②の個別商品の登録時の審査は、食品の種類により異なる。例えば、品質規格管理食品で分析証明書が求められる品目については、その内容も確認が行われるため、時間を要している模様であるが、一般食品で食品登録を申請する場合には、即日登録が完了することもある。

③の輸入通関時の審査は、個別商品の登録時よりさらに具体的かつ詳細な書類の確認や、商品の実物から法令との整合性が確認される場合がある。例えば、関連事業者からの情報によれば、一部の輸入業者が輸入した加工食品から使用が認められていない色素が検出されたことを受け、他の輸入業者が輸入する加工食品についても同様の色素が使用されていないか確認が行われていたケースがあったとされる。また、トランス脂肪酸関連の部分水素添加油脂（PHO）の規制については、個別商品の登録時には、製造者によるPHO不使用である旨のレターの提出は求められず、適合性確認が行われない場合が多い。一方、輸入通関時には当該レターの提示が求められることがよくある。さらに、加工食品のラベルも、個別商品の登録時にはラベルの提出は求められない場合が多いが、輸入通関時にはラベルの提示を求められることがあり、ラベルの内容に指摘が入ることもある。このように、②の個別商品の登録はあくまで輸入する商品を登録しているのみで、継続的な輸入許可が得られているわけではないと捉えるべきである。

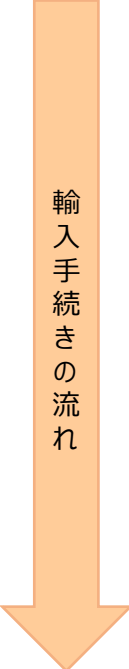
④の輸入後の輸入業者事業所や小売店の店舗等における査察及び抜き打ち検査は、すでに商品の通関を終え、市場に流通している商品を対象として行われる検査である。食品輸入関係者によれば、FDAは店舗での抜き打ち検査を定期的に行っているほか、一部の輸入事業者を訪問し、倉庫に保管されている食品のサンプリング検査を行うという査察も行われているとのことだった。FDAの資料⁴によれば、モニタリング検査を通じて食品の品質、ラベル表示、広告、食品製造・輸入事業者の施設の状態を確認しているほか、消費者からの苦情に対応する形で検査を実施しているとされている。同資料によると2024年の摘発を受けた事業者の数は1,046件、徴収された罰金の総額は2,782万7,100バーツとなっている。

3 関連省庁の資料及び関係者へのヒアリング調査を元にJETROバンコク事務所作成

4 食品医薬品委員会事務局 2024年度報告書(2025年公表)

<https://www.fda.moph.go.th/media.php?id=756330908746915840&name=รายงานประจำปี%20พ.ศ.%202567.pdf>

図1.5-2 タイ政府による法令との適合性確認の概要⁵

| | 法令との適合 確認方法 | 各プロセスにおける検査内容 ※ 3 | | | | | |
|--|----------------|--------------------------------------|-------------|----------------------|------|------|---|
| | | 輸入施設 の食品 管理環境 | 食品の 基準値等 | GMP製造 基準適合 証明書 | 表示規制 | 検疫関係 | |
|  輸入 手続 きの 流れ | ①輸入業務 許可の取得 | 申請書類の内容 を検査 | ○ | - | - | - | - |
| | ②個別の 商品登録 | 申請書類の内容 を検査 | - | -※2 | ○ | -※3 | - |
| | ③輸入通関 ※1 | チェックポイントに て提示書類と商 品実物を検査 | - | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ④輸入後 | 小売店店頭等に て商品を検査、 輸入業者営業所 を査察 | ○ | ○ | ○ | ○ | - |

備考：

※1 一部の品目は輸入の都度事前通知が求められ、その際にも検疫関連の法令との適合性が確認される。

※2 一部の品目は食品個別の告示に適合した品質規格分析報告書が求められ登録時に確認される。

※3 一部の品目は事前にラベルの使用許可が求められる。

※4 各検査項目の詳細は本ガイドブックの関連項目を参照

・ 輸入施設の食品管理環境：

第1章 食品輸入に関する行政機関及び関連法令 1.7 食品医薬品委員会事務局における輸入手続きの概要

・ 食品の基準値：

第2章 食品安全関連の規制 (A) 食品の基準値等に関するもの

・ GMP製造基準適合証明書：

第2章 食品安全関連の規制 (B) 食品の製造工程に関するもの 2.9 GMP製造基準適合証明書

・ 表示規制：

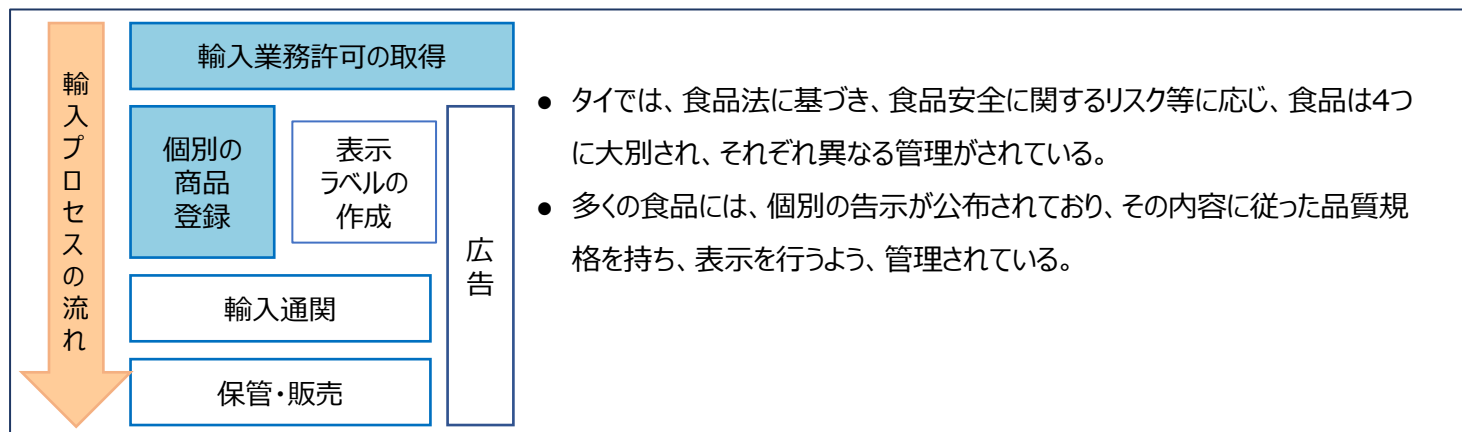
第3章 表示・広告の規制 (A) 指定項目に関するもの

・ 検疫関係：

第4章 検疫関連の規制

⁵ 食品医薬品委員会事務局の公表資料および関係者へのヒアリング調査を元にJETROバンコク事務所作成

1.6 食品法に基づく食品の分類



1.6.1 食品法に基づく食品の分類¹

タイの法令において、食品は、食品法(1979年)及び関連告示により、以下の表の通り4種類に分類される。2026年1月時点でタイFDAのウェブサイトで公開されている情報では、特定管理食品は6品目、品質規格管理食品は39品目、表示管理食品は5品目となっている。これら3つのカテゴリーに含まれていない食品は一般食品とされる。品目は「コーヒー」等といった対象がある程度限られたものもあれば、「密閉容器入り食品」といった対象が広範囲にわたるものも存在し、いわゆる加工食品の場合は一般食品には該当しないケースがほぼ全てであることに注意。なお、カテゴリーの名称と該当品目は、食品法の改正に伴う見直しが検討されている。

表1.6-1 食品カテゴリーの概要および該当品目数

| カテゴリー | 種類 | 内容 | 品目数 |
|-------|---|--|-----|
| 1 | 特定管理食品 Specifically Controlled foods | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の健康衛生に関するリスクが最も高い食品。(乳児などのリスクグループの消費者用の食品、厳格な管理が必要な製法で製造された食品や、広く食べられている食品。) ・最も厳格な管理・監督が必要とされており、品質規格及びラベル表示が個別の法令で規定されている。輸入・製造許可にあたっては、原材料、製法、ラベルなど、食品の詳細が審査されることとなり、審査用に分析結果の提出が求められる。 ・例えば、食品添加物や、体重管理食品、乳児用調製乳・フォローアップ調製乳、乳児用食品・乳幼児フォローアップ食品、乳幼児用栄養補助食品など。 | 6 |
| 2 | 品質規格管理食品 Quality and Standard Prescribed foods | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の健康衛生に対するリスクがあるが、カテゴリー1ほど重大なリスクを有しない食品。当該食品の製造工程や製法が適正製造基準に沿っていないことが原因で危険が生じやすい。 ・カテゴリー1と同様に、食品ごとに品質規格及びラベル表示が個別の法令で規定されている。輸入・製造許可にあたっては、事業者が成分、製法、ラベル、安全性、食品の品質規格などの食品情報に関して責任を負うとされており、カテゴリー1ほどの審査はなされない。 ・例えば、アイスクリーム、半加工食品、茶など。 | 39 |

¹食品医薬品委員会事務局によるカテゴリー別各食品に関する告示 <https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/food-product/> (品目数) <https://food.fda.moph.go.th/for-entrepreneurs5/category/step-register> (カテゴリーの説明)

| | | | |
|---|--------------------------------|---|------|
| 3 | 表示管理食品 Food Requiring label | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者を欺く問題が生じやすいため、法令の規定に沿った表示が義務付けられる食品。 ・香料、特別な目的を持つ食品※、特定の加工食品（ゼラチン製品・ゼリー菓子、密閉容器入りのソース、パン、チューインガム・キャンディ、調理できる状態の食品、すぐに食べられる状態の食品など）照射食品 遺伝子組換え生物由来の食品。 | 5 |
| 4 | 一般食品 General foods | <ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリ1～3以外の食品であり、リスクが最も低い食品。² ・小麦粉、干し椎茸、砂糖、生鮮畜肉、干しエビなど、食品製造に利用される原材料が多い。輸入・製造にあたり、食品登録番号を取得する必要はない。 ・一般食品は次の11タイプに分類される。乳児用や密閉容器に入っている場合等、他のカテゴリに該当する場合は、一般食品とならないので注意。 1. 畜産物及び製品（生鮮畜肉、生鮮水産物、生鮮卵など） 2. 植物及び製品（生鮮野菜、生鮮果物、豆、ナッツなど） 3. 抽出物/合成物（原材料として使う植物由来の抽出物など） 4. 栄養成分（原材料として使うアミノ酸など） 5. 粉類及び製品（タピオカ粉、春雨、米麺など） 6. まだ食べられる状態ではない様々な種類の食品調理用の製品 7. 調味料（インスタント麺の袋に入った調味料の粉末など） 8. 砂糖（グラニュー糖、コーンシロップなど） 9. スパイス（マスタード、胡椒、チリパウダーなど） 10. 販売できる状態の包装された米（もち米精米、ジャスミン精米など） 11. 特定の生鮮青果物（保健省告示第386号に基づく生鮮青果物） | 上記以外 |

備考：一般食品は食品登録番号の取得が求められないが、事業者が希望する場合は食品登録番号の取得を申請することができる。食品医薬品委員会事務局によると、デパート、高級スーパーマーケット等の小売店で食品を販売する事業者が、商品の信頼性を高めるために申請することが多いとのこと。なお、食品登録の有無とは関係なく、GMP証明書は求められることに注意が必要（2.9 GMP製造基準適合証明書の項目を参照）

※特別な目的を持つ食品とは、1.特定の患者用又は身体的に通常と異なる状態を持つ人用の食品：糖尿病患者用食品、慢性腎不全患者用食品など、2.食事において特別な目的を持つ人用の食品：体重管理食品、妊婦用食品、高齢者用食品などを指すと規定されている。

特別な目的を持つ食品は、食品分類上カテゴリ3に分類されているが、カテゴリ1、2、3のいずれの食品も「特別な目的を持つ食品」となり得る。特別な目的を持つ食品は、「特別な目的を持つ食品」として食品登録を行うことが必要となるが、特別な目的を持つ食品が特定管理食品に該当する食品の場合は「特定管理食品」として登録を行う。

特定管理食品および特別な目的を持つ食品は食品登録時にラベル申請が求められる。

1.6.2 食品カテゴリ別品目と関連告示³

各カテゴリに含まれている品目の詳細は以下の表の通りである。保健省は各品目に関する告示を公布し、品質規格、表示規則等を定めているため、食品を輸入する際には各品目の告示の内容も確認する必要がある。複数告示が公布されている場合は、過去の告示の一部規定のみ効力を有していることがある。各告示については、保健省ウェブサイト（一部仮英訳あり）で確認できる。

食品カテゴリ1から3まで以外の食品(畜産物及び製品、植物及び製品、抽出物/合成物等)については、一般食品とされている。乳児用や密閉容器に入っている場合等、他のカテゴリに該当する場合は、一般食品とならないので注意。

² <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=519752100520009728&name=Food-Classification.pdf>（一般食品の例）

³ 食品医薬品委員会事務局によるカテゴリ別各食品に関する告示 <https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/food-product/>
食品医薬品委員会事務局による食品法(1979年)、省令、保健省告示、その他まとめ
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509766646609616896&name=food_law.pdf

表1.6-2 カテゴリー1 特定管理食品

| 分類 | 保健省告示番号（括弧内は公布された年） |
|--|---|
| 体重管理を必要とする人のための食品 (Food for weight control person) | No.121 (1989), No.331 (2011) |
| 乳児用調製乳及び乳幼児用フォローアップ調製乳 (Modified milk for infants and modified follow-up of formula milk for Infants and young children) | No.156 (1994), No.286 (2004), No.307 (2007) |
| 乳児用食品及び乳幼児用フォローアップ食品 (Infant Food and Food of Follow up Formula for Infant and Young Children) | No.157 (1994), No.171 (1996), No.287 (2004), No.308 (2007) |
| 乳幼児用栄養補助食品 (Supplementary Food for Infants and Young Children.) | No.158 (1994) |
| 食品添加物 (Food additives) | No.281 (2004), No.363 (2013), No.372 (2015), No.381 (2016), No.412 (2019), No.417 (2020), No.443 (2023), No.461 (2025), No.468 (2025) |
| カンナビス、ヘンプ、カンナビジオール関連食品 (Food products containing cannabis, hemp, and cannabidiol extracts) ※輸入は許可されていない。 | No.425 (2021), No.427 (2021), No.429 (2021), No.437 (2022), No.438 (2022), No.439 (2022) |

表1.6-3 カテゴリー2 品質規格管理食品

| 分類 | 保健省告示番号（括弧内は公布された年） |
|--|---|
| ビタミン添加米 (Vitamin fortified rice) | No.150 (1993) |
| 電解質飲料 (Electrolyte beverage) | No.195 (2000), No.332 (2011) |
| 茶 (Tea) | No.196 (2000), No.277 (2003), No.329 (2011) |
| コーヒー (Coffee) | No.197 (2000), No.276 (2003), No.330 (2011) |
| 密閉容器入り豆乳 (Soybean Milk in Sealed Containers) | No.198 (2000) |
| 特定のソース (Some Particular Kinds of Sauces) | No.201 (2000) |
| 魚醤 (Fish sauce) | No.203 (2000), No.323 (2010), No.403 (2018) |
| 酢 (Vinegar) | No.204 (2000) |
| バターオイル (Butter oil) | No.206 (2000) |
| クリーム (Cream) | No.208 (2000) |
| チーズ (Cheese) | No.209 (2000) |
| 半加工食品 (Semi-processed foods) | No.210 (2000) |
| ハチミツ (Honey) | No.211 (2000) |

| | |
|--|--|
| ギー (Ghee) | No.226 (2001) |
| バター(Butter) | No.227 (2001) |
| ピータン (Alkaline-preserved Eggs) | No.236 (2001) |
| 栄養補助食品 (Food Supplement) | No.293 (2005), No.309 (2007), No.405 (2018), No.411 (2018) |
| ローヤルゼリー及びローヤルゼリー製品 (Royal jelly and Royal Jelly Products) | No.294 (2005) |
| 酒類 (Liquor) | No.315 (2009) |
| 大豆タンパク質の加水分解由来の調味料 (Food seasoning derived from hydrolysis or fermentation of soybean protein) | No.317 (2010), No.322 (2010), No.404 (2018) |
| 調味用食塩水 (Brine for Cooking) | No.324 (2010) |
| 食用塩 (Edible salt) | No.333 (2011) |
| マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品 (Margarine, Blends, Fat spread and Blended fat spreads) | No.348 (2012) |
| 牛乳 (Cow's milk) | No.350 (2013), No.406 (2018) |
| フレーバーミルク (Flavored milk) | No.351 (2013), No.407 (2018) |
| 乳製品 (Other Milk Products) | No.352 (2013), No.408 (2018) |
| 発酵乳 (Fermented milk) | No.353 (2013) |
| アイスクリーム (Ice-cream) | No.354 (2013) |
| 密閉容器入り食品 (Food in a Hermetically Sealed Container) | No.355 (2013) |
| 密閉容器入り飲料 (Beverages in sealed containers) | No.356 (2013), No.402 (2019) ,No.465 (2025) |
| 油脂 (Oil and Fat) | No.421 (2021) ,No.451 (2024) |
| 魚油 (Fish Oils) | No.422 (2021) ,No.452 (2024) |
| 植物由来の茶 (Tea Infusion) | No.426 (2021) |
| チョコレートおよびチョコレート製品 (Chocolate and Chocolate Products) | No.441 (2023) |
| カカオ豆由来の製品 (Cocoa Bean Products) | No.442 (2023) |
| ナチュラルミネラルウォーター (Natural mineral waters) | No.454 (2024) ,No.464 (2025) |
| ジャム、ゼリー及びマーマレード | No.455 (2025) |
| 密閉容器入り飲料水 | No.462 (2025) |
| 氷 | No.463 (2025) |

表1.6-4 カテゴリー3 表示管理食品

| 分類 | 保健省告示番号（括弧内は公布された年） |
|--|------------------------------|
| 香味料 (Flavouring agents) | No.223 (2001) |
| 特別な目的を持つ食品 (Special Purposed Foods) | No.238 (2001), No.357 (2013) |
| 照射食品 (Irradiated Food) | No.325 (2010) |
| 遺伝子組換え生物由来の食品 (Foods Derived from Genetically Modified Organisms) | No.431 (2023), No.432 (2023) |
| 特定の加工食品のラベル表示 (Labeling of Certain Types of Processed Foods) | No.456 (2025) |

1.6.3 食品カテゴリーの分類に関する相談窓口⁴

事業者が自社製品の食品カテゴリー分類を判断できない場合、食品医薬品委員会事務局（FDA）にて判断を求めることができる。相談窓口は以下のとおり。なお、照会内容は英語でも提出可能であるが、申請手続きやFDAからの回答はタイ語で行われる。

1. FDAのE-consultシステムによるオンライン相談

FDAのE-consultシステム (<https://privus.fda.moph.go.th/>) を通じて問い合わせる。

システムの利用にあたっては、利用者登録が必要であり、登録には個人が申請する場合は、タイの国民登録番号、法人が申請する場合は、手続き申請者のタイの国民登録番号および法人登録番号が求められる。登録後、製品の詳細（製品名、原材料、製造工程、保存方法等）を入力する。手数料は無料。登録方法の詳細は以下を参照：

<https://innovative.fda.moph.go.th/online-consultation/category/request-e-consult/>

2. 書面による食品カテゴリー分類判断の申請

食品カテゴリーの分類判断を求める申請書および製品の詳細資料を添えて、FDA事務局長宛て（FDA事務局第3ビル2階218号室/平日・営業時間内）にて直接提出する。または、電子メール（saraban@fda.moph.go.th）で送付する、もしくは郵送により、以下の住所へ送付する。

住所：2nd Floor, Building 3, Room No. 218 Food and Drug Administration, Ministry of Public Health 88/24 Tiwanon Road, Talat Khwan, Nonthaburi, Nonthaburi 11000

手数料は、製品1品目につき1,000バーツ。

3. 電話による問い合わせ（タイ語のみ）

電話番号：02-590-7000 内線：71030

この項目に関する問い合わせ先：

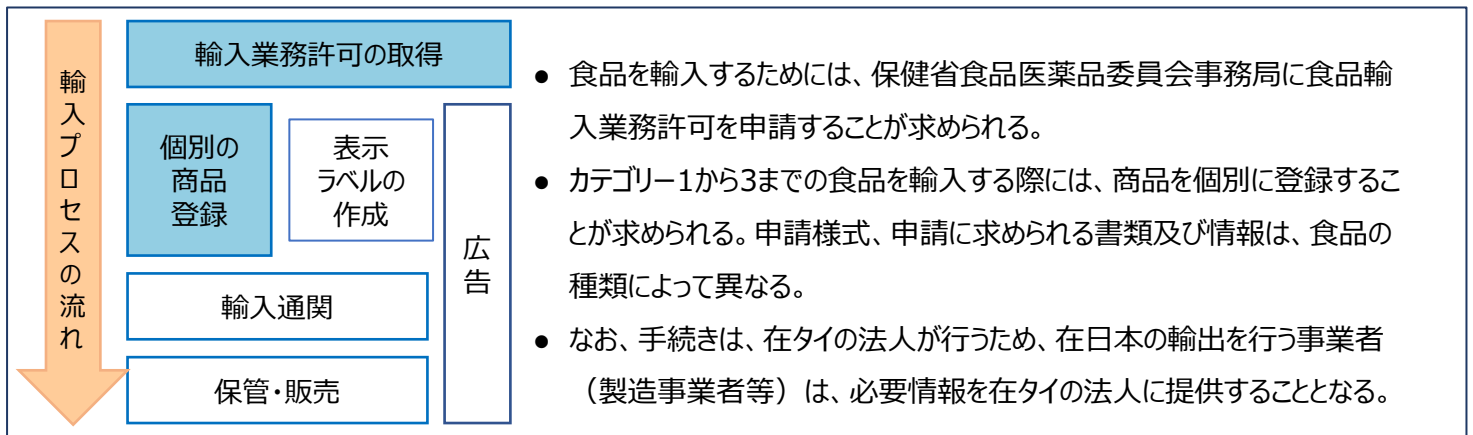
部署名：食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

食品輸入業務許可：Tel: +66-2-590-7320

食品登録番号の申請：Tel. +66-2-590-7000 ウェブサイト: <https://food.fda.moph.go.th/>

⁴ 食品カテゴリーの分類 <https://food.fda.moph.go.th/for-entrepreneurs/food-classification>

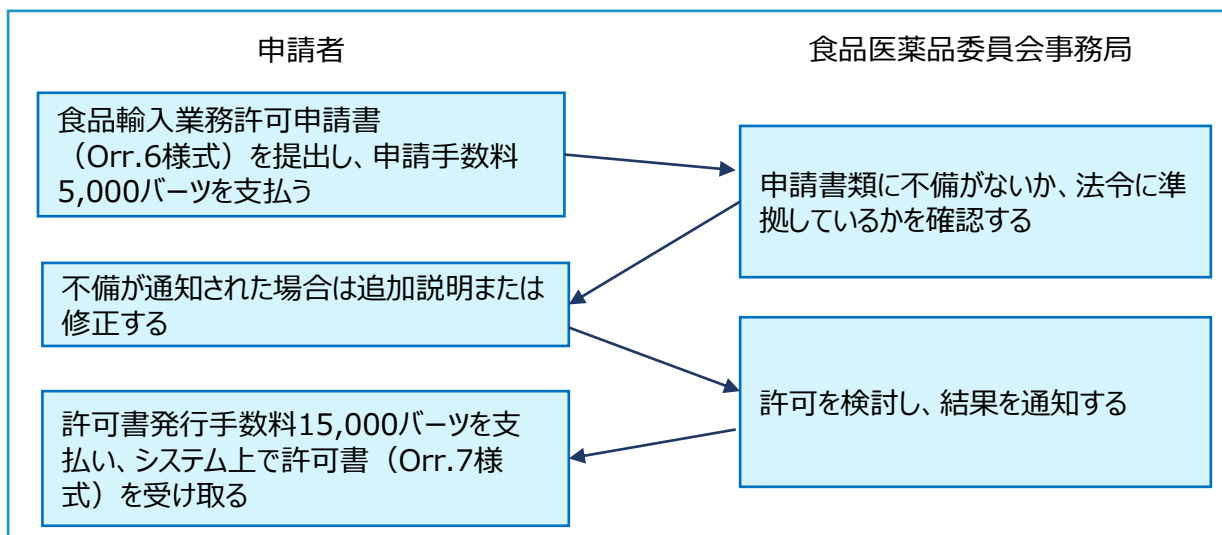
1.7 食品医薬品委員会事務局における輸入手続きの概要



1.7.1 食品輸入業務許可の申請¹

食品を輸入するためには、食品医薬品委員会事務局（FDA）に対し、食品輸入業務許可の申請を行う必要がある。申請には食品輸入業務許可申請様式(Orr.6様式)を使用し、審査の結果、承認された場合には食品輸入許可証(Orr.7様式)を取得することができる。食品輸入業務許可の申請プロセスは以下のとおりである。FDA又は各県保健事務所での申請内容が審査され、承認後、食品輸入許可証(Orr.7様式)を受領することができる。同許可証の有効期間は3年間である。なお、タイ国外(日本等)の法人又は個人のみで申請を行うことはできない。FDAにおける食品輸入関連の申請の多くは、FDA食品部が運営するオンライン申請システム「e-submission」を通じて行われる。食品の輸入業務許可を申請する場合には、事前にe-submissionシステムの利用登録を行い、使用できる状態にしておく必要がある。

図1.7-1 食品輸入業務許可申請プロセス



1 2024年食品医薬品委員会事務局規則「食品登録番号に関する運用」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654871674310762496&name=fda-regulation-67.pdf>

国民のためのマニュアル 食品輸入業務許可申請(Orr.6様式)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=627008099936509952&name=PI01.pdf>

保健省告示 食品輸入許可申請者から徴収する経費2017年 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/199/23.PDF>

保健省省令第5版 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509458356516298752&name=LawPage0205.pdf>

ア. e-submissionシステムの使用許可申請²

1. タイ政府のデジタルサービスシステムにアクセスするための共通認証「Open ID」を、デジタル政府開発事務局ウェブサイト(<https://connect.egov.go.th/Account/Login/>)またはThaIDアプリケーションにて登録し、ユーザーネームとパスワードを取得する（このユーザーネームとパスワードをe-submissionへのログインに使用する）。
2. 食品医薬品委員会事務局OSSC（ワンストップサービスセンター）にてe-submissionシステム（食品関連）の使用許可を申請する。事業所が地方にある場合は、当該県の保健事務所に連絡する。
3. 担当官が申請内容を確認し、e-submissionシステム内に事業者の基本情報（MASTER DATA）が登録され、3営業日以内にシステムの使用が許可される。
4. 事業者が申請時に届け出た期間（最長3年間）に応じて、システムを使用することができる。

e-submissionシステム(食品関連)の使用許可申請書類：

1. 事業運営者委任任命書（収入印紙30パーツを貼付）

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512567161907191808&name=34-Zgive03.pdf>

2. 事業運営者の身分証明書の写し（外国人の場合はパスポートと労働許可証の写し）
3. 法人登録証の写し（6カ月以内に発行されたもの。事業目的に販売目的の食品輸入に関する目的が記されたもの。

輸入施設の住所が本社住所ではない場合のみ。）

4. 法人の署名権限者の身分証明書またはパスポートの写し
5. 輸入施設の住居登録証の写し
6. 委任状および代理人の身分証明書の写し（事業運営者がシステム利用者を別の人に委任する場合（収入印紙30パーツを貼付）

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511807912235114496&name=32-proxy_rev_05.pdf

イ. e-submissionシステムにおける輸入業務許可申請³

e-submissionシステムの使用許可の申請が完了したら、同システム上から輸入業務許可を申請する。FDAの審査後、許可された場合は、許可証手数料支払い指示書が発行され、手数料を支払った後、システム上で許可証が発行される。

申請書類：

1. 輸入業務許可申請書（様式Orr.6）
2. 外国籍の法人の場合は外国人事業許可証の写しまたは投資奨励カード（BOIカード）（輸入施設の住所が本社住所ではない場合のみ。）
3. 食品保管施設の住居登録証コピー。所有権を持たない場合は、施設利用同意書の原本または賃貸契約書コピー、貸主が個人の場合は貸主の身分証明書コピー、法人の場合は法人登録証明書と代表者の身分証明書コピー
4. 食品輸入施設・保管施設の地図、保管施設内のレイアウト
5. 食品輸入許可申請書類の内容保証書

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512557616581451776&name=06-E-import_O6.pdf

6. 輸入施設/保管施設の写真（カラー写真、加工禁止）

² e-submissionシステムの使用許可申請 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=513116258871418880&name=5_OpenID.pdf

³ 国民のためのマニュアル 食品輸入業務許可の申請(Orr.6様式)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=627008099936509952&name=PI01.pdf>

申請書類チェックリスト <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=627008967373103104&name=PI-Checklist-1.1.pdf>

1.7.2 e-submissionシステムを通じた商品毎の登録（FDA番号の取得）申請⁴

食品を輸入する際には、輸入業務許可を取得した後、各商品の登録を行う必要がある。各商品の登録内容は食品の種類によって異なる。登録が完了すると、食品登録番号（通称FDA番号、オーヨーマーク）が発行される。

（1）食品のカテゴリーと登録義務

食品は食品法に基づき4つのカテゴリー（1.特定管理食品、2.品質規格管理食品、3.表示管理食品、4.一般食品（1～3以外））に分類されて管理されている。カテゴリー1～3の食品については、登録を行い食品登録番号を取得することが求められる。一方、カテゴリー4の食品の登録（食品登録番号の取得）は任意とされている。

なお、カテゴリー2及び3の食品で輸出用に製造され、タイ国内では販売されない食品については、食品登録番号の取得は免除される。各食品カテゴリーの詳細や分類判断に関する相談窓口は「1.6 食品法に基づく食品の分類」を参照。

（2）食品登録番号の効力

食品登録番号自体には有効期限は設けられていない。ただし、当該番号は「輸入業務許可」および登録時の内容と紐づいているため、以下の場合には番号が無効（取消）となる、または新たに取得が必要となることがある。

- － 輸入業務許可が失効、停止、または取消された場合
- － 登録時の情報（製造者名・輸入者名・住所等）に変更があり、新たに登録が必要となった場合
- － 食品の成分・レシピを変更した場合（食品の種類により安全性に大きな影響がない軽微な変更の場合は継続使用できるケースもあり。特定管理食品の場合は継続使用は不可。）

登録した食品の内容に変更がなく、かつ輸入業務許可（有効期限3年）を継続更新している場合は、食品登録番号は引き続き使用することができる。

（3）タイ国内で前例のない食品への対応

食品カテゴリーの判別の結果、当該食品がタイ国内でこれまでに許可された実績のない食品であると判断された場合には、通常のカテゴリー登録手続きに進む前に、その食品が新食品(Novel Food)に該当するか否かの判定を受ける必要がある。判定の結果、新食品に該当するとされた場合には、新食品に関する登録手続きに従い申請を行う。新食品の詳細については、本ガイドブックの「2.6 新食品 (Novel Food)」を参照されたい。一方、新食品には該当しないものの、タイ国内において未許可の食品であると判断された場合には、「新食品ではない未許可食品」として、食品安全性分析が求められる。

⁴ 2024年食品医薬品委員会事務局規則「食品登録番号に関する運用」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654871674310762496&name=fda-regulation-67.pdf> およびFDAに電話確認

表1.7-1 食品別の申請書と証明書⁵

| | 食品の種類 | 申請書 | 証明書 |
|-------------|--|--|--|
| 1. 特定管理食品 | 体重管理食品、乳児用調製乳・乳幼児用フォローアップ調製乳、乳児用食品・乳幼児用フォローアップ食品、幼児用栄養補助食品、食品添加物 | Orr.17 食品レシピ登録申請書 Application Form for Food Recipe Registration | Orr.18 食品レシピ登録証明書 Food Recipe Registration Certificate |
| 2. 品質規格管理食品 | 補助食品、ローヤルゼリー及びローヤルゼリー製品、牛乳、フレーバーミルク、発酵乳、乳製品、アイスクリーム、密閉容器入り飲料、密閉容器入り食品、混合コーヒー・混合インスタントコーヒー・インスタントコーヒー、電解質飲料 | SorBor.5 食品登録申請書 Application Form for Food Registration | SorBor.5/1食品登録証明書 Food Registration Certificate |
| | 上記以外の食品28品目 密閉容器入り飲料水、氷、ビタミン添加米、茶、密閉容器入り豆乳、特定のソース、魚醤、酢、バターオイル、クリーム、チーズ、半加工食品、ハチミツ、ギー、バター、ピータン、酒類、大豆タンパク質の加水分解由来の調味料、調味用食塩水、食用塩、マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品およびバターブレンド製品、油脂、魚油、植物由来の茶、チョコレートおよびチョコレート製品 カカオ豆由来の製品、ナチュラルミネラルウォーター、ジャム、ゼリー及びマーマレード | SorBor.7 食品登録申請書/ 食品詳細通知申請書 Application Form for Food Registration / Food Notification | SorBor.7/1 食品詳細証明書 Food Notification Certificate |
| 3. 表示管理食品 | 特別な目的を持つ食品 | SorBor.3 食品ラベル使用許可申請書 Application Form for Food Label Approval | SorBor.3/1 食品ラベル使用許可証明書 Food Label Approval Certificate |
| | 香料、特定の加工食品（玄米粉、ゼラチン製品・ゼリー菓子、密閉容器入りのソース、パン、チューイングガム・キャンディー、調理できる状態の食品・すぐに食べられる状態の食品、肉製品）照射食品、遺伝子組換え生物由来の食品 | SorBor.7 食品登録申請書/ 食品詳細通知申請書 Application Form for Food Registration / Food Notification | SorBor.7/1 食品詳細証明書 Food Notification Certificate |
| 4. 一般食品 | 上記以外で、任意に食品登録番号を申請する品目 | SorBor.7 食品登録申請書/ 食品詳細通知申請書 Application Form for Food Registration / Food Notification | SorBor.7/1 食品詳細証明書 Food Notification Certificate |

備考：※特別な目的を持つ食品とは、1.特定の患者用又は身体的に通常と異なる状態を持つ人用の食品：糖尿病患者用食品、慢性腎不全患者用食品など、2.食事において特別な目的を持つ人用の食品：体重管理食品、妊婦用食品、高齢者用食品などを指すと規定されている。

特別な目的を持つ食品は、食品分類上カテゴリー3に分類されるが、カテゴリー1、2、3のいずれの食品も「特別な目的を持つ食品」となり得る。その場合、「特別な目的を持つ食品」として食品登録を行うことが必要となるが、特定管理食品で特別な目的を持つ食品の場合の申請書はOrr.17（通常の特定管理食品と申請書式は同じだが、提出書類が増える。）、品質規格管理食品及び表示管理食品で特別な目的を持つ食品の場合の申請書はSorBor.3を使用する。

特定管理食品および特別な目的を持つ食品は食品登録時にラベル申請が求められる。⁶

⁵ 食品種別の登録申請 <https://food.fda.moph.go.th/public-guide/category/product-authorization>

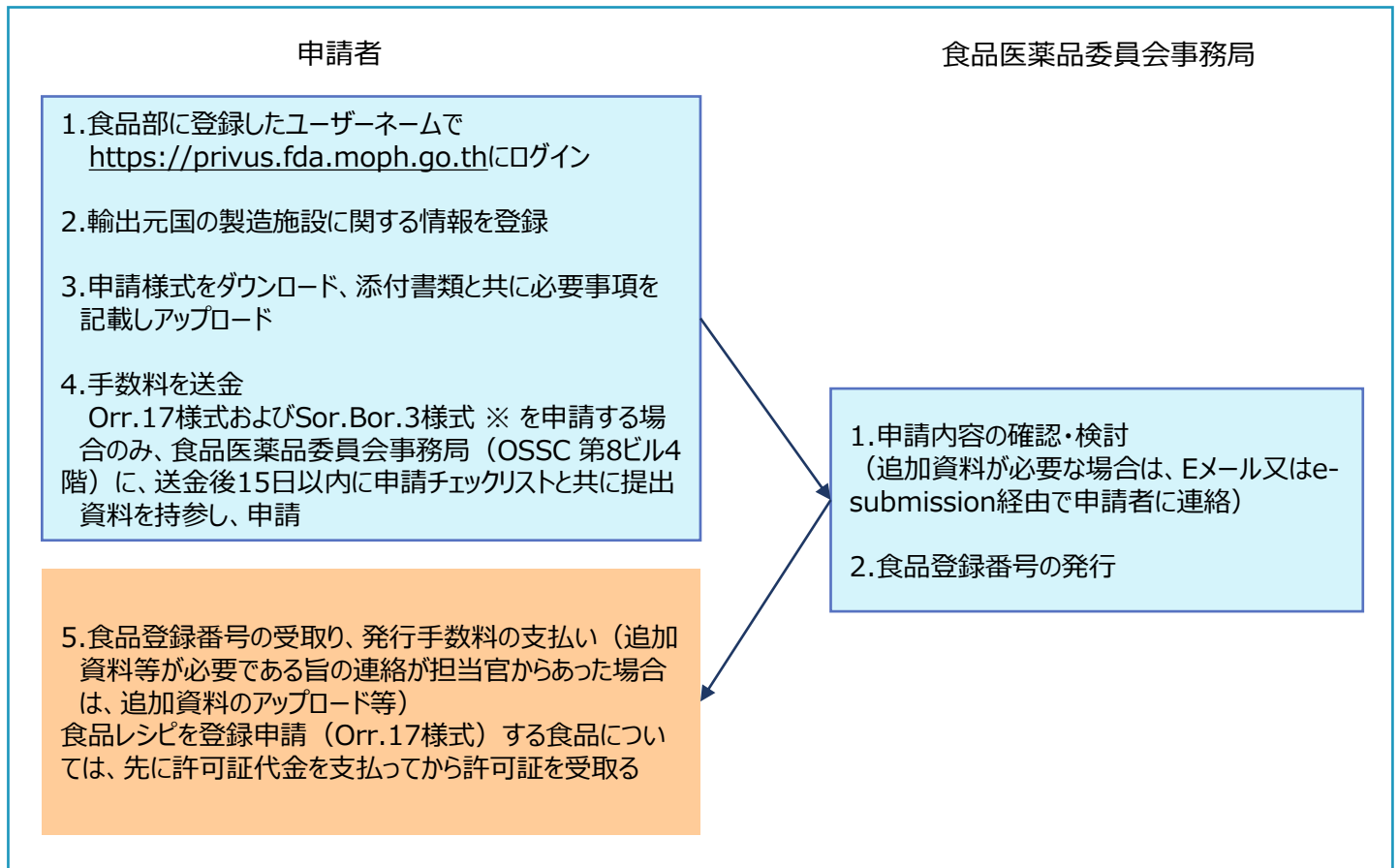
2024年食品医薬品委員会事務局規則「食品登録番号に関する運用」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654871674310762496&name=fda-regulation-67.pdf>

⁶ 特別な目的を持つ食品 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=626026002765717504&name=Product-5.1.pdf>

保健省告示第238号「特別な目的を持つ食品」<http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2544/E/090/1.PDF>

図1.7-2 e-submissionにおける食品登録番号の申請プロセス⁷



食品種別の登録申請書類および手数料⁸

ア. 「食品レシピ登録申請書(Orr.17様式)」の申請書類および手数料

A. 特定管理食品のうち、体重管理を必要とする人のための食品・乳児用調製乳及び乳幼児用フォローアップ調製乳・乳児用食品及び乳幼児用フォローアップ食品・乳幼児用補助食品

申請書および下記書類をe-submissionで提出した後、下記書類を食品医薬品委員会事務局食品部に提出する。

申請書類：

1. 食品レシピ登録申請書(Orr. 17様式) (e-submissionシステム内で入力)
2. 食品成分書
3. 製法通知書
4. 食品の品質規格書 (Finish product specification) (もしあれば)
5. 原材料の品質規格書 (Active raw material specification) (もしあれば)
6. 食品の品質規格分析報告書
7. 栄養成分の種類・量をラベルに表示する場合、栄養成分の種類・量の分析報告書
8. 食品添加物 (合成着色料、保存料、甘味料) を使用している場合、食品添加物の種類・量の分析報告書

⁷ 2024年食品医薬品委員会事務局規則「食品登録番号に関する運用」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654871674310762496&name=fda-regulation-67.pdf>

⁸ 食品種別の登録申請 <https://food.fda.moph.go.th/public-guide/category/product-authorization>

保健省告示 食品輸入許可申請者から徴収する経費2017年 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/199/23.PDF>

9. 特別な目的を持つ食品の場合、食品医薬品委員会事務局が認める特別な目的を持つ食品の栄養・安全性評価機関から発行された特別な目的を持つ食品評価報告書

10. 製造施設証明書（GMP製造基準適合証明書）（e-submissionシステム上でのみ提出）

11. 関連告示に基づく品質規格、食品の分析結果、ラベルに表示する値の比較表ならびに分析結果とラベル表示内容の誤差を示した書類（食品の種類による）

12. 栄養成分の分析結果とラベルの表示内容の比較表。分析報告書と異なる栄養成分の種類または含有量をラベルに表示する場合、または、関連告示において規定された表示項目以外の栄養成分量を表示する場合（食品の種類による）

13. 乳幼児用補助食品の場合、Thai RDIに基づいた栄養成分とラベル上に強調表示する栄養成分の比較表（もしあれば）

14. 乳幼児用補助食品の場合、食品の栄養成分とSTANDARD FOR PROCESSED CEREALBASED FOODS FOR INFANTS AND YOUNG CHILDREN CODEX STAN 074-1981 (2006)の比較表（もしあれば）
（当該CODEXに基づいた食品の性質の場合）

15. 乳児用調製乳、乳幼児用フォローアップ調製乳、乳児用食品、乳幼児用フォローアップ食品で告示以外の栄養成分についてラベル上に強調表示をする場合、告示以外の栄養成分の表示と母乳の栄養成分との比較表

16. 食品医薬品委員会事務局からの食品特性承認書(乳幼児用補助食品で食品別告示で規定されている特性以外の特性をもつ食品である場合)

17. 食品添加物を使用している場合、食品中の食品添加物使用量検査書

18. タイ語の食品ラベル

19. 外国語の食品ラベル（もしあれば）と英語ではない場合は翻訳

20. 食品ラベル上の文言または記号を裏付ける証拠または文書（もしあれば）

21. その他の関連する証拠または文書（もしあれば）

22. 食品サンプル（もしあれば）

23. 液体/半固体食品に接触する白色以外のプラスチック容器/蓋を使用する場合、食品容器使用に関する誓約書（食品容器が安全であること及び容器の分析検査を受けたことを証明する誓約書で事業者が作成したもの）

24. 体重管理食品（食事代替製品）の場合、Protein Digestibility Corrected Amino Acid Score (PDCAAS) 計算書

25. 特別な目的を持つ食品の場合、世界保健機関（WHO）の基準に基づく1日に摂取すべき栄養成分と比較した各栄養成分の割合を示す書類

26. 特別な目的を持つ食品の場合、たんぱく質・脂質・炭水化物の共有源と、それぞれの総カロリーに占める割合を示す書類

27. 特別な目的を持つ食品の詳細をまとめた書類（もしあれば）

手数料¹¹：

- ・食品レシピ登録申請審査費用 3,000バーツ（特別な目的を持つ食品の場合の申請審査費用は4,000バーツ）
- ・食品レシピ登録登録証明書発行手数料 5,000バーツ
- ・e-submissionシステムへの入力代行業を依頼する場合の手数料 500バーツ

B. 特定管理食品のうち体重管理を必要とする人のための食品（代替甘味料のみ）・食品添加物・食品品質保持に使用する物質

下記書類をe-submissionで提出する。食品医薬品委員会事務局食品部への提出は不要。

申請書類：

1. 食品レシピ登録申請書(Orr. 17様式) (e-submissionシステム内で入力)
2. 食品成分書
3. 製法通知書
4. 食品の品質規格書 (Finish product specification) (もしあれば)
5. 原材料の品質規格書 (Active raw material specification) (もしあれば)
6. 食品添加物の場合、食品の品質規格分析報告書
7. 食品の品質保持に使用する物質の場合、パッケージ検査分析報告書
8. 製造施設証明書 (GMP製造基準適合証明書)
9. 食品の品質規格維持に使用する食品添加物の場合、製造者からの食品品質規格維持における性能検査報告書
10. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) の場合、砂糖と比較した糖度算出表とエネルギーの算出表
11. タイ語の食品ラベル
12. 外国語の食品ラベル (もしあれば) と英語ではない場合は翻訳
13. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) で栄養表示をする場合、栄養成分の種類・量の分析報告書
14. 食品添加物 (食品の品質規格維持に使用する食品添加物を含む) の場合販売マニュアル
15. その他の関連する証拠または文書 (もしあれば)
16. 食品添加物、体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) でラベル/販売マニュアルに栄養成分を表示する場合、栄養成分の種類・量の分析報告書
17. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) で食品添加物 (合成着色料、保存料、甘味料) を使用している場合、食品添加物の種類・量分析報告書
18. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) の場合、告示に基づく品質規格、食品の分析結果、ラベルに表示する値の比較表ならびに分析結果とラベル表示内容の差異を示した書類
19. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) の場合、液体/半固体食品に接触する白色以外のプラスチック容器/蓋を使用する場合、食品容器使用に関する誓約書 (食品容器が安全であること及び容器の分析検査を受けたことを証明する誓約書で事業者が作成したもの)
20. 食品サンプル (もしあれば)
21. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) の場合、食品の品質規格承認書 (FDA発行) と分析結果報告書
22. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) の場合、代替甘味料の使用量検査書

手数料：

- ・食品レシピ登録申請審査費用 3,000バーツ (特別な目的を持つ食品の場合の申請審査費用は4,000バーツ)
- ・食品レシピ登録登録証明書発行手数料 5,000バーツ
- ・係官にe-submissionにおける入力を依頼する場合(食品成分の通知あり) 500バーツ

イ。「食品登録申請(Sor.Bor.5様式)」の申請書類および手数料

申請書類：

1. 食品登録申請書(Sor.Bor.5様式) (e-submissionシステム内で入力)
2. 製造施設証明書 (GMP製造基準適合証明書)
3. 食品の品質規格分析報告書※
4. 法令に基づく表示に関する関連書類 (例：Organic表示)
5. 関連するその他の文書 (該当する場合)
 - 原材料配合表 (100%表示)
 - 製造工程書
 - 原材料の品質規格書 (Specification)
 - パスチャライズド牛乳、調整パスチャライズドミルク、パスチャライズド乳製品およびパスチャライズド発酵乳の消費期限表示

延長の審査資料

- 固形量 (内容量) の承認書 (FDAの承認を受けたもの。密閉容器入り食品で告示に従った内容量ではないもの。)
- 水分含有量の承認書 (植物または野菜由来の乾燥飲料の場合で、FDAの承認を受けたもの)
- 食品サンプル資料

※ 品質規格分析報告書に求められる内容は食品の種類毎に異なる。各食品に求められる分析内容は各食品の品質規格を規定している告示に記載されている。各食品の品質規格の詳細は「1.6 食品法に基づく食品の分類」を参照。

手数料：

- ・申請審査費用 2,000パーツ (食品登録証明書の発行手数料なし)
- ・係官にe-submissionにおける入力を依頼する場合 (食品成分の通知必要) 500パーツ/件

ウ。「食品登録申請(Sor.Bor.7様式)」の申請書類および手数料

申請書類：

1. 食品登録/食品詳細通知申請書(Sor.Bor.7様式) (e-submissionシステム内で入力)
2. 製造施設証明書 (GMP製造基準適合証明書)
3. 法令に基づく表示に関する関連書類 (例：Organic表示)
4. 関連するその他の文書 (該当する場合)
 - 原材料配合表 (100%表示)
 - 製造工程書
 - 原材料の品質規格書 (Specification)
 - 食品サンプル資料

手数料：

- ・申請審査費用 200パーツ (食品登録/食品詳細通知証明書の発行手数料なし)
- ・係官にe-submissionにおける入力を依頼する場合 (食品成分の通知不要) 200パーツ/件

エ。「食品登録申請(Sor.Bor.3様式)」の申請書類および手数料

申請書類：

1. ラベル使用許可申請書(Sor.Bor.3様式)(e-submissionシステム内で入力)
2. 食品成分書

3. 製法通知書（食品医薬品委員会事務局から製法について承認を得ること。）
4. 食品の品質規格書（Finish product specification）（もしあれば）
5. 原材料の品質規格書（Active raw material specification）（もしあれば）
6. 食品の品質規格分析報告書
7. ラベルに栄養成分の種類・量を表示する場合、栄養成分の種類・量の分析報告書
8. 食品添加物を使用している場合、食品添加物の種類・量の分析報告書
9. 特別な目的を持つ食品の場合、食品医薬品委員会事務局が認める特別な目的を持つ食品の栄養安全性評価機関から発行された特別な目的を持つ食品評価報告書
10. 告示に基づく品質規格、製品分析結果、ラベルに表示する値の比較表ならびに分析結果とラベル表示内容の差異を示した書類
11. 告示で規定される内容以外の栄養成分をラベルに表示する場合、食品の栄養成分分析結果とラベル表示の比較表
12. 原材料中の食品添加物使用量検査書（もしあれば）
13. 食品添加物を使用している場合、食品中の食品添加物使用量検査書
14. 製造施設証明書（GMP製造基準適合証明書）（E-submissionシステム内でのみ提出）
15. タイ語の食品ラベル
16. 外国語の食品ラベル（もしあれば）と英語ではない場合は翻訳
17. 食品ラベル上の文言又は記号の裏付けとなる証拠又は文書（もしあれば）
18. 関連するその他の証拠又は文書（もしあれば）
19. 食品サンプル(もしあれば)
20. 液体/半固体食品に接触する白色以外のプラスチック容器/蓋を使用する場合、食品容器使用に関する誓約書
21. 特別な目的を持つ食品の場合、世界保健機関（WHO）の基準に基づく1日に摂取すべき栄養素に対する各栄養素の割合を示す書類
22. 特別な目的を持つ食品の場合、たんぱく質・脂質・炭水化物の由来と、それぞれの総カロリーに占める割合を示す書類
23. 特別な目的を持つ食品の詳細をまとめた書類（もしあれば）

手数料：

- ・申請審査料金4,000バーツ（ラベル使用許可証明書の発行手数料なし）
- ・係官にe-submissionにおける入力を依頼する場合(食品成分の通知が必要) 500バーツ/件

1.7.3 健康製品輸入通知書(License per Invoice)の取得¹³

食品の輸入の際、1.7.2に示したe-submissionにおける商品毎の登録申請の他に、輸入の都度「健康製品輸入通知書（License per Invoice：LPI）」を取得しなければならない。ここでいう「健康製品」とは、食品医薬品委員会事務局（FDA）の監督下にある製品を指し、いわゆる健康食品に限定されるものではない。具体的には、医薬品、食品、医療機器、化粧品、習慣性薬物、向精神薬、家庭及び公衆衛生で使用される有害物質が含まれる。これらの健康製品を輸入する際には、インボイスごとの「健康製品輸入通知書（License per Invoice：LPI）」の申請・取得が義務付けられている。LPIは、FDAが発行する輸入通知書であり、インボイスに記載された品目に基づき、当該健康製品のタイへの輸入を確認するものである。取得したLPIは、関税局のNSWシステムを通じて輸入を申告する際に利用される。

LPI申請システムの利用登録手続きおよびLPIの取得手順は、以下のとおりである。

13 食品医薬品委員会事務局告示「健康製品輸入における電子情報連結」<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/091/64.PDF>
License per Invoice使用手順 <https://logistics.fda.moph.go.th/lpi-license-per-invoice/%20steps-for-using-license-per-invoice>
License per Invoice輸入前の健康製品詳細通知提出マニュアル
<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=570758926077927424&name=LPI.pdf>

(1) LPI申請システム利用登録手続き

LPIは、FDAの電子システムを通じて申請する。そのため、事業者は事前に「License per Invoiceシステム」利用申請を行う必要がある。申請はFDA食品医薬品検査所部（Food and Drug Checkpoint Division）のオンライン委任システムを通じて行う。

1. Digital IDシステム（<https://thfda.cc/AUTHORITY>）またはThaIDアプリケーションシステム
<https://thfda.cc/AUTHORITY2>）によりユーザーアカウントを作成する。（国民ID番号、氏名、電話番号を入力）
2. 上記アカウントでログインし、利用申請者情報（国民ID番号/パスポート番号、電話番号、メールアドレス、委任開始日・終了日、利用希望システム等）を入力し、必要書類を添付のうえ申請する。
営業時間24時間以内に担当官による承認が行われる。

【必要書類】

1. 委任状（受任者1名につき30パーツの印紙貼付、消印および日付記入が必要）
2. パスポート写し（委任者が外国人の場合）

備考：本手続きに手数料は発生しない。委任状1通で複数システムを選択可能。委任期間は1年以上の設定も可能（事業者の希望による）

(2) LPI取得手続き

1. FDAのSKYNETシステム（<https://privus.fda.moph.go.th>）にアクセスし、作成済みのDigital IDまたはThaIDアカウントでログインする。
2. License per Invoiceアイコンを選択し、輸入する食品の食品登録番号または疑似番号を確認の上、その番号を入力すると、U1で始まる数字が表示される。
3. 関税局のNSWシステム(<https://www.thainsw.net>)にアクセスし、「輸出入通関手続データ作成システム／管理対象貨物の輸出入事実申告」メニューを選択する。「Invoice For Import」の項目にインボイス情報を入力し、システムヘデータを登録する。
4. 「管理対象貨物の輸出入通知申請」メニューに進み、必要事項（2.で取得したU1で始まる番号をここで入力する）を入力の上、FDAへ申請データを送信する。
5. NSWシステムの「Response Message」メニューにて処理状況のステータスが「ACCEPT」となり、Document Numberが表示されると、承認されたことを意味する。再度、FDAのSKYNETシステムにログインし、受理番号/LPI番号欄にDocument Numberを入力すると「健康製品輸入通知書（License per Invoice）」を印刷することができる。

1.7.4 疑似番号の取得¹⁴

「健康製品輸入通知書 (License per Invoice) 」の申請においては、食品登録番号の記載が求められる。しかし、食品登録番号を持たない一般食品および自社の食品製造製品の原材料として使用する目的で自社輸入する食品については、FDA食品部が運用する「疑似番号 (เลขเสมือน) システム」にて、疑似番号を取得しなければならない。疑似番号は、輸入業者および商品ごとに紐付けられる番号であり、同じ輸入業者が同じ商品を輸入する場合は、同じ疑似番号を使用することができる。

疑似番号システムの利用登録手続き、疑似番号の取得手順は以下のとおりである。

(1) 疑似番号システムの利用登録手続き

申請書提出場所：食品医薬品委員会事務局OSSC第8ビル 4 階

郵送する場合：88/24 System Development Group, Food Division, Food and Drug Administration, Building 3, 5th Floor, Room 519, Tiwanon Road, Mueang, Nonthaburi 11000

必要書類

- ・疑似番号システム利用登録申請書

(https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=529535269838397440&name=70_Request.pdf)

- ・会社登記証明書写し、個人の場合は商業登録書写し
- ・身分証明書写し（外国人の場合はパスポートとワークパーミットの写し）
- ・食品輸入許可書写し（Orr.7）
- ・委任状（委任する場合）

(https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=529535269439938560&name=69_proxy.pdf)

- ・委任者-受任者の身分証明書写し、外国人の場合はパスポート及び労働許可証の写し。（委任する場合）

(2) 疑似番号の取得手続き

1.疑似番号システムの利用登録完了後、FDAのSKYNETシステム (<https://privus.fda.moph.go.th>) にログインし、「疑似番号（食品）システム」から、輸入目的（製造FM/販売FG）を選択する。

2.輸入商品情報を入力すると、疑似番号が表示される。

必要書類

- ・インボイス
- ・原材料情報（名称、商標名、製造者、原産国 等）
- ・輸入申告書

この項目に関する問い合わせ先：

部署名：食品医薬品委員会事務局食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

食品輸入業務許可：Tel: +66-2-590-7320 , +66-2-590-7033 食品登録番号の申請：Tel. +66-2-590-7208, +66-2-590-7209 食品種判別課：Tel. +66-2-590-7211

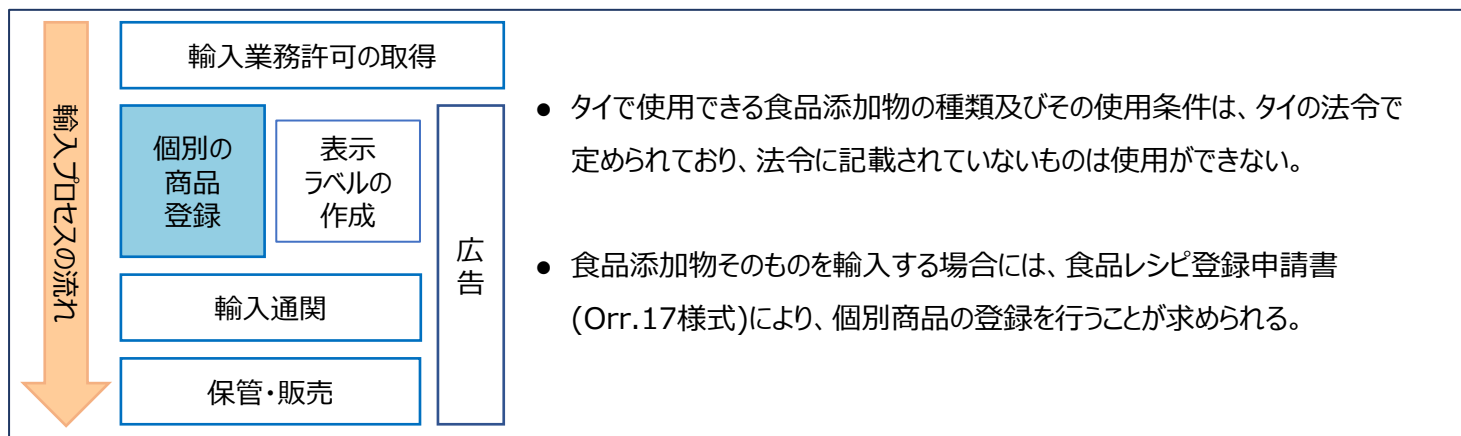
Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

¹⁴ 疑似番号システム利用登録 <https://food.fda.moph.go.th/lpi/category/enable-access-to-the-system>

第2章 食品安全関連の規制

(A) 食品の基準値等に関するもの

2.1 食品添加物



2.1.1 使用できる食品添加物¹

タイで使用できる食品添加物の種類およびその使用条件は、保健省告示第468号（2025年）「食品添加物の基準・条件・使用方法・割合の規定」（第4版）の付属文書で確認することができる。付属文書にないものについては、使用することができない。なお、使用できる食品添加物の種類および使用条件に関する告示は、数年おきに更新されている。（注：保健省告示第468の施行日（2025年12月12日）より前に、旧告示第444号に基づきFDAから承認された食品添加物を使用している販売目的の食品については、製造者や輸入者は施行日から2年間は引き続きその食品を販売することが可能。）

食品医薬品委員会事務局ウェブサイトでは、タイ語および英語で各食品添加物の使用条件を検索することができるデータベースとともに、食品添加物の使用方法を解説するマニュアルも公開されている。

・食品添加物検索データベース (Food Additive Search)

https://alimentum.fda.moph.go.th/FDA_FOOD_MVC/Additive/Main

・食品添加物使用マニュアル（2024年1月版）

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=510447587007012864&name=LawFoodAd.pdf>

【使用条件が設定されていない食品添加物の使用について】

タイ法令（保健省告示第468号）において使用条件が設定されていない食品添加物を使用するためには、食品医薬品委員会事務局（FDA）に当該食品添加物の使用条件の設定に関する申請を行うことが求められる。なお、使用条件の設定申請を行うにあたっては、Codex Advisory Specification for the Identity and Purity of Food Additives（最新版）²又はFDA告示により、食品添加物の品質・規格が設定されていることが前提となる。設定されていない場合には、まずFDAに認定された安全性評価機関（TRAC等）による安全性評価を受け、その評価結果を添えて、FDAに対し品質・規格および使用条件の設定に関する申請を行い、審査を受ける必要がある。このため、品質・規格が未設定の食品添加物については、二段階の手続きを要することとなる。この工程の概要は以下の通りである。詳細はFDA食品部にて確認することができる。

¹ 保健省告示第468号「食品添加物の基準・条件・使用方法・割合の規定（第4版）」 タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=840096266338836480&name=P468.pdf>
英訳：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=840096265747439616&name=P468_EN.pdf

² Codex Advisory Specification for the Identity and Purity of Food Additives（2012）<https://www.fao.org/food/food-safety-quality/scientific-advice/jecfa/jecfa-additives/en/>

³ ジェトロビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/c8a35ebd24b45090.html>

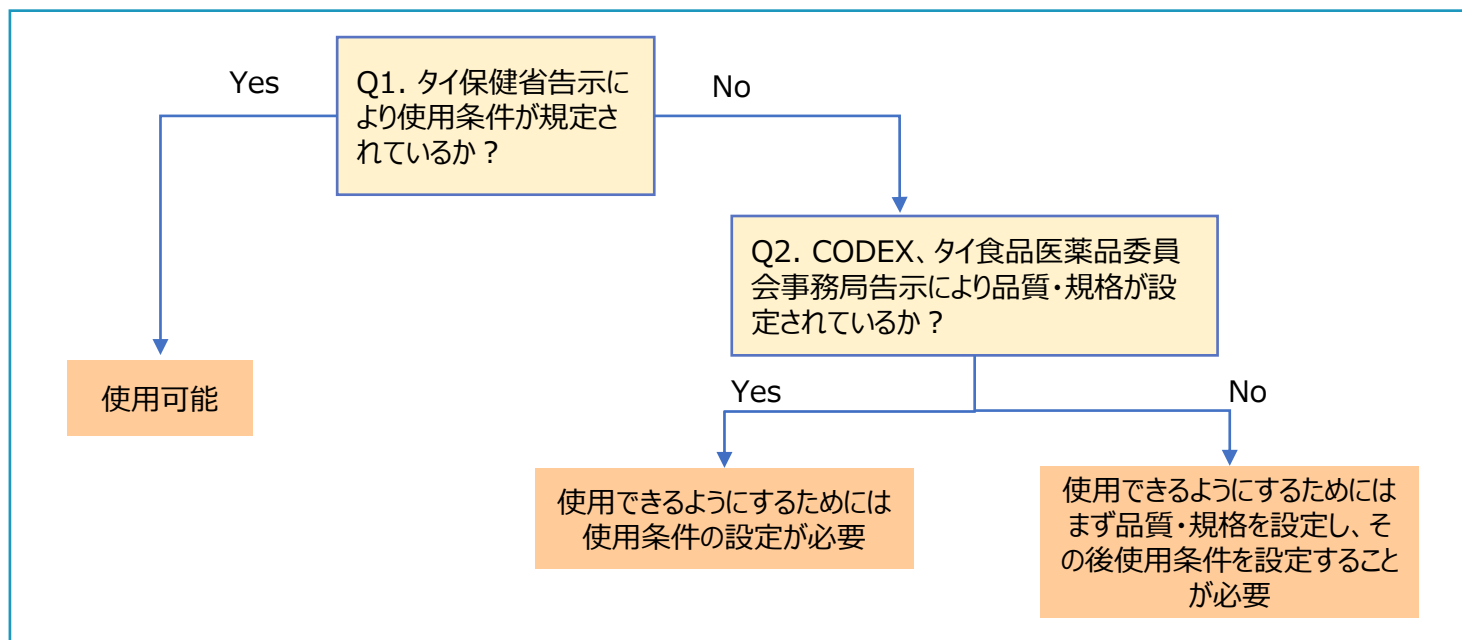
食品医薬品委員会事務局への聞き取り調査を元に作成

なお、天然着色料（クチナシ黄など）に関しては、FDAウェブサイトに掲載されている「植物または動物の一部から得た色素の品質・規格の規定」で定める天然着色料の定義に該当し、基準を満たしたもので、かつ、天然着色料リスト（色素抽出に認められている動物・植物リスト）に記載されている天然着色料については、保健省告示第468号の適用外となり使用することが可能³。

なお、食品添加物を使用する場合は、最終製品と原材料の両方で許可されているかまず確認することが推奨される。原材料への使用が許可されているが、最終製品への使用が許可されていない食品添加物の場合、キャリーオーバーの原則に基づき、最終製品における当該食品添加物の量が当該原材料において許可されている最大使用量以下であれば、輸入は可能。

（最終製品に占める原材料の割合から検討される。）担当官が検討できるよう、最終製品における食品添加物の量に関する分析証明書の提出が求められる。キャリーオーバーの原則は、食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第444号食品添加物の使用基準、条件、方法および比率の規定（第3版）」⁴の解説に規定されている（同告示34ページ目が該当部分）。

図2.1-1 タイで使用することができる食品添加物および使えるようにするために必要なプロセス⁵



4 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第444号食品添加物の使用基準、条件、方法および比率の規定（第3版）」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=580951160387674112&name=announ-fda-444.pdf>

5 食品添加物安全性評価マニュアル（2023年9月8日版）

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=521920666962894848&name=Guide-9.1.pdf>

6 食品医薬品委員会事務局ウェブサイト食品添加物関連告示まとめ <https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/additives>

2.1.2 食品添加物の輸入許可申請

食品添加物そのものを輸入する場合、食品法上、食品添加物は特定管理食品に該当するため、食品レシピ登録申請書 (Orr.17様式)を申請し食品登録番号を取得することが求められる。特定管理食品に該当する食品の輸入許可申請プロセスは第1章「1.7 食品医薬品委員会事務局における輸入手続きの概要」を参照。

対象品目：食品添加物(特定管理食品)

申請先：保健省食品医薬品委員会事務局 (e-Submissionシステム)

申請様式：Orr.17様式 食品レシピ登録申請書

許可証：Orr.18様式 食品レシピ登録証明書

2.1.3 食品添加物に関する規制⁶

食品添加物に関する法令は多数公布されている。食品医薬品委員会事務局によると、関連法令には加工助剤、酵素、食品製造用微生物に関するものも含まれている。食品添加物については、品質・規格を定める告示と使用条件を決める告示が別に公布されている。

ア. 食品添加物 food additive

A. 品質・規格：

- 保健省告示第281号 (2004年) 食品添加物
- 食品医薬品委員会事務局告示 単一の食品添加物の品質・規格の規定 (第1版～第4版)
- 食品医薬品委員会事務局告示 複合食品添加物の品質・規格の規定
- 食品医薬品委員会事務局告示 食品の品質規格保持物質の品質・規格の規定
- 植物または動物の一部から得た色素の品質・規格の規定
- 植物または動物の一部からの色素抽出に使用を認可する植物または動物のリスト
- ベニコウジ色素 (赤) (Monascus color (Red)) の品質・規格の規定
- サワードウ (Active Sourdough) の品質・規格の規定
- 食品医薬品委員会事務局告示 特定の食品添加物におけるエチレングリコール・ジエチレングリコールの混入量の品質・規格の規定
- 食品医薬品委員会事務局告示 FDA告示 特定の食品添加物におけるエチレングリコール・ジエチレングリコールの混入量の品質・規格の規定の解説

B. 使用条件：

- 保健省告示第381号 (2016年) 食品添加物 ※付属文書は廃止済
- 食品医薬品委員会事務局により追加で認可された使用条件リスト (2025年12月17日版)
- 保健省告示第417号 (2020年) 食品添加物の基準・条件・使用方法・割合の規定 (第1版)
- 食品医薬品委員会事務局告示 保健省告示第417号の解説
- 保健省告示第468号 (2025年) 食品添加物の基準・条件・使用方法・割合の規定 (第4版)
- 食品医薬品委員会事務局告示 保健省告示第468号の解説
- 保健省告示第444号から変更があった第468号の食品添加物の使用条件リスト

6 食品医薬品委員会事務局ウェブサイト食品添加物関連告示まとめ <https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/additives>

C. ラベル表示：

- ・ 保健省告示第363号（2013年） 食品添加物（第2版）
- ・ 保健省告示第372号（2015年） 食品添加物（第3版）
- ・ 保健省告示第450号（2024年） 包装食品のラベル表示（2024年7月19日施行）

D. 分析方法：

- ・ 食品医薬品委員会事務局告示 CODEXの規定と異なる食品添加物の分析方法使用基準

E. 関連するガイドラインおよびルール：

- ・ 使用禁止原料および製造・輸入・販売禁止食品
- ・ 食品添加物の品質保持のために他の食品添加物を使用している場合のルールおよびガイドライン（2024年10月7日版）
- ・ コーデックス化学物質安全性評価ガイドラインに従った食品添加物の安全性評価基準(Environmental Health Criteria 240 Principles and Methods for the Risk Assessment of Chemicals in Food)
- ・ 香料と甘味料の両方の特性を持つステviol配糖体（STEVIOLE GLYCOSIDES）を検討するためのガイドライン（2024年10月版）
- ・ 焼き菓子の型に塗布またはスプレーコーティングする加工助剤として使用する製品の承認を検討するためのガイドライン（2026年2月版）
- ・ 食品添加物におけるエチレングリコール・ジエチレングリコールに関するFDA告示の原則および重要事項の要約

イ. 食品製造に使用する酵素 enzyme

A. 品質・規格および使用条件：

- ・ 保健省告示第443号 食品製造に使用する酵素
- ・ 食品医薬品委員会事務局告示 保健省告示第443号「食品製造に使用される酵素」の解説

ウ. 食品に使用する洗浄および殺菌製品(Cleaning or Sanitizing Products for Food)

A. 品質・規格および使用条件：

- ・ 保健省告示第412号 食品に使用される洗浄および殺菌製品
- ・ 食品医薬品委員会事務局告示 保健省告示第412号「食品に使用される洗浄および殺菌製品」の解説
- ・ 食品医薬品委員会事務局告示 アルキルポリグリコシドの品質・規格の規定
- ・ 食品医薬品委員会事務局告示 塩素化リン酸三ナトリウムの品質・規格の規定
- ・ 食品医薬品委員会事務局告示 次亜塩素酸ナトリウムの品質・規格の規定
- ・ 食品医薬品委員会事務局告示 次亜塩素酸カルシウムの品質・規格の規定
- ・ 食品医薬品委員会事務局告示 宿主細胞として大腸菌BL21(DE3) (Escherichia coli BL21 (DE3))を使用する混合加水分解酵素(Mixed hydrolase)の品質・規格の規定

B. 関連するガイドラインおよびルール：

- ・ 食品に使用される洗浄剤の有効性を評価するためのガイドライン

工. 食品製造に使用する微生物 (Microbial food cultures)

A. 品質・規格および使用条件 :

- 食品医薬品委員会事務局告示 単一の食品添加物の品質・規格の規定 (第2項(5)、(7)、(8)、(9))
- 食品製造に使用される微生物の品質・規格の規定
- *Saccharomyces cerevisiae* イーストから得られた生鮮イーストの品質・規格の規定

B. 関連するガイドラインおよびルール :

- コンブチャの製造工程におけるリスク管理に関するガイドライン(KOMBUCHA BREWING)

オ. 食品製造に使用する抽出用溶媒

- 保健省告示第461号「食品製造に使用する抽出用溶媒に関する保健省告示 (第461号) 仏暦2568年」
- 食品医薬品委員会事務局告示 単一の食品添加物の品質・規格の規定 (第2項(5)、(7)、(8)、(9))

2.1.47 加工助剤 (Processing Aid)

1.加工助剤の法的枠組みと定義

(1) 法的枠組み

加工助剤は、法令上は食品添加物の一種として位置づけられる。しかし、使用可否および基準確認は、食品添加物に関する保健省告示ではなく、まず、食品個別の保健省告示 (加工助剤に関する規定がある場合) および加工助剤の用途別告示 (洗浄剤、酵素、抽出溶媒等) に基づき判断される。

(2) 加工助剤の定義

加工助剤とは、食品の成分として消費されるものではなく、原材料または食品成分の製造工程において、品質調整や加工の過程での技術的目的のために使用される物質または材料であって、その結果、当該物質またはその誘導体が、意図せず、かつ避けることができない形で製品中に残留する可能性があるものをいう。

この定義は、Codexの加工助剤の定義と本質的に共通している。

(3) 主な関連告示

加工助剤は一括規制ではなく、用途別に管理されている。主な告示は以下のとおり。

- 保健省告示第412号 (2019年) 「食品に使用する洗浄または殺菌製品」
- 保健省告示第443号 (2023年) 「食品製造に使用する酵素」
- 保健省告示第461号 (2025年) 「食品製造に使用する抽出溶媒」
- 焼き菓子の型に塗布またはスプレーコーティングする加工助剤として使用する製品の承認を検討するためのガイドライン

2.使用可否および基準の確認フロー

加工助剤については、包括的ポジティブリスト制度は存在しない。食品個別の告示および加工助剤の用途別の告示に基づき管理されている。使用の可否は、以下の順序で確認する。

(1) 食品個別の保健省告示の確認

まず、当該最終製品に適用される食品別の保健省告示 (例: 保健省告示「チョコレートおよびチョコレート製品」) を確認する。当該告示内で加工助剤の規定がある場合は、その規定に従う。

(2) 用途別告示の確認

食品別告示に規定がない場合、用途別の以下の告示・ガイドラインを確認する。

- ・抽出溶媒：保健省告示第461号（2025年）
 - ・酵素：保健省告示第443号（2023年）
 - ・洗浄・殺菌製品：保健省告示第412号（2019年）
 - ・焼き菓子の型に塗布またはスプレーコーティングする加工助剤として使用する製品の承認を検討するためのガイドライン
- 各告示等においては、使用可能な物質、対象食品、技術的機能、最大使用量および残留基準等が付表に定められている。

(3) 個別承認

上記いずれの告示にも規定がない物質、または規定された条件と異なる使用を行う場合は、個別にFDAから承認を得る必要がある。

なお、FDAによると、事業者が加工助剤と認識していても、タイの規制上は食品添加物と見なされ、食品添加物の告示に従うべきと判断される場合があるため、事前にFDAに照会することが推奨される。

2.1.4 食品添加物関連の監視措置

(1) 紅麴を含む食品⁸

2024年8月9日より紅麴の成分を含む食品の監視措置が施行されている。輸入食品に紅麴の成分が含まれる場合、その食品の分析検査のため留め置きが行われるが、輸入者が原産国の政府機関又はISO/IEC17025の認証を取得している機関が発行したプベルル酸の分析証明書を提示すれば、この留め置きは免除される。プベルル酸の検出量は定量下限値（Limit of quantitation：LOQ）を下回っている必要がある。プベルル酸の分析サービスを提供する機関がない場合は、他の汚染物質に関してISO/IEC17025の認証を取得している機関が発行する分析証明書が一時的に利用できるとされている（タイ国内での分析体制が整うまで）。

(2) エチレングリコール・ジエチレングリコール関連⁹

2025年9月21日より、特定の食品添加物に含まれるエチレングリコール（EG）およびジエチレングリコール（DEG）の混入に関する監視措置が施行されている。ソルビトール、グリセロール、マルチトールなど12種類の食品添加物について、新たにEGおよびDEGの混入量に関する最大許容量が設定され、対象食品添加物を輸入する際には、この基準を満たしていることを示す書類の提出が求められる。この基準は、FDA告示「特定の食品添加物におけるエチレングリコールおよびジエチレングリコールの混入量の品質または規格の設定」により定められている。必要な証明書は次のとおり。

【施行日前に登録された製品の場合】

輸入時に次の(1)～(3)のいずれかの証明書を提示する。

(1) 政府機関等による分析検査

国内外の政府機関、政府機関から委任・認定された機関・組織、国際規格に基づく試験所認定機関により認定された機関・組織によるEGおよびDEGの分析検査報告書

⁸ 食品医薬品委員会事務局告示「紅麴の成分を含む食品の監視策」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=663981776372375552&name=announ-fda-red-yeast.pdf>

ジェットビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/09/357cbe3021a27d0c.html>

食品医薬品委員会事務局告示「紅麴の成分を含む食品の監視策（第2版）」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=732893436855853056&name=YeastRice.pdf>

⁹ 食品医薬品委員会事務局告示「特定の食品添加物におけるエチレングリコールおよびジエチレングリコールの混入量の品質または規格の設定」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=778443927639433216&name=announ-fda-ethylene-diethylene.pdf>

<https://food.fda.moph.go.th/press-release/ethylene-diethylene/>

和訳 https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=39883964

(2) ISO/IEC17025認定機関による分析検査

ISO/IEC17025認定を受けているが、EG・DEGの試験項目についてはまだ認定を受けていない民間検査機関による場合、次の①および②を提出する。

①.EGおよびDEGの分析検査報告書

②.食品添加物の製造者が発行する、分析検査証明書（Certificate of Analysis: COA）または自己証明書（Self-Declaration Letter）のいずれか。（これらの証明書にはEG・DEGの量と、FDAが定めた条件に従った分析検査方法について明記すること）

(3) 政府機関・ISO/IEC 17025認定機関による検査報告書がない場合は、次の①および②を提出する。

①.食品添加物の製造者が発行する、分析検査証明書または自己証明書のいずれか。（これらの証明書にはEG・DEGの量と、FDAが定めた条件に従った分析検査方法について明記していること。）

②.保健省告示第420号に定める基準と同等以上の食品製造システムの証明書（GMP証明書）（証明書には対象となる食品添加物製品の範囲が明記されていること。）

(3) 政府機関・ISO/IEC 17025認定機関による検査報告書がない場合は、次の①および②を提出する。

①.食品添加物の製造者が発行する、分析検査証明書または自己証明書のいずれか。（これらの証明書にはEG・DEGの量と、FDAが定めた条件に従った分析検査方法について明記していること。）

②.保健省告示第420号に定める基準と同等以上の食品製造システムの証明書（GMP証明書）（証明書には対象となる食品添加物製品の範囲が明記されていること。）

【施行日以降に登録する製品】

製品登録時に次の分析報告書を提出する。

・Codex Advisory Specification for the Identity and Purity of Food Additives（食品添加物の同一性と純度に関するコーデックス推奨規格）で定められている品質規格に基づいた分析検査報告書（従来どおり）

・本告示に基づくEG・DEGの品質規格に基づいた分析検査報告書（今回追加）

発行機関は、国内外の政府機関、政府機関から委任・認定された機関・組織、国際規格に基づく試験所認定機関により認定された機関・組織。ただし、発行機関がISO/IEC17025認定を受けた民間の検査機関で、EG・DEGの試験項目についてはまだ認定を受けていない場合、1.EG・DEGの分析検査報告書に加えて、②.食品添加物の製造者が発行する分析検査証明書（Certificate of Analysis: COA）または自己証明書（Self-Declaration Letter）（この証明書にはEG・DEGの量と、FDAが定めた条件に従った分析検査方法について明記していること。）を提出（①+②の両方）する必要がある。

【監視対象となる食品添加物を含む製品】

食品添加物自体を輸入する場合のように輸入時や製品登録時に書類の提出は求められないが、輸入業者が事業所に書類を保管しておく必要がある。

この項目に関する問い合わせ先：

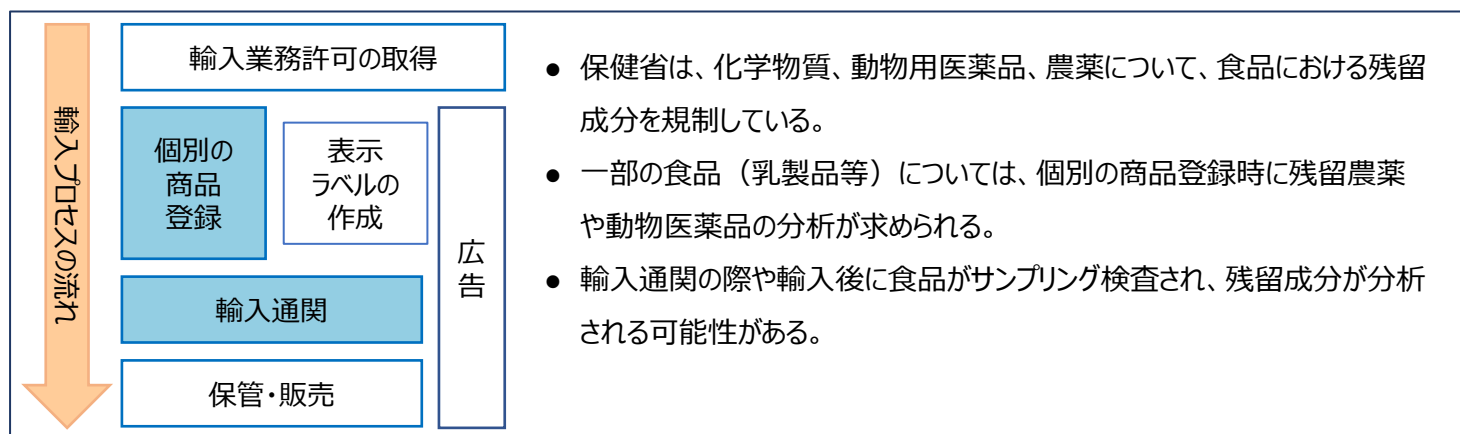
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： 食品添加物輸入許可申請 Tel. +66-2-590-7000-71022

新規食品添加物登録のための食品安全性評価 Tel. +66-2-590-7178-9

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

2.2 残留物質



2.2.1 残留物質に関する規制

食品中の残留化学物質・動物用医薬品・農薬については規制があり、食品法(1979年)に基づき、検査・サンプリング等が行われる場合がある。違反が確認された場合は、同法に従い罰則が科される可能性がある。例えば、法令に適合しない残留成分を含有し規格不適合食品とみなされた食品の輸入は、5万バーツの罰金が科される。「不純食品」とみなされた食品の輸入は、2年以下の禁固刑もしくは2万バーツ以下の罰金刑、またはその両方が科される。

2.2.2 残留化学物質に関する規制¹

食品医薬品委員会事務局は、一部の事業者による化学物質の不適切な使用が、消費者の健康に危害を及ぼす可能性があるとして、残留化学物質に関する基準を定め、規制している。全ての食品を対象に、保健省告示第269号（2003年）、第299号（2006年）において、食品中不検出とする残留化学物質に関する基準が規定されている。不検出とされている残留化学物質は、以下のとおりである。

1. クロラムフェニコール及びその塩（Chloramphenicol and its salts）
2. ニトロフラゾン及びその塩（Nitrofurazone and its salts）
3. ニトロフラントイン及びその塩（Nitrofurantoin and its salts）
4. フラゾリドン及びその塩（Furazolidone and its salts）
5. フラルタドン及びその塩（Furaltadone and its salts）
6. マラカイトグリーン及びその塩（Malachite Green and its salts）
7. βアゴニスト及びその塩（β-Agonist chemical groups and its salts）

1～7の物質の代謝物を含む。

1 保健省告示第269号（2003年）「β-agonist類の化学物質に汚染されている食品の基準について」

タイ語 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509320862671970304&name=P269.pdf>

英語 [https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509320862562918400&name=No.269-](https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509320862562918400&name=No.269-46%20Prescribed%20Standards%20for%20%CE%B2-Agonist%20Chemicals%20Group%20Contamination%20in%20Foods.pdf)

46%20Prescribed%20Standards%20for%20%CE%B2-Agonist%20Chemicals%20Group%20Contamination%20in%20Foods.pdf

保健省告示第299号（2006年）「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」（第2版）

タイ語 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2549/E/097/6.PDF>

英語 [https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509336638292369408&name=No.299-](https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509336638292369408&name=No.299-49%20Prescribed%20standards%20for%20some%20chemical%20contaminations%20in%20foods%20(No2).pdf)

49%20Prescribed%20standards%20for%20some%20chemical%20contaminations%20in%20foods%20(No2).pdf

保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|---|---|
| 1 | 2003年4月21日 | 保健省告示第268号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」 | 食品からの検出が禁じられる化学物質、また、検出量が一定以下であることが求められる化学物質について規定。 |
| 2 | 2003年4月21日 | 保健省告示第269号「β-agonist 類の化学物質に汚染されている食品の基準について」 | 食品から、β-agonist 類の化学物質の検出を禁じる旨を規定。 |
| 3 | 2006年8月18日 | 保健省告示第299号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」（第2版） | 食品からの検出が禁じられる化学物質を追加。 |

食品医薬品委員会事務局告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|---------------------------------------|------------------------|
| 1 | 2006年8月18日 | 食品医薬品委員会事務局告示「特定の食品における化学物質分析条件および方法」 | 保健省告示第268号および第269号の解説。 |

2.2.3 残留動物用医薬品に関する規制²

人の食用に供される家畜(肉用家畜、搾乳用家畜、家きん、養殖水産物、養蜂等)に対しては、疾病の予防、家畜の体型や行動を変化させることを目的に、動物用医薬品が使用されることがある。これらの動物用医薬品は、食品に加工された際にもまだ残留する場合があることから、食品医薬品委員会事務局は、残留基準を定め、規制を行っている。食品中における動物用医薬品の残留については、保健省告示第303号付属文書に定められたMRL（最大残留基準値）を超えてはならないと規定されている。

保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|-------------------------------|-------------------------|
| 1 | 2007年7月10日 | 保健省告示第303号「動物用医薬品が残留する食品について」 | 動物用医薬品のMRL（最大残留基準値）を規定。 |

食品医薬品委員会事務局告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-----------|---------------------------------|--|
| 1 | 2025年1月6日 | 食品医薬品委員会事務局告示「食品中の残留動物用医薬品分析方法」 | 食品中の残留動物用医薬品の分析方法及び定量限界値 (limit of quantitation, LOQ) を規定。 |

² 保健省告示第303号（2007年）「動物用医薬品が残留する食品について」

タイ語 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2550/E/108/1.PDF>

英語 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509338798723833856&name=No.303-50%20Veterinary%20Drugs%20Residues%20in%20Foods.pdf>

食品医薬品委員会事務局告示（2025年）「食品中の残留動物用医薬品分析方法」

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/57247.pdf>

2.2.4 残留農薬に関する規制³

農産物の生産においては、病害虫・雑草の予防・駆除のため様々な農薬が使用されており、これらが食品中に残留する可能性がある。このため、食品医薬品委員会事務局（FDA）は、消費者の安全確保を目的として、保健省告示第460号「残留有害物質を含有する食品」において残留農薬の基準（最大残留基準値等）を定めている。

(1) 保健省告示第460号の概要

同告示では、農薬を以下の付表に分類して規制している。

・付表1：検出不可とされる農薬87種類（うち3種類については付表5で検出限界（LOD, Limit of Detection）を規定）

・付表2：最大残留基準MRLsを設定している農薬88種類

・付表3：（1）植物（植物性食品）における一律基準を設定している農薬17種類、（2）動物（動物性食品）における一律基準を設定している農薬4種類

・付表4：外因性最大残留基準EMRLsを設定している農薬6種類

・付表5：残留農薬の分析方法ならびにクロルピリホス、クロルピリホスメチル、パラコートを検出限界（LOD）を規定

なお、植物性食品に対する基準値を適用する際には、対象品目の分類を農産物規格TAS9045（最新改訂版）に基づき特定し、当該分類に対応する基準値を適用する。TAS9045は、タイ国家農産物・食品規格事務局が定める農産物分類規格である。

表2.2-1 残留農薬基準の適用体系

| | | |
|---|--|---|
| 検出不可 | 保健省告示第460号付表1に掲載する87種類の農薬は検出されてはならない。 (ただし、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、パラコートについては、付表5に定める検出限界（LOD）を判定基準とする。) | |
| 基準値以下で検出可 | 1. 農薬の使用による残留 | |
| | 1.1 | 保健省告示第460号付表2に最大残留基準（MRLs）が定められている場合、当該MRL以下であること。 |
| | 1.2 | 同告示付表2にMRLsが規定されていない場合、 ・CODEXの基準（CODEX MRLs）以下であること。 ・CODEX MRLsが定められていない場合、ASEANの基準（ASEAN MRLs）以下であること。 |
| | 1.3 | 「1.2にも規定されていない場合」 |
| | A | 植物における一律基準（Default Limits）は同告示付表3（1）、動物における一律基準は同告示付表3（2）以下であること。 |
| B | 同告示付表3（1）および（2）において一律基準が規定されていない農薬については、最終的な一律基準として、食品1キログラムあたり、残留成分は0.01ミリグラム以下であること。 | |
| 2. 環境からの汚染等、避けられない理由による残留の場合は、同告示付表4の外因性最大残留基準（EMRLs）以下であること。 リスト4にEMRLが規定されていない場合、 ・CODEXの基準（CODEX EMRLs）以下であること。 ・CODEX EMRLsが定められていない場合、ASEANの基準（ASEAN EMRLs）以下であること。 上記のいずれにも規定がないものは、検出されてはならない。 | | |
| 3. 加工食品に対しては、1.1、1.2、2に個別基準がある場合、当該基準値以下であること。加工食品の基準がない場合は、農業原材料において1.1、1.2、1.3、2の基準値以下であること。加工工程により、加工食品の残留農薬濃度が農業原材料中の残留農薬濃度を上回る可能性がある製法を採用する場合には、農業原材料の残留農薬量が1.1、1.2、1.3、2の基準に適合していることを、事業者が証明する責任を負うこと。 | | |

3 保健省告示第460号（2025年）「残留有害物質を含有する食品」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=783228253065322496&name=P460.pdf>
和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/78.pdf

(2) 加工食品におけるMRL確認手順

加工食品についてMRLを確認する場合は、保健省告示第460号に定める優先順位および農産物分類規格（TAS 9045-1-2025「農産物の分類 第1巻：植物」）⁴に従って判断する。

例：オレンジジュースのMRL確認手順

- 1.まず、告示第460号に「オレンジジュース」として個別の基準が定められているかを確認する。
- 2.個別規定がない場合は、原材料である「オレンジ果実」の基準値を確認する。その際は、TAS9045の分類に従い、品種 → サブグループ → グループの順で該当基準を特定する。

（例）タンジェリン（Tangerine） → マンダリン類（Subgroup of Mandarins） → かんきつ類（Group of Citrus Fruits）

- 3.告示第460号に規定がない場合は、Codex MRL⁵を確認する。その際も加工食品としての基準 → 原材料 → サブグループ → グループの順に確認する。
- 4.Codexに規定がない場合、同様の順序でASEAN MRL⁶を確認する。
- 5.上記のいずれにも規定がない場合は、保健省告示第460号の付表3の一律基準を確認する。付表3にも該当がない場合は、最終的な一律基準値（Default Limit）である0.01mg/kg以下が適用される。

(3) 輸入生鮮青果物の輸入時の検査

輸入生鮮青果物の輸入時検査は、「残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン」⁷に基づき、食品医薬品検査所においてリスク区分別に行われる。青果物は、非常に高リスク（Very high risk）、高リスク（High risk）、低リスク（Low risk）の3つのグループに分類される。

・非常に高リスク：FDAのウェブサイト上の「品質規格不適合により厳格な検査が行われる輸入青果物情報リスト（Very High Risk）」⁸に掲載されている、過去に問題が検出された特定事業者の特定の品目に該当する場合、輸入者は担当官が収集したサンプル（1～2kg）を分析機関に送り、輸入者の費用負担により残留農薬検査を行う。検査結果が出るまで、商品は留め置かれる。ただし、商品留め置きに同意する旨を含む宣誓書を作成すれば、通関はできるが、流通は留め置き撤回後となる。検査結果に応じて輸入の可否が判断される。検査の結果、3回連続で基準に適合した輸入が行われた場合は当該リストから除外される。同リストに掲載されている、過去に問題が検出された農薬の分析証明書（Certificate of Analysis, COA）を取得し、通関時に提示すれば検査が免除される場合がある。

・高リスク：食品医薬品検査所による過去のサンプリングにおいて農業残留有害物質が検出され、その割合がサンプル数の20%超であり、うち上位5位となった生鮮青果物に該当する場合、担当官がサンプル約2kgを分析機関に送り残留農薬検査を行うことがある。対象青果物は、FDAのウェブサイト上の「2022年度高リスクグループの青果物のCOAに記載する農業用有害物質の残留物質リスト」⁹に記載されている。同リストに指定される物質のCOAを通関時に提示すれば検査が免除される場合がある。

4 農産物規格「農産物の分類 第1部：植物（TAS 9045-1-2025）」

https://acfs-backend.acfs.go.th/storage/ProductStandards/Files/attachments_1745326632_th_TAS_9045-1-2568_TH.pdf

5 Codex Pesticides Residues in Food Online Database

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/en/>

6 ASEAN MRLs <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=788224238371872768&name=ASEAN-MRLs%20.pdf>

7 2022年度版残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン

タイ語 <https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=538168991101886464&name=ImportVegFruit1.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/36.pdf

8・9 生鮮青果物の輸入検査監視策に関する資料一覧 <https://logistics.fda.moph.go.th/precautions-for-vegetables-and-fruits/%20surveillance-measures-for-imported-fresh-vegetables-and-fruits-that-may-contain-agricultural-pestici>

・低リスク：非常に高リスク・高リスク以外の生鮮青果物に該当する場合、担当官が約2kgのサンプルに対し簡易テストキット（GT-Pesticide test kit および GPO-TM/2 kit）によるサンプル検査を行うことがあり、農薬の残留が疑われる場合は、分析機関にて検査が行われる可能性がある。

高リスク、低リスクともに、検査結果を待たずに通関できるが、検査の結果、基準不適合が確認された場合は、商品の回収が指示される。また、輸出者名などがタイ保健省ウェブサイトで公表されるとともに、次回以降の輸入時には非常に高リスクリストに追加され、輸入者負担で指定機関での検査等が必須となる可能性がある。

関連告示・資料¹⁰：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|--|--|
| 1 | 2025年6月12日 | 保健省告示第460号「残留有害物質を含有する食品」 | 検出が禁止される農薬、基準値内の残留が認められる農薬及び基準値、分析方法等を規定。 |
| 2 | 2025年10月7日 | 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第460号「残留有害物質を含有する食品」の説明」 | 保健省告示第460の説明 |
| 3 | 2025年1月27日 | 農産物規格「農産物の分類 第1部：植物（TAS 9045-1-2025）」 | 植物性農産物の分類区分および代表品目を規定した規格で、MRL/EMRLを設定・適用する際の食品分類として用いられる。 |
| 4 | － | 食品中の残留農薬に関するオンラインデータベース（Codex Pesticides Residues in Food Online Database） | CODEXによるMRL/EMRL基準 |
| 5 | － | ASEAN最大残留基準リスト（ASEAN MRLs） | ASEANによるMRL基準 |

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局

食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7178-9, 66-2-590-7173

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

食品医薬品検査所部 / Food and Drug Administration, Import and Export Inspection Division

Tel. +66-2-590-7000 ext. 97363

Website: <https://logistics.fda.moph.go.th/>

¹⁰ 保健省告示第460号

タイ語：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=783228253065322496&name=P460.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/78.pdf

食品医薬品委員会事務局告示 保健省告示第460号の説明

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=816919464451907584&name=announ-fda-460.pdf>

農産物規格「農産物の分類 第1部：植物（TAS 9045-1-2025）」

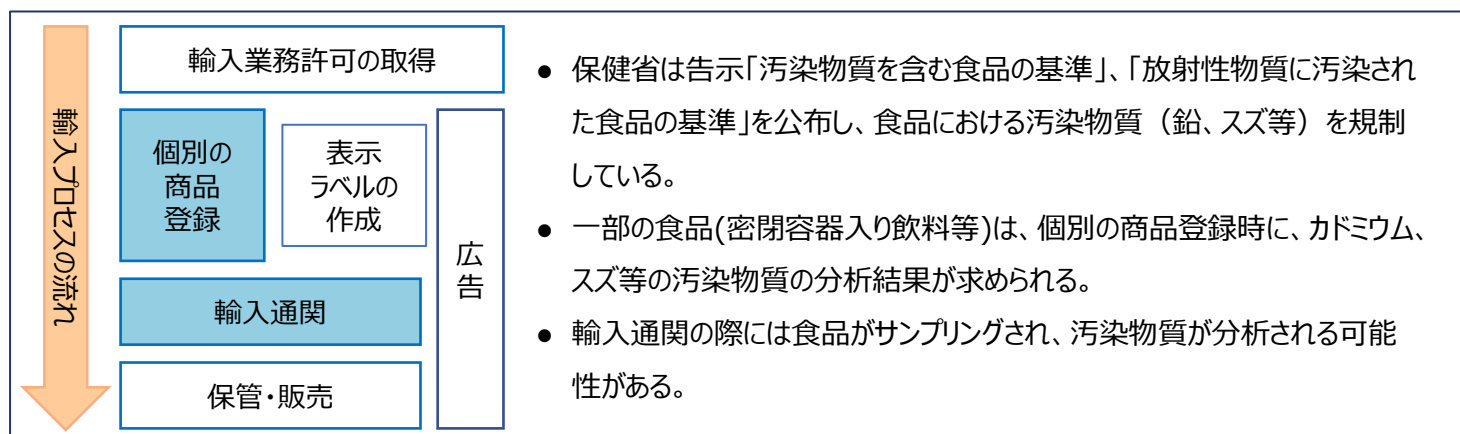
https://acfs-backend.acfs.go.th/storage/ProductStandards/Files/attachments_1745326632_th_TAS_9045-1-2568_TH.pdf

Codex Pesticides Residues in Food Online Database

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/en/>

ASEAN MRLs <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=788224238371872768&name=ASEAN-MRLs%20.pdf>

2.3 汚染物質



2.3.1 汚染物質に関する規制¹

鉛、スズ等の汚染物質については、食品中の含有量に関する規制があり、食品法(1979年)に基づき、検査・サンプリング等が行われる場合がある。違反が確認された場合は、同法に従い罰則が科される可能性がある。例えば、法令に適合しない残留物質を含有し、規格不適合食品とみなされた食品の輸入は、5万バーツの罰金が科される。また、不純食品とみなされた食品の輸入は、2年以下の禁固刑もしくは2万バーツ以下の罰金、またはその両方が科される。

保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|--------------------------------|--|
| 1 | 2020年5月20日 | 保健省告示第413号「汚染物質を含有する食品基準の改正補足」 | 個別食品を規定する保健省告示における汚染物質規定の取り消し(保健省告示第414号へ統合) |
| 2 | 2020年5月20日 | 保健省告示第414号「汚染物質を含有する食品基準」 | 汚染物質を含有する食品に関する基準を規定 |

食品医薬品委員会事務局告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-----------|--|----------------------|
| 1 | 2020年6月4日 | 食品医薬品委員会事務局告示「汚染物質を含有する食品基準を定める保健省告示の解説」 | 保健省告示第413号及び第414号を解説 |

¹ 保健省告示第414号（2020年）「汚染物質を含有する食品基準」

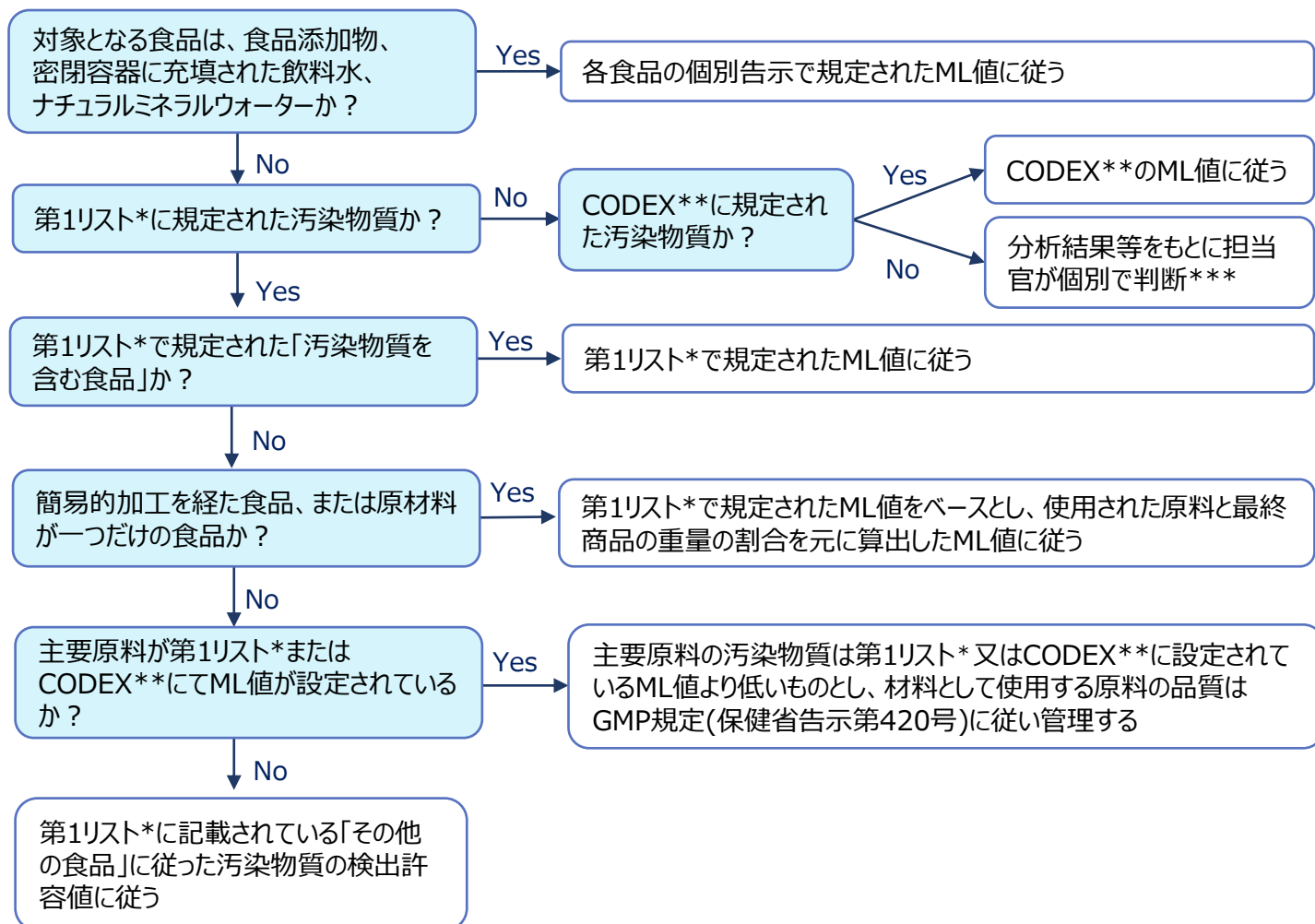
タイ語原文：https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/118/T_0017.PDF

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/14.pdf

2.3.2 汚染物質の最大基準値²

汚染物質の最大基準値(ML値)は以下の様にまとめることができる。なお、ここでいう「第1リスト」とは保健省告示第414号「汚染物質を含む食品の基準」の第1リストを指す。

図2.3-1 汚染物質の最大基準値 (ML値) の確認方法



備考： * 保健省告示第414号「汚染物質を含有する食品基準」第1リスト

** CODEX STAN 193-1995 最新の食品および飼料における汚染物質および毒素の基準

*** 食品輸入業者は分析結果等の資料を食品医薬品委員会事務局に提出しなければならない。³

2.保健省告示第414号（2020年）「汚染物質を含有する食品基準」

タイ語原文：https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/118/T_0017.PDF

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/14.pdf

食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示汚染物質を含有する食品基準の解説」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509709727131901952&name=63_Contaminants.pdf

3.食品医薬品委員会事務局への電話による確認 Tel. 0-2590-7178 0-2590-7173

2.3.3 放射性物質に汚染された食品の基準の概要⁵

食品医薬品委員会事務局は、日本から輸入される食品の一部に対して、基準値を上回る放射性物質の検出がないよう規制し、輸入時に必要な書類を定めている。関連する告示は保健省告示第334号「放射性物質に汚染された食品の基準」および保健省告示第371号「放射性物質汚染リスクがある食品の輸入条件の規程」である。概要は以下の通りである。

対象品目：

1. 福島県、群馬県、宮城県のイノシシ、キジ、鹿肉

必要書類：食品種、放射性物質検出量、生産地が明記された分析証明書

2. 福島県、群馬県、宮城県以外のイノシシ、キジ、鹿肉

必要書類：原産地証明書

告示の概要：

1. ヨウ素-131(¹³¹I, Iodine-131)が100ベクレル/キログラム(Bq/kg)またはベクレル/リットル(Bq/L)以下であること
2. セシウム-134(¹³⁴Cs, Cesium-134), セシウム-137(¹³⁷Cs, Cesium-137)、合計が500ベクレル/キログラム(Bq/kg)またはベクレル/リットル(Bq/L)以下であること

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7178-9

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

⁵ 保健省告示第334号「放射性物質に汚染された食品の基準」

タイ語原文：<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2554/E/042/26.PDF>

保健省告示第414号「汚染物質を含有する食品基準」

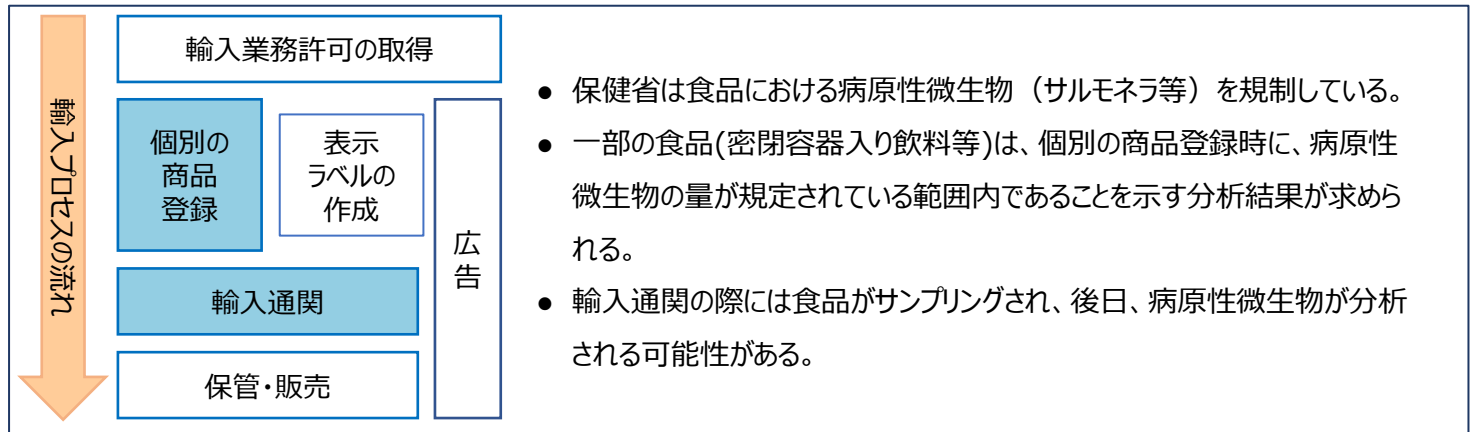
タイ語原文：https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/118/T_0017.PDF

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/14.pdf

保健省告示第371号「放射性物質汚染リスクがある食品の輸入条件の規程」

タイ語原文：<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2558/E/096/37.PDF>

2.4 病原性微生物



2.4.1 病原性微生物に関する規制¹

サルモネラなどの病原性微生物については、食品中の含有に関する規制が設けられており、食品法(1979年)に基づき、検査・サンプリングが実施される場合がある。当該規制では、消費者の安全確保を目的として、病原性微生物を含有してはならない食品、特定の病原性微生物について、食品ごとに定められた種類・許容範囲内でのみ含有が認められる食品、病原性微生物に関する規定が設けられていない食品に分類されている。概要は以下の通りである。

表2.4-1 病原性微生物規制の分類

| 食品種 | 規制内容 |
|--------------------------------|---------------|
| 保健省告示第416号付属文書1に規定されている43品目の食品 | |
| 同号付属文書2に規定されている病原性微生物 | 同号付属文書2の基準に従う |
| 同号付属文書2に規定されていない病原性微生物 | 含有してはならない |
| 同号付属文書1に規定されている43品目以外の食品 | 規制対象外 |

備考：補助食品及び食品添加物は、別途個別告示の内容に従う必要がある

保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-----------|------------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 2020年9月2日 | 保健省告示第415号「病原性微生物の品質規格、規程、条件」 | 個別食品を規定する保健省告示における病原性微生物規定の取り消し |
| 2 | 2020年9月2日 | 保健省告示第416号「病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法」 | 病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法を規定 |

¹ 保健省告示第416号「病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509428088690581504&name=P416.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/16.pdf

食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第416号「病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法」の解説」

タイ語原文：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509711629370400768&name=416_QualitySetting.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/17.pdf

食品医薬品委員会事務局告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-------------|--|---------------|
| 1 | 2020年10月30日 | 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第416号「病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法」の解説」 | 保健省告示第416号の解説 |

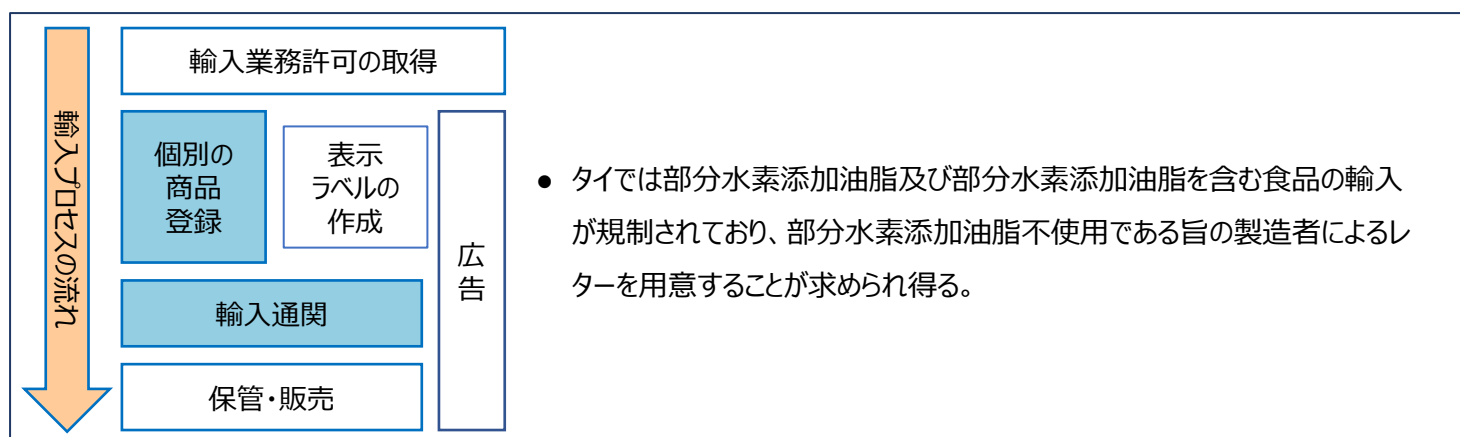
この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7179、+66-2-590-7173

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

2.5 部分水素添加油脂(トランス脂肪酸関連)



2.5.1 部分水素添加油脂に関する規制¹

保健省は、2018年に保健省告示第388号(2018年)「製造・輸入・販売禁止食品」を公布し、2019年1月から、部分水素添加油脂および部分水素添加油脂を使用した食品の製造・輸入・販売を禁止している。マーガリン、パン、ケーキ、クッキー等、部分水素添加油脂を使用している可能性がある食品については、輸入通関時に担当官から指摘を受け、当該油脂を使用していない旨の証明を求められる場合がある（個別商品の登録時に求められることもある）。なお、法令に違反した場合には、食品法(1979年)第50条に基づき、6ヶ月以上2年以下の禁固刑および5,000バーツ以上2万バーツ以下の罰金刑が科される可能性がある。

関連告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|---|--|
| 1 | 2018年6月13日 | 保健省告示第388号「製造・輸入・販売禁止食品」 | 部分水素添加油脂および部分水素添加油脂を原材料として含む食品を、製造、輸入および販売が禁止される食品として指定。 |
| 2 | 2018年7月18日 | 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第388号「製造・輸入・販売禁止食品」に関する説明」 | 部分水素添加油脂の定義、規制の対象範囲、違反時の罰則等について規定。 |

2.5.2 規制の対象範囲

規制の対象となる部分水素添加油脂(Partially Hydrogenated Oil, PHOs)とは、部分水素添加プロセスを経た植物または動物由来の油脂を指す。完全水素添加(Fully hydrogenation)、エステル交換(Inter-esterification)等、その他のプロセスを経た油脂は、本規制の対象には含まれない。

本規制の導入背景として、保健省は、トランス脂肪酸(Trans Fat)の健康上の危険性を挙げている。トランス脂肪酸は、心血管疾患の主な要因であるおそれがあり、摂取を管理すべきとの観点から、トランス脂肪酸の主要な発生源とされる部分水素添加油脂が規制対象とされている。

¹ 保健省告示第388号(2018年)「製造・輸入・販売禁止食品」

タイ語原文：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/166/5.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/5.pdf

食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第388号(2018年)「製造・輸入・販売禁止食品」の説明」

タイ語原文：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509565823984214016&name=388_trans_fat.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/6.pdf

一方で、食品からトランス脂肪酸が検出されること自体は禁止されていない。部分水素添加により生じるトランス脂肪酸以外にも、天然由来のトランス脂肪酸も存在する。天然由来のトランス脂肪酸は、牛や水牛等の反芻動物の肉や乳に含まれており、これらを原料とする調製品からも検出され得るが、その含有量はごく微量であることから、規制の対象とはなっていない。

2.5.3 検査対象となりやすい食品²

食品医薬品委員会事務局は、管理対象となる「部分水素添加油脂を使用している可能性がある食品」として以下の食品を挙げている。これらの食品を輸入する場合、輸入通関時に「食品製造において部分水素添加油脂を使用していないことを示す保証レター(Letter of Confirmation)」の提示が求められる可能性があるほか、サンプリング検査が行われる場合もある。当該レターについては、食品医薬品委員会事務局が指定する様式は存在せず、一般的には、タイの輸入業者の指示に従い、日本の事業者が準備を行う。なお、レターの発行者は、輸出入業者ではなく、当該食品の製造者である必要がある。以下に挙げる食品はあくまで例示であり、これら以外の食品についても、上記レターの提示が求められる可能性がある点に留意する必要がある。

- ・マーガリン、ショートニング
- ・パン、ケーキ、パイ、パフ、パン菓子、クッキー等のベーカリー製品
- ・部分水素添加油脂を使用し、大量の油を使い揚げた食品。表面が黄色くパリッとし、中がふんわりとした状態に仕上げるために、高温で調理する必要があるもの。例：揚げドーナツ
- ・食品ラベルの主要原材料表示において、「マーガリン」、「ショートニング」、「植物油」を原材料として含むと記載されている食品

レター以外にも、製品品質規格(Specification)や分析証明書(Certificate of Analysis)を用意しておくことが、食品医薬品委員会事務局から推奨されている。これらの書類の用意は、レターと異なり任意である。

なお、食品医薬品委員会事務局によれば、レターに代えて分析証明書のみを提出することによる輸入も可能とされている。ただし、その場合、ISO/IEC17025認定を受けた機関が発行した証明書であること、トランス脂肪酸値が検出された場合は天然由来であることに疑義が生じない程度に低い値であること、レターを提出する場合と比べ、通関に要する時間が長くなる可能性があること等に留意必要がある。

この項目に関する問い合わせ先：

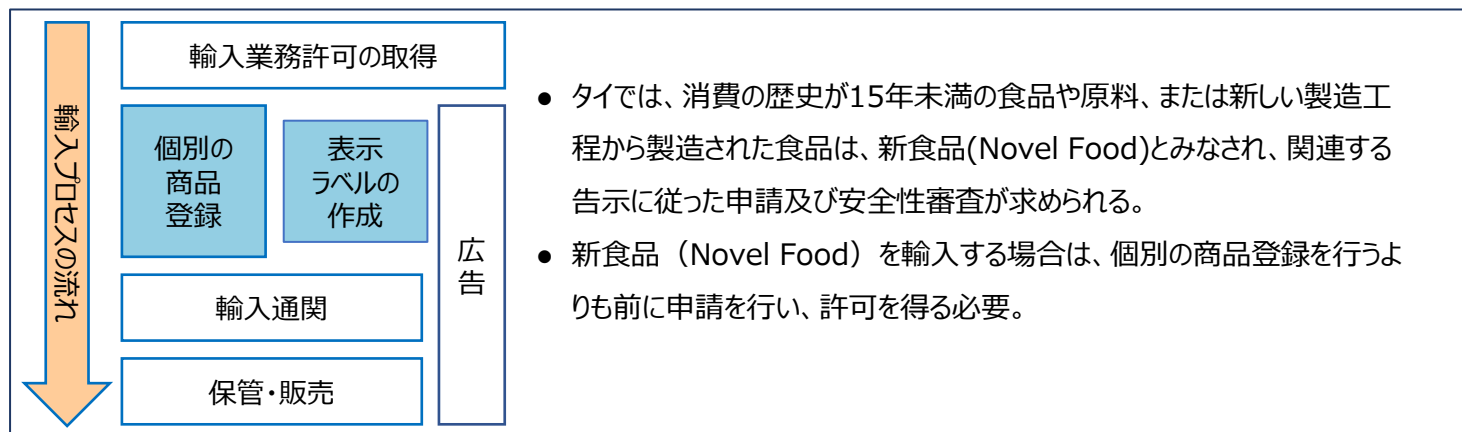
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7185, +66-2-590-7173

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

2 「保健省告示第388号(2018年)「製造・輸入・販売禁止食品」に従うためのマニュアル
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512217294336827392&name=manual_388.pdf

2.6 新食品 (Novel Food)



2.6.1 Novel Foodに関する規制¹

保健省は、保健省告示第376号(2016年)「新食品(Novel Food)」において、新食品(Novel Food)を以下のとおり定義している。なお、食品添加物、遺伝子組換え食品については、食品安全性評価の詳細が異なるため、本告示の対象には含まれない。

- (1) 食品または食品の原料について消費の歴史が15年未満であることを示す学術資料が存在するもの。
- (2) 食品の成分・構造を有意に変化させる一般的ではない方法により製造された食品または食品の原料。
- (3) 上記(1)または(2)に該当するものを原料として使用した食品。

上記の定義に該当する食品は新食品(Novel Food)と見なされる。新食品を輸入する場合には、個別商品の登録手続きに先立ち、食品医薬品委員会事務局による安全性審査を受ける必要があり、表示ラベルについても食品医薬品委員会事務局による許可を得なければならない。安全性審査の結果に基づき、品質・規格及び条件が食品医薬品委員会事務局により定められ、これらが定められるまでは輸入を行うことはできない。また、個別商品の登録時において、担当官により商品の詳細が確認され、新食品(Novel Food)に該当する可能性があると判断された場合には、追加資料の提出を求められることがある。

本告示において定められている主な内容は以下のとおりである。

- (1) 新食品は、食品医薬品委員会事務局による食品安全性評価および検討に基づく許可を受け、表示ラベルについても食品医薬品委員会事務局に提出し、許可を得た後に使用すること。
- (2) 安全性評価は、食品医薬品委員会事務局が認めた機関に依頼すること。
- (3) 新食品は、食品医薬品委員会事務局が定める品質・規格および条件に適合したものであること。
- (4) 保健省告示第376号「新食品(Novel Food)」は2016年7月16日から施行されているが、輸出を目的としてタイ国内で製造される新食品には適用されない。また本告示が施行される前に製造・輸入の許可を受けていた新食品についても、本告示は適用されない。

¹ 保健省告示第376号「新食品(Novel Food)」 www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/E/159/15.PDF
 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第376号新食品(Novel Food)の解説」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509560720657096704&name=1.> (ร่าง)%20ประกาศ%20สร%20เรื่อง%20คำ
 ขออนุญาต%20ปศ. %20Novel_040716(FINAL-2)-New.pdf

関連告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|--|---|
| 1 | 2016年6月29日 | 保健省告示第376号「新食品(Novel Food)」 | 新食品の定義、安全性評価の義務等を規定 |
| 2 | 2016年8月22日 | 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第376号「新食品(Novel Food)」に関する説明」 | 新食品の安全性評価、承認手続き、表示要件等について規定。 |
| 3 | 2025年9月9日 | 食品医薬品委員会事務局告示「食品医薬品委員会事務局が認定する新食品の安全性評価機関および新食品の安全性評価ガイドライン」 | FDAが認める新食品の安全性評価機関および安全性評価に関する指針について規定。 |

2.6.2 新食品(Novel Food)の例²

食品医薬品委員会事務局によると、以下のような食品が新食品(Novel Food)の例とされている。

1. 消費の歴史が15年未満の食品の例

- ・朝鮮人参の葉：朝鮮人参は通常、根茎部分が食品として消費されているが、葉などその他の部位は一般的に食品として消費されておらず、消費の歴史が15年未満である。このため、朝鮮人参の葉は新食品(Novel Food)とみなされる。
- ・空心菜からの抽出物：空心菜は茎および葉が食品として消費されているが、空心菜をエタノール等を用いて何らかの成分を抽出し、その成分を食用とする場合、その成分は新食品(Novel Food)と見なされる。

2. 一般的ではない方法で製造された食品の例

- ・ナノテクノロジーを用い、従来の食品製造方法と比べて食品の原料の粒子(Particle)を微細化した食品
- ・非加熱殺菌工程 (Non-thermal food pasteurization processes)を経た食品
- ・高圧処理工程(High hydrostatic pressure processing)を用いて製造された食品

2.6.3 Novel Foodの申請プロセス³

新食品の申請は、以下の2段階のプロセスで行われる。

第1段階は、食品医薬品委員会事務局（FDA）が指定する外部安全性評価機関に対し、安全性評価を申請するプロセスである。申請書類は保健省告示第376号「新食品」を参照。評価の所要期間は、90営業日以内とされている（BIOTECおよびチュラロンコン大学学術サービスセンターを除く）。

第2段階は、FDAのe-submissionシステム（<https://privus.fda.moph.go.th/>）を通じて、FDAに対し安全性評価の審査結果の審査を申請するプロセスである。申請にあたっては、第1段階で取得した安全性評価の結果に加え、証拠書類（食品・原材料に関する一般情報、食品としての消費の歴史に関する情報、食品・原材料の仕様書、製造工程・消費方法・保存期間、安全性情報）を提出し、食品に関する学術的分析・検討小委員会に付議される。同小委員会では、新食品の品質・規格、使用条件、安全な最大使用量が検討される。審査の所要期間は40営業日以内とされている。承認後、事業者は食品カテゴリーに応じた個別製品の登録手続きを進めることができる。

（上記プロセスの所要期間には、追加書類の提出、書類の修正、説明等に要する期間は含まれない。）

² 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第376号新食品(Novel Food)の説明」
[https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509560720657096704&name=1. \(rang\)%20ประกาศ%20สร%20เรื่อง%20คำชี้แจง%20ปสร.%20Novel_040716\(FINAL-2\)-New.pdf](https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509560720657096704&name=1.+(rang)%20ประกาศ%20สร%20เรื่อง%20คำชี้แจง%20ปสร.%20Novel_040716(FINAL-2)-New.pdf)

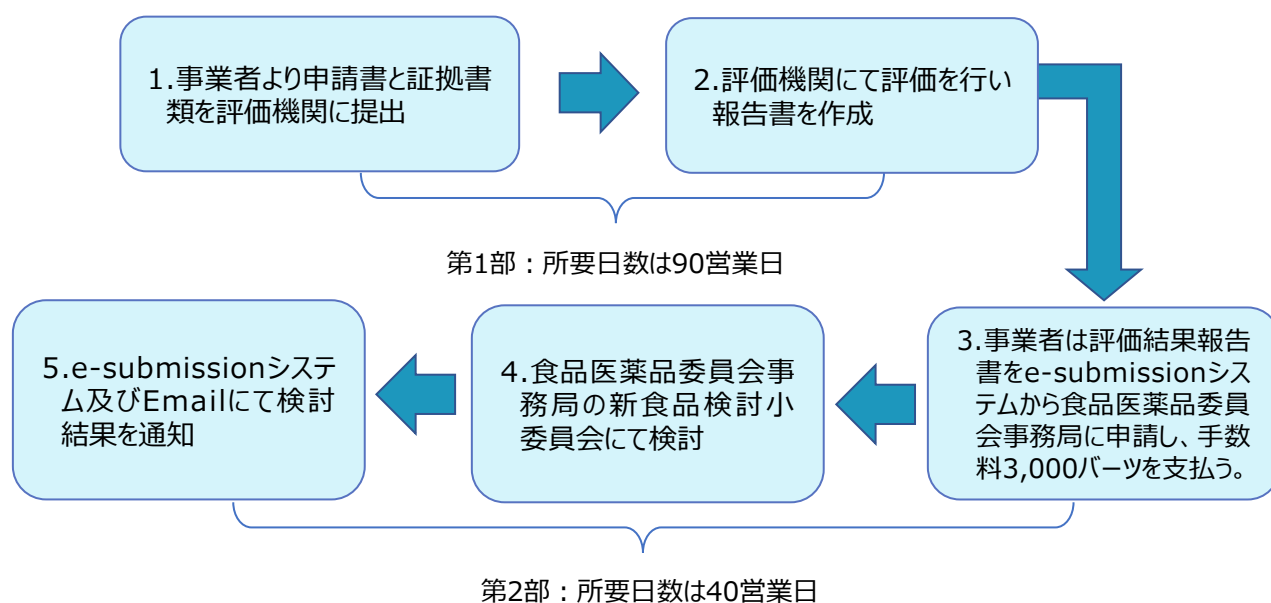
³ 保健省告示第376号「新食品(Novel Food)」(英語版)

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509390438113878016&name=No.376_Re_Novel_food.pdf

食品安全性評価申請マニュアル 2025年10月20日版

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470856744084578304&name=9.3.pdf>

図2.6-1 評価プロセス及び所要期間の概要



2.6.4 新食品(Novel Food)を審査可能な外部評価機関⁴

食品医薬品委員会事務局によると、2025年9月時点で、以下の5機関が新食品(Novel Food)の安全性評価を実施可能な外部評価機関として登録されている。

表2.6-1 新食品(Novel Food)の審査が可能な外部評価機関

| 組織名 | 評価費用※ |
|--|--|
| Bureau of Quality and Safety of Food, Department of Medical Sciences, Ministry of Public Health | 70,000バーツ/1成分 (別途書類事前確認費用5,000バーツ) |
| National Food Institute, Ministry of Industry | 74,000バーツ/1成分(別途書類事前確認費用5,000バーツ、VAT7%) |
| Thailand Risk Assessment Center (TRAC) Institute of Nutrition, Mahidol University | 90,000バーツ/1~2成分 (任意で書類事前確認費用7,000バーツ) |
| National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC), National Science and Technology Development Agency (NSTDA) | 250,000バーツ/1成分(別途VAT7%) |
| Chula Unisearch Chulalongkorn University | 80,000バーツ/1成分 |

この項目に関する問い合わせ先：

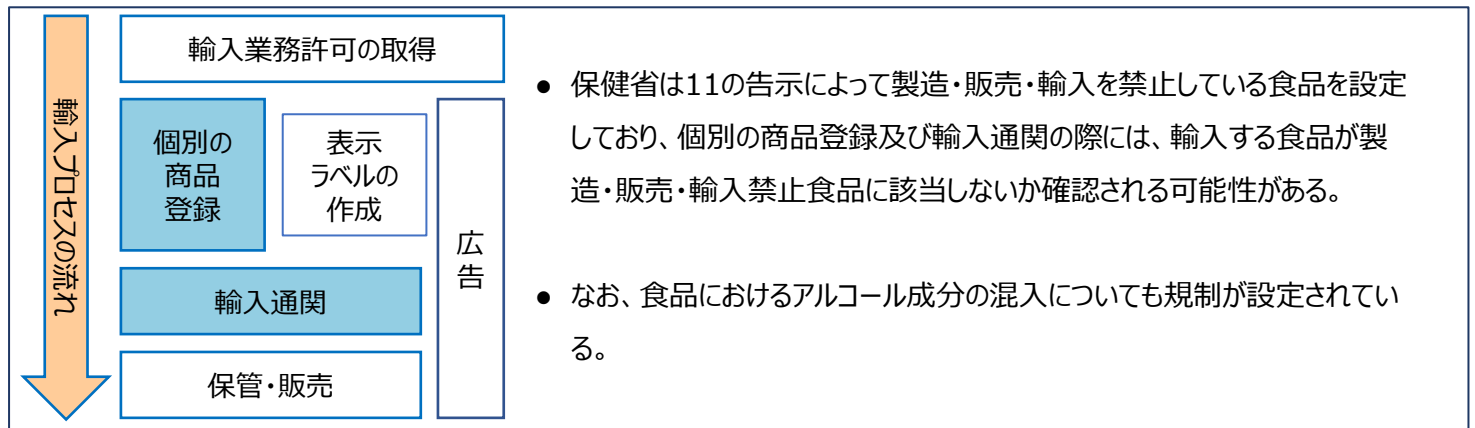
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： +66-2-590-7179

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

⁴ 食品医薬品委員会事務局告示「食品医薬品委員会事務局が認める安全評価機関名及び食品安全評価ガイドライン」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=811119205867986944&name=announ-fda-novel-food-68.pdf>
 手数料について各機関への電話確認

2.7 製造、販売、輸入を禁止している食品



2.7.1 製造、販売、輸入禁止食品に関する規制

食品法(1979年)第6条(8)により、保健大臣は、製造、販売、輸入を禁止する食品を規定し告示を公布する権限を付与されており、2026年1月現在、食品医薬品委員会事務局ウェブサイト¹によると、製造、販売、輸入禁止食品を規定する告示として、11本の告示が公布されている。これらの食品を輸入又は販売した場合は、食品法に従い6ヶ月～2年の禁固刑及び5,000～2万バーツの罰金が科せられ得る。

なお、これらの告示に規定されていない食品であっても、病虫害の侵入・まん延を防止するといった観点、家畜の伝染性疾病の侵入・まん延を防止するといった観点等から規制が行われ、輸入できない食品があることに注意。また、当然のことながら、法令に適合しない食品（使用が認められていない食品添加物を使用した食品、残留基準値を超える農薬を含む食品等）について、製造、販売、輸入が許容されるわけではない。

2.7.2 関連する告示の概要

以下は、製造、販売、輸入を禁止している食品に関する告示として、保健省が公表している11本となる。

1. 保健省告示第174号「輸入、販売禁止食品」(1996年)

ラベルに表示された消費期限/賞味期限を過ぎた次の食品を輸入・販売禁止食品とする。

1. 乳児用食品及び乳幼児用フォローアップ食品
2. 乳幼児用補助食品
3. 乳児用調製乳及び乳幼児用フォローアップ調製乳
4. 発酵乳
5. パスチャライズフレッシュミルク、パスチャライズ脂肪調整ミルク、パスチャライズ還元ミルク、パスチャライズフレーバーミルク、パスチャライズ乳の製品など
6. 特別な目的を持つ食品（糖尿病患者用食品、妊婦用食品等）

告示全文：

タイ語版：<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2539/D/103/71.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549780708185481216&name=P174_EN.pdf

¹ 製造・輸入・販売禁止食品告示一覧

<https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/prohibited-food-to-be-produced-imported-or-sold>

2. 保健省告示第264号「製造・輸入・販売禁止食品」(2002年)

フグ全種類及びフグの身を成分に含む食品を製造・輸入・販売禁止食品とする。

告示全文：

タイ語版：<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/118560.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549790468121174016&name=P264_EN.pdf

3. 保健省告示第310号「食品容器及び包装内に食品ではないもの又は物質を含む食品」(2008年)

食品容器及び包装内における食品ではないもの又は物質の梱包に関する基準を以下のように定め、管理する。

1. 食品の品質又は基準の維持、食品の調味又は調理、食事又は食事の準備に必要な道具として使用する目的を持たない食品以外のもの又は物質を食品容器内に梱包してはならない。

2. 健康リスクが生じる可能性があり、消費者に食品と同じように食べることができると誤解させる、食品以外のもの又は物質を食品容器内に梱包してはならない。ただし以下のものは例外として梱包が認められている。²

- ・品質規格を維持するためのもの（乾燥材など）
- ・調味用のもの（インスタント麺の調味料粉末など）
- ・食品の消費や準備に使う道具（カップラーメンのフォークや粉ミルク内の計量スプーン）

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509346075514118144&name=P310.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549797276789383168&name=P310_EN.pdf

4. 保健省告示第345号「製造・輸入・販売が禁止される食品の設定」(2012年)

遺伝子組み換え（Genetic modification）又は遺伝子工学（Genetic engineering）技術によるCry9C DNA Sequenceを有する食品及びこの食品を成分として含有する食品の製造・輸入・販売を禁止する。

告示全文：

タイ語版：<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2555/E/124/8.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509373438083866624&name=P345_E.pdf

5. 保健省告示第388号「製造・輸入・販売禁止食品」(2018年)

部分水素添加油脂（Partially Hydrogenated Oil）及び部分水素添加油脂を含む食品の製造、輸入、販売を禁止する。（詳細は、第2章「食品安全関連の規制 (A)食品の基準値等に関するもの 2.5 部分水素添加油脂(トランス脂肪酸関連)」参照。）

告示全文：

タイ語版：<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/166/5.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549825965656776704&name=P388_EN.pdf

和訳版：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/5.pdf

² 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第310号食品容器及び包装内に食品ではないもの又は物質を含む食品の製造・輸入・販売の禁止」の解説
[https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509492006037364736&name=057Explain_Notification_310\(2551\).pdf](https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509492006037364736&name=057Explain_Notification_310(2551).pdf)

6. 保健省告示第390号「販売用製造、販売用輸入、販売食品における物質の使用原則、条件及び方法」(2016年)

販売用に輸入する食品における物質の使用原則、条件、方法を下記の通り定める。

1. ヨウ素酸カルシウム(calcium iodate)又はヨウ素酸カリウム(potassium iodate)は、ヨウ素欠乏の栄養状態を調整するためにのみ使用を許可する。
2. メチルアルコール(methyl alcohol)又はメタノール(methanol)は、保健省告示「食品添加物」に基づいた食品添加物または輸出用食品の製造のための加工助剤(processing aid)としてのみ使用を許可する。
3. ステビア(学名Stevia rebaudiana Bertoni) 及びステビア製品は、販売用に輸入する次の食品の場合にのみ使用を許可する。
 - (A) 保健省告示「ハーブティー」に基づいたハーブティーとしてのステビアの葉
 - (B) 保健省告示「食品添加物」に基づいたステビオール配糖体(steviol glycosides)
 - (C) (B)のステビオール配糖体の製造に使用するステビア又はステビア抽出物
 - (D) 当該の食品に関する保健省告示の規定に基づき食品医薬品委員会事務局が承認した(A)-(C)以外のステビア又はステビア由来のその他の製品

告示全文：

タイ語版：https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/237/T_0016.PDF

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549830003316105216&name=P390_EN.pdf

7. 保健省告示第391号「製造・輸入・販売禁止食品」(2018年)

次の食品または物質の製造、輸入、販売を禁止する。

1. 臭素化植物油
2. サリチル酸
3. ホウ酸
4. ホウ砂
5. 塩素酸カリウム
6. クマリン又は1, 2-ベンゾピロン又は5, 6-ベンゾ-a-ピロン又はcis-O-クマル酸無水物又はo-ヒドロキシケイ皮酸ラクトン
7. ジヒドロクマリン又はベンゾジヒドロピロン又は3,4-ジヒドロクマリン又はヒドロクマリン
8. ジエチレングリコール、ジヒドロキシジエチルエーテル、ジグリコール、2, 2'-オキシビスエタノール、2, 2'-オキシジエタノール
9. ダルシン又は4-エトキシフェニル尿素又はパラ-フェネトールカルバミド
10. AF-2又は2-(2-フリル)-3-(5-ニトロ-2-フリル) アクリルアミド又はフリルフルアミド
11. 臭素酸カリウム
12. ホルムアルデヒド、ホルムアルデヒド溶液、パラホルムアルデヒド
13. メラミン及びその類縁体 (シアヌル酸)
14. 1~13及びこれを材料として使用する食品

告示全文：

タイ語版：http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/237/T_0018.PDF

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549833848792424448&name=P391_EN.pdf

8. 保健省告示第424号「食品における使用を禁じる植物・動物及び植物・動物の一部」(2021年)

食品における使用を禁じる植物・動物及び植物・動物の一部を定める。

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509437502696857600&name=P424.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509437502592000000&name=P424_E.pdf

9. 保健省告示第431号「遺伝子組換え生物由来食品」(2022年)

遺伝子組換え生物由来食品は、製造、輸入、販売を禁止とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は例外とする。

(1) 告示第431号の付属資料 1 に記載する遺伝子組換え生物由来の食品

(2) 食品生物学的安全性評価に合格した遺伝子組換え生物由来の食品

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509441312114745344&name=P431.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509441310101479424&name=P431_E.pdf

和訳版：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/45.pdf

10. 保健省告示第457号「製造・輸入・販売禁止食品」(2002年)

直径、または最も広い部分の断面が4.5センチを超えない小型カップ容器（konjac mini-cup jelly）、またはその他の類似した形状の容器に詰められたグルコマンナンやこんにゃく粉を含むゼラチン製品、ゼリー菓子の製造、輸入、販売を禁止とする。

告示全文：

タイ語版：<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/103000.pdf>

11. 保健省告示第459号「牛海綿状脳症(BSE)リスクのある食品の輸入規程及び条件」(2025年)

国又は地域別の牛海綿状脳症リスクのある牛肉、生鮮牛肉及び牛肉製品の輸入規定及び条件を定める。

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=783227772746211328&name=P459.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=811512130988810240&name=P459_EN.pdf

和訳版：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/76.pdf

2.7.3 食品におけるアルコールの残留

食品の残留アルコールについては、個別の食品について品質規格などを規定する告示において、該当する規定がある場合にはそれに従う必要がある。それ以外については、ジェトロによる食品医薬品委員会事務局への電話での確認によると、残留が避けられない場合、最大0.5%まで認めるとされている。食品へのアルコールの意図的な添加については、チョコレート・チョコレート製品、ジャム・ゼリー（塗って食べる用のもの）・マーマレードの香料目的の場合のみ0.5%を上限に認められている。その他の食品にはアルコールを意図的に加えることは認められていない。ただし、どうしてもその他の食品において、レシピ上アルコールの使用が必要な場合は、事前にFDA食品部に電話確認またはオンライン相談システム（E-Consult）に相談が必要。

アルコールに関する品質規格が規定されている食品の例：

・保健省告示第195号「電解質飲料」

アルコールを使用しないこと（ただし添加物の溶媒として使用する場合は除く。）

告示：タイ語版：<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2544/E/006/15.PDF>

英語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509295646440824832&name=No.195-43%20Electrolyte%20Drinks.pdf>

・保健省告示第204号「酢」

アルコールの残留は0.5%以下であること。

告示：タイ語版：<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2544/E/006/61.PDF>

英語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509298499662258176&name=No.204-43%20Vinegar.pdf>

・保健省告示第356号「密閉容器入り飲料」

成分から自然発生するアルコール及び製造工程において使用するアルコールは重量の0.5%以下であること。これを上回る場合、FDAから承認を得る必要がある。

告示：タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509377821873938432&name=P356.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509377822071070720&name=P356_E.pdf

・保健省告示第441号「チョコレート及びチョコレート製品」

チョコレート又はチョコレート製品に香味付け目的でアルコールを使用する場合、アルコール含有量は当該製品の重量の0.5%以下であること。（メチルアルコールの使用は禁止）

告示：タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=516811355186143232&name=P441.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=516824862669545472&name=P441_E.pdf

・保健省告示第445号「ジャム、ゼリーおよびマーマレード」

ジャム、ゼリーおよびマーマレードに香味付け目的でアルコールを使用する場合、アルコール含有量は当該製品の重量の0.5%以下であること。（メチルアルコールの使用は禁止）

告示：タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=740808662578241536&name=P455.pdf>

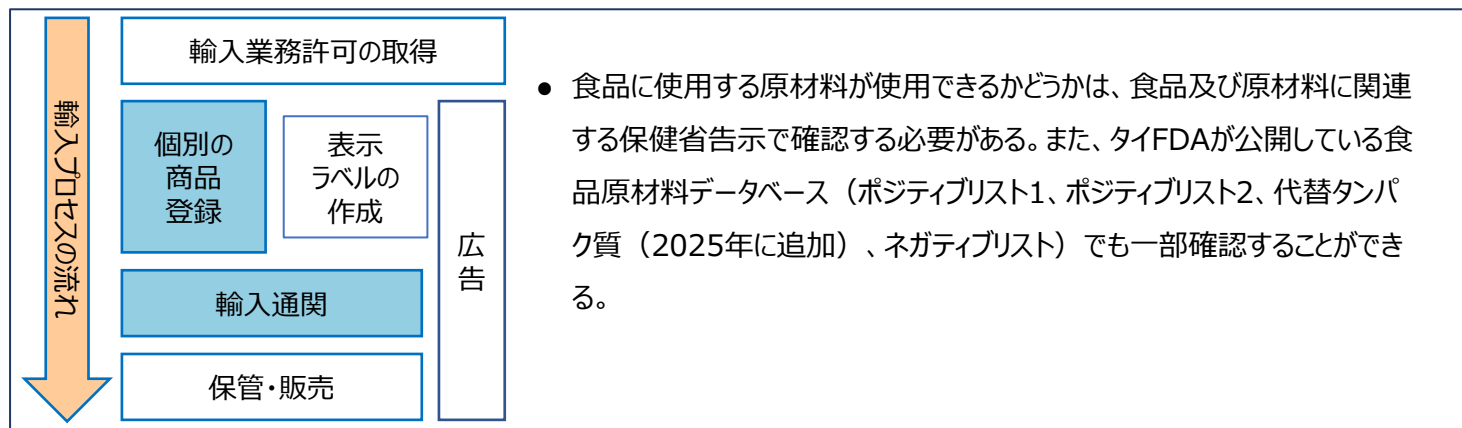
この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179, +66-2-590-7183, +66-2-590-718

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

2.8 原材料の使用可否の考え方



2.8.1 原材料の使用可否の考え方の概要¹

食品に使用する原材料の使用可否は、保健省告示、FDA告示およびタイFDA食品部が公開している食品原材料データベースで確認することができる。これらの規定やデータベースにおいて言及がない原材料を使用する場合や、規定されている条件に従っていない使い方をすることは、使用可否についてFDA食品部に問い合わせが必要。使用不可と判断される以外に、何らかの証明書を提出することにより使用可能と判断される場合や、ノベルフードに該当し安全性評価を受ける必要があると判断される場合などがある。

問い合わせ先

タイFDA食品部 電話：02-590-7000 Ext71029

E-consultシステム <https://innovative.fda.moph.go.th/online-consultation/hpi-e-consult>

2.8.2 使用できない原材料の確認方法

1. 製造・輸入・販売禁止食品に関する保健省告示を確認する（本ガイドブック2.7項を参照）。

・製造・輸入・販売禁止品目に関する保健省告示（2025年12月現在11本）

<https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/prohibited-food-to-be-produced-imported-or-sold>

2. タイFDA告示の一部として発行されている、使用できない原材料に関するリストを確認する。

・「ノベルフードに該当する材料・製品リスト」（現時点では使用不可。使用する場合は安全性評価が必要）、「食品への使用が許可されない材料・製品リスト」（食品と見なさないリスト）

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=513857899932557312&name=65_List_of_materials.pdf

3. 食品原材料データベースにおいて公開されている、食品への使用が禁止されているネガティブリストを確認する。

・Negative Lists（食品への使用が禁止される原材料のリスト。一般名、学名、禁止部位（タイ語・英語）、参考情報（タイ語の保健省告示・タイFDA告示により発行されたリストへのリンク）が掲載されている。）

<https://food.fda.moph.go.th/database-food/category/positive-negative-list>

¹ 食品医薬品委員会事務局食品部にヒアリング

2.8.3 使用できる原材料の確認方法

1.食品個別の保健省告示で原材料の使用基準が規定されている場合があるため、まず食品個別の保健省告示を確認する。

・保健省告示一覧

<https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/food-product>

2.食品原材料データベースにおいて公開されている、食品への使用が許可されているポジティブリストを確認する。

・Positive Lists1 (特に使用条件が設定されていない一般的な食品に使用できる原材料のポジティブリスト)、

Positive Lists2 (使用部位や使用量などの使用条件に基づき使用できるポジティブリスト)

Alternative Protein (一般的な食事に使用できる代替タンパク質食品の主な原材料または成分のリスト)

<https://food.fda.moph.go.th/database-food/category/positive-negative-list>

※食品原材料データベースはネガティブリストもポジティブリストもすべての情報が網羅されているわけではないため、保健省告示やFDA告示での確認が基本となる。

2.8.4 食品添加物、天然色素

食品添加物については、関連する保健省告示または食品添加物のデータベースにて、天然色素については、タイFDA告示の一部として発行されているリストにて確認できる。

・食品添加物データベース (使用できる食品添加物 (天然色素は含まない) の検索、暫定計算ツール、関連告示をまとめたサイト)

https://alimentum.fda.moph.go.th/FDA_FOOD_MVC/Additive/Welcome

・食品添加物関連の保健省告示一覧

<https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/additives>

・天然色素のリスト (色素の抽出に使用できる動植物の名称、学名、使用部位が定められている。)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=510444297322110976&name=ListOfPlants.pdf>

このリストにないものの追加を希望する場合は、色素抽出に使う植物または動物の名称、品種、使用する部位に関する情報と、食品消費履歴に関する情報を fa_fda@hotmail.com または p2food@fda.moph.go.th に送信して、追加をリクエストする。使用言語は、タイ語または英語であること。リストに追加されるまでの期間についての規定はなし。

・天然色素の品質規格

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=510444297204670464&name=Extract-from-the-Plant-or-Animal.pdf>

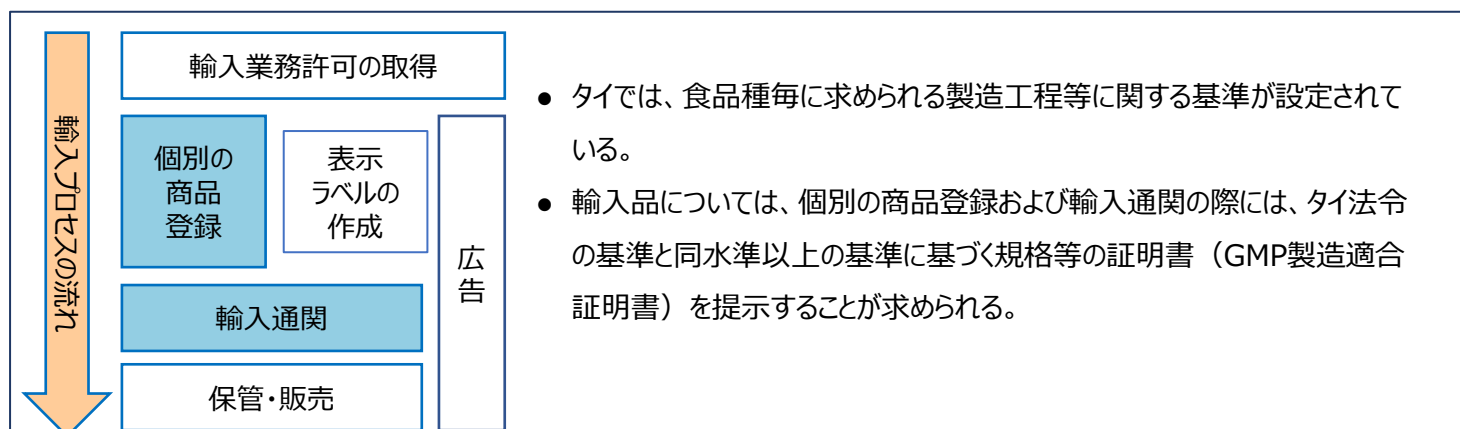
この項目に関する問い合わせ先 :

部署名 : 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7207 Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

(B) 食品の製造工程に関するもの

2.9 GMP製造基準適合証明書



2.9.1 製造基準適合証明書に関する規制¹

食品医薬品委員会事務局は、食品の製造方法等に関する基準を定めており、タイ国内の食品製造施設に基準の順守を求めている。輸入品については、タイ国内と同レベル以上の製造施設で製造されていることを担保するため、保健省告示第420号「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」で定められる基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書（GMP製造基準適合証明書）を提出することが求められている。対象食品は、未加工の生鮮水産物、アルコール飲料を除くほぼすべての食品（精米などの加工工程のある一般食品を含む）であり、個別食品の登録を行う場合は、食品登録時と輸入通関前に、個別食品の登録を行わない場合は、輸入通関前にオンラインシステムに証明書を登録（提出）することが求められる。保健省告示第420号では、食品共通で順守することが求められる基本要事項が定められているほか、飲料水、ナチュラルミネラルウォーター、氷には個別要事項1が、低温殺菌ミルク製品には個別要事項2が、そして低酸性・酸性化食品には個別要事項3への対応がそれぞれ追加で求められる。

¹ 保健省告示第420号 食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管
 タイ語原文： <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509431569891598336&name=P420.pdf>
 和訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/24.pdf

保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|--|---|
| 1. | 2017年8月2日 | 保健省告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」 ² | 一部の青果物を選果・梱包する施設は、同告示に定める基準に従うことを義務付ける。同青果物を輸入する場合には、同告示に定められている基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書の提出が求められる。 |
| 2. | 2020年12月3日 | 保健省告示第420号「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」 | 一部の例外を除く販売用食品の製造施設は同告示に定める基準に従うことを義務付ける。輸入食品については、同告示に定められている基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書の提出が求められる。 |

食品医薬品委員会事務局告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-------------|--|--|
| 1. | 2021年3月8日 | 1979年食品法に基づき制定する保健省告示第420号、件名「食品の製造方法、製造におけるツール、用具及び保管」に関する説明 ³ | 保健省告示第420号の目的、適用範囲、条件を解説。 |
| 2. | 2024年11月27日 | 食品医薬品委員会事務局告示「食品輸入用の製造システム規格書又は証明書」 ⁴ | 保健省告示第420号に基づき食品輸入において使用することができる証明書等を解説。 |

関連する食品医薬品委員会事務局発行書類：

| No. | ウェブサイトにおける公開時期 | 書類名 | 概要 |
|-----|----------------|---|---|
| 1. | 2024年11月 | 食品医薬品検査所での2020年保健省告示第420号「食品の製造方法、製造における設備器具及び保存」に基づく食品輸入及び製造システム規格書又は証明書の検査に関するガイドライン ⁵ | 食品輸入検査部における輸入される食品および食品製造施設の製造規格証明書の検査方法について解説。 |
| 2. | 随時更新 | Q&A ⁶ | 保健省告示第420号について寄せられている質問への回答等。 |

2 保健省告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509400357386985472&name=P386.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/2.pdf

3 1979年食品法に基づき制定する保健省告示第420号、件名「食品の製造方法、製造におけるツール、用具及び保管」に関する説明

タイ語原文：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509712771202555904&name=64_P420.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/25.pdf

4 食品医薬品委員会事務局告示「食品輸入用の製造システム規格書又は証明書」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=702397300592484352&name=announ-fda-import67.pdf>

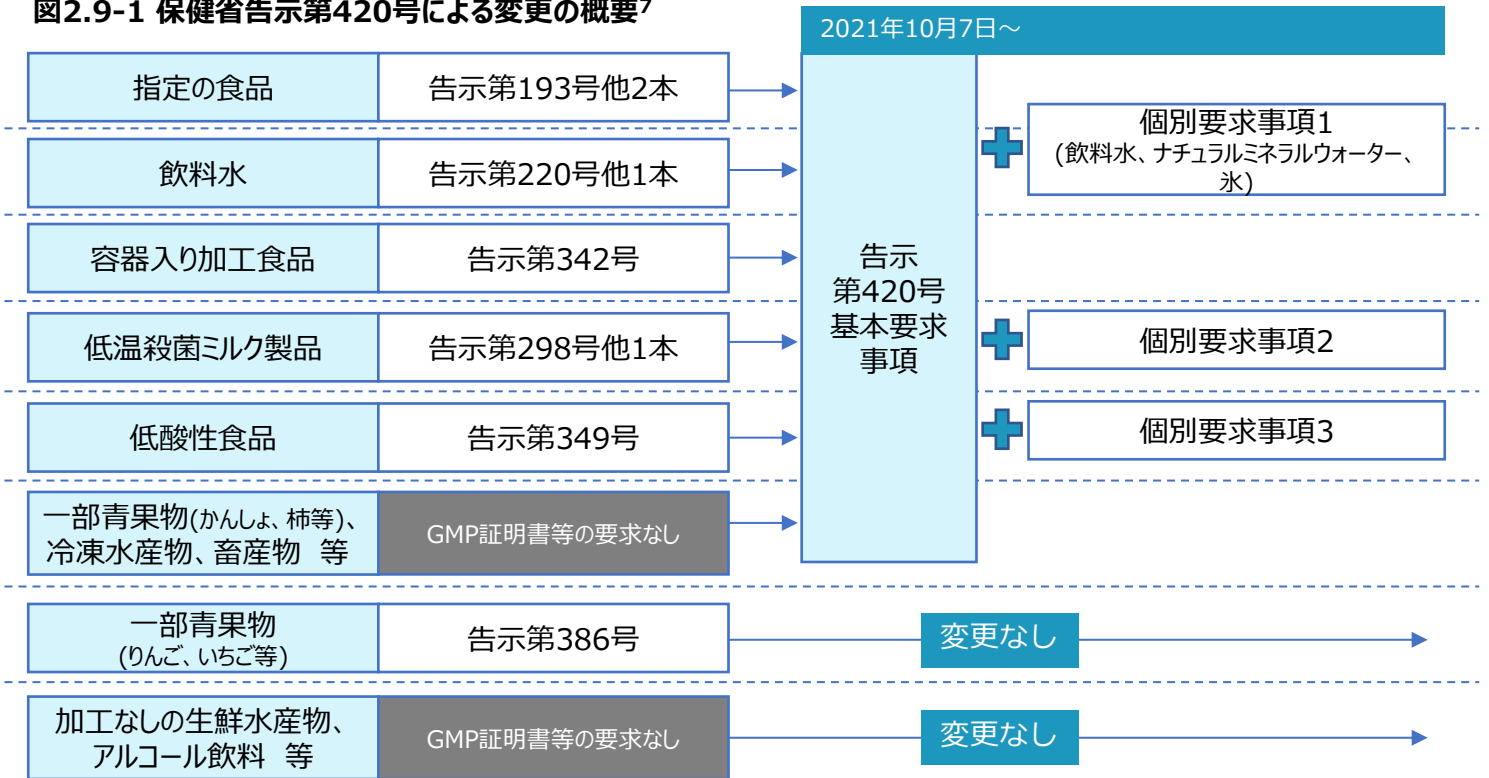
和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/73.pdf

5 食品医薬品検査所での2020年保健省告示第420号「食品の製造方法、製造における設備器具及び保存」に基づく食品輸入及び製造システム規格書又は証明書の検査に関するガイドライン

タイ語原文：<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=537536090890969088&name=P.420.pdf>

6 Q&A タイ語：<https://food.fda.moph.go.th/faqs/category/faq-processing-gmp-laws>

図2.9-1 保健省告示第420号による変更の概要⁷



2.9.2 使用することができる証明書⁸

食品を輸入する際に使用する証明書については、大別すると、(1)保健省告示第420号に定められた基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書であること、ならびに、(2)当該証明書が保健省の認める発行主体（①食品製造国の政府機関、②食品製造国の政府が認めている機関（certified organization）、③IAF（International Accreditation Forum）メンバーでIAFから認められた認定機関（AB：Accreditation Body）により認定された認証機関（CB：Certification Body）、または④「食品輸出入検査および認証システムの設計、運用、評価および認定に関するガイドライン（Guidelines for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems：CAC/GL 26-1997）」に準拠した検査および認証システムを備えた機関など、信頼性のある機関のいずれか）が発行した証明書であること、という2つの条件を満たす必要がある。タイ保健省からは有効期限内のISO22000の適合証明書や日本の食品衛生法第55条（旧52条）に基づく営業許可証等が保健省告示第420号の基本要求事項を満たす証明書として使用できる具体例として挙げられている。なお、食品衛生法第57条に基づく営業届出は2026年1月現在、使用は認められていない。このため、農林水産省の発行するGMP証明書などが必要となる。

証明書の原本ではなく写しを使用する場合は、(1)証明書発行機関、(2)食品製造国のタイ国内の大使館、(3)食品製造国の政府機関、(4)政府機関に認められた者のいずれかから、原本と相違ない旨の証明を受ける必要がある。ただし、認証機関等のデータベースで規格の認証取得の内容として(1)食品製造システム規格の名称、(2)食品製造施設の名称と所在地、(3)認定の範囲、(4)認定日/有効期限/認定の状態、(5)CB/AB/規格の所有機関が確認できる場合⁹に限り、写しの証明は不要。通関時にこの5項目が確認できる証拠（データベースの該当ページのコピー）を提示する必要がある。

証明書が電子データの場合、電子取引開発機構（ETDA）のウェブサイト¹⁰において、証明書の電子署名(PDF-Digital Signature)を検証し、その結果、緑色のチェックマーク（✓）が表示された場合には、当該証明書は原本とみなされる。チェックマークが表示されない場合は、写しの扱いとなり、紙の写しの場合と同様の手続きが必要となる。

⁷ タイ政府、輸入事業者等の聞き取り調査によりジェトロバンコク事務所が作成 ⁸ 食品医薬品委員会事務局告示「食品輸入用の製造システム規格書又は証明書」

タイ語原文： <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=702397300592484352&name=announ-fda-import67.pdf>

和訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/73.pdf

⁹ 証明書の詳細を確認できる場合の例 <https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=706782262238257152&name=Exsample%20Cert...pdf>

¹⁰ ETDA <https://validation.teda.th/th/validate>

また、証明書がタイ語または英語ではない場合は、タイ語または英語への翻訳が必要であり、その翻訳は(1)製造国のタイ国大使館または領事館、(2).タイ国内の食品製造国の大使館または領事館、(3). (規格に関する証明書を持つ) 国際的水準の翻訳機関、(4).証明書に表示されている言語について学士課程以上の水準の教育を修了したタイ人、(5).その言語の高等教育機関の教師のいずれかから、正しい翻訳である旨の証明を受ける必要がある。さらに、証明書に有効期限が記載されている場合は当該期限内において使用可能であり、記載されていない場合は証明書発行日から1年以内は使用可能。

表2.9-1 保健省告示第420号等に従い使用できる証明書の例¹¹

| 食品の種類 | 順守が求められる規定 | 使用できる証明書の例 | 全ての食品で使用可能な証明書 |
|--------------------------------|----------------------------|--|--|
| 大半の食品 一部青果物 (さつまいも、柿、桃等) | 保健省告示第420号 基本要項事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Good Hygiene Practices (GHPs). ・ SQF:Edition 9 ・ SQF:Edition 9 (2020) ・ Global Seafood Assurances Global Aquaculture Alliance Best Aquaculture Practices (BAP) ・ 日本の食品衛生法第55条に基づく営業許可証 なお、青果物の場合は、保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能（行政機関による衛生証明書、J-GAPなど）。牛肉・豚肉の場合は、食肉衛生証明書（Health Certificate）も使用可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 22000: 2018. ・ FSSC22000 ・ Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium. ・ International Food Standard; IFS |
| 飲料水、ナチュラルミネラルウォーター、氷 | 保健省告示第420号基本要項事項および個別要項事項1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ CAC/RCP 48-2001. ・ CAC/RCP 33-1985. ・ SQF:Edition 9 ・ SQF:Edition 9 (2020) など | <ul style="list-style-type: none"> ・ JFS-B |
| 低温殺菌ミルク製品 | 保健省告示第420号基本要項事項および個別要項事項2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ CAC/RCP 57-2004. ・ SQF:Edition 9 ・ SQF:Edition 9 (2020) など | <ul style="list-style-type: none"> ・ JFS-C ・ 農林水産省発行のGMP証明書（保健省告示386号で指定される青果物を除く） |
| 密閉容器に入った低酸性・酸性化食品/飲料 | 保健省告示第420号基本要項事項および個別要項事項3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ CAC/RCP 23-1979. ・ CAC/RCP 40-1993. ・ SQF:Edition 9 ・ SQF:Edition 9 (2020) など | |
| 保健省告示第386号で指定される青果物(りんご、いちご等) | 保健省告示第386号 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関発行の証明書 ・ GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP ・ CAC/RCP 53-2003 | |

※ 上記以外も具体例が公表されている。また、使用できていない証明書についても、保健省が法令への適合を新たに確認した場合等、使用できるようになる可能性がある。

11 タイ政府、輸入事業者等の聞き取り調査によりジェトロバンコク事務所が作成
 第420号証明書サンプル 英語版 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=529123641481371648&name=Ex_420_EN.pdf
 第386号証明書サンプル タイ語原文： https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512250336010969088&name=Ex_386.pdf
 実際に使用されている証明書のサンプル： <https://logistics.fda.moph.go.th/about-announcement-420-food-products/%20sample-certificate-according-to-announcement-420>
<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=541869533003128832&name=JAPAN.pdf>

この項目に関する問い合わせ先：

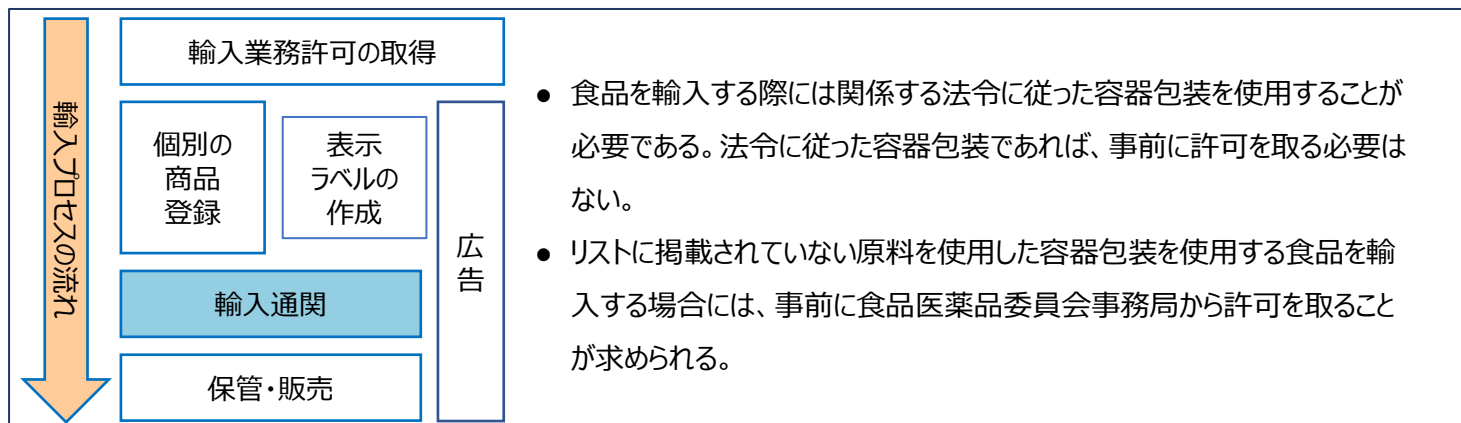
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： +66-2-590-7173（規格規定グループ）

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

(C) 容器包装に関するもの

2.10 食品容器包装



2.10.1 食品容器包装の品質・規格の概要

保健省告示第92号等で食品容器包装の品質規格が設定されている。食品を輸入するにはこれらの関係法令に従った容器包装を使用することが必要。また、保健省告示第435号では食品に使用するプラスチック製容器包装（再生プラスチックを含む）の品質規格を定めている。本告示の施行日（2022年6月18日）から3年間の移行期間中（～2025年6月17日）は、従前の保健省告示第295号に基づく品質規格の容器包装の使用も認められていたが、この移行期間は終了している。したがって、告示第435号の規格に適合していることが必要である。なお、現在、非プラスチック容器に関する保健省告示第92号の改正が検討されており、2026年3月31日まで改正当案に対する意見公募が実施されている。素材別の品質規格の追加・改正が行われる見通しである。¹

関連する保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|------------|---|------------------------------------|
| 1 | 1979年7月19日 | 保健省告示第92号「容器包装の品質規格、容器包装の使用、食品容器包装としての使用を禁じる物質」 | 食品容器包装の品質規格を規定 |
| 2 | 2015年1月8日 | 保健省告示第369号「乳児用哺乳瓶及び容器包装」 | 哺乳瓶の品質規格を規定 |
| 3 | 2022年6月1日 | 保健省告示第435号「食品に使用するプラスチック容器包装の品質または規格の規定」 | 保健省告示第295号を取り消し、プラスチック容器包装の品質規格を規定 |

2.10.2 非プラスチック容器包装の品質・規格の概要²

保健省告示第92号「容器包装の品質規格、容器包装の使用、食品容器包装としての使用を禁じる物質」では、食品容器包装に求められる品質・規格を以下のとおり定めている。

1. 清潔であること。
2. 食品容器包装は、食品又はその他の物品の包装に使用されたことがないものでなければならない。ただし、ガラス、セラミック及びコーティングされた金属製の容器包装は例外とするが、その場合も、肥料、毒物その他健康に有害となるおそれのある物質の包装に使用されたものや、食品以外の用途のために製造されたもの、又は内容物について誤解を招くおそれのある表示等を有するものは使用してはならない。

¹ 保健省告示第92号改正案に対する意見公募 <https://food.fda.moph.go.th/press-release/law-p92>

² 保健省告示第92号「容器包装の品質規格、容器包装の使用、食品容器包装としての使用を禁じる物質」

<https://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2528/D/117/19.PDF>

3. 健康を害する恐れがある量の重金属又はその他の物質により、食品が汚染されないこと。
4. 病原性微生物による汚染がないこと。
5. 色素により食品が汚染されないこと。
6. 肥料、毒物又は健康に有害となる可能性のある物質の収納又は包装に使用された容器包装を、食品用として使用してはならない。
7. 食品以外の用途のために製造された容器包装、又は容器内の食品に関して本質的な誤解を招くような図柄、デザイン若しくは表示を有する容器を、食品用容器包装として使用してはならない。
8. セラミック・コーティングされた金属製容器包装は上記の品質規格に加えて、鉛およびカドミウムの品質規格に従うこと。

表2.10-1 セラミック・コーティングされた金属製食品容器包装における鉛およびカドミウムの品質・規格

| 製品 | 鉛 (ミリグラム/リットル) | カドミウム (ミリグラム/リットル) |
|-----------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 浅い容器(Shallow vessels) | 7.0 | 0.7 |
| サイズが小さく深い容器(Small deep vessels) | 5.0 | 0.5 |
| サイズが大きく深い容器(Large deep vessels) | 2.5 | 0.25 |
| 乳児用食品容器包装(Infant-food containers) | 2.5 | 0.25 |
| 調理用容器(Cooking utensils) | 5.0 | 0.5 |

備考： 容器包装とは、食品を入れる、包む、又は他の何らかの方法により食品を包装するのに使うものを指し、これには蓋又は栓を含む

浅い容器とは深さが25ミリ以下のものを指す

サイズが小さく深い容器とは容量が1.1リットル未満のものを指す

サイズが大きく深い容器とは容量が1.1リットル以上のものを指す

乳児とは生誕から12ヶ月齢までの子供を指す

調理用容器とは調理用に使用する耐熱容器を指す

2.10.3 プラスチック製容器包装の品質・規格³

保健省告示第435号「食品に使用するプラスチック容器包装の品質または規格の規定」は、プラスチック容器包装（未使用プラスチック製および再生プラスチック製）に求められる品質・規格を以下のとおり定めている。付属表1には使用できるプラスチックの種類別の品質・規格を規定されており、ここに規定されていない種類のプラスチックの使用には、安全性評価などが求められる。

1. 清潔であること。
2. 病原性微生物による汚染がないこと。
3. 溶出により健康を害するおそれのある量の有害物質を含有していないこと（ただし、告示第435号付属表1.に記載する種類及び量の物質は除く。）。
4. 食品収納時に物質が食品に溶出して、食品または食品成分の特性が許容できないほど変化するもしくは食品感覚特性が劣化したりしないこと。
5. 容器包装を着色する場合、食品接触グレード（food contact grade）の着色料を使用し、着色料が溶出して食品を汚染しないこと。

3 保健省告示第435号「食品に使用するプラスチック容器包装の品質または規格の規定」

タイ語原文： <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509443092466769920&name=P435.PDF>

和訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/44.pdf

6. 容器包装に柄や文章を印刷する場合、印刷インキは十分に付着し、食品へ剥落しないこと。
7. 告示第435号付属表1に規定する品質規格を満たすこと。
8. 牛乳又は乳製品用のプラスチック容器包装に使用できるプラスチックの種類は、ポリエチレン、エチレン1-アルケン共重合樹脂、ポリプロピレン、ポリスチレン又はポリエチレンテレフタレートとする。
9. 肥料、毒物又は健康に有害となる可能性のある物質の収納又は包装に使用されたプラスチックから作られた容器包装を、食品用として使用してはならない。
10. 食品以外の用途のために製造されたプラスチック容器包装、又は容器内の食品に関して本質的な誤解を招くような、図柄、デザイン若しくは表示を有する容器を、食品用容器包装として使用してはならない。

また、再生プラスチック製容器包装の材料の再生プロセスである一次リサイクル、二次リサイクル、三次リサイクルのうち、二次リサイクルの再生プラスチック容器包装に求められる品質・規格を次のとおり定めている。

- 1.再生プラスチック容器包装の材料は、食品接触用グレードのポリエチレンテレフタレート(PET) であること。
- 2.効果的に汚染物を除去できる製造プロセスを経た再生プラスチックペレット（食品医薬品委員会事務局指定の安全評価機関が発行する安全性評価結果報告書を提出すること）又は工業製品規格（※）認証を受けた再生プラスチックペレットから製造した容器包装であること。

（※）工業製品規格：食品接触用グレードの再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂規格（TIS4204-2567）（任意規格、2025年9月12日施行）⁴

まだ品質・規格が設定されていないプラスチックから作られた容器包装を使用する場合は、食品医薬品委員会事務局の規定及び条件に従い安全性評価を受け、品質・規格を設定しなければならない。詳細は食品医薬品委員会事務局が作成しているマニュアル「食品容器包装またはプラスチック容器包装の品質規格・安全性評価マニュアル」⁵より確認することができる。

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 規格規定グループ

Food and Drug Administration, Food Division, Food Standard and Regulation Group

電話番号：+66-2590-7178 +66-2-590-7179

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

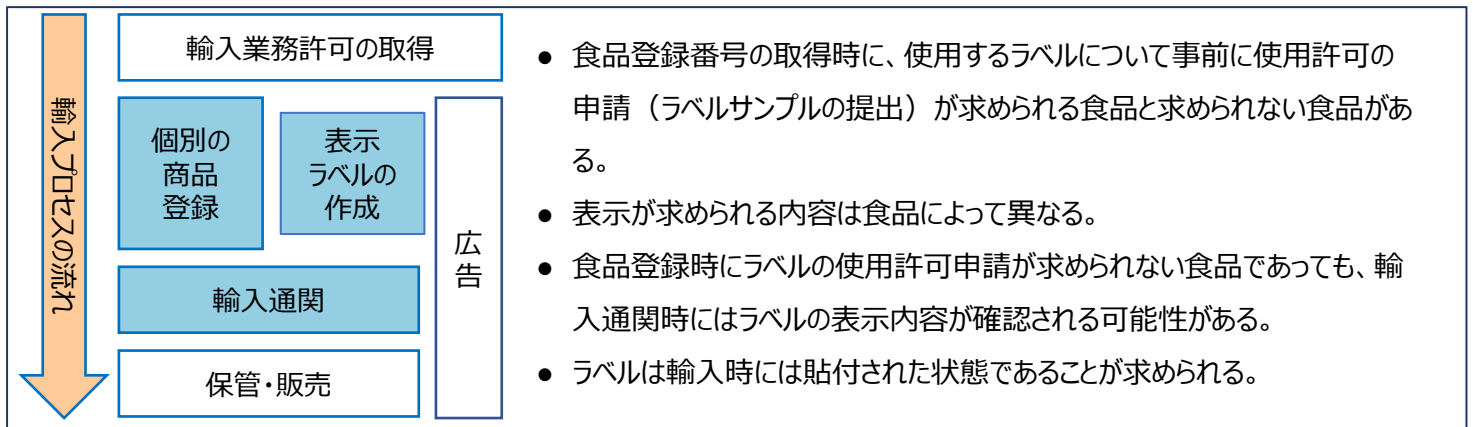
⁴ 2025年工業省告示「食品接触用グレードの再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂工業製品規格」
<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/84382.pdf>

⁵ 国民のためのマニュアル「食品容器包装またはプラスチック容器包装の品質規格・安全性評価マニュアル」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470856797373210624&name=9.5.pdf>

第3章 表示・広告の規制

(A) 指定項目に関するもの

3.1 包装食品のラベル表示の概要および基本表示項目

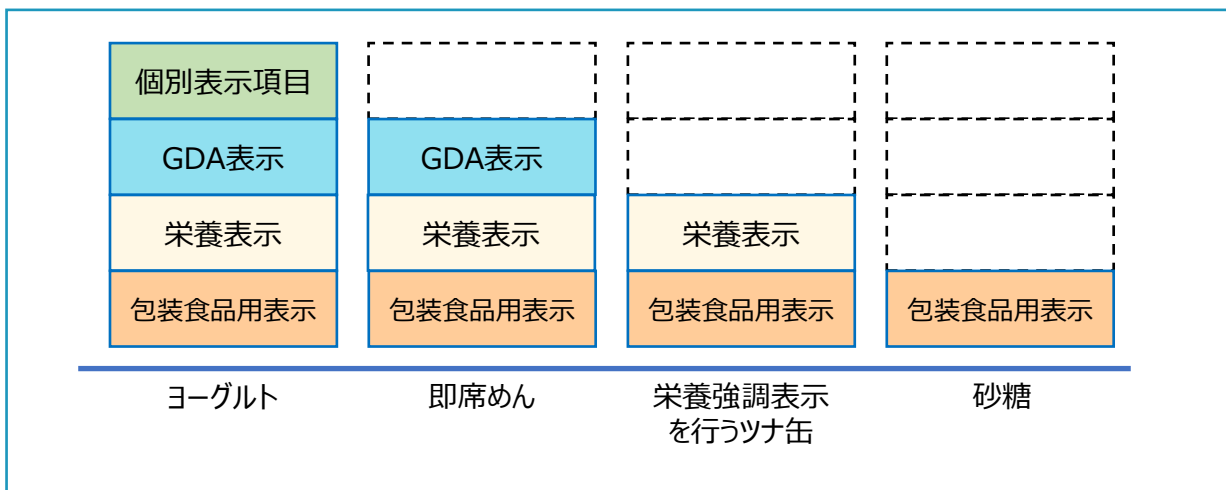


3.1.1 食品に求められるラベル表示の概要¹

包装された食品(包装食品)には、原則としてラベル表示が求められる。基本的な表示項目は、「食品名」、「食品登録番号」、「製造者名」（輸入食品の場合は、輸入者名、製造者名、製造国名等）等である。これに加え、食品の種類によっては、栄養表示、GDA（Guideline Daily Amounts：1日の栄養摂取量ガイドライン）表示、食品個別の告示で定められた（食品名の表示方法、食品の種類に基づき警告文など）が追加的に求められることがある（告示名については、本ガイドブック「1.6 食品法に基づく食品の分類」参照）。

例えば、ヨーグルトは、基本表示事項に加えて、栄養表示、GDA表示が求められる。さらに個別告示でも基本表示項目以外の個別表示項目の規定があるため、それにも従う必要がある。実務上、ラベルの作成については、在タイの事業者が行い、日本側事業者は求めに応じて必要情報を提供する形が一般的である。なお、食品医薬品委員会事務局（FDA）の説明によれば、ラベル表示の適法性に関する責任は輸入業者にあるとされているが、販売段階において違反が確認された場合には、輸入業者に加えて販売業者も責任を負うとされている。

図3.1-1 各食品に求められる表示の例



1 関連告示及び食品医薬品委員会事務局への聞き取り調査を元に作成

関連する保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|--|---|--------------------------------------|
| 1 | 2024年6月19日 | 保健省告示第450号「包装食品のラベル表示」 | 包装食品の表示項目を規定 |
| 2 | 2023年11月17日、 2025年11月27日 | 保健省告示第445号「栄養表示」、第467号（第2版） （3.2項参照） | 栄養表示が必要な食品、栄養表示の形式等を規定 |
| 3 | 2018年9月26日、 2023年11月17日、 2025年11月27日 | 保健省告示第394号「栄養表示およびエネルギー、糖類、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」、第446号（第2版）、第466号（第3版）（3.5項参照） | 栄養表示とあわせてGDA式の栄養表示が必要な食品の規定、表示形式等を規定 |
| 4 | 2023年11月17日 | 保健省告示第447号「ラベル上の食品健康強調表示」 （3.4項参照） | ヘルスクレームの表示条件、文言等を規定している。 |

3.1.2 包装食品のラベル表示²

包装食品のラベル表示は、保健省告示第450号「包装食品のラベル表示」により義務付けられている。同告示は、「特定管理食品」、「品質管理食品」、「表示管理食品」、「一般食品」の4つカテゴリーのいずれであっても、包装され販売される状態にある食品を対象とする。したがって、包装されていない食品は、第450号に従った包装食品のラベル表示は求められない。また、第450号では一定の例外が定められており、1. 「行商、屋台、電子商取引システム等を通じて販売される食品等、製造業者が消費者に直接販売し、当該食品に関する情報を消費者に提供できる食品」、2. 「何らの加工が施されていない生鮮食品」、3. 「サイズを小さくするために、皮むき、解体、カット、その他方法で加工された生鮮食品であって、消費者に直接販売されないもの。冷蔵の有無を問わず、中身の状態が見える状態で包装されていること。」、4. 「飲食店、ホテル、教育機関、病院等のサービス向けにこれらの場所で製造し、販売される包装食品、宅配食品」は、包装食品であっても同告示に基づくラベル表示義務が免除される。

なお、飲食店向けに輸入される業務用食品については、同告示に基づく表示が求められる。また、食品製造工場向けの原材料用食品の場合は、販売書類やマニュアル等に同告示に基づいた内容がもれなく記載されている場合には、ラベルの表示事項は一部免除される（次ページの「A.包装食品のラベル表示」の備考を参照）。

さらに、第450号とは別に、生鮮野菜・果物の一部品目については、保健省告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」³により指定ラベルの貼付が求められている。また、日タイ間で輸入条件が設定されている青果物については、植物防疫法に基づく農業局告示⁴により輸送時の梱包への指定ラベルの添付が求められる。

【補足】第450号の改正について⁵：2025年12月～2026年1月まで、この第450号の改正案について意見公募が実施された。改正案では、現行制度においてラベル表示の免除対象とされている、消費者に直接販売し、食品情報の提供が可能な場合であっても、サプリメント等の指定食品についてはラベル表示を義務付けること、表示対象アレルゲンの追加、食品添加物の表示方法の見直し等が検討されている。

² 保健省告示第450号「包装食品のラベル表示」 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654869394207416320&name=P450.pdf>

和訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/70.pdf

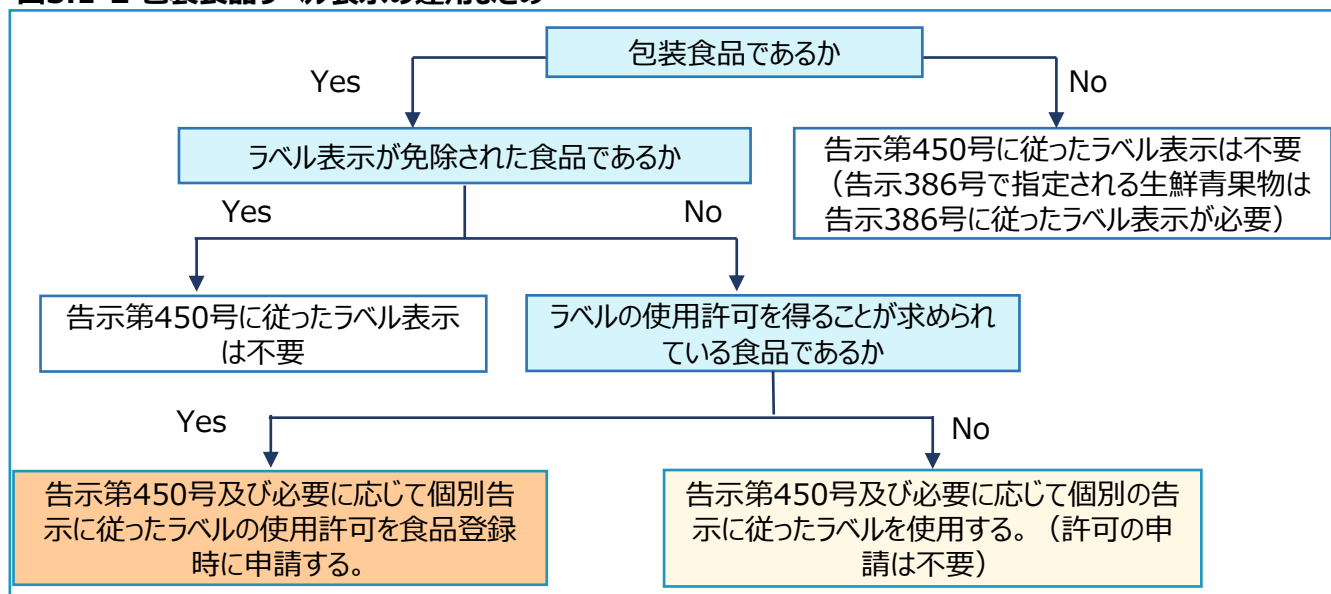
³ 保健省告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」

和訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/2.pdf

⁴ 農業局告示 和訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/research/1.pdf

⁵ ジェトロビジネス短信「タイ保健省、ラベル表示に関する告示案の意見を公募」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/01/888d050751b97208.html>

図3.1-2 包装食品ラベル表示の運用まとめ⁶



ア. 包装食品のラベル表示（保健省告示第450号第5項）⁷

ラベル表示はタイ語での表示が求められ、外国語の併記も可能とされている。表示項目は以下のとおりである。なお、パーセント表示については、足し上げた際に100パーセントとなることは法令上義務付けられていない。⁸しかしながら、輸入食品の場合は、100パーセントになっていない場合は、輸入通関時等にFDA担当官から詳細を問われ、円滑な輸入に支障が生じる可能性がある。このため、輸入者によっては、足し上げた際に100パーセントとなるまで成分を記載したラベルを作成したり、ラベルを作成しない場合も日本側に成分の開示を求め情報を備えたりすることがある。

1. 食品名(1. 固有名・一般名・通称名、2. 食品の種類・分類を示す名称、3. 商標名のいずれか。商標名を記載する場合は、食品の種類・分類を示す情報も記載すること。例：ブーブー（飲料水）)
2. 食品登録番号（通称オーヨーマーク/FDA番号）（一般食品の場合のみ任意）
3. 製造者または包装業者の名称および所在地、輸入食品は輸入者の名称、所在地、製造者の名称および国名
4. メートル法による内容量（食品が固体の場合は、正味重量か個数、液体の場合は正味容量、半固体/半液体/その他の場合は正味重量か容量）
5. 全体の重量に対する主要原材料のパーセント表示（パーセントが大きいものから表示してもよい）
6. アレルギー情報（成分として含んでいる場合及び製造工程において混入がある場合の両方、表示義務のあるアレルゲンは、次ページ以降にある「ウ. アレルゲンの表示」を参照）
7. 食品添加物
 (1. 着色料：食品添加物の機能名と食品添加物の名称またはINS番号。天然か合成かの記載は任意。)
 2. 保存料：食品添加物の機能名と食品添加物の名称またはINS番号
 3. 調味料（flavoring enhancers）および甘味料：食品添加物の機能名と食品添加物の名称
 4. 1～3以外の食品添加物：機能名の代わりに「食品添加物」と表示することができる。加えて食品添加物の名称またはINS番号を併記する。)

⁶ 関連告示及び食品医薬品委員会事務局への聞き取り調査を元に作成

⁷ 保健省告示第450号「包装食品のラベル表示」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654869394207416320&name=P450.pdf>
和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/70.pdf

⁸ 保健省告示第450号「包装食品のラベル表示」及び食品医薬品委員会事務局への電話による聞き取り調査 Tel. 02-590-7179

食品医薬品委員会事務局告示「包装食品のラベル表示に関する保健省告示の解説」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=663978168574681088&name=announ-fda-label67.pdf>

8.天然香料、天然模倣香料、合成香料、天然調味料、天然模倣調味料（使用している場合）

9.賞味期限（should consume by）または消費期限（Expiration Date）に続けて日・月・年の順に表示(食品の種類毎に求められる内容が異なる。製造日が求められる場合もある。⁹)

10.警告文(もしあれば)

11.適切な保存方法(もしあれば)

12.調理方法(もしあれば)

13.保健省告示第450号で定められた文言（該当している場合）

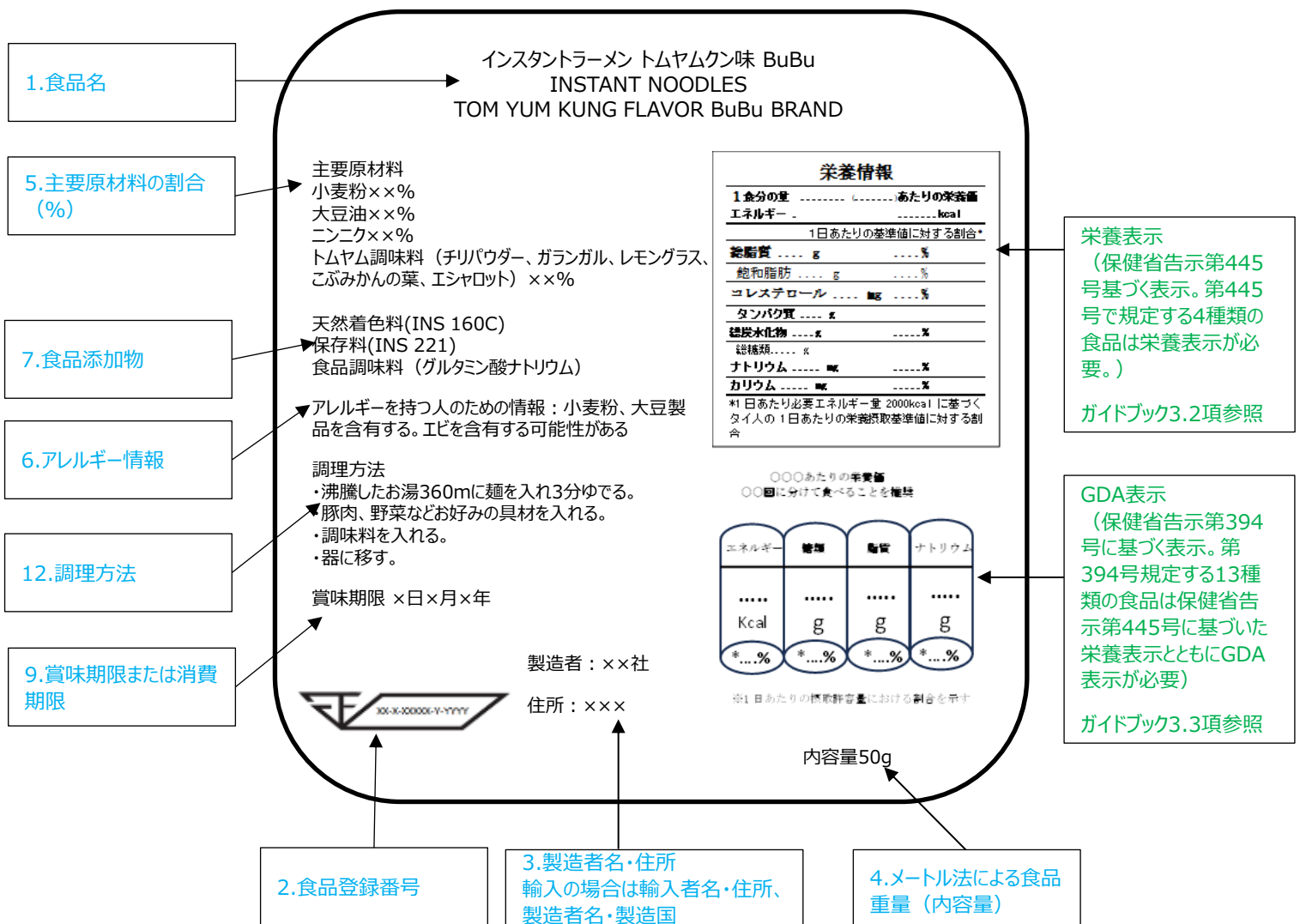
14.個別の告示で規定された文言（もしあれば）

備考：食品製造向けに原材料として販売する食品のラベル表示は、少なくとも上記の1～4、9と「食品加工の原材料としてのみ使用する」と記載（英語可）するとともに、販売書類に1～14の詳細を記載していること。ただし、製造業者や輸入業者が自社の食品製造に使用する場合や上記5について情報を提供することを合意のうえで食品加工業者に販売する場合は5について販売書類に記載がなくてもよい。

図3.1-3 包装食品ラベルの例

半加工品食品の場合の例¹⁰

（水色の項目が保健省告示第450号第5項に基づく基本表示。□内の番号は第5項の番号に基づく。）



9 包装食品ラベル表示のQ&A <https://food.fda.moph.go.th/faqs/category/faq-label-container>

10 FDAが公表するラベル表示の例を元に作成 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=513728233154420736&name=11.1.pdf>

密閉容器入りソースの場合の例¹¹

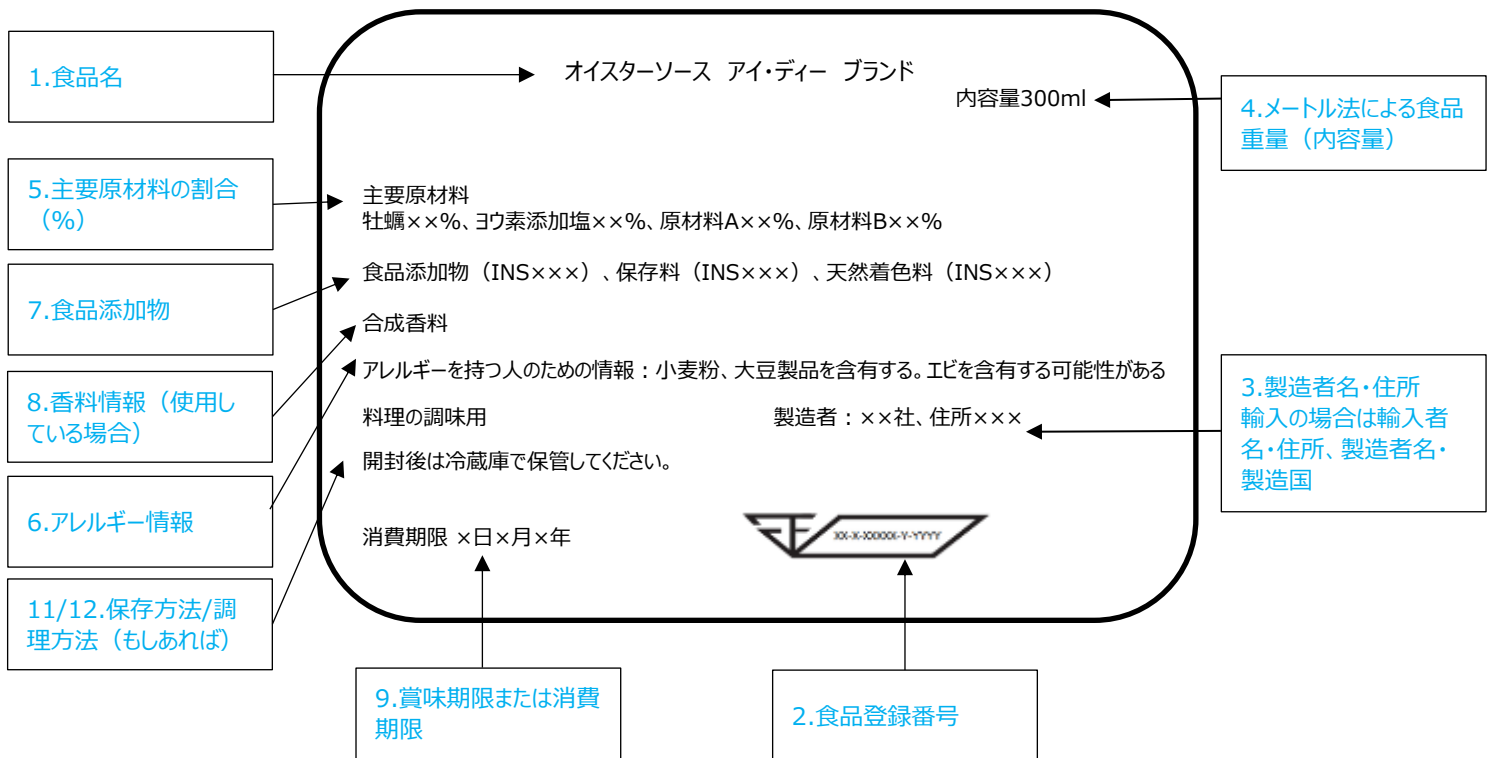
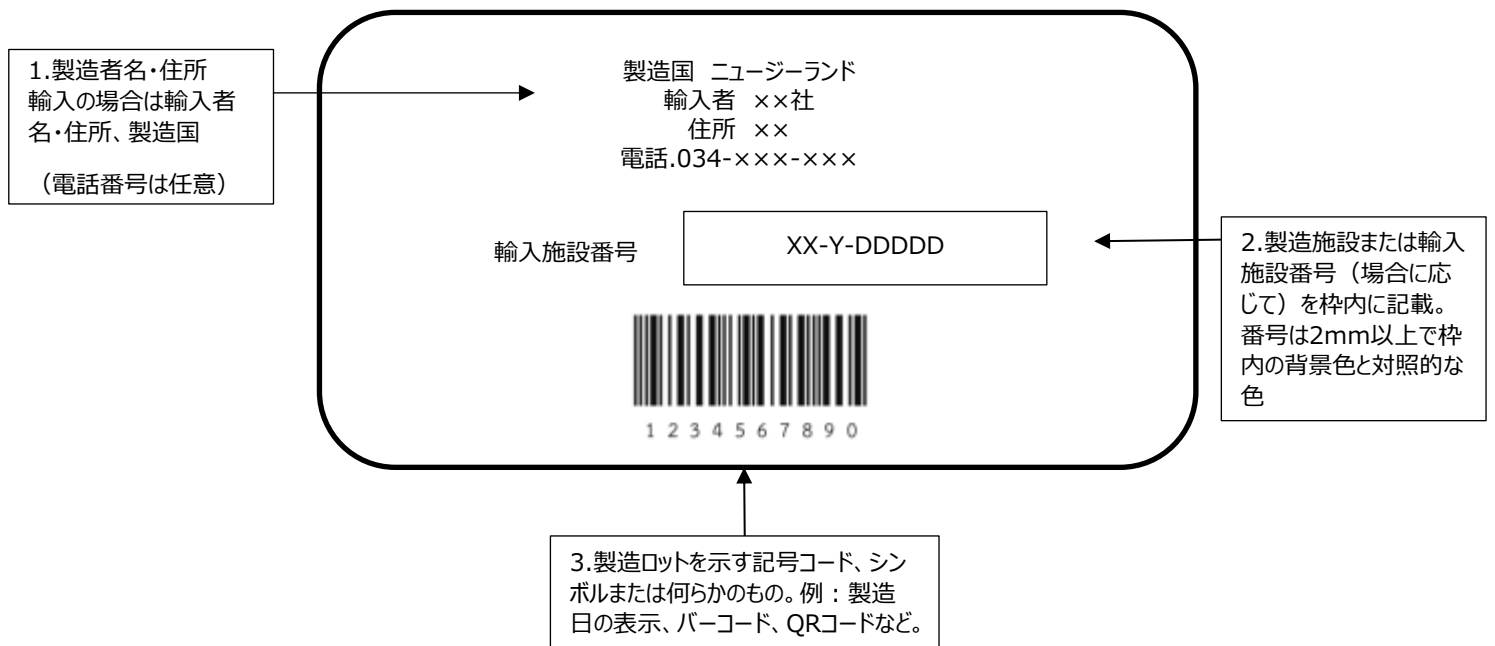


図3.1-4 保健省告示第386号で指定される生鮮青果物のラベルの例¹²

イチゴ、梨、ブドウ、リンゴ、ニンジン、トマト、椎茸等のキノコ類などの例 (保健省告示第386号第6項に基づく表示)
(ラベル表示が求められる生鮮青果物の学名は参考リンクを参照)

保健省告示第386号における「製造」の定義: 他者から原材料として受け入れた生鮮野菜または果物について選別および包装を行うこと、または他者から原材料の受け入れがない場合であっても、選別および包装のための建物もしくは施設を有してこれらの工程を行うことをいう。



11 FDAが公表するラベル表示の例を元に作成

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=513728264896913408&name=2.1.pdf>

12 FDAが公表するラベル表示の例を元に作成

https://fdakorat.com/wp-content/uploads/2018/12/611218_FOOD-fruit.pdf

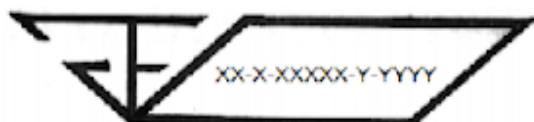
保健省告示第386号 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509400357386985472&name=P386.PDF>

和訳: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/2.pdf

イ. 食品登録番号(通称オーヨーマーク/FDA番号)の記載¹³

一般食品を除く各カテゴリーの食品については、食品登録番号の取得および当該番号の包装への表示が求められる。13桁の登録番号には、5つの情報（食品製造・輸入施設のある県、製造・輸入施設を許可した部署、製造・輸入施設番号と許可取得年、食品登録番号発行部署、許可された順番を示す番号）が紐づけられている。

図3.1-5 食品登録番号(オーヨーマーク/FDA番号)



ウ. アレルゲンの表示¹⁴

保健省告示第450号「包装食品の表示」では、アレルゲン食品の種類に応じて、アレルギーを持つ人のための表示を義務付けている。対象となるアレルゲンは、①グルテンを含む穀物・グルテンを含む穀物製品、②甲殻類・甲殻類製品、③卵・卵製品、④魚類・魚類製品、⑤落花生・落花生製品、⑥大豆・大豆製品、⑦乳・乳製品（乳糖は含むが、還元乳糖は含まない）、⑧ナッツ類・ナッツ類製品、⑨10mg/kg以上の亜硫酸塩、⑩貝類、イカ/タコ類・貝類製品、イカ/タコ製品である。なお、牛乳（fresh cow's milk）、ローストナッツなど、アレルゲンを主成分とし、食品名に明示されている食品については、当該のアレルゲンの表示は不要である。詳細は同告示を参照。

表3.1-1 アレルゲンの表示の例¹⁵

| アレルゲンの使用状況 | 表示文言 |
|------------------------------|-----------------------------------|
| 食品の原料として使用されている場合 | 「アレルギーを持つ人のための情報：〇〇を含有」 |
| 製造工程で混入する場合 | 「アレルギーを持つ人のための情報：〇〇を含有する可能性がある」 |
| 「アレルギーを持つ人のための情報」との文言を入れない場合 | 「〇〇を含有する」、又は「〇〇を含有する可能性がある」と枠内に表示 |

表示条件：文字サイズ（高さ）は1.5mm以上、ただしラベル面積が100cm²未満の場合は1mm以上ではっきりと見える読みやすい位置に表示

「アレルギーを持つ人のための情報」は同様の意味を持つ他の表現を使用してもよい。

13 2024年食品医薬品委員会事務局規則「食品登録番号に関する運用」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654871674310762496&name=fda-regulation-67.pdf>

14 保健省告示第450号「包装食品のラベル表示」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654869394207416320&name=P450.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/70.pdf

15 食品医薬品委員会事務局告示「包装食品のラベル表示に関する保健省告示の解説」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=663978168574681088&name=announ-fda-label67.pdf>

Ⅰ. ラベル表示の使用許可申請

保健省告示第450号に基づき、次の食品については、使用するラベルについて使用許可を取得しなければならない。許可申請書は、食品登録番号の申請時にFDAのe-Submissionシステムから提出する。申請書類および申請手続きのプロセスは以下の通りである。これら以外の食品については、ラベル使用許可の事前申請は不要であるが、告示の内容に従ったラベルを作成することが必要である。

A. ラベルの使用許可申請が必要な食品

- ・ 特定管理食品
- ・ 表示管理食品のうち特別な目的を持つ食品
- ・ 新食品 (Novel Food)

B. ラベル使用許可申請 (商品登録時) に求められる書類¹⁶

(特別な目的を持つ食品の場合の例)

- ・ 申請書 (システム内で申請)
- ・ 成分表 (100%)
- ・ 関連告示に基づいた品質規格分析結果報告書
- ・ 栄養成分の種類・含有量分析結果報告書
- ・ 食品添加物の分析結果報告書
- ・ FDAが認める特別な目的を持つ食品の栄養・安全評価機関による評価報告書
- ・ 製品の品質規格分析結果と告示に基づく品質規格の比較表 (差を表示する)
- ・ 製品の栄養成分分析結果とラベルに表示する栄養成分との比較表 (差を表示する)
- ・ WHOの1日あたりの栄養摂取基準量と比較した栄養成分の割合
- ・ タンパク質、脂肪、炭水化物それぞれの総カロリーに占める割合
- ・ タイ語の食品表示ラベル
- ・ 英語ではない外国語の食品表示ラベルの場合は翻訳文
- ・ 製造施設の製造基準適合証明書 (輸入の場合は不要)
- ・ 原材料の食品添加物使用量検査書 (任意)
- ・ 製品の食品添加物使用量検査書 (任意)
- ・ 原材料の仕様書 (Specification) (任意)
- ・ 製品の仕様書 (Specification) (任意)
- ・ 食品容器使用証明書 (白以外のプラスチック容器・蓋が液体または半固体の食品と接触する場合)

16 特別な目的を持つ食品の書類確認リスト

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=626030188030992384&name=Product-Checklist-5.1-5.2-5.5.pdf>

- ・ FDAからのその他の殺菌方法の承認書（UHT/Sterilization以外の方法で殺菌した液体食品の場合）
- ・ 食品ラベル上の文言またはマークの表示を裏付ける文書（任意）
- ・ 特別な目的を持つ食品の詳細をまとめた文書（任意）
- ・ 食品サンプル（任意）
- ・ その他の関連文書（任意）

C. 申請手数料¹⁷

- ・ 特別な目的を持つ食品 4,000パーツ/枚
- ・ 上記以外の食品 3,000パーツ/枚

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

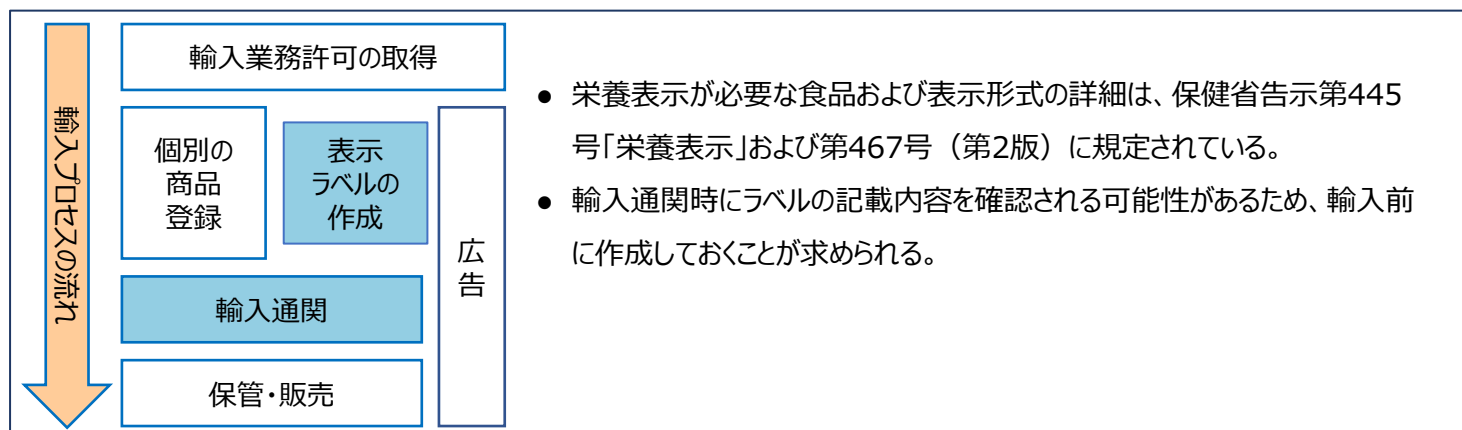
Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179, +66-2-590-7183, +66-2-5907185

Website : <https://food.fda.moph.go.th/>

¹⁷ 食品に関する許可申請検討プロセス申請者からの経費徴収まとめ

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470832518736781312&name=costs.pdf>

3.2 栄養表示



3.2.1 栄養表示の概要¹

栄養成分を強調する表示や、健康を強調する表示を行うなどの場合には、保健省告示第445号「栄養表示」および第467号（第2版）に従った栄養表示が必要である。栄養表示が必要な食品は第445号に規定されており、表示形式についても第445を基本とし、一部第467号（第2版）で補足されている。第445号は告示施行日である2024年7月2日から適用される。ただし、同日前に食品登録を済ませている食品については、従来の告示第182号に基づく栄養表示を2027年7月1日まで使用できる経過措置が設けられている。栄養表示が求められる食品は次のとおりである。

表3.2-1 栄養表示が必要な食品（保健省告示第445号「栄養表示」に規定）

| 食品種 | 概要 |
|---------------------------------|--|
| 栄養を強調する表示を行う食品（3.3項参照） | 栄養素の種類・量または比較による栄養素の量に関する情報、図柄、記号などを直接的・間接的に表示する食品。 |
| 健康を強調する表示（ヘルスクレーム）を行う食品（3.4項参照） | 健康に影響を与える食品または食品の成分に関する情報、図柄、記号などを直接的・間接的に表示する食品。 |
| 食品の価値を販売促進に活用する食品 | 身体・健康に対する製品、食品成分、栄養素の特性・利点に関する情報、図柄、記号などの表示を販売促進に活用する食品。 例：Healthier Choiceロゴを付した食品 |
| 大臣が告示で定めるその他の食品 | 2026年1月現在、「栄養表示とあわせてGDA表示を義務付けている食品」（例：スナック、チョコレート、ベーカリー製品、半加工食品、冷凍食品、密閉容器に入った飲料、発酵乳（ヨーグルトなど）、アイスクリームなど）（3.5項参照）が該当する。 |

関連する保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 1 | 2023年11月17日、 2025年11月27日 | 保健省告示第445号「栄養表示」、第467号（第2版） | 栄養表示が必要な食品、栄養表示の形式等を規定 |

¹ 保健省告示第445号「栄養表示」 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907023645712384&name=P445.pdf>
 和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/58.pdf
 第475号（第2版） <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=841484892364742656&name=P467.pdf>
 英訳：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=841484892608012288&name=P467_EN.pdf

関連する保健省告示（続き）²：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|--|---|---|
| 2 | 2018年9月26日、 2023年11月17日、 2025年11月27日 | 保健省告示第394号「栄養表示およびエネルギー、糖類、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」、第446号（第2版）、第466号（第3版）（3.5項参照） | 栄養表示に加えて、GDA表示を義務付ける食品の規定、表示形式等を規定している。 |
| 3 | 2023年11月17日 | 保健省告示第447号「ラベル上の食品健康強調表示」（3.6項参照） | ヘルスクレームの表示条件、文言等を規定している。 |

3.2.2 栄養表示の形式³

栄養成分の表示は、1.エネルギー、2.総脂質、3. 飽和脂肪、4.コレステロール、5.タンパク質、6.総炭水化物、7.総糖類、8.ナトリウム、9.カリウムの9項目の表示が必須である。これらはすべて「1食分あたり」で表示する。表示形式は、1.標準型、2.横型、3.連続表示型、4.ビタミン・ミネラルの種類と量、1日に必要なエネルギー、栄養素を表示する場合の標準型、5.ビタミン・ミネラルの種類と量、1日に必要なエネルギー、栄養素を表示する場合の横型、6.ビタミン・ミネラルの種類と量、1日に必要なエネルギー、栄養素を表示する場合の連続表示型、7.デュアル型(例：調理前の栄養情報と調理後の栄養情報)の7通りが定められている。食品に含まれる栄養成分、ラベル面積等に応じて、適切な形式を選択する。なお、外国語で表示する場合は、タイ語表示を付したうえで、タイ語と同一の栄養情報枠内に併記することも、別の枠として表示することも可能であるが、内容はタイ語表示に定められた文言・文章と一致している必要がある。表示形式の詳細は保健省告示第445号付属表1を参照。

図3.2-1 栄養表示（標準型）の例

| 栄養情報 | |
|-----------------------------------|-----------|
|食分 :容器包装あたり | |
| 1食分量 (.....) あたりの栄養価 | |
| エネルギー |kcal |
| 1日あたりの基準値に対する割合* | |
| 総脂質 g |% |
| 飽和脂肪 g |% |
| コレステロール mg |% |
| タンパク質 g |% |
| 総炭水化物g |% |
| 総糖類..... g |% |
| ナトリウム mg |% |
| カリウム mg |% |

*1日あたり必要エネルギー量2000kcalに基づくタイ人の1日あたりの栄養摂取基準値に対する割合

2 保健省告示第394号「栄養表示およびエネルギー、糖類、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=521499410421653504&name=P394.PDF>
 第446号（第2版）<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022395809792&name=P446.pdf>
 第466号（第3版）<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=841484525992288256&name=P466.pdf>
 保健省告示第447号「ラベル上の食品健康強調表示」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022966235136&name=P447.pdf>
 3保健省告示第445号「栄養表示」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907023645712384&name=P445.pdf>
 保健省告示第445号に基づく栄養表示の例
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=607825867418247168&name=label-format-ex.pdf>

3.2.3 各パートの記載内容

栄養表示：標準型のそれぞれのパートの記載内容は次のとおりである。ビタミン・ミネラルを表示する形式など、その他の表示形式の詳細については保健省告示第445号付属表1を参照。

ア. パート1：容器包装あたりの食数(Servings per Container)

1容器包装あたり何食分か、または何回に分けて食べられるか、その数を記載する。通常は、容器包装内の総量を「1食分の量」で除して算出する。例えば、ウエハース1袋あたり2食分の量が入っている場合、2食分：袋 と表示する。端数が生じる場合は「約」を付して表示する。

容器包装内の食品を1回ですべて食べることができる場合、この表示は省略できる。

イ. パート2：1食分の量または摂取1単位の栄養価

1食分の量とは、一般的なタイ人が1回で食べることができる量と想定される量であり、製造者が消費者に対して1回に摂取する量として推奨するものである。ラベルに表示される栄養成分量は、この1食分を基準としている。1食分の量は、消費者の摂取行動や製造者から提供されたデータを基にまとめられた、保健省告示第445号付属表2に定める食品14グループの「1食分の参考量」を参考に設定できる。参考量と異なる値を設定することも可能であるが、当該参考量と大きく乖離しない値とする必要がある。例えば、ウエハースの場合、1食分の参考量は30gであるため、ウエハース何枚で30gになるかを確認し、6枚で30gとなった場合、ラベルには「1食分の量 6枚 (30g) あたりの栄養価」と表示する。

ウ. パート3：1食分あたりの栄養成分情報

栄養成分情報枠内には、指定された栄養成分について、含有量（ゼロの場合も表示が必要）および1日あたりの栄養摂取基準値（Thai Reference Daily Intakes：Thai RDI）に対する割合を表示する。Thai RDIは、食品医薬品委員会事務局が、ラベル上の栄養成分表示の参考基準値とするために作成した、3歳以上のタイ人を対象とする1日に推奨される栄養成分の摂取量であり、基準エネルギー量は1日2,000kcalである。

指定された栄養成分以外の栄養成分を表示する場合、保健省告示第445号付属表3に定めるThai RDI (Thai Reference Daily Intakes)リストに掲載されている栄養成分については、同告示で定められた順に表示する。それ以外の栄養成分については、栄養成分情報枠の下（枠外）に表示する。

エ. パート4：1日あたりの基準値に対する割合の説明

すべての表示形式において、パート3の%表示が「1日あたり必要エネルギー量2,000kcalに基づく、タイ人の1日あたりの栄養摂取基準値に対する割合」である旨の説明分を表示する必要がある。

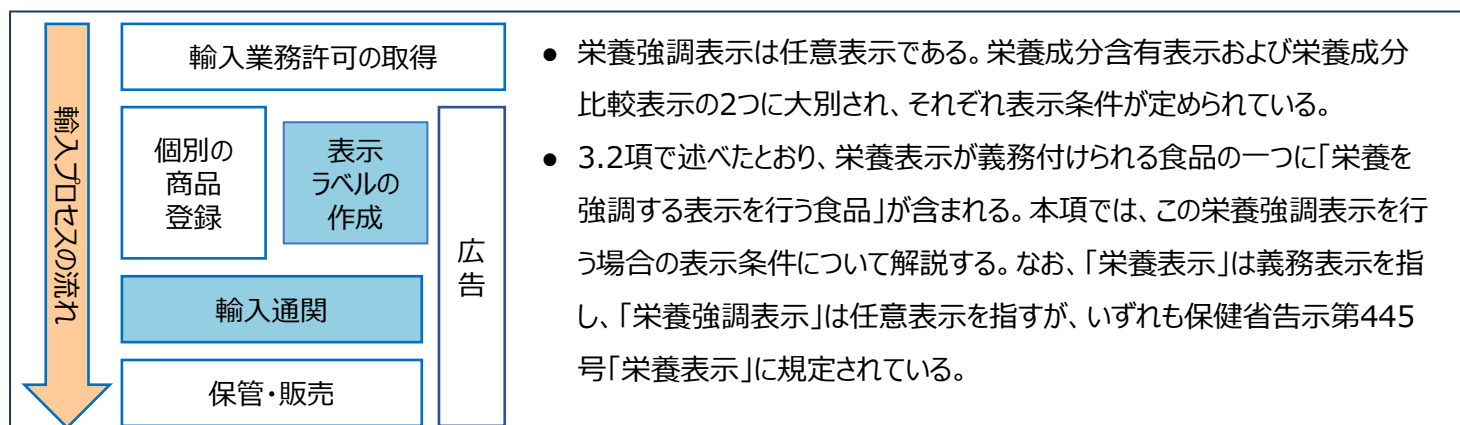
この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179

Website： <https://food.fda.moph.go.th/>

3.3 栄養強調表示



3.3.1 栄養強調表示の概要¹

保健省告示第445号「栄養表示」(3.2項参照)では、栄養表示が必要な食品の一つとして「栄養を強調する表示を行う食品」が規定されている。本書ではこれを栄養強調表示と表記する。同告示において、栄養強調表示とは、エネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、ビタミン・ミネラルの量を含む食品の栄養価に関する情報、写真、絵図、記号などを直接的または間接的にラベルに表示することとして定義されている。

栄養強調表示は、次の2種類に分類される。

1. 栄養成分含有表示(Nutrition content claim)
2. 栄養成分比較表示(Nutrient Comparative claim)

いずれも事前の食品医薬品委員会事務局への許可申請は不要であるが、告示の内容に従った表示を行うことが必要である。

A. 栄養成分含有表示(Nutrition content claim)

保健省告示第445号「栄養表示」では、栄養成分含有表示とは、「カルシウムの供給源」、「食品繊維が豊富で低脂肪」等、食品中の栄養成分やエネルギーの含有水準を示す表示として定義されている。製造者が、製造方法を改善したり、通常と異なる原材料を使用したりすることによって、栄養価に差異を出した場合は、当該商品に「〇〇フリー」や「低〇〇」などの表示を行うことができるが、その特性が、食品が本来持っている特性である場合(例：飲料水の「カロリーゼロ」、「低脂肪」)は、それを強調する表示は認められない。

表示条件は、次の2つのケースに分けて規定されている。

1. 保健省告示第445号付属表2において1食分の参考量 (reference serving size) が規定されている食品および消費形態が類似する食品
2. 上記に該当しない食品

¹ 保健省告示第445号「栄養表示」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907023645712384&name=P445.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/58.pdf

1.の例を挙げると、「カロリーフリー」と記載するためには、1食分の参考量およびラベルに記載された1食分当たりのエネルギーが5kcal未満であることが求められる。「低カロリー」と記載するためには、1食分の参考量またはラベルに記載された1食分当たりのエネルギーが40kcal以下であることが求められる。詳細は、保健省告示第445号「栄養表示」付属表4に規定されている条件を参照。

イ. 栄養成分比較表示(Nutrient comparative claim)

保健省告示第445号「栄養表示」では、比較表示とは、同じまたは類似した2種類以上の食品に含まれる栄養成分やエネルギー量を比較して行う表示として定義されている。表示例としては、「～より低い、～より少ない」、「～より高い」、「低減した」、「低カロリー、ライト」、「添加した、強化した、豊かにした」等がある。この様に量を比較表示する場合、表示食品の比較対象となる食品（参照食品）は、以下の2種類のみが認められている。

A. 製造業者自身の通常の製造方法を用いた製品

B. タイ国内で一般的に販売されている当該の栄養成分を含む代表的な同種の製品（例：消費者に人気の上位3品の平均栄養成分との比較）

比較表示を行う場合は、比較対象とする食品の種類を明示し、当該栄養成分またはエネルギーについて、比較対象食品に含まれる量と比べてどの程度増減しているかを、%または割合で表示しなければならない。あわせて、当該栄養成分の1食分当たりの含有量をラベルに表示する必要がある。

表示条件は、次の2つのケースに分けて規定されている。

1.保健省告示第445号付属表2において1食分の参考量（reference serving size）が規定されている食品および消費形態が類似する食品

2.上記に該当しない食品

1.の例を挙げると、「従来品より○%カロリーカット」と表示するためには、1食分の参考量およびラベルに記載された1食分当たりのエネルギーが比較対象食品より25%以上低減している必要がある。

詳細は、保健省告示第445号「栄養表示」付属表4に規定されている条件を参照。

この項目に関する問い合わせ先：

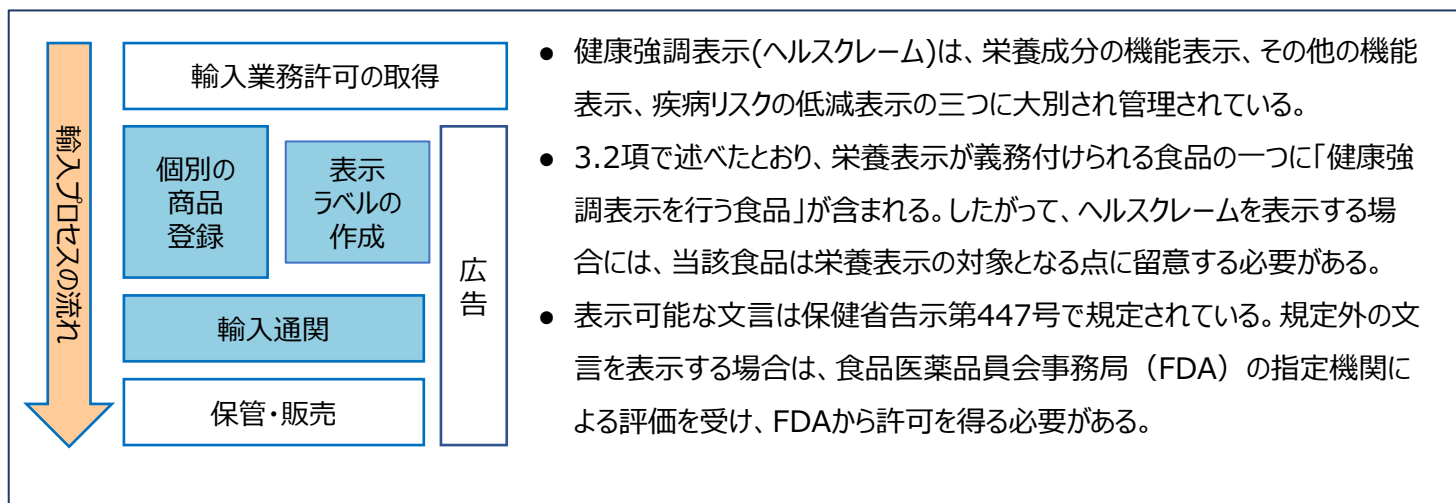
部署名：食品医薬品委員会事務局 食品部 規格規定グループ

Food and Drug Administration, Food Division, Food Standard and Regulation Group

電話番号： +66-2-590-7173, +66-2-590-7179, +66-2-590-7183, +66-2-590-7185

ウェブサイト：<https://food.fda.moph.go.th/>

3.4 健康強調表示(ヘルスクレーム)



3.4.1 健康強調表示(ヘルスクレーム)の概要¹

関連する保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-------------|---------------------------|--------------------------|
| 1 | 2023年11月17日 | 保健省告示第447号「ラベル上の食品健康強調表示」 | ヘルスクレームの表示条件、文言等を規定している。 |

保健省告示第447号において、ヘルスクレームとは、健康に影響を与える食品または食品成分に関する直接的・間接的な文言、図柄、記号などの表示として定義されている。同告示では、以下の3つに区分され、それぞれに表示条件が定められている。なお、患者用の特別な目的を持つ食品、輸出用食品は同告示の対象外である。

1. 栄養成分の機能表示(Nutrient function claim)
2. その他の機能表示 (Other function claim)
3. 疾病リスク低減に関する表示 (Reduction of disease risk claim)

共通の表示条件として、ヘルスクレームを行う食品は、安全かつ法令で規定されている品質規格を満たし、栄養学的または生理学的に健康に有益な形および量の食品成分、栄養素、その他の物質を含んでいること、ヘルスクレームは一般的に受け入れられた最新の科学的証拠に基づいていること、強調表示する食品または食品成分の量は正確かつ適切な方法で分析可能であることなどが規定されている。種類別の定義、条件は以下のとおり。

ア. 栄養成分の機能表示

栄養成分の機能表示とは、身体の成長、発達、正常な機能における栄養素の生理的役割に関する特性・利点の表示として定義されている。例えば、「カルシウムは強い骨や歯の形成に役立つ」といった表示が該当する。表示可能な文言は、告示第447号付属表1に列挙されている。表示条件は以下のとおり。

・表示する栄養成分は、保健省告示第445号「栄養表示」の付属表3に基づいたThai RDIリストに掲載されている成分であること。

・表示する文言は保健省告示第447号の付属表1に従うこと。

・1食分あたりの参考量、ラベルに表示する1食分の摂取量または参考量の設定がない場合、100gまたは100m当たりで、総脂質13g、飽和脂肪4g、コレステロール60mg、ナトリウム300mg、総糖類13gを超える場合は、超過の旨を、強調表示文の隣に記載すること。（例：ナトリウム350mgを含む場合。基準の300mgを超えているため、「カルシウムは強い骨や歯の形成に役立つ。この食品は100gあたりナトリウム350mgを含む。」と表示しなければならない。）

1 保健省告示第447号 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022966235136&name=P447.pdf>

イ. その他の機能表示

その他の機能表示とは、食事全体の中で、食品または食品成分の摂取が身体の正常な機能または生物学的活動に及ぼす特定の特性・利点(Specific beneficial effects)に関する表示であり、このような表示は健康へのプラスの影響、身体機能の改善、健康状態の改善・維持に関連するものであるとして定義されている。例えば、「オーツ麦/大麦由来のβグルカンはコレステロールの吸収を低下させるのに役立つ」といった表示が該当する。表示条件は以下のとおり。

- ・表示する文言は保健省告示第447号の付属表2および追加リスト²に従うこと。
- ・1食分あたりの参考量、ラベルに表示する1食分の摂取量または参考量の設定がない場合、100gもしくは100mlにおいて総脂質13g未満、飽和脂肪4g未満、コレステロール60mg未満、ナトリウム300mg未満、総糖類13g未満であること。

ウ. 疾病リスクの低減表示

疾病リスクの低減表示とは、疾病や健康に関連する症状の発生のリスクの低減に対する食品または食品成分の摂取に関する特性・利点の表示として定義されている。例えば、「低ナトリウムの食品は、脳卒中や心臓病の危険因子である高血圧のリスクを軽減する可能性があります。本製品は低ナトリウム食品です。」といった表示が該当する。表示条件は以下のとおり。

- ・表示する文言は保健省告示第447号の付属表3に従うこと。
- ・1食分あたりの参考量、ラベルに表示する1食分の摂取量または参考量の設定がない場合は100gもしくは100mlにおいて総脂質13g未満、飽和脂肪4g未満、コレステロール60mg未満、ナトリウム300mg未満、総糖類13g未満であること。

3.4.2 規定された文言以外のヘルスクレーム³

保健省告示第447号の付属表に規定されていないヘルスクレームを表示する場合は、タイ国食品の栄養評価・健康強調表示評価センター (CNACT) またはチュラロンコーン大学学術サービスセンター傘下のCU Food SHE Centerの評価を受け、当該評価結果および保健省告示第477号で指定される書類をFDAへ提出し、表示許可の審査を受ける必要がある。CNACTでの必要書類は次のとおり。

表3.4-1 ヘルスクレーム評価に求められる申請書類まとめ

| 栄養成分機能表示 | その他の機能表示、疾病リスクの低減に関する表示 |
|---|--|
| A-1. 信頼できる学術誌に掲載された系統的文献レビュー (Systematic review) 及びメタ分析 (Meta-analysis) 又は A-2. CodexのScientific committeeなど、広く認められ信頼性のある科学的見解又は文書(Scientific opinion) 又は A-3. 適切に設計されたヒト介入試験(Well-designed human intervention study)の報告書 または信頼できる学術誌に掲載されたヒト介入試験(human intervention study)の全文 | A. 適切に設計されたヒト介入試験(Well-designed human intervention study)の報告書 または信頼できる学術誌に掲載されたヒト介入試験(human intervention study)の全文 および次のいずれか一つ B-1. 信頼できる学術誌に掲載された系統的文献レビュー (Systematic review) 及びメタ分析 (Meta-analysis) 又は B-2. CodexのScientific committeeなど、広く認められ信頼性のある科学的見解又は文書(Scientific opinion) |
| 追加補足書類 (該当する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・信頼できる学術誌に査読の上掲載された関連論文 (Peer-reviewed published articles) ・動物試験 (In vivo) ・生体外試験 (Ex vivo) 又は試験管内試験 (In vitro) ・適切に設計された複数の研究から一貫した結果が得られている観察疫学研究 (Observational evidence) ・学術文献・参考文献(Evidence-based reference texts)、又は広く認められ信頼性のあるその他の文献 | |

2 保健省告示第447号に基づくその他の機能表示追加リスト (2025年10月31日付け)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=824886348598091776&name=other-function-claims.pdf>

3 CNACT 製品の健康強調表示に関する評価申請書

<https://www.nutritionthailand.org/th/2017-05-09-04-34-31/มูลนิธิจัดตั้งศูนย์ประเมินฯ-หรือ-cnact.html>

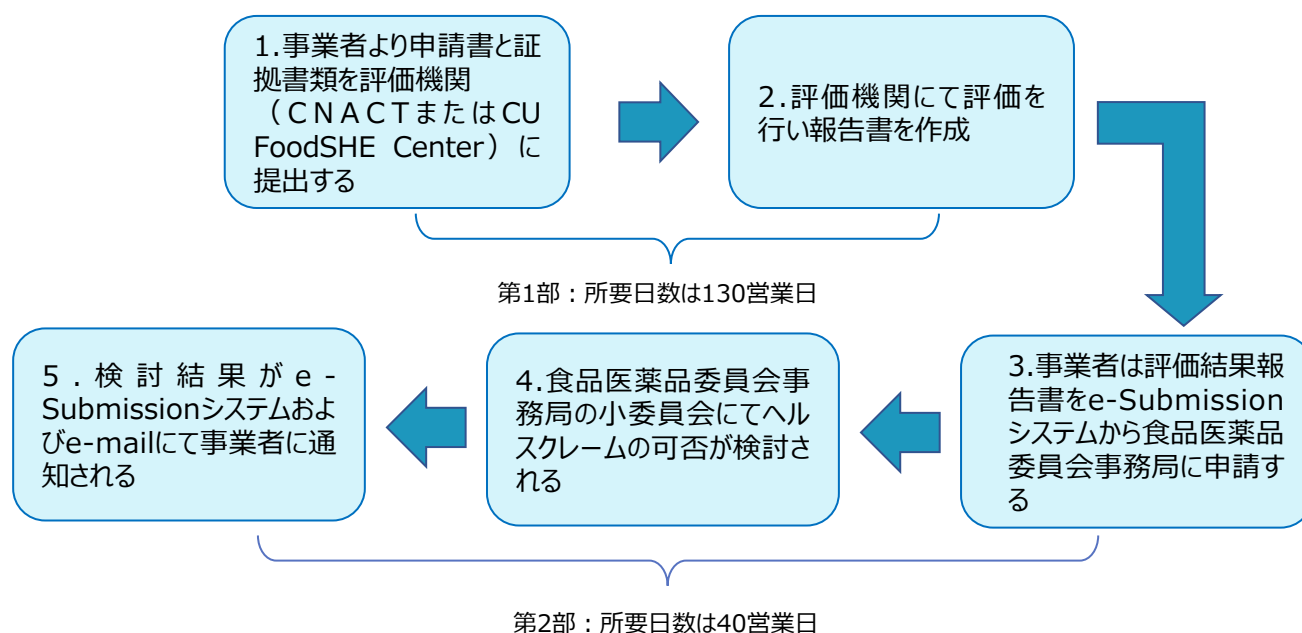
3.4.3 ヘルスクレームの評価・審査プロセスおよび所要期間⁴

評価は次の2段階の手続きが必要となる。

第1段階 外部機関での評価：事業者は、FDAが認めるヘルスクレーム評価機関であるタイ国食品栄養およびヘルスクレーム評価センター(Center for Nutrition Assessment and Health Claims for Food Products of Thailand, CNACT)またはチュラロンコーン大学学術サービスセンター傘下の食品安全・ヘルスクレーム評価センター (CU FoodSHE Center) にて、ヘルスクレーム評価申請を行う。この評価に要する期間は両センターとも130営業日以内（書類の確認、追加、修正、説明の期間は含まない）である。申請料金は、両センターとも栄養成分機能表示の評価が70,000バーツ、その他の機能表示または疾病リスク低減表示の評価が105,000バーツである⁵。なお、この料金は全額を一括で支払うものではなく、申請書類の確認や評価など、所定の手続き段階に応じて分割して支払う方式となっている。

第2段階 FDAでの審査：事業者はCNACTまたはCU FoodSHE Centerの評価結果と保健省告示第447号で指定される書類を、e-Submission (<https://privus.fda.moph.go.th/>)から提出し、FDA栄養・健康強調表示に関する小委員会（オ-3）によるヘルスクレームの可否の審査を受ける。食品医薬品委員会事務局における審査に要する期間は40営業日以内（書類の確認、追加、修正、説明の期間は含まない）、審査手数料は3,000バーツである⁶。

図3.4-1 ヘルスクレームの評価・審査プロセスおよび所要期間



4 食品医薬品委員会事務局告示「食品医薬品委員会事務局が認める食品安全性評価機関および食品安全性評価ガイドライン」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=811120141046784000&name=announ-fda-food-safety-68.pdf>

5 CNACTのヘルスクレーム評価の詳細

https://www.nutritionthailand.org/images/dataweb/about_us/20191225/รายละเอียดการให้บริการทางวิชาการ_แก้ไขครั้งที่%2002.pdf
 CU FoodSHE Centerのヘルスクレーム評価の詳細

<https://sites.google.com/view/cufoodshecener/บริการของเรา/การกล่าวอ้างทางโภชนาการและสุขภาพ>

6 国民のためのマニュアル「健康強調表示申請」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512518619385700352&name=9.2.pdf>

3.4.4 ヘルスクレームの表示要件⁷

ヘルスクレームの表示言語はタイ語（外国語併記でも可）で、FDAが規定するもの、またはFDAから承認を得たものを表示できる。ただし、疾病の治療、緩和、治癒または予防ができると誤解を招く表現を用いてはならない。また、ヘルスクレームを行う食品については、栄養表示（3.2 栄養表示参照）を行う必要がある他、包装食品のラベル表示に関する保健省告示および食品個別の保健省告示のラベル表示の規定に従わなければならない。さらに、次の表示項目を表示する必要がある。

- 表示されたヘルスクレームに関連する栄養成分の量
- 表示された効果を得るための摂取量と摂取方法
- 対象となる消費者層（もしあれば）
- リスクのある消費者や当該食品の摂取を避けるべき人への摂取上の注意（もしあれば）
- 摂取上の注意事項または安全に摂取できる食品・成分の最大摂取量（もしあれば）
- 「日常的に適切な割合で5つの食品群を網羅した多様な食事をとりましょう」の文言
- 「本品は、疾病の治療、緩和、治癒または予防の効果はありません」の文言（その他の機能表示、疾病リスク低減表示の場合）
- FDAが規定または許可する条件に基づいたその他の文言

この項目に関する問い合わせ先：

食品医薬品委員会事務局における審査について

部署名：食品医薬品委員会事務局 食品部 規格規定グループ

Food and Drug Administration, Food Division, Food Standard and Regulation Group

電話番号：+66-2-590-7178, +66-2-590-7185

ウェブサイト：<https://food.fda.moph.go.th/>

外部審査について

部署名：Center for Nutrition Assessment and Health Claims for Food Products of Thailand, CNACT

所在地：128/107, 9th Floor, Phayathai Plaza Building, Phayathai Road, Thung Phayathai, Ratchathewi, Bangkok 10400

電話番号：+66-95-293-1014, +66-95-935-6460

ウェブサイト：<https://www.nutritionthailand.org/en/>

部署名：チュロンコン大学食品安全・ヘルスクレーム評価センター（CU FoodSHE Center）（チュロンコン大学学術サービスセンター/Chula Unisearch Chulalongkorn University傘下）

所在地：Room 1401, 254, 14th Floor, Chulalongkorn University Research Building, Chulalongkorn University, Phaya Thai Road, Wang Mai, Pathum Wan District, Bangkok 10330

電話番号：+66-218-2880

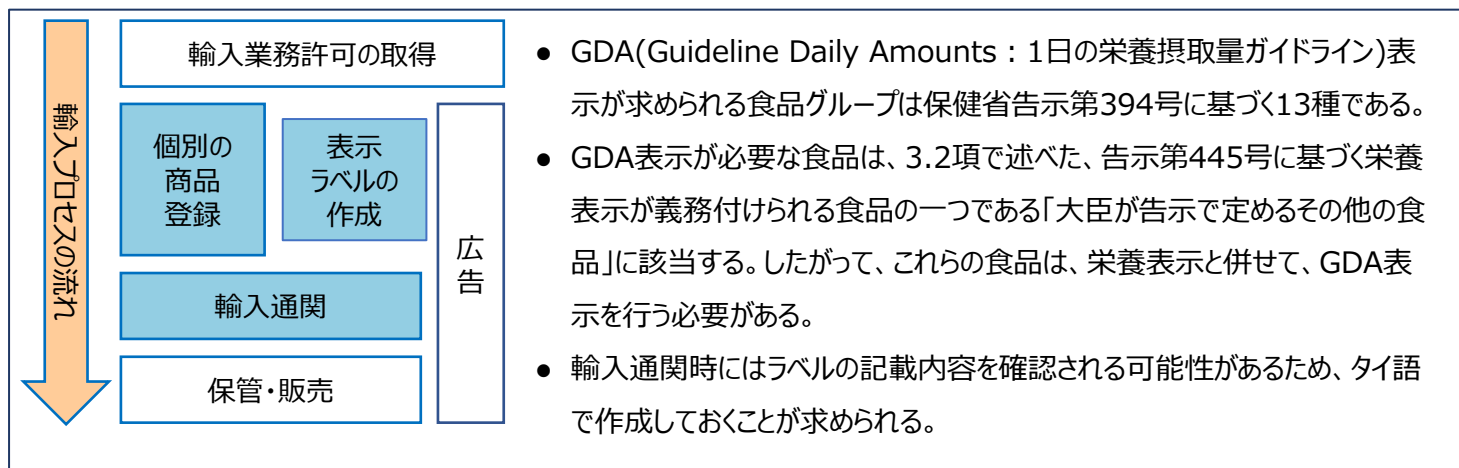
ウェブサイト：<https://sites.google.com/view/cufoodshecenter/หน้าแรก>

⁶ 保健省告示第447号「ラベル上の食品健康強調表示」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022966235136&name=P447.pdf>

和訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/60.pdf

3.5 GDA表示



3.5.1 GDA表示の概要¹

GDA(Guideline Daily Amounts)表示とは、1包装あたりのエネルギー、糖類、脂質、ナトリウムの量を、1日の摂取許容量に対する割合（GDA式）で示す表示であり、包装の前面に表示することが義務付けられている。このGDA表示は、甘味、脂質、塩分の過剰摂取を抑制し、栄養過多や糖尿病、高血圧等の非感染症疾患（NCDs）の予防を目的とするものである。消費者がこの表示を参照することにより、適切な食品の選択および摂取行動が促されることが期待されている。

関連する保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|--|---|--------------------------------|
| 1 | 2018年9月26日、 2023年11月17日、 2025年11月27日 | 保健省告示第394号「栄養表示およびエネルギー、糖類、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」、第446号（第2版）、第466号（第3版） | 栄養表示と併せてGDA表示が必要な食品および表示形式等を規定 |
| 2 | 2023年11月17日 | 保健省告示第445号「栄養表示」（3.2項参照） | 栄養表示が必要な食品および表示形式等を規定 |

関連する食品医薬品委員会事務局告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-------------|------------------------------|---------------|
| 1 | 2018年11月12日 | 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第394号の説明」 | 保健省告示第394号の説明 |

3.5.2 GDA表示の対象品目

保健省告示第394号および第446号に基づき、栄養表示とともにGDA表示が求められる食品は、以下13グループの消費者向けに販売される包装食品である。

- ・ スナック菓子(Snacks)
- ・ チョコレートおよびチョコレート味の菓子 (Chocolate and Chocolate flavored like products)
- ・ 焼き菓子 (Bakery products)
- ・ 半インスタント食品(インスタントヌードル等)(Semi-processed foods)
- ・ チルド・冷凍保存が必要な主食 (焼き飯、焼きそば等)(Chilled and frozen ready- to-eat meals)
- ・ 密閉容器入り飲料 (Beverages)

¹ 保健省告示第394号「栄養表示」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509411275747500032&name=P394.PDF>
 英語版 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509411275630059520&name=No.394.pdf>
 FDA告示「保健省告示第394号の説明」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509584875045658624&name=No.394.pdf>
 保健省告示第446号（第2版）<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022395809792&name=P446.pdf>
 英語版 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=585712415111520256&name=P446_EN.pdf
 保健省告示第466号（第3版）<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=841484525992288256&name=P466.pdf>
 英語版 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=841484526248140800&name=P466_EN.pdf

- ・ 飲める状態のお茶(ペットボトルに入った緑茶飲料等)(Ready-to-drink tea in liquid or dry form)
- ・ 飲める状態のコーヒー(缶コーヒー等)(Ready-to-drink coffee in liquid or dry form)
- ・ フレーバー牛乳 (Flavored milk)
- ・ 発酵乳 (Fermented milk)
- ・ 乳製品(調製粉乳等、定義の詳細は保健省告示第352号を参照)(Other milk products)
- ・ 豆乳 (Soybean beverages)
- ・ アイスcream (Ready-to-eat ice cream)

3.5.3 GDA表示の表示内容²

GDA表示の様式は保健省告示第466号の付属文書に従う。ラベル前面の見やすい位置に、明瞭かつ判読しやすい文字で表示する。

(1) 様式：円筒形の4つの枠に順にエネルギー、糖類、脂質、ナトリウムを表示する。枠線および枠内の区切り線の色は、枠内文字の色と同一とし、ラベル背景色と明確に対照的な色を用いる。円筒形の背景色は白色とする。ただし、段ボール外装等、大型容器で白色背景が困難な場合は、単色背景とし、文字が明確に判読できる色とする。

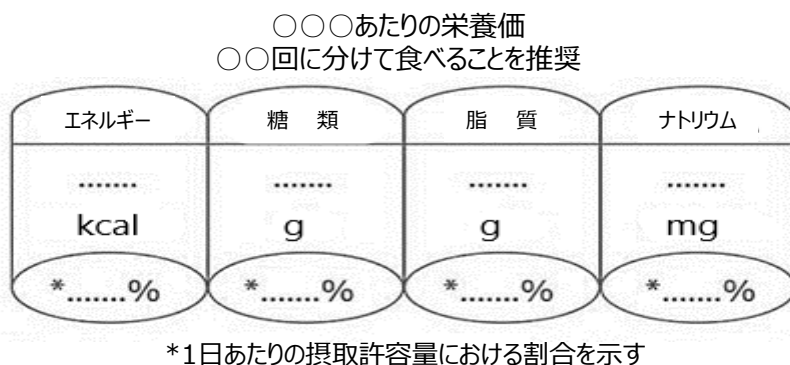
(2) 表示内容：1 段目「エネルギー」「糖類」「脂質」「ナトリウム」の表示、2段目 1包装当たりの含有量（1食分量 × 1包装当たりの摂取回数により算出）、3段目 1日当たりの摂取許容量に対する割合（％）（基準値は、エネルギー 2,000kcal、糖類65g、脂質65g、ナトリウム2,000mg）

(3) 併記する文言

- ・「(包装)あたりの栄養価」(例：1袋あたり、1本あたり、1缶あたり) →円筒形表示の上部に記載
- ・「(回数)回に分けて食べることを推奨」(1包装あたりの量を1食分の量で割った推奨摂取回数。例：2.5回、4回)（1回で食べることができる食品の場合は不要）→上記文言の下に記載
- ・「*1日あたりの摂取許容量における割合を示す」→円筒形表示の下部に記載

また、スナック菓子、チョコレート・チョコレート味の菓子、焼き菓子の場合は、「健康のために食べる量は控えめにし、運動をしましょう」と太字で表示し枠で囲む。文字は枠内の背景と対照的な色で、枠の色はラベルの背景と対照的な色を使用する。

図3.5-1 GDA表示の例³



この項目に関する問い合わせ先：

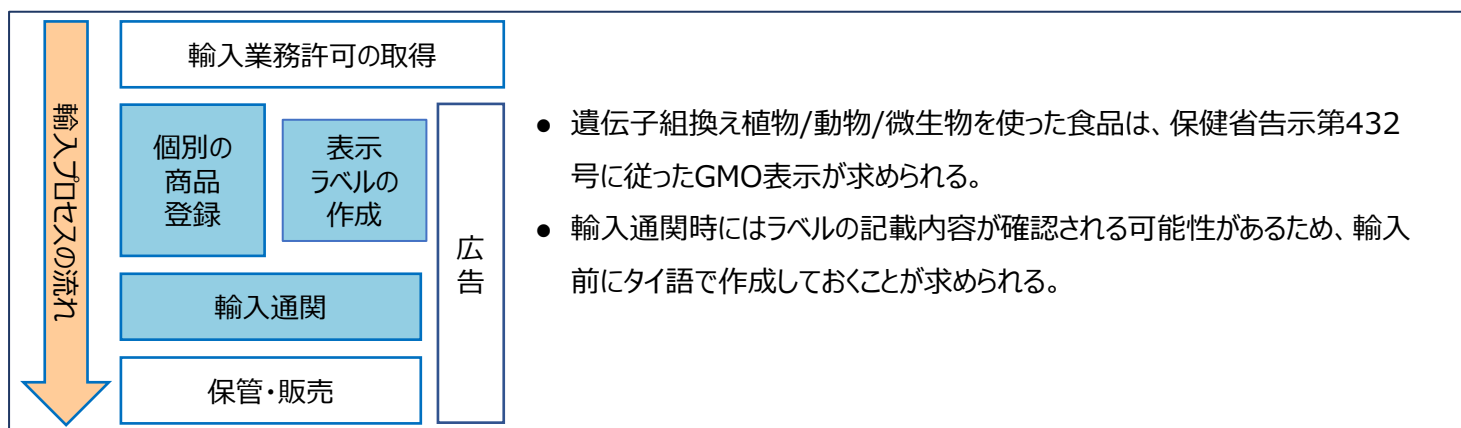
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179

Website : <https://food.fda.moph.go.th/>

² 保健省告示第466号（第3版） <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=841484525992288256&name=P466.pdf>
 英語版 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=841484526248140800&name=P466_EN.pdf
³ FDAウェブサイト情報を元に作成 https://exfood.fda.moph.go.th/KM/GDA_Label/file/คู่มือการใช้งานระบบ%20GDA_Label.pdf

3.6 遺伝子組換え食品の表示(GMO表示)



3.6.1 告示の概要¹

保健省告示432号「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」に基づいたGMO表示を行わなければならない食品は、以下の条件に当てはまる食品である。

- 1.保健省告示第431号に基づいた食品の生物学的安全性評価に合格した遺伝子組換え植物/動物/微生物を使った食品（安全性評価に合格していないGMOを使った食品は一部を除き輸入不可）
2. 遺伝子組換え植物/動物（個々の原材料において5%以上使用し、組換えによる遺伝物質またはタンパク質を検出するもの。ただし、意図的な使用の場合は5%未満の場合も表示が必要。）、遺伝子組換え微生物（割合は問わない）を含む食品

GMO表示ラベルには、食品名または原材料名に「遺伝子組換え」と表示するか、「遺伝子組換え（植物/動物の種類または微生物名を記載）から製造した（食品/製品名）」と表示する。なお、この告示により全ての食品において、「遺伝子組換え食品フリー」、「遺伝子組換え食品ではない」、「遺伝子組換え成分を含まない」、「遺伝子組換え成分を除去済み」、又は同様の文章を使用することが禁じられている。

GMO表示が不要となるケース

1. 製造工程において遺伝子組換え食品である原材料を使用していないことを示すトレーサビリティシステムの証拠がある製造者または輸入者
- 2.消費者に直接販売する小規模製造者、調理者
- 3.最終製品に遺伝子組換えによる遺伝物質およびタンパク質が残っていない遺伝子組換え生物由来の食品
- 4.加工助剤として使用する遺伝子組換えによるタンパク質

上記の内容を規定している保健省告示第431号、第432号は、2022年12月4日から施行されており、GMOを含む食品の製造者、輸入者、販売者には、告示に従った当該食品の生物学的安全性評価、ラベルの表示が義務付けられている。施行日以前に当該食品を製造または輸入する認可を受けていた当該食品のラベルについては、2024年12月3日をもって猶予期間が終了しており、現在はすべての対象食品において本告示に準拠した表示が必要である。

¹ 保健省告示第431号「遺伝子組換え生物由来食品」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509441312114745344&name=P431.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/45.pdf

保健省告示第432号「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509441595343511552&name=P432.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/46.pdf

ジェトロ ビジネス短信添付資料「保健省告示第431号「遺伝子組換え生物由来食品」の概要、保健省告示第432号「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」の概要」https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=35230424

関連する保健省告示：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-----------|--------------------------------|------------------------------|
| 1 | 2022年4月1日 | 保健省告示第431号「遺伝子組換え生物由来食品」 | 遺伝子組み換え食品の製造・販売・輸入に関する条件等を規定 |
| 2 | 2022年4月7日 | 保健省告示第432号「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」 | 遺伝子組み換え食品の表示に関する規定 |

3.6.2 GMO表示ラベルの表示内容²

遺伝子組換え生物由来の食品で主要原材料が1種類の場合は「遺伝子組換え」と食品名に添える。主要原材料が複数の食品は「遺伝子組換え」を該当する原材料名に添えるか、又は、該当する原材料名の下に表示する。遺伝子組換え生物由来の食品・生産物には遺伝子組換え（植物/動物の種類または微生物名を記載）から製造した（食品/製品名）と表示する。ラベルの文字は太字で読みやすく、文字の色はラベルの背景色と対照的な色で、サイズはラベルの面積に適切に応じた表示であること。任意で背景が黄色の三角形に黒字でGMOと表記したロゴやアプリケーション等を通じた消費者への追加情報のための文言を表示してもよい。

図3.6-1 GMO表示ラベルの例

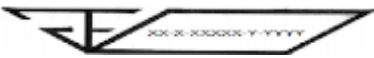
| | |
|---------------------------|--|
| 遺伝子組換え大豆由来の大豆粉 ABCブランド | |
| 製造者名・製造国： ○○○○○ | 賞味期限 ___/___/___ |
| 輸入者名： ○○○○○ | 正味重量 500g |
| 住所： ○○○○○ |  |

図3.6-2 GMOマーク（任意）



この項目に関する問い合わせ先：

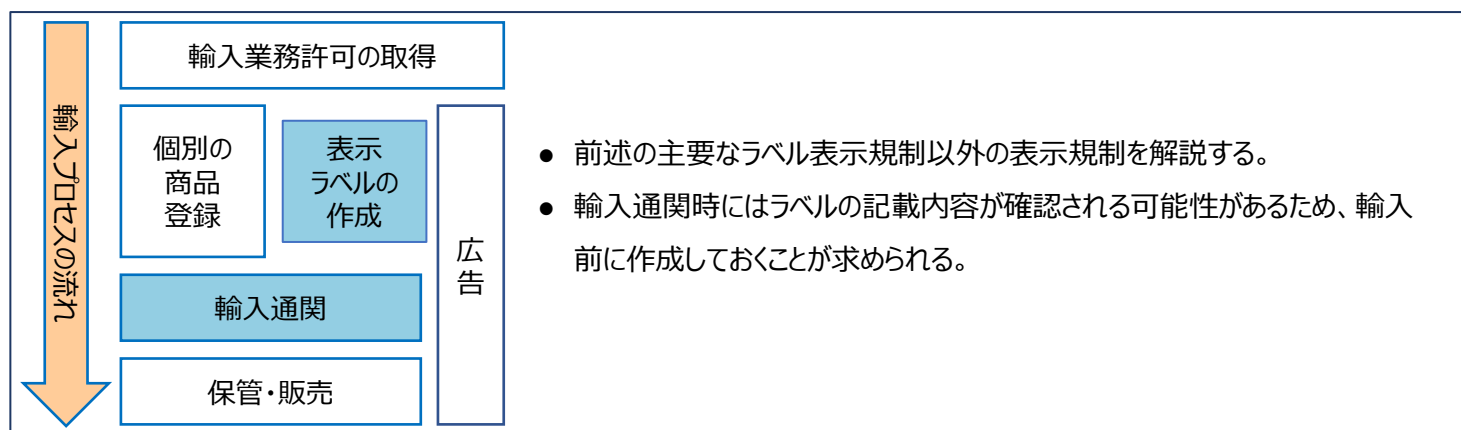
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179

Website： <https://food.fda.moph.go.th/>

² 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示(第432号) 2022年「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」に関する説明」
 タイ語原文： https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509719816635031552&name=P432_GMO.pdf
 和訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/49.pdf

3.7 その他の表示



3.7.1 その他の個別告示による表示規制概要

包装食品表示、栄養表示、GDA表示、GMO表示以外にも、表示に関する規制が存在しており、規制対象に該当する場合は、それぞれの規制に従い表示を行うことが求められる。また、一部の食品には、当該食品に特化した個別の表示義務に関する規制があり、それらにも従うことが求められる。以下はこうした規制の一例である。

関連する保健省告示の例：

| No. | 公布日 | 告示名 | 概要 |
|-----|-------------|------------------------|--------------------|
| 1 | 2015年11月13日 | 保健省告示第372号「食品添加物(第3版)」 | 食品添加物そのものの表示について規定 |
| 2 | 2013年6月26日 | 保健省告示第350号「牛乳」 | 牛乳の品質規格、表示等について規定 |
| 3 | 2011年3月16日 | 保健省告示「食用塩」 | 食用塩の品質規格、表示等について規定 |

3.7.2 食品添加物の表示

保健省告示第281号において、食品添加物とは、その栄養価にかかわらず、通常それ自体が食品として、又は食品の主たる材料として使用されることはないが、製造技術における効果、食品の着色、着香、包装、保管、運搬を目的に食品に添加されるもので、それにより食品の品質、基準又は特性に対して何らかの影響をもたらすものとして定義されている。食品に添加しないが、乾燥剤、酸化防止剤など、前述の目的のために特別の容器に封入し食品内に包装する物質も含む。食品添加物そのものを輸入する場合の表示は、保健省告示第450号「包装食品のラベル表示について」のほか、保健省告示第372号「食品添加物」(第3版)¹に従い、次の表示が求められる。

1. 食品名に「食品添加物」又は食品における機能的分類(着色、増粘等)を添える。
2. 製造ロット等、トレーサビリティを可能にする情報
3. 製造(月・年)または消費期限(月・年)。ただし、保存期間が18ヶ月以下の場合は、消費期限(月・年)または使用期限(月・年)
4. 食品(食品添加物)の原材料(食品添加物はCODEXの一般規格(GSFA)に従った名称または保健省告示「食品添加物」に従った名称を記載する。INS for Food Additives番号を併記する。食品添加物以外のものは量の多い順に表示する。)
5. わかりやすく正確に使用できる使用方法(使用目的、使用する食品の種類、食品に使用する量)

¹ 保健省告示第372号「食品添加物(第3版)」 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509388962406735872&name=P372.PDF>

3.7.3 プレミアム表示²

食品ラベル上の「プレミアム」の表示を規制する告示（保健省告示第365号、第366号）については2022年5月に保健省告示第433号、第434号により廃止されている。これにより、「プレミアム」と表示する際の許可の取得は不要となったが、輸入者は「プレミアム」と表示している根拠を示す書類（例：政府機関または国際的に認められた機関による製品の特性・等級（グレード）区分に関する情報または、製造者もしくは輸入者による品質基準を説明する文書など）を有し、輸入施設に保管しておく必要がある。場合により、検査が行われることがあり、検査のタイミングは、輸入時または輸入後、まれに製品登録時となっている。

3.7.4 牛乳の表示³

保健省告示第350号「牛乳」では、牛乳は原乳由来の製品で、1.生鮮牛乳、2.牛乳、3.粉乳、4.練乳、5.還元乳、6.脂肪変換乳の6種類に分類している。牛乳の表示は、保健省告示第450号「包装食品のラベル表示」に基づくが、一部の内容については次の通り、保健省告示第350号に従う。

1. 食品名には、保健省告示第350号の規定に従った牛乳の種類を添える。「食品名“粉乳”」等。食品名と表示する代わりに商標名を使用することができるが、保健省告示第350号の規定に従った牛乳の種類を添える必要がある。
2. 保健省告示第350号に規定される特定の牛乳(全脂粉乳以外の粉乳、無糖練乳（全脂肪タイプ）以外の練乳等）については「乳児の育成用に使用しないで下さい」と表示する。
3. 牛乳の原材料表示は、すべての原材料について、おおよその重量の割合の大きい順に表示する。

3.7.5 食用塩の表示⁴

保健省告示「食用塩」において、「食用塩」とは、食品として使われる、又は食品の混合物若しくは成分として使われる塩化ナトリウムを意味し、食用塩1kgあたりのヨウ素含有量は20mg以上40mg以下でなければならない（ヨウ素を添加していない食用塩、ヨウ素の摂取量を制限する必要のある人向けの食塩は除く）と定義されている。食用塩の表示は、保健省告示「食用塩」（公布：2011年3月16日）に準拠しなければならないが、次の表示内容が規定されている。なお、当該告示は、1.ヨウ素添加工程において使用される食用塩、2.輸出用食品製造に使用する食用塩、3.輸出用食用塩、4.非食品産業に使用する食用塩には適用されない。

1. 食品名（もしあれば）
2. はっきりと読み取れる高さ5mm以上の文字で「ヨウ素添加食用塩」、または場合に応じて「ヨウ素添加をしていない食用塩」、「ヨウ素摂取が制限されている人用食用塩」等と食品名に添える。
3. 食品登録番号
4. 製造者又は包装者又は輸入者の名称及び住所
5. 「賞味期限」の文言、及び良好な品質又は規格が保たれている年月

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： +66-2-590-7208

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

²保健省告示第433号「保健省告示第365号食品ラベル上の「プレミアム」表示の廃止」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509442867157147648&name=P433.PDF>

保健省告示第434号「保健省告示第366号パステライズ製法の牛乳及び全脂肪牛乳ラベル上の「プレミアム」の表示の廃止」

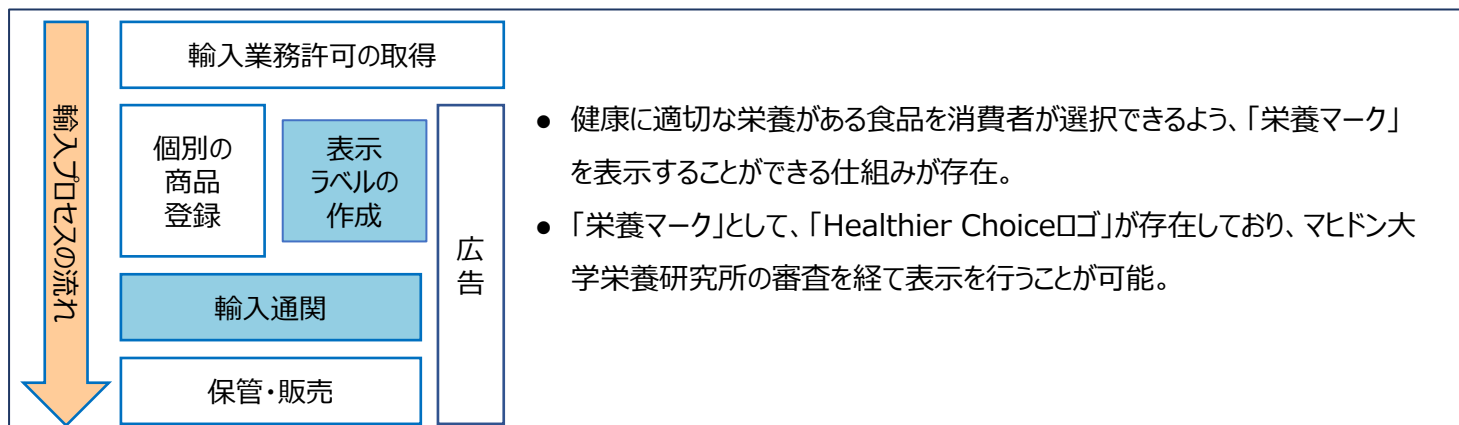
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509443092349329408&name=P434.PDF>

³保健省告示第350号「牛乳」<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2556/E/087/61.PDF>

⁴保健省告示「食用塩」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509369278349320192&name=P-021.pdf>

(B) 任意項目に関するもの、広告

3.8 Healthier Choiceロゴの表示



3.8.1 制度の概要¹

消費者が健康に適切な栄養がある食品を選択できるよう情報を提供するため、保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」及び同告示第453号（第2版）が公布されており、栄養マークが定義され、栄養マークの表示を行う際の手順が規定されている。同告示では、この背景として、タイでは近年肥満、糖尿病、高血圧等、慢性的非感染症疾病（Non-communicable diseases 又はNCDs）の罹患者が増える傾向にあり、その理由の一つとして、健康的でない消費習慣であることが言及されている。

保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」及び第453号（第2版）の概要は以下の通り。

1. 栄養マークとは、消費者が食品を購入する際に、健康的な選択を行うための判断を助けるマークを意味する。
2. 食品上に栄養マークを表示することを希望する事業者は、マヒドン大学栄養研究所又は国家食品委員会の下に設置された良質な生活のための食と栄養の連携戦略を推進する委員会から認可を受けた他の機関による検査を経て認証を得ること。
3. 栄養マークの様式および、表示の可否を判断するために用いられる栄養成分・栄養（糖類、脂肪、ナトリウム）の基準は、簡易栄養マークの開発および利用促進に関する小委員会の発表（告示）に従うこと。

3.8.2 Healthier Choiceロゴ²

保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」および同告示第453号（第2版）に基づく栄養マークとして、Healthier Choiceロゴが設けられている。2025年12月31日時点で、568社の3,682商品がHealthier Choiceロゴの表示を認められている。当該ロゴを表示するためには、小委員会の定める「Healthier Choiceロゴ表示の認証審査に用いる栄養成分および栄養価の基準」に基づき、食品グループ別に設定された基準値を満たす必要等がある。2025年12月現在、小委員会の基準は2021年7月13日付け、2022年12月16日付け、2024年12月27日付けの3部が公布されており、次の15の食品グループの基準が設定されている。

1 保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/E/047/5.PDF>、食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」の解説」 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509559487015821312&name=No.373_Notification_Nutrition_Symbol.pdf 保健省告示第453号「食品ラベル上への栄養マークの表示」（第2版） <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/45012.pdf> 小委員会告示「栄養マークHealthier Choiceの規程」 https://healthierlogo.com/wp-content/uploads/2016/04/ประกาศ_เงื่อนไขการแสดง-HLC-24-7-66-รวมเจดสี.pdf

2 Healthier Choiceロゴ認証審査に使用する栄養成分及び栄養価の基準等、関連告示 <https://healthierlogo.com/กฎหมายที่เกี่ยวข้อง/>

表3.8-1 Healthier Choiceロゴに関して基準値が定められている食品

| | | | |
|--------|-------------|----------|----------------|
| 1. 主食 | 5. インスタント食品 | 9. パン | 13. 魚・その他の水産物類 |
| 2. 飲料 | 6. スナック菓子 | 10. シリアル | 14. 肉製品 |
| 3. 調味料 | 7. アイスクリーム | 11. 焼き菓子 | 15. 代替乳製品 |
| 4. 乳製品 | 8. 油脂 | 12. 軽食類 | |

図3.8-1 飲料のHealthier Choiceロゴの例³



3.8.3 ロゴを取得した製品の例

ロゴを取得した製品リストおよび製品の写真は、マヒドン大学栄養研究所Healthier Choiceロゴ使用認証機関のウェブサイトにて公開されている。

製品リスト : <https://healthierlogo.com/ผลิตภัณฑ์ที่ผ่านการพิจารณา/>

製品の写真（飲料の例） : <https://healthierlogo.com/product-profile/2-กลุ่มเครื่องดื่ม/>

その他の製品の写真も、同ページ「Product Profile (รูป)」から閲覧可能。

3.8.4 Healthier Choiceロゴに必要な手数料⁴

2024年栄養研究所告示「栄養マーク登録の原則及び手数料」に基づき、食品ラベル上に表示するHealthier Choiceロゴの申請・認証には2025年1月より手数料が徴収されている。

1. 認証審査のための申請料5,000バーツ/回/商品
2. 基準に合格しロゴを表示する場合の認証料5,000バーツ/回/商品。認証日から3年間有効。
3. 更新料5,000バーツ/回。更新日から2年間有効、更新は最大2回まで。その後は新たに申請が必要。

この項目に関する問い合わせ先 :

部署名 : The Healthier Choice Logo Certifying Unit

マヒドン大学栄養研究所(Institute of Nutrition, Mahidol University)

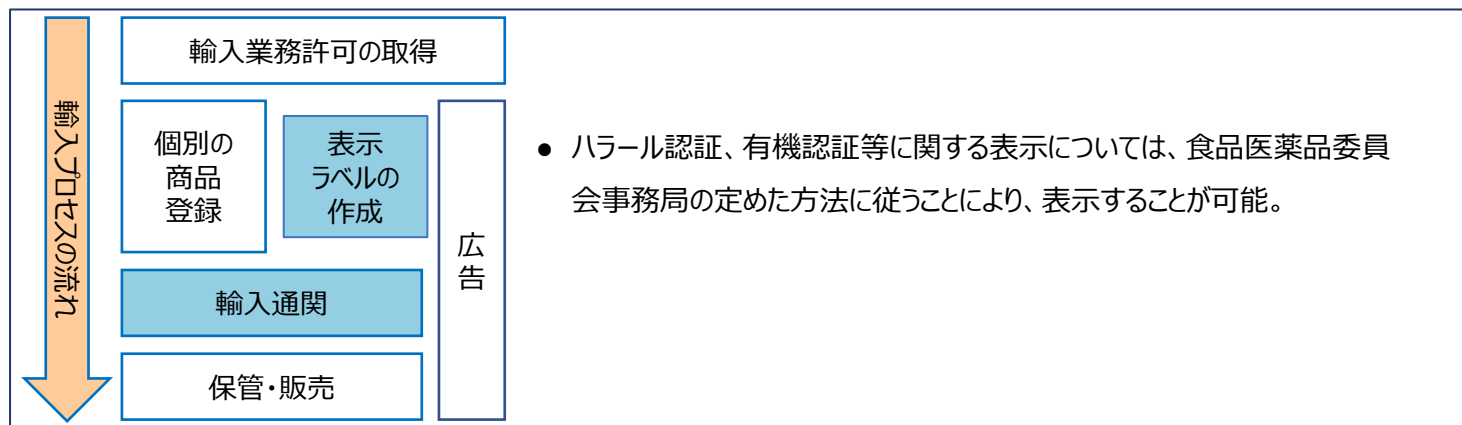
電話番号 : +66-2-800-2380 Ext 163 , 08-1978-0806

Website : <https://healthierlogo.com/> | <https://inmu.mahidol.ac.th/en/>

³ 小委員会告示「栄養マークHealthier Choiceの規程」(※食品医薬品委員会事務局から掲載許可取得)
https://healthierlogo.com/wp-content/uploads/2016/04/ประกาศ_เงื่อนไขการแสดงผล-HLC-24-7-66-รวมเจดสี.pdf

⁴ 2024年栄養研究所告示「栄養マーク登録の原則及び手数料」
<https://healthierlogo.com/wp-content/uploads/2024/11/ประกาศ-หลักเกณฑ์และอัตราค่าธรรมเนียม-HCL.pdf>

3.9 その他の任意認証マークの表示 (有機、ハラール等)



3.9.1 任意認証マークの表示方法¹

食品医薬品委員会事務局告示「食品製造システム規格認証取得に関する文言又はマークの表示基準」において、食品製造規格に係る認証の表示方法が規定されており、当該方法に従い、GAP(Good Agricultural Practice)、有機認証、ハラール認証等の任意認証を表示することができる。表示するためには、認証を示すマークまたはロゴ(Certification mark/Logo)に加え、以下の情報を併記する必要がある。

1. 認証を受けた食品製造施設名
2. 認証を受けた食品製造システム規格の種類
3. 認証書を発行した認証機関名

また、以下の2つの条件に従う必要がある。

1. 認証を受けていない部分まで認証を受けていると理解させる内容でないこと。
2. 使用期限を超えていない認証書または書類を持っており、担当官または消費者が要求した際には担当官が検査することが出来、認証機関までトレースができるようになっていること。

3.9.2 ハラール認証マークの表示²

ハラール事業の運営に関するタイ国イスラーム中央委員会事務局規則(2015年)において、ハラール認証マークは、イスラーム教の戒律に反することなく製造された製品を認証するために使用されるマークとして、定義されている。同規則ではハラール認証の認証者として、タイ国イスラーム中央委員会事務局 (CICOT) と各県のイスラーム委員会事務局を定めている。

なお、イスラーム教組織運営法により、タイ王国はタイのイスラーム教の代表 (chief of the Muslim in Thailand) を選出し、その代表をタイ国イスラーム中央委員会事務局の代表が務める旨が規定されており、2021年4月現在、タイ国イスラーム中央委員会事務局及び各県のイスラーム委員会事務局以外に、タイ国内でハラール認証を実施できる者はいない状況となっている。

¹ 食品医薬品委員会事務局告示 食品製造システム規格認証取得に関する文言又はマークの表示基準、およびFDAへの電話確認

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509712977105133568&name=64_label.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/27.pdf

² タイ国イスラーム中央委員会事務局規則「ハラール事業の運営」(2015年)

https://www.cicot.or.th/storages/contents/attachments/1_Regulation_of_the_Central_Islamic_Council_of_Thailand_B.E._2558_TH.pdf, タイ国イスラーム中央委員会事務局への電話での聞き取り調査 Tel. 02-949-4215

なお、海外のハラール認証については、タイ国イスラーム中央委員会事務局によると、同事務局について登録された認証機関から発行されたものであれば表示可能とのこと。2025年8月時点、日本のハラール認証機関で登録されているのは³、1) NPO Japan Halal Association、2) Nippon Asia Halal Association (NAHA)、3) Muslim Professional Japan Association (MPJA)、4) Japan Halal Certification Promotion Organization (JHPCO)、5) Japan Halal Foundation (JHF)、6) Japan Islamic Trust、7.) Japan Global Halal Certification Body (JGH)、8.) Japan Muslim Association – JMA TSRIであり、これら以外の機関から発行されたハラール認証を表示する場合は、事前にタイ国イスラーム中央委員会事務局に申請することが求められる。

3.9.3 有機表示⁴

国家農産物食品規格事務局は「Organic Thailand」と呼ばれる有機規格を策定している。本規格に認証を受けた製品はOrganic Thailandマークを表示することができる。対象品目は、米、畜産物、水産物等である。認証機関には、農業局、米局、水産局、畜産局などの政府機関のほか、農産物食品規格局により認定された民間の認証機関も存在している。本認証は、タイ国内やタイ国外で生産された有機農産物・食品に対して取得が義務付けられているものではなく、取得は任意である。

また、日本をはじめタイ国外で取得された有機認証（有機JAS等）については、当該の認証書の有効期限内である限り、「Organic」の文言や有機認証マーク・ロゴを表示することが可能である。認証書は、通関時に確認が行われる場合がある。認証書が日本語で作成されている場合には、タイ語または英語に翻訳し、翻訳証明が入ったものが必要である。さらに、輸入後に当局より確認を求められる場合もあるため、輸入者は認証書を適切に保管しておくことが必要である。

なお、アルコール飲料については、「Organic」という文言を商品に表示することについては、アルコール飲料規制法に基づき、アルコール飲料の消費を促進する表示みなされるため、認められていない。一方、有機認証ロゴの表示については、個別に判断されるとされており、アルコール飲料規制委員会事務局長宛てに、照会書（様式は自由）とロゴを表示したラベル（タイ語・英語以外の場合は翻訳が必要）を提出し表示の可否について判断を仰ぐ必要がある。

3.9.4 地理的表示（Geographic Indications: GI）マークの表示⁴

地理的表示（Geographic Indications : GI）とは、特定の地域に由来し、その地域ならではの品質、評価又は特性を有する産品の名称を保護する制度である。これは、ハラール認証や有機認証のように、一定の基準への適合を第三者機関が認証する任意の認証制度とは、その法的性格を異にするものである。しかしながら、本ガイドブックでは、輸入食品における表示の可否及び表示方法の観点から、GIマークの表示に関する取扱いを本章において整理する。

本項において、「GIマークの表示」とは、登録された地理的表示の名称又はこれを示す標章（ロゴ等）を用いて、当該商品が地理的表示である旨を表示又は広告する行為をいう。

³ CICOT <https://www.cicot.or.th/en/news/detail/673/3/ประกาศ-รายชื่อองค์กรรับรองฮาลาลต่างประเทศที่ได้รับการยอมรับจากสำนักงานคณะกรรมการกลางอิสลามแห่งประเทศไทย>

⁴ 食品医薬品委員会事務局告示 食品製造システム規格認証取得に関する文言又はマークの表示基準 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509712977105133568&name=64_label.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/27.pdf

⁵ 2003年地理的表示保護法 TH https://www.ipthailand.go.th/images/781/GI_footnote_key_word.pdf

EN <https://www.ipthailand.go.th/images/781/GI-act-eng.pdf>

同法の要点に関する解説 https://www.ipthailand.go.th/images/3534/2565/Acts/Description_GI.pdf

日本で地理的表示 (GI) として登録されている商品をタイへ輸出し、タイ国内でGIマークを表示する場合には、タイの地理的表示保護法 (2003年) に基づき、事前にタイ商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property : DIP) において地理的表示として登録を受ける必要がある。タイ国内で当該地理的表示が登録されていない場合には、GIマークの表示や、当該商品が地理的表示である旨を示す広告・表示を行うことはできない。そのため、日本でGI登録されている商品であっても、タイへ輸出する前に、タイ商務省知的財産局に対し、地理的表示の登録申請を行う必要がある。通常は法律事務所等を通じて行う。

地理的表示保護法 (2003年) に基づく定義

- ・「地理的表示 (Geographic Indication : GI) 」とは、地理的な原産地を示す名称、標章、またはその他の表示であつて、当該地理的原産地に由来する商品が、その原産地特有の品質、評価、または特性を有することを示すものをいう。
- ・「地理的原産地 (Geographic Origin) 」とは、国、地域、地方、または特定の場所を指し、これには、海、湖、河川、水路、島、山、その他これらに類する区域を含む。

外国の地理的表示の保護要件

同法第6条により、外国の地理的表示がタイにおいて保護を受けるためには、以下の条件を満たす必要がある。

1. 当該地理的表示が原産国の法令に基づき保護されていることを証明する資料があること。
2. タイにおける登録申請日まで、当該利地理的表示が継続して使用されていること。

タイにおける日本産地理的表示の登録状況⁴

2025年12月22日現在、タイにおいて地理的表示として登録されている日本の商品は、東根さくらんぼ (HIGASHINE CHERRY)、但馬牛 (Tajima Beef)、鹿児島黒牛 (KAGOSHIMA WAGYU)、神戸ビーフ (Kobe Beef)、夕張メロン (Yubari Melon)、市田柿 (ICHIDA GAKI) の6品目である。また、現在審査中のものとして、みやぎサーモン (Miyaki Salmon : DIPのウェブサイト上の表記)、青森の黒にんにく (Aomori Black Garlic) の2品目がある。なお、日本語表記は農林水産省、英語表記はDIPのウェブサイトに基づいている。

タイにおける地理的表示登録申請方法 (外国の地理的表示の場合)⁵

1) 申請

以下のいずれかの方法により、地理的表示の登録申請を行うことができる。

1. タイ商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property) への直接申請。
2. 知的財産電子出願システム e-Filing (portal.ipthailand.go.th) を通じた申請。なお、同システムを利用するには、事前にDIP e-Service (https://eservice.ipthailand.go.th/) への利用登録が必要。

3 2003年地理的表示保護法 TH https://www.ipthailand.go.th/images/781/GI_footnote_key_word.pdf

EN <https://www.ipthailand.go.th/images/781/GI-act-eng.pdf>

同法の要点に関する解説 https://www.ipthailand.go.th/images/3534/2565/Acts/Description_GI.pdf

4 Foreign GIs Registered in Thailand <https://www.ipthailand.go.th/th/gi-002.html>

5 2004年地理的表示の登録申請、公告、異議申立ておよび異議申立てに対する反論、上訴並びに地理的表示登録の訂正又は取消しに関する基準および手続を定める省令 https://www.ipthailand.go.th/images/781/id_1083.pdf

知的財産局告示「電子知的財産登録システム (e-Filing) を通じた地理的表示の登録申請、その他の申請、各種書類および申請に添付する書類の提出基準、方法および条件」<https://www.ipthailand.go.th/images/26669/2566/laws/GI-noti20230131.pdf>

本人確認システム利用マニュアル https://sso.ipthailand.go.th/assets/user-manual/UserManual_e-Authen_SSO_v.2.5.pdf

提出書類⁶

1.地理的表示登録申請書 (様式 ソーチャー.01) (原本1部/写し1部)

https://www.ipthailand.go.th/images/3534/2566/GI/FORM/GI_01.pdf

2.申請者の身分証明書 (国民身分証明書またはパスポート) の写し

3.法人が申請者となる場合

- ・タイ法人：発行後6か月以内の法人登記証明書
- ・外国法人：委任状 (下記4番) に、外国法人である旨を明記すること

4.委任状および受任者の身分証明書 (国民身分証明書またはパスポート) の写し

- ・委任者が外国で委任行為を行う場合、以下のいずれかの者による署名証明が必要
 - ・在外タイ大使館または在外タイ総領事館の権限を有する職員、またはその指定を受けた職員
 - ・委任者の所在国におけるタイ商務省所管機関の長、またはその指定を受けた職員
 - ・当該国の法令により署名証明の権限を付与されている者

5.登録を申請する地理的表示を使用した商品の写真

6.登録を申請する地理的表示を使用した商品ラベルの写真 (当該表示が明確に確認できるもの)

7.登録を申請する地理的表示の地理的範囲を示す地図

8.商品の品質、評価、特性またはその他の特徴を証明する資料※ (任意)

9.地理的環境または地理的原産地との関連性を証明する資料※ (任意)

10.商品が当該地理的範囲に由来することを証明する資料※ (任意)

11.地理的表示商品の品質管理システムに関する以下の詳細

- ・地理的表示使用者 (会員) 向けの遂行マニュアル
- ・地理的表示商品の検査・管理計画
- ・商品検査担当者の詳細、または地理的表示商品の検査・認証委員会の任命書の写し
- ・地理的表示使用申請者 (会員) の一覧
- ・生産地域および生産量

12.別紙 (様式 ソーチャー.12) (地理的表示登録申請書 (様式ソーチャー.01) にすべての詳細を記載できない場合) (原本1部/写し1部)

https://www.ipthailand.go.th/images/3534/2566/GI/FORM/GI_12.pdf

備考

- ・※項目8～10については、申請書内に記載する必要があるが、追加資料がある場合は添付すること。
- ・外国語で作成された書類については、翻訳文を作成し、翻訳者による翻訳証明を付すこと。

⁶ 2004年地理的表示の登録申請、公告、異議申立ておよび異議申立てに対する反論、上訴並びに地理的表示登録の訂正又は取消しに関する基準および手続を定める省令 https://www.ipthailand.go.th/images/781/id_1083.pdf
 知的財産局告示「地理的表示の登録申請書、その他の申請書、各種書類および申請に添付する書類の様式の規定」
https://www.ipthailand.go.th/images/26669/2566/laws/GI/announcement_GIRegistration2568.PDF
 知的財産局地理的表示部TEL02-547-4700に電話確認

2) 担当官による審査

申請書類は提出後120日以内に審査される。その間、追加説明の要請や、関連分野の専門家への照会が行われる場合がある。

3) 登録公告

登録官が登録を適当と判断した場合、知的財産局のウェブサイト上で登録受理の公告⁶を行い、利害関係者に異議申立ての機会が与えられる。異議申立て期間は90日間。

4) 登録完了

異議申立てがなかった場合、公告期間満了日の翌日から15日以内に、地理的表示の登録が行われる。
手数料⁷：地理的表示登録申請手数料：1件につき500バーツ

この項目に関する問い合わせ先：

ハラールマーク：部署名：タイ国イスラーム中央委員会 / The Central Islamic Council of Thailand

Tel. +66-2-096-9499, +66-2--949-4308, +66-2-949-4114

Website： <https://www.cicot.or.th/en>

有機マーク：

GIマーク：知的財産局/Department of Intellectual Property

Tel: +66-2-547-4691, +66-2-528-7010

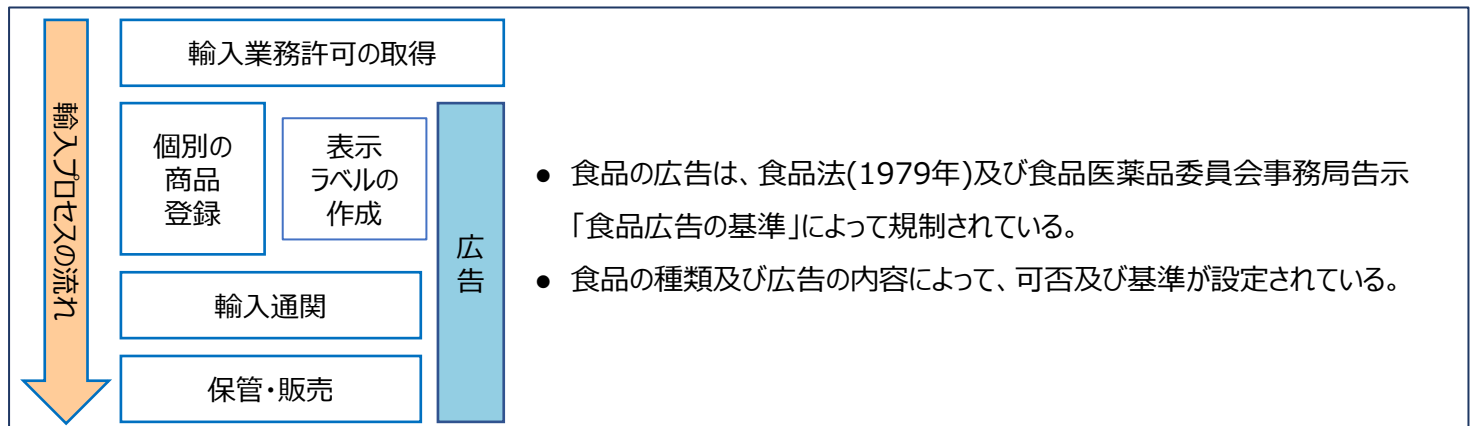
Website: <https://www.ipthailand.go.th/en/home-eng.html>

⁶ 知的財産局告示「地理的表示登録申請の受理公告の方法」

https://www.ipthailand.go.th/images/26669/2566/laws/GI/anounce_Registrationadvertising.PDF

⁷ 地理的表示に関する手数料率を定める省令（2004年） https://www.ipthailand.go.th/images/781/id_1081.pdf

3.10 広告



3.10.1 広告規制の概要¹

食品の広告は食品法によって規制されている。第40条では、食品の効用、品質または効能について、虚偽の内容、または消費者に不当に誤信を生じさせる広告を禁止している。また、第41条では、商業上の利益を目的として、食品の効用・品質・効能を、ラジオ、テレビ、印刷物その他いかなる方法で広告する場合には、当該広告に使用する音声、映像、文言等を事前に食品医薬品委員会事務局（FDA）に提出し、審査・許可を受けなければならないと規定している。許可の対象となる広告の条件は、2021年3月25日公布の食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」に定められている。

同告示では、禁止される広告、事前許可が必要な広告、一定条件下で事前許可を要しない広告が定められている。例えば、乳児用食品、6～12か月用フォローアップ食品および乳児用補助食品については広告が禁止されている。また同告示の付属文書1には、食品の品質、効能の広告への使用が禁止されている文言が規定されている。

一方、1.商業上の利益を目的としない学術的情報の提供、2.会社又は事業のイメージ広告、3. 食品に関する事実のみを記載する広告については、事前許可を要することなく広告することができる。なお、3については、同告示の付属文書2に定められた表現に従う必要がある。

食品の品質・効能を訴求する広告、栄養強調表示、健康強調表示を広告に用いる場合には、事前に許可申請が必要となる。

すべての広告は、食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」に定める基準に従うことが求められる。基準は一般基準および個別基準が設けられており、特定の食品14区分(幼児用補助食品、乳製品、ゼリー、医療用食品、半加工品等)に該当する場合は、一般基準に加えて個別基準にも従う必要がある。

¹ 食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509713789600538624&name=64_Advertising.PDF

表3.10-1 広告規制の概要²

| 広告不可 | 広告可能 | |
|--|---|--------------------------------------|
| | 許可は不要 | 許可が必要 |
| 1.乳児用食品、6～12か月用フォローアップ食品および乳児用補助食品 2. 食品医薬品告示「食品広告の基準」付属文書1に指定されている文言 | 1. 商業上の利益を目的としない学術的情報を提供する場合 2.会社又は事業のイメージ広告 3. 食品の事実のみを伝える広告(食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」付属文書2に従った表現を使用) | 食品の品質・効能を訴求する広告、栄養強調表示や健康強調表示を使用する広告 |

3.10.2 広告申請書類及びプロセス³

食品の広告申請に必要な書類及び申請プロセスは以下のとおりである。

申請書類：

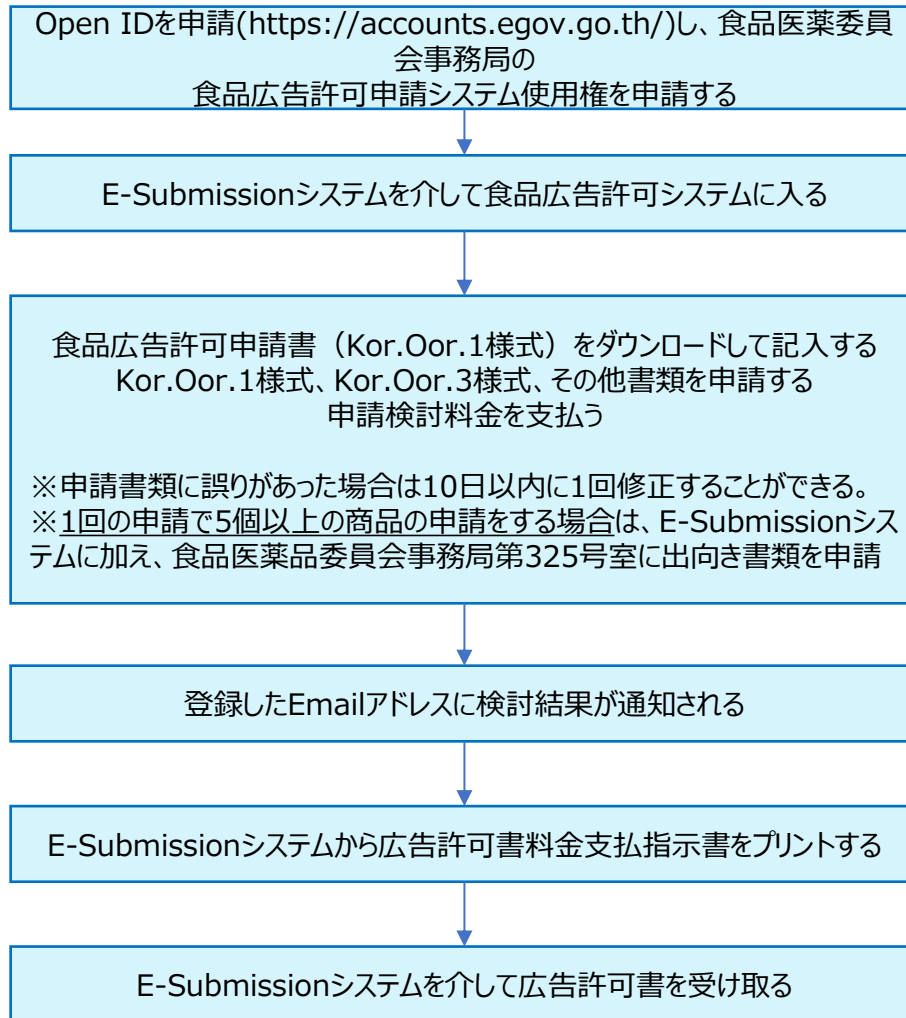
1. 食品広告許可申請書(Kor.Oor.1様式)
2. 広告許可申請書添付書類(Kor.Oor.3様式)
3. 広告許可書添付書類 (申請内容によって異なる)
4. 記述内容及び映像関連書類
5. 過去に広告許可をとった事があり、その文言を使用する場合は従来の許可書のコピー

申請手数料：申請用紙代2,000バーツ、広告許可書代5,000バーツ

² 食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509713789600538624&name=64_Advertising.PDF
 を元にJETROバンコク事務所作成

³ 国民用マニュアル「食品広告許可申請」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=626214709951078400&name=advertise-01.pdf>

図3.10-1 広告許可申請プロセス⁴



3.10.3 広告許可の取得、罰則⁵

申請者は、広告許可を取得した場合、許可された内容に従って広告を行わなければならない。広告の使用期限は許可日から起算して5年間である。

許可を受けずに広告を行った場合、または許可された内容と異なる内容の広告を行った場合には、5,000バーツ以下の罰金が科される。虚偽または欺瞞的な内容により食品の効用等を広告した場合には、3年以下の禁固刑または3万バーツ以下の罰金、もしくはその併科という罰則が定められている。⁶

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7356

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

⁴ 国民用マニュアル「食品広告許可申請」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=626214709951078400&name=advertise-01.pdf> を元にJETROバンコク事務所作成

⁵ 食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」

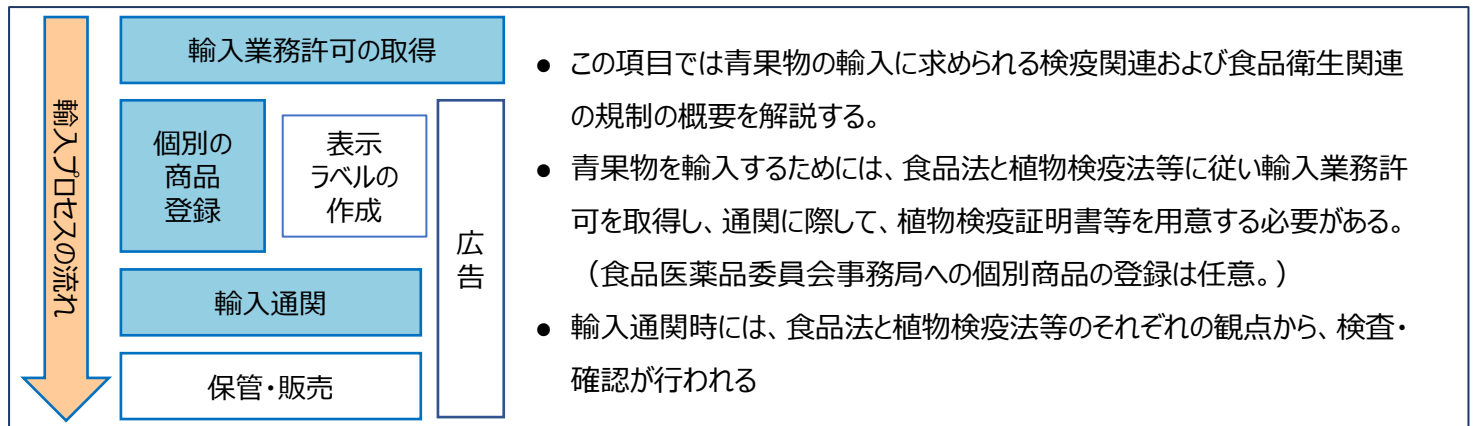
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509713789600538624&name=64_Advertising.PDF

⁶ 食品法 第70～72条

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=536789787017879552&name=law_act_8.pdf

第4章 検疫関連の規制等

4.1 青果物輸入規制



4.1.1 青果物輸入規制及び輸入手続きの概要¹

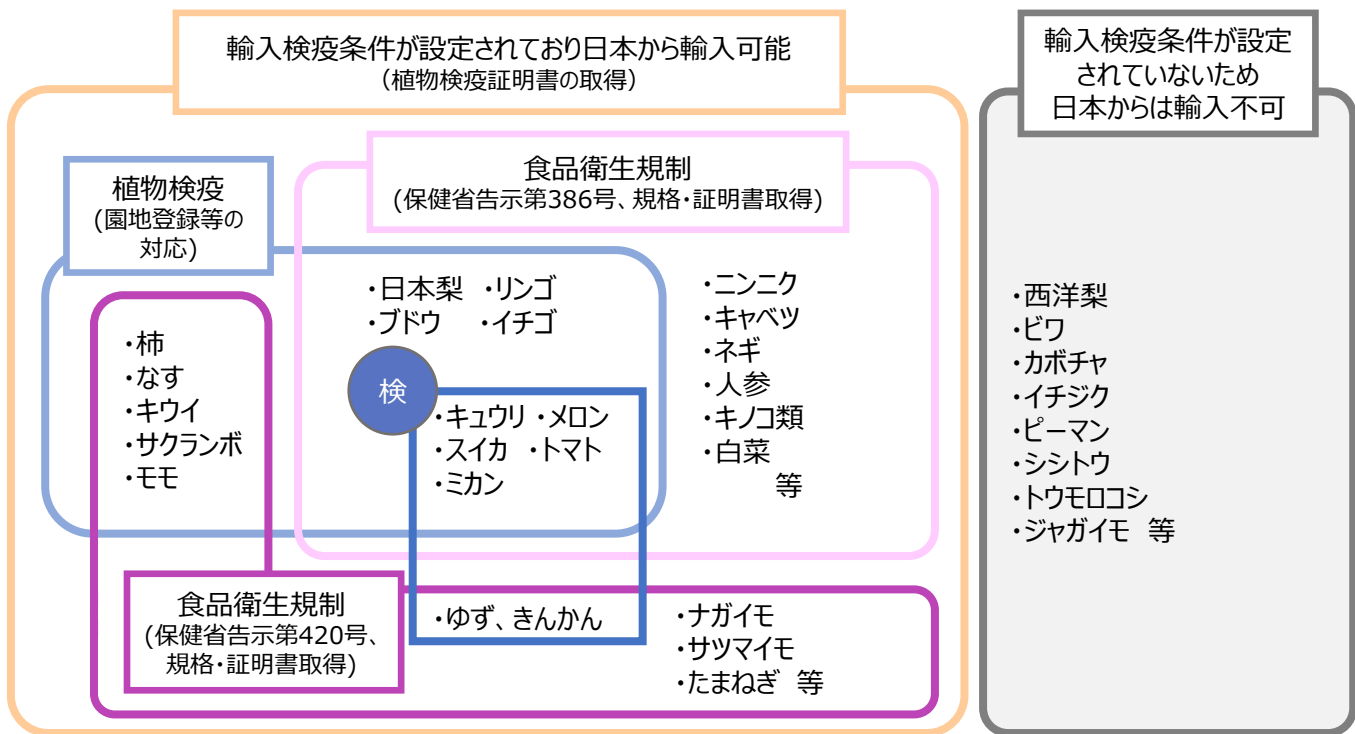
タイにおける青果物の輸入は、農業局が所管する植物防疫法および下位法令、ならびに保健省食品医薬品委員会事務局が所管する食品法および下位法令によって、主に規制されている。前者は主に病害虫の侵入・まん延を防止する観点から規制を行い、後者は主に食品安全の確保の観点から規制を行っている。なお、食品法に基づく残留農薬検査制度については現在見直しが検討されている。

輸入手続きは、これらの規制に基づき、主に食品医薬品委員会事務局および農業局において行われる。各プロセスの詳細は、各国・各品目への輸出プロセスを解説しているJETROのホームページ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」、タイへの青果物の輸出プロセスを参照されたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/vegetables.html>

¹ 関連する告示を元にJETROバンコク事務所作成
 ジェトロビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/07/7573840d8774df7a.html>

図4.1-1 青果物輸入規制の概要²



備考：求められる対応の概要

- 植物検疫証明書の取得等
- 園地の登録、選別・梱包施設の登録等
- 輸出の都度、日本・タイの両政府による合同検査
(※ミカンについては、輸出実績が一定程度ある産地は、輸出の都度の合同検査はなし)
- 保健省告示第386号に従った規格等の証明書取得
- 保健省告示第420号に従った規格等の証明書取得

2 関連する告示及び関連省庁への聞き取り調査を元にJETROバンコク事務所作成

図4.1-2 青果物輸入手続きの概要³

| プロセス | タイ | | 日本 | |
|------------|---|--|------------------------------|----------------|
| | 食品法等に従った手続き | 植物防疫法等に従った手続き | | |
| ①輸入業務許可の取得 | 食品輸入許可証 (Orr.7様式) の取得 | 禁止品目輸入許可書 (Por.Kor.2-1様式)の取得(禁止品目以外は不要) | 保健省告示第386号または第420号に従った証明書の取得 | 園地、選別・梱包施設の登録等 |
| ②個別の商品登録 | 食品登録番号の取得(任意) | | EPA利用のための特定原産地証明書の取得(任意) | 植物検疫証明書の取得 |
| ③輸入通関 | 食品法等に従った検査 (保健省告示第386号または第420号に従った証明書の内容確認、残留農薬検査等) | 植物輸入申告書 (Por.Kor.5)の申請 植物防疫法等に従った検査 (植物検疫証明書の確認等) | | |

4.1.2 青果物輸入に関する植物検疫規制、輸入が可能な品目

青果物は、植物防疫法によって管理されており、日本から輸入される青果物の一部は、植物防疫法上、禁止品目 (Prohibited articles)とされている。禁止品目であっても、タイ政府と日本政府が合意した輸入検疫条件が設定されている場合は、当該条件を遵守すれば輸入が認められる⁴。

主な輸入検疫条件としては、園地や選別・梱包施設の事前登録等がある。その詳細については、日本の農林水産省植物防疫所のウェブサイト等を参照されたい。また、一般社団法人全国植物検疫協会（日本）⁵が、農林水産省からの委託を受け、植物検疫や農薬残留などに関する相談を無料で受け付けている。

なお、輸入検疫条件は病害虫の侵入・まん延の防止などの観点で設定されている。このため、-17.8℃以下で冷凍された青果物については、当該温度での冷凍処理を実施した旨を記載した植物検疫証明書を日本側で取得することにより、輸入検疫条件が未設定のものでも輸入が可能である⁶。また、この場合、通常の輸入検疫条件の遵守対象とならない。

3 関連する告示及び関連省庁への聞き取り調査を元にJETROバンコク事務所作成

4 輸入が許可された禁止品目リスト（2025年7月7日版） <https://drive.google.com/file/d/1bnLPorMRGbjCIMPp6z6eD408z9xbi05t/view>

5 一般社団法人全国植物検疫協会 <https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

6 農業・協同組合省告示 1964年植物検疫法に基づく禁止植物(第5版) 第4.3項

タイ語原文： <https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2550/E/066/1.PDF>

英語版： https://www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/G_SPS_N_THA_152_ENGสิ่งต้องห้าม.pdf

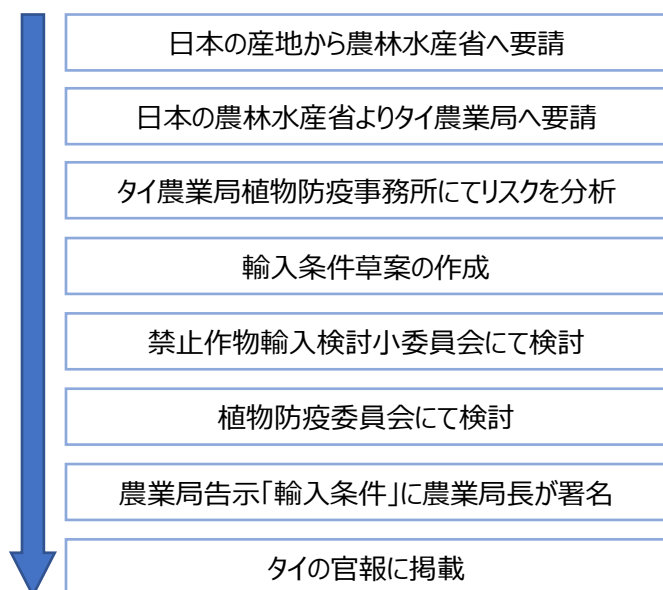
表4.1-1 日本産青果物各品目の輸入可否⁷

| 品目 | | 可否 | 備考 |
|---------------------------------|--|----|---|
| 輸入禁止品目 (Prohibited articles) | 輸入検疫条件 設定済み | 可能 | <ul style="list-style-type: none"> 品目によって求められている条件が異なり（園地・施設の事前登録、検査官による実地検査等）、当該条件を遵守することが必要。 禁止品目輸入許可証 (Por.Kor.2-1)を取得し、輸入申告(Por.Kor.5)を行うことが必要。 |
| | 輸入検疫条件 未設定 | 不可 | — (日本政府を通じてタイ政府へ条件設定の要請が必要。) |
| 輸入制限品目(Restricted articles) | キャベツ、きのこ、さつまいも、白菜、ニンジン、しょうが、たまねぎ、ナガイモ等 | 可能 | <ul style="list-style-type: none"> 輸入事前申請(Por.Kor.5)を行うことが必要。 |
| 一般品目(Unprohibited articles) | れんこん、みつば等 | 可能 | |

※かんきつ類：うんしゅうみかん、不知火、清見、なつみかん、いよかん、はっさく、せとか、天草、ゆず及びきんかん

タイ政府による輸入検疫条件がまだ設定されていない場合は、日本政府の植物検疫機関（農林水産省）よりタイ政府の植物検疫機関である農業局(Department of Agriculture, Ministry of Agriculture and Cooperatives)に病害虫リスク分析(Pest Risk Analysis)を要請することが求められる。要請および農業局による検討プロセスは以下の通り。農業局によると、所要期間は数年単位となるとのこと。

図4.1-3 タイ政府による輸入検疫条件設定までのプロセス⁸



⁷ 関連する告示及び関連省庁への聞き取り調査を元にJETROバンコク事務所作成

⁸ 農業・協同組合省による農産物市場アクセス関連資料 <https://www.moac.go.th/foreignagri-news-files-421691791837> を元にJETROバンコク事務所作成

4.1.3 残留農薬監視策の見直し⁹

輸入時に、食品法に基づき実施されている「2022年度食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策」では、青果物を、非常に高リスク、高リスク、低リスクの3つのグループに分けた農薬検査が行われているが、現在この監視策の変更が検討されている。2024年8月時点で公表されている草案によれば、原産国の農薬分析結果報告書（test report）または政府機関やISO/IEC17025規格認証を取得した分析機関が発行した残留農薬分析結果証明書（Certificate of Analysis : COA）を提示し、タイの法令に適合していることが確認されれば、青果物は留め置かれることなく販売が可能とされている。一方、test reportまたはCOAを提示できない場合には、輸入青果物はHold, Test and Release（HTR）、Active Monitoring（AM）及びSurveillanceの3グループに分類され、それぞれのグループに応じた措置が講じられるとされている。

HTRグループの対象については、前年に基準不適合の履歴がある生産者又は過去3年間に不適合率が高い品目等を基準とする案が示されている。AMグループの対象については、過去3年間にサンプル採取実績のない新規品目又は新規生産者からの輸入品、並びに過去3年間に基準不適合歴のある生産者からの輸入品（HTRグループ対象を除く）等が想定されている。Surveillanceグループは前述の2グループ以外である。

HTRグループに分類された場合には、貨物を留め置いた上で残留農薬検査を実施し、基準適合が確認されるまで販売は認められないとされている。検査結果は原則1日以内に通知する運用（いわゆる1DAY）が想定されている。AMグループでは、輸入時にサンプリングによる簡易検査を実施し、安全性が確認された場合に販売が可能とされる案が示されている。Surveillanceグループでは、検査結果を待つことなく市場流通を認めたとえでのサンプリング検査を行う方式が想定されている。

なお、この草案については、2024年9月から2025年2月まで意見公募が実施された。2026年2月現在、FDAによれば、意見公募の結果を受けて草案の見直しが行われている。2026年中に再度意見公募が実施される予定である。

この項目に関する問い合わせ先：

植物防疫法関連：

部署名： 農業・協同組合省 農業局 植物および農業資材管理事務所

電話番号： +66-2-940-6573 Ext. 125-129

ウェブサイト：<http://doa.go.th/ard>

食品法関連：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： +66-2- 590-7173, +66-2-590-7179

Website：<https://food.fda.moph.go.th/>

⁹ ジェトロビジネス短信

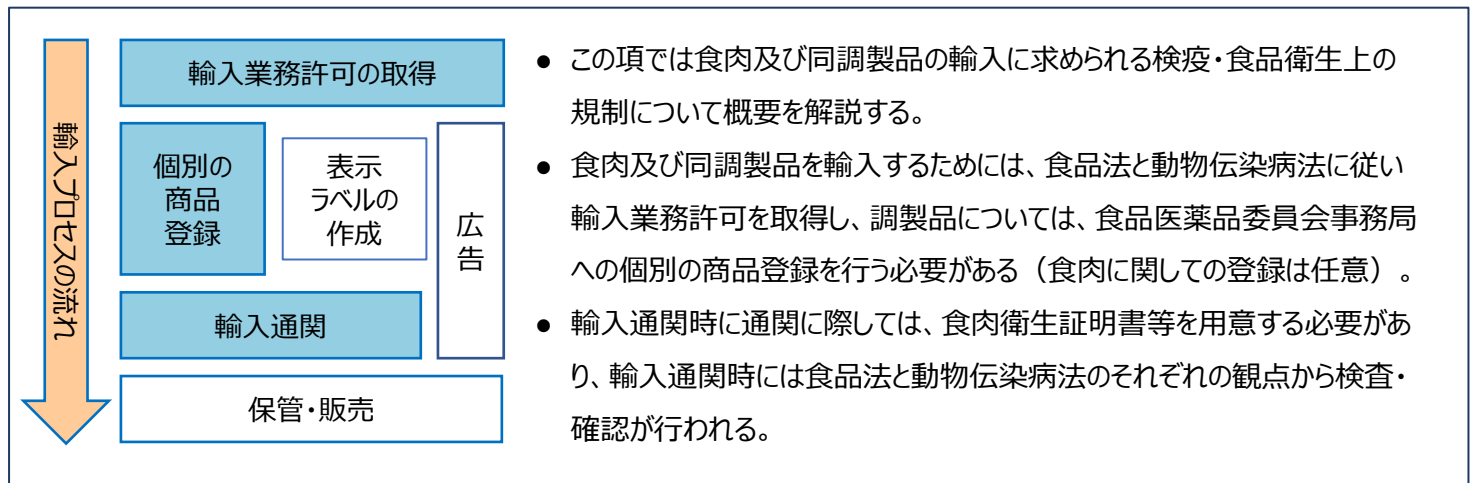
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/09/e0af384a71ddf1b8.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/01/aa793cecc9af8b8c.html>

草案（2024年8月30日）

英訳 <https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=673691521631002624&name=PublicH%20มาตรการEngHTR3008.pdf>

4.2 畜産物輸入規制



4.2.1 畜産物輸入規制の概要

牛肉、豚肉等、畜産物の輸入は、保健省食品医薬品委員会事務局が所管する食品法、農業・協同組合省が所管する動物伝染病法によって、主に規制されている。前者は主に食品安全の確保の観点から規制を行い、後者は主に家畜の伝染性疾病の侵入・まん延を防止する観点から規制を行っている。動物伝染病法及び下位法令では、輸入元国（日本等）の状況に応じて輸入条件が設定されており、その条件に従い輸入することが求められる。

輸入手続きは、これらの規制に基づき、主に食品医薬品委員会事務局および畜産局において行われる。各プロセスの詳細は、各国・各品目への輸出プロセスを解説しているJETROのホームページ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」、タイへの畜産物の輸出プロセスを参照されたい。

牛肉：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/beef.html>

豚肉：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/pork.html>

畜産加工品：

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/meatprocessedproduct.html>

図4.2-1 畜産物輸入手続きの概要¹

| プロセス | タイ側の事業者 | | 日本側の事業者 | |
|------------|---|--|----------------------------|--|
| | 食品法等に従った手続き | 動物伝染病法等に従った手続き | | |
| ①輸入業務許可の取得 | 食品輸入許可の取得(Orr.7様式) | 畜産物取引許可書(Ror.10/2)の取得 | GMP製造基準適合証明書等の取得 | 家畜・畜産物生産施設認定の取得 |
| ②個別の商品登録 | 食品登録番号の取得 (調製品は必須、食肉は任意) | | JTEPA利用のための特定原産地証明書の取得(任意) | Health Certificate(食肉衛生証明書+輸出検疫証明書)の取得(牛肉調製品は「牛由来の原料検査証明書」の取得) |
| ③輸入通知 | | 輸入許可通知書(Import Permit)・輸入条件(Requirement)の取得 輸入承認通知書(Ror.6)の取得 | | |
| ④輸入通関 | 食品法等に従った検査 (GMP製造基準適合証明書の内容確認、動物医薬品の残留検査(サンプリングが行われることも)等) | 動物伝染病法等に従った検査 (衛生証明書の内容確認等) | | |

4.2.2 主な畜産物の輸入可否¹

主な畜産物の輸入可否は以下の様にまとめることができる。

表4.2-1 牛肉および同調製品の輸入可否等

| 輸入の可否 | 品目 | 備考 |
|-------|--|---|
| 可 | 牛肉 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産局が所管している動物伝染病法、食品医薬品委員会事務局が所管している保健省告示第459号²等によって、輸入が管理されている。 取扱施設(屠畜場等)は、家畜・畜産物の生産施設認定を受けなければならない。 「タイ向け輸出牛肉の取扱要綱」で定められた食肉衛生証明書が求められる。 |
| 可 | 成分に牛由来成分を含む加工食品(告示459号第2条を参照)(畜産局が所管する牛肉調製品に該当しないもの) | <ul style="list-style-type: none"> 食品法に基づく保健省告示459号によって輸入が管理されている。 牛由来加工食品の原材料や製造工程が、BSEリスクがないこと等を証明する証明書として、農林水産省発行のGMP証明書やISO 22000(最新版)の認証書などで輸出可能。³ ゼラチン・コラーゲンは上記の証明書は不要。⁴ |

1 関連する告示及び関連省庁への聞き取り調査を元にJETROバンコク事務所作成

2 保健省告示第459号(2025年)「牛海綿状脳症(BSE)リスクを伴う食品の輸入原則および条件の規定」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=78322772746211328&name=P459.pdf>

和訳https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/76.pdf

畜産局が輸入を認めている海外の畜肉生産地リスト <https://aqi-new.dld.go.th/index.php/th/news-head/animal-carcass>

3 タイ向け牛由来成分を含む加工食品について(お知らせ) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Thai_index.html

4 告示459関連のQ&A https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=863960732281217024&name=Q_A_P459.pdf

| 輸入の可否 | 品目 | 備考 |
|-------|-------------------------|---|
| 不可 | ハム・ソーセージ等、畜産局が所管する牛肉調製品 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産局が所管している動物伝染病法に従い、各国からの輸入を行うためには輸入条件の設定が求められる。日本からの輸入は、まだ輸入条件が設定されていないため不可。⁵ |

表4.2-2 豚肉、鶏肉、これらの調製品の輸入可否等

| 可否 | 品目 | 備考 |
|----|---------------------------------|---|
| 可 | 豚肉 | <ul style="list-style-type: none"> 取扱施設（屠畜場等）は、タイ畜産局による家畜・畜産物の生産施設認定を受けなければならない。⁶ 「タイ向け輸出豚肉の取扱要綱」で定められた食肉衛生証明書が求められる。 豚熱発生都道府県及び豚熱ワクチン接種都道府県（輸出停止の対象となる地域）以外で生産、処理されたもの、かつ、ワクチン接種豚を受け入れていない輸出施設で処理されたものであること。⁷ |
| 可 | 豚肉及び鶏肉の調製品（ハム・ソーセージ等以外） | <ul style="list-style-type: none"> 加熱処理がされており伝染病感染リスクがないものであれば輸入可。 |
| 不可 | 鶏肉 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産局が所管している動物伝染病法に従い、各国からの輸入を行うためには輸入条件の設定が求められる。畜産局によると、日本からの輸入は、まだ輸入条件が設定されていないため不可。⁸ |
| 不可 | ハム・ソーセージ等、畜産局が管轄している豚肉調製品、鶏肉調製品 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産局が所管している動物伝染病法に従い、各国からの輸入を行うためには輸入条件の設定が求められる。畜産局によると、日本からの輸入は、まだ輸入条件が設定されていないため不可。⁹ |

この項目に関する問い合わせ先：

動物伝染病法関連

部署名：農業・協同組合省 畜産局 検査検疫部

Ministry of Agriculture and Cooperatives, Department of Livestock Development,
Division of Veterinary Inspection and Quarantine

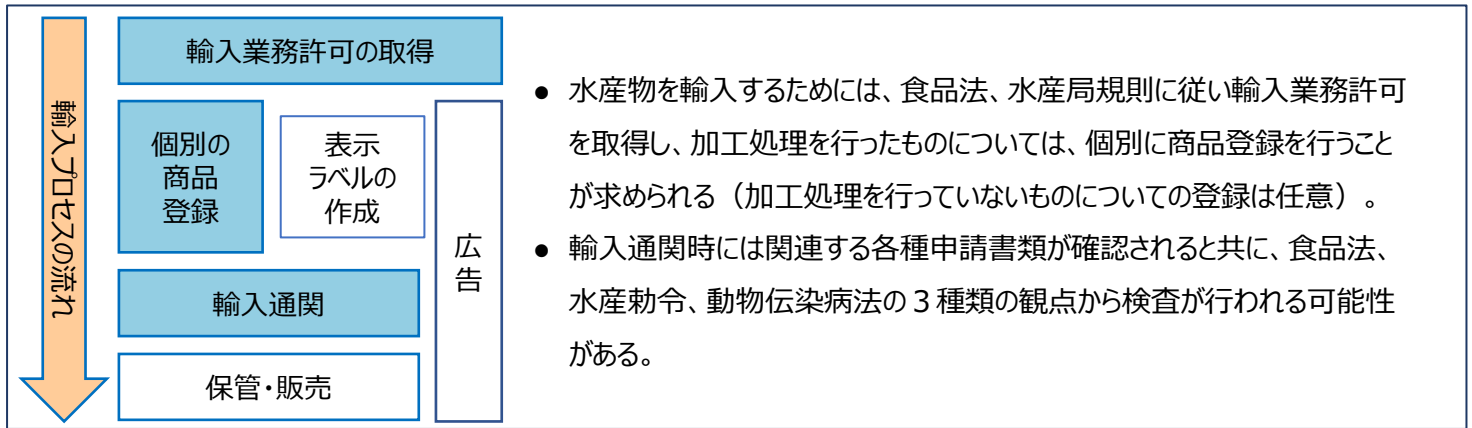
電話番号：+66-2-501-3473 Website: <https://aqi-new.dld.go.th/index.php/th>

食品法関連

部署名：食品医薬品委員会事務局食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号：+66-2-590-7173 Website: <https://food.fda.moph.go.th/>5 畜産局が輸入を認めている海外の畜肉生産地リスト <https://aqi-new.dld.go.th/index.php/th/news-head/animal-carcass>6 畜産局が輸入を認めている海外の畜肉生産地リスト <https://aqi-new.dld.go.th/index.php/th/news-head/animal-carcass>,
タイ向け輸出豚肉取扱施設リスト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-611.pdf7 豚熱の発生に伴う豚肉等の輸出停止・再開について <https://www.maff.go.jp/aqs/topix/csf2018.html>8 畜産局が輸入を認めている海外の畜肉生産地リスト <https://aqi-new.dld.go.th/index.php/th/news-head/animal-carcass>9 2018年農業・協同組合省告示 畜産物由来の調理済み食品を2015年動物伝染病法に基づく畜産物に指定
https://aqi.dld.go.th/webnew/images/stories/00Epidemic/Announce_MOAC/food%20100761.pdf

4.3 水産物輸入規制



4.3.1 水産物輸入に関する規制の概要

水産物の輸入を規制している主な法令として、1)保健省食品医薬品委員会事務局が所管している食品法、2)水産局が所管している水産勅令、3)農業・協同組合省畜産局が所管している動物伝染病法を挙げることができる。1)は主に食品安全の確保の観点からの規制、2)は主に水産資源の保全・違法漁業の防止等の観点からの規制、3)は水産物における伝染病の侵入・まん延を防止する観点からの規制である。

水産物を輸入するプロセスの詳細は、各国・各品目への輸出プロセスを解説しているJETROのホームページ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」、タイへの水産物の輸出プロセスを参照。

水産物：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/marineproducts.html>

図4.3-1 水産物輸入手続きの概要¹

| プロセス | タイ | | | 日本 | |
|-----------------|---------------------------------|---|----------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| | 食品法等に従った手続き | 水産勅令、水産局規則等に従った手続き | 動物伝染病法等に従った手続き | | |
| ①輸入業務許可の取得 | 食品輸入許可の取得 | 水産物取扱業者登録の取得 (任意) | 水産物隔離所/保管所認定書の取得 (海水エビの場合) | GMP製造基準適合証明書等の取得 (加工されていない生鮮水産物は不要) | 合法的な漁業による水産物である書類(漁獲証明書等)の取得 |
| ②個別の商品登録 (製品許可) | 食品登録番号の取得 (加工品は必須) | 水産動物/水産物輸入許可書 (DOF2)の取得 (生きている場合はDOF9も取得) | | EPA利用のための特定原産地証明書の取得 (任意) | 主要ウイルスに感染していないことの証明書の取得 (海水エビの場合) |
| ③輸入通知 | | | 動物輸入承認通知書 (Ror.6)の取得 | | |
| ③輸入通関 | 食品法等に従った検査 (GMP製造基準適合証明書の内容確認等) | 水産勅令等に従った検査 (漁獲証明書等の確認等) | 動物伝染病法等に従った検査 (Ror.6の確認等) | | |

1 関連告示及び電話確認を元にJETROバンコク事務所作成

表4.3-1 主な水産物の輸入可否²

| 輸入の可否 | 品目 | 備考 |
|------------------------|--|--|
| 不可 (輸入禁止品目) | ピラニヤ、電気ウナギ、電気なまず、ブラックチンティラピア（所有禁止品目） | 農業・協同組合省令にて、人体および他の生物に危険を及ぼすことを理由にピラニヤ、電気ウナギ、電気なまずを所有禁止水棲動物として規定。 ³ 2024年の農業・協同組合省令にてブラックチンティラピアの所有を禁止（例外あり） ⁴ 。 |
| | 海水エビ（一部の国からの暫定輸入停止品目） | 水産局はいずれかの国で疾病が発生した場合、当該国からの海水エビの輸入を停止。2007年にはインドおよびマレーシアからの海水エビの輸入を停止。 ⁵ |
| | ふぐ（タイFDAによる輸入販売禁止品目） | 保健省告示第264号により、ふぐの肉は毒を含むことを理由に、ふぐおよびふぐの肉の輸入を禁止。 ⁶ |
| | 輸入が許可されない生きている水棲動物リストに基づくもの | 輸入許可が申請されたが水産局生物多様性・安全性委員会（IBC）が輸入を許可しない生きている水棲動物のリスト。 ⁷ |
| 可 (輸入規制有り) | 水産勅令2015年に規定された水棲生物 | 水産勅令2015年に従った農業・協同組合省告示(2021年)によって、輸入許可申請が必要な輸入水棲生物を規定。 ⁸ 生きている場合はDOF2およびDOF9、生きていない場合はDOF2の輸入許可書を取得。 |
| | ワシントン条約(CITES)リストに含まれている水棲生物および同調製品 | 野生動物保護法に従った天然資源環境省令により、ワシントン条約(CITES)リストに記載されている水棲生物および同調製品を輸入する場合は、事前に水産局による許可が必要。 ⁹ |
| | 海水エビ（パナメイエビ・ウシエビ） | 海水エビを輸入する際には関連する5つの病気に感染していないことを示す証明書が求められる。 ¹⁰ |
| | クンファー（海水エビの一種） | エビの一種であるクンファー（ <i>Penaeus styristris</i> ）は研究用以外の輸入が禁止されている。 ¹⁰ |
| | マグロ | 魚種およびそれぞれの数量が明らかでない方法で積み込まれた冷凍マグロおよびカツオを輸入する際には、告示にて規定された書類を申請しなければならない。 ¹¹ また、加工品ではないマグロを輸入する場合は漁獲した漁船名、漁獲量、漁獲地、漁獲時期を示す書類を提出する必要がある。 ¹² |
| | メバチマグロ（BIGEYE TUNA） | 缶詰製造用ではないメバチマグロ（HSコード0303の冷凍およびHSコード0304のフィレ）は、IOTC BIGEYE TUNA STATISTICAL DOCUMENTまたはIOTC BIGEYE TUNA RE-EXPORT CERTIFICATEが求められる。 ¹³ |
| | メカジキ（Swordfish） | 冷蔵または冷凍のメカジキ（Swordfish）（丸ごとまたは魚肉（骨付きも含む）のみ）は、ICCAT SWORDFISH STATISTICAL DOCUMENTまたはICCAT SWORDFISH RE-EXPORT CERTIFICATEが求められる。 ¹³ |
| | メコ（Toothfish） | メコ漁獲証明書（Dissostichus Catch Document）またはメコ輸出/再輸出証明書（Dissostichus Export/Re-Export Document）が求められる。 ¹⁴ |
| 条件付きで輸入が許可される生きている水棲動物 | 輸入許可が申請され、水産局生物多様性・安全性委員会（IBC）が条件付きで輸入を許可する水棲動物のリスト。 ¹⁵ | |
| 可 (輸入規制無し) | その他の水産物 | 上記に該当しない水産物は通常の手続きを行うことにより輸入が可能。 |

2 関連告示及び電話確認を元にJETRO/バンコク事務所作成

3 農業・協同組合省令2016年所有禁止水棲動物の規定 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/A/056/19.PDF>

4 農業・協同組合省令2024年所有禁止水棲動物の種類の規定 <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/40457.pdf>

5 水産局告示2017年 水棲動物および同調製品輸入許可書の発行停止

https://www4.fisheries.go.th/local/index.php/main/view_activities/202/10307

6 保健省告示第264号 生産輸入販売禁止食品の規定 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509318426704093184&name=P264.pdf>

7 輸入を許可しない生きている水棲動物リスト <http://file.fisheries.go.th/d/ed7c366872/files/?p=/ใบอนุญาตให้นำเข้า.pdf>

8 農業・協同組合省告示 輸入輸出經由禁止水棲生物の規定 <http://file.fisheries.go.th/f/3af101be45/>

9 天然資源環境省令 野生動物輸入・輸出許可書申請および発行

<http://www.oic.go.th/FILEWEB/CABINFOCENTER2/DRAWER027/GENERAL/DATA0000/00000775.PDF>

10 水産局規則2010年 海水エビ輸入に関して https://www4.fisheries.go.th/local/file_document/20170801111557_file.pdf

11 水産局告示 コンテナに積み込み魚種および数量が明らかでない方法で冷凍マグロの輸入する場合の輸入許可申請方法および条件

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/194/T_0035.PDF

12 水産局水棲動物および生産資材課告示 マグロ輸入許可申請時の書類添付協力願い <http://file.fisheries.go.th/f/136f2624df/>

13 2024年水産局告示水産動物または水産動物製品輸入許可申請及び許可における原則、方法、条件（第3版）

https://www4.fisheries.go.th/local/file_document/20240712103205_3_file.pdf

14 水産局告示 Toothfishの輸入許可申請書類の追加 <http://file.fisheries.go.th/f/39b8d47a87/>

15 条件付きで輸入を許可する生きている水棲動物リスト <http://file.fisheries.go.th/d/23dbb7a3b6/files/?p=อนุญาตให้นำเข้าแบบมีเงื่อนไข.pdf>

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 農業・協同組合省 水産局 水産物輸出入管理班

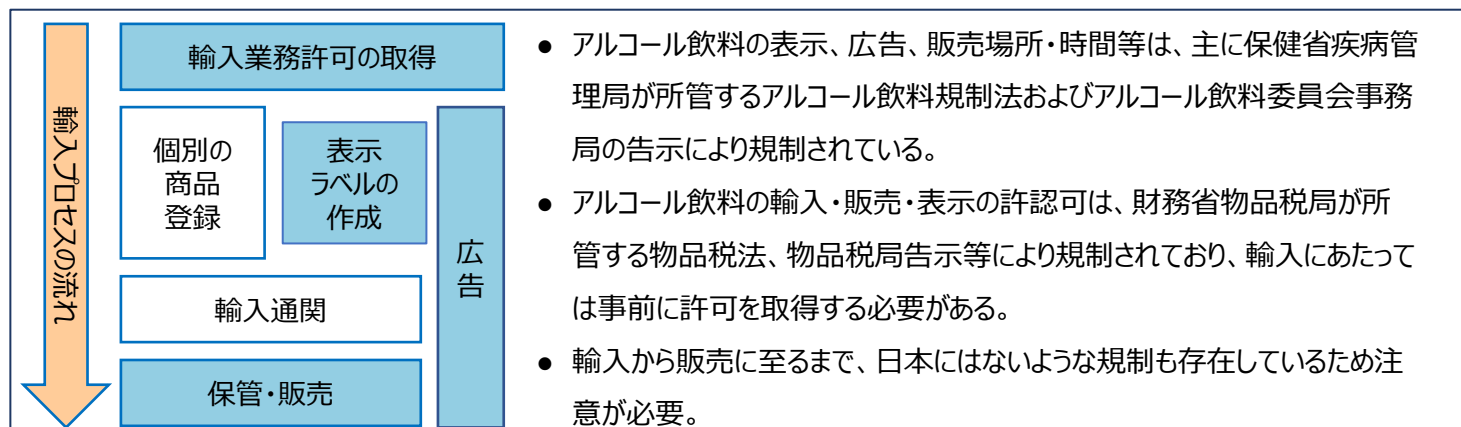
Ministry of Agriculture and Cooperatives, Department of Fisheries,
Fish Import and Export Control Group

電話番号： +66-2-579-1878, +66-2-579-3614, +66-2-579-3615

ウェブサイト： <http://www4.fisheries.go.th/local/index.php/main/site/importandexportcontrol>

第5章 その他の規制等

5.1 アルコール飲料関連規制



5.1.1 アルコール飲料に関する規制の概要¹

保健省疾病管理局アルコール飲料委員会事務局は、2008年アルコール飲料規制法および2025年の同法（第2版）下においてアルコール飲料に関する規制を複数公布しており、販売場所、時間、広告等を厳しく管理している。2025年11月8日に施行された同法第2025年の同法第2版では、広告に関する規定が明確化され罰則が強化されている。また、アルコール飲料の販売、輸入、ラベル使用許可等については、財務省物品税局が所管する物品税法により規制されている。主な規制内容は以下の通りである。

5.1.2 主要な販売規制

ア. 販売場所の規制²

以下の場所におけるアルコール飲料の販売が禁止されている。

1. 寺院または宗教儀式が行われる場所
2. 衛生施設、医療機関、薬局
3. 政府機関の施設及びその管理下にあり公的目的で使用されている区域（売店およびクラブハウスを除く。）
4. 国営企業または他の公的機関の施設、国営企業が管理し活用している場所（売店およびクラブハウスを除く。）
5. 宿舍法に基づく宿舍、教育機関の宿舍
6. 教育機関、教育機関と類似する機関、教育機関近隣の宿舍
7. ガソリンスタンド、ガソリンスタンド敷地内の売店
8. 一般市民の休養を目的として政府機関が設置した公園
9. 一般市民の休養を目的として国営企業および他の公的機関が設置した公園
10. 工場および工場の敷地（アルコール飲料製造工場の通常業務である部分は除く。）
11. バスターミナル
12. 鉄道駅構内または鉄道上を走行中の列車内（ただし、バンコク駅構内のホールにおいて特別イベント用に指定された区域を除く）
13. 公共の旅客用船着場、または公共旅客船内
14. 道路交通上の道路

1 アルコール飲料委員会事務局ウェブサイト法令まとめ <https://ddc.moph.go.th/law.php?law=3>
 2017年物品税法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/032/1.PDF>
 2008年アルコール飲料規制法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/033/34.PDF>
 2025年アルコール飲料規制法（第2版） <https://ratchakittha.soc.go.th/documents/83910.pdf>
 2 アルコール飲料委員会事務局ウェブサイト法令まとめ <https://ddc.moph.go.th/law.php?law=3>

イ. 販売形態の規制³

以下の方法および形態でのアルコール飲料の販売は禁じられている。

1. 自動販売機での販売（ただし、アルコール飲料管理委員会が別途定める基準に基づいた購入者の本人確認が可能な自動販売機を除く。）
2. 行商による販売
3. 販売プロモーションのための値下げ
4. アルコール飲料購買者への見返りとなる何らかの、贈与、アルコール飲料購買者への競技・演技の観覧権利の提示、サービスの提供、景品の抽選、賞品の抽選。
5. 配布、おまけ、贈与、アルコール飲料および他の商品との交換。その他のサービスの提供。アルコール飲料のサンプル、またはアルコール飲料摂取の誘引となるアルコール飲料の配布。その他直接または間接的なアルコール飲料購買の強要となる販売方法。
6. コンビニエンスストアにおけるディスペンサーによるアルコール飲料の販売。
7. 電子的方法による、アルコール飲料の販売、アルコール飲料に関係するサービスの販売(オンラインにおけるアルコール飲料の提供を伴うパーティー開催の提案等)を禁じる。これには、購買の誘い、販売提示、マーケティング、販売サービスを含むが、店の前、またはレストランにおける電子的手法によるアルコール飲料の売買、支払い(アルコール飲料購入後スマートフォンのオンラインバンキングで支払い等)は含まない。

ウ. 販売日・時間の規制⁴

一部の祝日（仏教上の重要な日）におけるアルコール飲料の販売は禁止されている。ただし、国際空港ターミナル内の施設、娯楽施設法で定める娯楽施設、ホテル法に基づくホテル、保健省の許可を受けた国際的な特別イベントの開催場所等は例外とされている。なお、アルコール飲料の販売が可能な時間は、従来11～14時、17～24時のみとなっていたが、2025年12月3日～2026年6月1日までの期間、11時～24時まで販売することが可能となっている。この変更は、経済および観光振興を目的とした180日間の試験的措置であり、期間終了後に、その効果を評価した上で、措置の継続について検討される予定である。なお、国際空港ターミナル内の施設、娯楽施設法で定める娯楽施設、ホテル法に基づくホテルについては、販売時間規制の適用除外とされている。また、店舗内でアルコール飲料を飲用している者については、販売時間終了後、最大1時間まで引き続き飲用することが認められている。

5.1.3 広告規制

ア. 広告規制の概要⁵

広告規制については、2025年11月8日施行の2025年アルコール飲料規制法（第2版）により、次のように細分化され、より包括的な規制へと改正されている。

1. 広告は原則禁止。ただし、大臣が定める基準下での情報や知識の提供、広報は可能。

3 アルコール飲料規制法 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/033/34.PDF>

同法第2版 <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/83910.pdf>

関連告示 https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/003_17alc.PDF,
http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/204/T_0009.PDF

4 関連告示 <https://ddc.moph.go.th/uploads/files/20720251002152255.pdf>

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/96876.pdf>, <https://ddc.moph.go.th/uploads/files/20420250721161546.pdf>

https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/003_8alc.PDF

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/96876.pdf>, <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/96893.pdf>

5 アルコール飲料規制法（第2版） <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/83910.pdf>

関連告示 https://ddc.moph.go.th/uploads//ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/002_1alc.PDF

およびアルコール飲料規制委員会事務局に電話確認

2. 有名人や個人が個人的利益のために、自己の名声を利用し、アルコール飲料名や商標を用いて消費を促すような情報を発信する行為を禁止。ただし、大臣が定める基準下での学術目的で限定された範囲内は可能。
3. アルコール飲料の名称・商標等を使った他製品への流用や、これらを加工して製品の一部としてアルコール飲料の広告と誤解される可能性のある形で広告することを禁止。
4. アルコール消費を促進するような形での社会活動・公益活動への支援を禁止。
5. 前述4で禁止される活動に関する報道・PRする行為も禁止。

国外を発信源とする広告についても、同様に新法の規定が適用される。

なお、現時点では、広告の具体的な基準および条件に関する告示は未公布である。アルコール飲料規制委員会によると、これらの告示は、2026年11月頃までに公布される見込みとされている。

5.1.4 輸入関連規制

ア. 輸入業者に求められる対応⁶

アルコール飲料輸入業者は、2017年物品税法に基づき、財務省物品税局から第1種酒類販売許可および第1種酒類輸入許可、ラベルの使用許可を受けていなければならない。また、アルコール飲料管理委員会の告示に従ったアルコール飲料の包装、ラベル表示における警告文を作成しなければならない。

なお、2026年2月3日の閣議において、事前のラベル使用許可の申請を不要とすることを含む省令改正案が承認されている。この改正省令は、官報掲載後、正式に施行される予定。

イ. 輸入業者の設定

アルコール飲料の輸入の際には、個別の商品について、物品税局に、当該商品の製造事業者名義でアポイントメントレターを提出し、アルコール飲料の輸入業者を設定する必要がある。アポイントメントレターにおいては、タイ国内における販売を1社に限定し販売を依頼する旨を記載することが求められる。⁷

設定した輸入業者を変更する際には、従来の輸入業者への依頼を解除してから、新しい業者の設定をすることが求められる。新しい輸入業者は、商品の製造事業者から発行されたアポイントメントレターを使い、物品税局に輸入許可申請を行うこととなる。この場合、従来の輸入業者がすでに輸入した酒類については、なくなるまで販売することができる。⁸

なお、2026年2月3日の閣議において、この輸入業者1社に独占輸入権を与える制度について廃止することを含む省令改正案が承認されている。この改正省令は、官報掲載後、正式に施行され、まずは輸入ワインとスパークリングワインを対象に先行運用される予定。

6 物品税法関連 <https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/65.PDF>
http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/A/073/T_0001.PDF
<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2141208.pdf>

アルコール飲料規制法関連 <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/49203.pdf>

意見公募時の省令改正案 https://apig.law.go.th/dga-backoffice-api/dga-storage/uploads/2024-01-05-16%3A04%3A15_-rang-gakukerotrungnaecha.pdf

⁷ 財務省令 アルコール飲料輸入許可 第1版 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/65.PDF>

意見公募時の省令改正案 https://apig.law.go.th/dga-backoffice-api/dga-storage/uploads/2024-01-05-16%3A04%3A15_-rang-gakukerotrungnaecha.pdf

⁸ 物品税局酒類課への電話による聞き取り調査 Tel. 02-241-5600

5.1.5 罰則⁹

罰則はアルコール飲料管理法および物品税法によって規定されている。例は以下の通りである。

表5.1-1 アルコール飲料規制法による罰則の例

| 内容 | 罰則 |
|--------------------------------|---|
| 輸入者が包装、警告文の表示規定に従わなかった場合 | 1年以下の禁固刑、または10万バーツ以下の罰金、またはその両方 |
| 販売が禁じられた場所、日時にアルコール飲料を販売した場合 | 6ヶ月以下の禁固刑、または1万バーツ以下の罰金、またはその両方 |
| 販売してはならない相手への販売、自動販売機により販売した場合 | 1年以下の禁固刑、または10万バーツ以下の罰金、またはその両方 |
| 広告規制に違反した場合 | 1年以下の禁固刑、または10万バーツ以下の罰金、またはその両方。アルコール飲料の製造業者、輸入業者または販売業者による違反の場合には、1年以下の禁固刑、または50万バーツ以下の罰金、またはその両方。また、違反行為を継続している場合には、違反を是正するまでの期間について、1日につき5万バーツ以下の追加罰金。 |

表5.1-2 物品税法による罰則の例

| 内容 | 罰則 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 輸入許可を受けずにアルコール飲料を輸入した場合 | 6年以下の禁固刑、または10万バーツ以下の罰金、またはその両方 |
| 販売許可を受けずにアルコールを販売した場合 | 5千バーツ以下の罰金 |
| 許可を受けた販売許可書の種類に応じた販売をしていない場合 | 2千バーツ以下の罰金 |

この項目に関する問い合わせ先：

物品税関連：

部署名：財務省 物品税局

電話番号： +66-2-241-5600～19

Website: www.excise.go.th

アルコール飲料規制法関連：

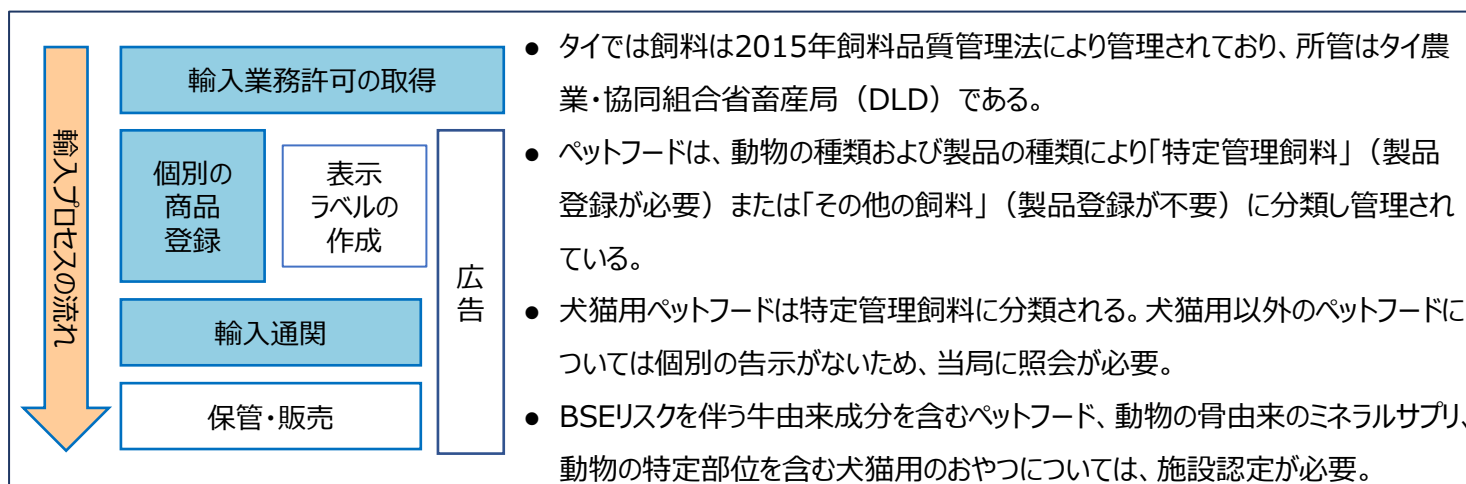
部署名：保健省 疾病管理局 アルコール飲料委員会事務局

電話番号： +66-2-590-3035

Website： <https://ddc.moph.go.th/oabc/index.php>, <https://www.facebook.com/thaiantialcohol>

⁹ 2008年アルコール飲料規制法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/033/34.PDF>
 同法第2版 <https://ratchakittha.soc.go.th/documents/83910.pdf>
 2017年物品税法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/032/1.PDF>

5.2 ペットフード輸入規制



5.2.1 用語の定義

| 用語 | 本項における意味 |
|--|---|
| タイ農業・協同組合省畜産局(DLD) | 飼料品質管理法の所管局。 |
| 飼料品質管理法 | DLD所管の飼料全般を管理する法律。2015年に飼料品質管理法が制定され、同法に基づく告示として、「特定管理飼料の規定」「輸入禁止飼料の種類の規定」「BSEリスクを伴う輸入禁止飼料の特徴及び条件の規定」「鳥インフルエンザのリスクを伴う輸入禁止飼料の特徴及び条件の規定」「アフリカ豚熱のリスクを伴う輸入禁止飼料の特徴及び条件の規定」「特定管理飼料 種類：ペットフードの品質又は規格の規定」などがある。 |
| 犬猫用ペットフード (飼料品質管理法に基づく「ペットフード」) | 飼料品質管理法に基づく「ペットフード」は、特定管理飼料に分類され、犬猫用の次の3種類に分類される。 ①完全栄養食 ②スナック・おやつ ③療法食 ※栄養補助となるサプリメントは、「犬猫用ペットフード」ではなく「動物用サプリメント」に分類される。本項では、飼料品質管理法に基づく犬猫用の完全栄養食、スナック・おやつ、療法食の3種類を、犬猫に限らずウサギ、観賞魚、ハムスターなど他の動物用のフードと区別するため、「犬猫用ペットフード」記載する。 |
| ペットフード (日本でいういわゆるペットフード) | 飼料品質管理法に基づく「ペットフード」は、犬猫用の完全栄養食などを指すが、本項では、犬猫に限らず小動物、鳥、両生類、爬虫類、魚類までの愛玩動物の主食、おやつ、サプリメント及び飲料のフード全般を指す。 |
| 飼料 (愛玩動物および家畜の飲食に供するもの並びにその原材料) | 飼料品質管理法で、 (1)動物に食べさせる、飲ませる、なめさせるまたは何らかの方法で体内に取り込ませることにより使用する、または飼育に使用することを目的としたもの、または、 (2)飼料の製造に使用する、若しくは原材料として使用することを目的としたものをいう。 本項では必要に応じて、飼料（製品）、飼料（原材料）と使い分ける |
| 特定管理飼料 (specifically controlled animal feed) | 飼料品質管理法下で規定される製品登録が必要な飼料を指し、次の5種類に分類される。 ①「飼料の原材料」 ②「動物用乳製品」 ③「配合飼料」 ④「動物用サプリメント」 ⑤「犬猫用ペットフード」 |
| 特定管理飼料ではない飼料 (animal feed which is not specifically controlled animal feed) | 特定管理飼料ではない飼料として飼料品質管理法下で規定される飼料を指し、次の2種類に分類される。 ①「飼料の原材料（糠、とうもろこしの粒）」 ②「医薬品混合飼料」 ※特定管理飼料ではない飼料は、ペットフードには該当しない。 |

| | |
|--------|---|
| その他の飼料 | 「特定管理飼料」および「特定管理飼料ではない飼料」以外の飼料を指し、飼料品質管理法上の分類に該当しない飼料。 ※製品登録は不要 |
| 施設認定 | 輸入飼料の品質管理および動物の安全確保を目的に、BSEリスクなどを伴う飼料等をDLD担当官が製造施設（製品単位）を検査し、その検査に合格した施設を認定することを指す。検査では、事前に申請された製品情報をもとに、工場の衛生管理、使用原料の履歴、飼料の生産体制、当該エリアの疾病の発生状況等が検査される。施設認定が必要な飼料や条件などは、農業協同・組合省告示および畜産局告示により規定される。 （施設認定が必要な飼料（製品）） 現時点で、告示上、施設認定が求められているものは、次の3つである。 ①BSEリスクの観点から牛の特定部位を使用したもの ②動物の骨由来のミネラルサプリ ③犬猫用のおやつで動物の特定部位を使用したもの ※ただし、告示上施設認定が求められていないものでも、肉由来成分を含むものは事前にDLDに施設認定の要否について確認することが推奨される。 |

5.2.2 ペットフード輸入関連の主な告示¹

| 法令・告示名 | 概要 |
|--|--|
| ・2015年飼料品質管理法 （特定管理飼料の種類） | 飼料の製造・輸入・販売等の規制に関して包括的に定めた法律 |
| ・2015年農業・協同組合省告示「特定管理飼料の規定」、2018年第5版、2019年第6版 （輸入禁止飼料） | 特定管理飼料の種類を規定 |
| ・2018年農業・協同組合省告示「輸入禁止飼料の種類の規定」 | 告示で定義する医薬品成分混合飼料の輸入を禁止 |
| ・2017年農業・協同組合省告示「BSEリスクを伴う輸入禁止飼料の特徴及び条件の規定」 | BSEリスクを伴う輸入禁止飼料などの規定 |
| ・2017年農業・協同組合省告示「鳥インフルエンザのリスクを伴う輸入禁止飼料の特徴及び条件の規定」 | 鳥インフルエンザリスク伴う輸入禁止飼料などの規定 |
| ・2020年農業・協同組合省告示「アフリカ豚熱のリスクを伴う輸入禁止飼料の特徴及び条件の規定」 （特定管理飼料の品質規格） | アフリカ豚熱リスク伴う輸入禁止飼料などの規定 |
| ・2018年農業・協同組合省告示「特定管理飼料 種類：ペットフードの品質又は規格の規定」 | 犬猫用ペットフードの定義、種類、品質規格を規定（製品登録時の内容と合致していること） |
| ・2016年農業・協同組合省告示「特定管理飼料 種類：配合飼料の品質又は規格の規定」、2018年第2版 | 配合飼料の種類、品質規格を規定（製品登録時の内容と合致していること） |
| ・2023年農業・協同組合省告示「特定管理飼料 種類：動物用サプリメントの品質又は規格の規定」 （施設認定） | 動物用サプリメントの品質規格を規定（製品登録時の内容と合致していること） |
| ・2017年農業・協同組合省告示「特定管理飼料販売目的の輸入原則及び条件の規定」、2020年第2版 | 施設認定の義務、認定の有効期限、輸入通知の義務等を規定 |

1 飼料品質管理法関連のリンク一覧 <https://efeed.dld.go.th/e-document/public/?cateParentId=370>

| | |
|--|------------------------|
| ・2017年畜産局告示「施設認定が必要な特定管理飼料の規定」、2019年第2版 | 施設認定が必要な飼料について規定 |
| ・2018年畜産局告示「BSEリスクを伴う牛由来の飼料、牛由来の成分を含む飼料又は牛由来の原材料の輸入原則及び条件の規定」 (輸入手続き) | 施設認定が必要なBSEリスクを伴う飼料を規定 |
| ・2020年農業・協同組合省告示「特定管理飼料輸入許可書取得者に義務付ける輸入に必要な証明書の原則、手続き、条件」 | 輸入に必要な書類について規定 |
| ・2016年農業・協同組合省告示「特定管理飼料登録申請、登録証明書発行、登録事項の修正」、2018年第2版 | 特定管理飼料の登録について規定 |

5.2.3 飼料品質管理法の概要²

・ ペットフードを含む飼料は、タイ農業・協同組合省畜産局（DLD）が所管する2015年飼料品質管理法により管理されている。同法および運用において、飼料は以下の3つの分類がなされている。

①特定管理飼料：「経済および社会に影響を及ぼす、または動物に有害であるおそれがある、または食肉の消費者全体に影響を及ぼす可能性のある飼料であり、販売を目的とした製造または輸入においては、大臣が飼料品質管理委員会の助言得て定めた告示に基づき、登録しなければならない飼料」と法令上で定義されている。

②特定管理飼料ではない飼料（ペットフードは該当しない）：特定管理飼料ではない飼料として規定される「飼料の原材料」および「医薬品混合飼料」を指す。

③その他の飼料：法令上の正式な用語ではなく、実務上使用されている表現。飼料品質管理法による特定の分類（特定管理飼料および特定管理飼料ではない飼料）に該当しないが、同法の管理下にある飼料。

・ 特定管理飼料は、①飼料の原材料、②動物用乳製品、③配合飼料、④動物用サプリメント、⑤犬猫用ペットフードに分類される。この⑤犬猫用ペットフードは、個別の告示により完全栄養食（ペットに応じた栄養価がすべて含まれているもの）、スナック・おやつ（主食ではなく、栄養価が完全ではないもの）、療法食（病気の予防または治療の補助を目的とし、獣医師の指導のもとで使用されるもの）に区分されている。犬猫用の製品はおおむね⑤に該当する（④動物用サプリメント等に該当することもあり）。「特定管理飼料」を輸入する場合、タイ側輸入業者は、DLDに対し輸入業許可の取得、製品登録、輸入通知の提出を行う必要がある。また、日本側の製造業者には、原材料によっては事前に施設認定（工場認定）が求められる。

・ 施設認定とは、関連告示で指定される飼料について、製造施設が当該ペットフード等において適切な原材料を使用し、適切に製造されているか等の検査・認定を受けることを指す。（5.2.5項参照）

・ 犬猫用以外のペットフードの場合は、犬猫用ペットフードのように個別の告示がなく、対象とする動物や飼料の種類により「特定管理飼料」の中のいずれかまたは「その他の飼料」に分類されるため、事前にDLDに照会が必要である。例として、ウサギ用フードは、特定管理飼料の配合飼料に、観賞魚やハムスター用フードは過去その他の飼料に分類される。「その他の飼料」の輸入には、製品登録は不要で、輸入通知のみが求められる。

2.飼料品質管理法 タイ語：https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181130_040028_1543568428922.pdf&m=img
英語：https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181130_040217_1543568537650.pdf&m=img（英語）及び当局に電話確認

5.2.4 輸入が規制される飼料

・2018年農業・協同組合省告示「輸入禁止飼料の種類の規定」³

医薬品成分を含む飼料の輸入を禁止。

【BSE関連】

・2017年農業・協同組合省告示「BSEリスクを伴う輸入禁止飼料の特徴および条件の規定」⁴

この告示では、BSEリスクを伴う輸入禁止飼料として、国際獣疫事務局（WOAH）によるBSEステータスごとに輸入を禁止する牛由来の飼料が規定されている。日本が該当する「無視できるBSEリスク」の国の場合の規定は次のとおり。

- 1.牛への牛由来の肉粉（meat meal）、脱脂肉粉（degreasing meat meal）、肉骨粉（Meat and Bone Meal, MBM）、骨粉（Bone Meal）、脂かす（greaves）の給与禁止措置（日本は2001年9月）前に出生した牛由来である①肉粉、②脱脂肉粉、③肉骨粉、④骨粉、⑤脂かすの原材料としての輸入およびこれらを使用した飼料（製品）の輸入は禁止。
- 2.頭蓋腔への圧縮空気・ガスを注入する方法（injecting compressed air or gas into the cranial cavity）による気絶処理（stunning process）、頭蓋腔に穴をあける処理（pithing process）または脳もしくは脊髄を裂傷し飛散させるそのほかの処理を受けた牛由来の血粉およびその副産物（blood meal and blood by-products）の原材料としての輸入及びこれらを使用した飼料（製品）の輸入は禁止。
- 3.不溶性不純物0.15%を超える牛脂・牛脂の誘導体、骨由来のゼラチンおよびコラーゲン、リン酸二カルシウムの原材料としての輸入およびこれらを使用した飼料（製品）の輸入は可能（禁止対象外）。
- 4.牛由来の飼料の輸入は、2018年畜産局告示「BSEリスクを伴う牛由来の飼料、牛由来の成分を含む飼料又は牛由来の原材料の輸入原則及び条件の規定」に従うこと。

なお、DLDによると、上記1の①～⑤に限らず、同禁止措置前に出生した牛由来である原材料、飼料（製品）の輸入は禁止。また、製造工場において、牛由来の輸入原材料を使用する場合は、どの部位であれ同じBSEリスクステータスの国からの輸入に限定される。日本の場合、例えば、管理されたBSEリスクの国から輸入した原材料を使用して製造したものはタイに輸入できない。）

・2018年畜産局告示「BSEリスクを伴う牛由来の飼料、牛由来の成分を含む飼料又は牛由来の原材料の輸入原則及び条件の規定」⁵

（牛等への牛肉骨粉等給与禁止措置後に出生した牛由来の飼料の取り扱い：無視できるBSEリスクの国の場合の規定は次のとおり。）

次の牛由来の飼料はBSEリスクのある飼料として指定され、輸入条件として施設認定（5.2.5項、5.2.6項を参照）が求められる。（①～⑫は飼料（原材料）、⑬は飼料（製品）を指す。）

- ①肉粉（Meat Meal）、②脱脂肉粉（Degreasing Meat Meal）、③肉骨粉（Meat and Bone Meal, MBM）、④骨粉（Bone Meal）、⑤脂かす（Greaves）、⑥牛脂（Tallow）、⑦牛脂の誘導体（Tallow Derivatives）、⑧骨由来のゼラチンおよびコラーゲン（Gelatin and Collagen from Bones）、⑨リン酸二カルシウム（Dicalcium Phosphate）、⑩血粉（Blood Meal）、⑪血液副産物ミール（Blood By-Products Meal）、⑫血漿粉末（Plasma Powder）⑬上記1～4の成分のいずれかを含むもの。

3 https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20190111_034605_1547196365759.PDF&m=img

4 https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181216_092541_1544927141158.pdf&m=img

5 https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181130_042043_1543569643683.pdf&m=img

ただし、「無視できるBSEリスクの国」でBSEの発生歴がない国からの輸入の場合、⑬の施設認定は求められない（日本からの場合はBSE発生歴があるため、施設認定が必要）。

また、本告示に基づく飼料（原材料）・飼料（製品）の輸入は、「無視できるBSEリスクの国」でBSEの発生歴がない国からの輸入の場合は、反芻動物用を除くすべての動物用に輸入が認められるが、「無視できるBSEリスクの国」でBSEの発生歴がある国からの輸入の場合は、犬猫用ペットフード用（犬猫用ペットフード用の原材料または犬猫用ペットフード製品）に限定して輸入が認められる。

なお、DLDによると、告示上、上記⑤～⑫のいずれかを含む飼料（製品）、①～⑬に含まれていない牛由来の原材料またはそれらを含む飼料（製品）は、施設認定が不要と解釈できるが、実際には、施設認定が不要かどうかDLDに確認することが推奨される（※5.2.5項備考参照）。また、原料牛の月齢証明は不要（あっても問題ない）。

【鳥インフルエンザ関連】

・2017年農業・協同組合省告示「鳥インフルエンザのリスクを伴う輸入禁止飼料の特徴及び条件の規定」⁶

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生が疑われる国、または直近のHPAI発生から12カ月以内に国際獣疫事務局（WOAH）より発生が報告された国からの飼料原料としての家きんミール（Poultry Meal）、家きん副産物ミール（Poultry By - Products Meal）、フェザーミール（Feather Meal）の輸入、またはこれらを含む飼料の輸入は禁止。ただし、下記の対策をし、それを証明する証拠がある場合は、例外として、飼料（原料）の場合は施設認定が必要であるものの、飼料（原料）も飼料（製品）も輸入が可能。

①118℃以上で40分以上継続した湿熱（moist heat）工程、または、

②蒸気圧3.79バール以上、温度122℃以上で15分以上継続した連続加水分解工程（continuous hydrolyzing process）、または、

③製品全体の温度が74℃以上になることを証明できる何らかの方法によるレンダリング工程（alternative rendering process）、

のいずれかの工程を経たものであって、上記①～③の他に

④ 鳥インフルエンザ発生源に接触する機会がなかったこと、または、発生源に由来していないこと。

なお、飼料（製品）として輸入する場合は、告示上では施設認定は求められていないが、DLDに必要な資料を提出し施設認定の有無を確認することが望ましい（※5.2.5項備考参照）。

上記①～③の証拠で使用できる書類の例は、製造工程フローチャートなど、また、④の証拠で使用できる書類の例は、タイに輸入されるまでの移動経路が確認できる船荷証券（Bill of lading, B/L）などである。

⁶ https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181216_092247_1544926967350.pdf&m=img

【アフリカ豚熱関連】

・2020年農業・協同組合省告示「アフリカ豚熱リスクを伴う輸入禁止飼料の特徴及び条件の規定」⁷

1. ASF非清浄国または清浄国としてのステータスの一次停止国からの輸入

アフリカ豚熱（ASF）非清浄国またはWOAHによりASF発生が報告され清浄国としてのステータスが一次停止した国からの、豚由来の飼料（原料）またはそれを使用した飼料（製品）の輸入は禁止。

ただし、下記の対策をし、それを証明する証拠（上記鳥インフルエンザリスクで使用する証拠と同類のものが使用可能）があり、この製造工場が、原産国当局の獣医官の管理及び認証を受けている場合は、例外として、飼料（原料）の場合は施設認定が必要であるものの、飼料（原料）も飼料（製品）も輸入が可能。

- ①ASFを破壊する製造工程を経たものであり、
- ②その工程後にASFに接触する機会がなかったこと、または、発生源に由来していないこと。

なお、飼料（製品）として輸入する場合は、告示上では施設認定は求められていないが、DLDに必要な資料を提出し施設認定の有無を確認することが望ましい（※5.2.5項備考参照）。

2. ASF清浄国からの輸入

ASF清浄国からの豚由来の飼料（原料）またはこれらを含む飼料（製品）を輸入する場合、製造工場が原産国当局の獣医官の管理及び認証を受けていること。

これらを飼料（原料）として輸入する場合は施設認定が必要。飼料（製品）として輸入する場合は、告示上では施設認定は求められていないが、DLDに必要な資料を提出し施設認定の有無を確認することが望ましい（※5.2.5項備考参照）。

なお、上記1および2の「原産国当局の獣医官の管理及び認証を受けていること」の証明として、衛生証明書（Health Certificate）が使用できる。

5.2.5 施設認定が必要な飼料（製品）

施設認定（Production Facility Audit and Approval）とは、輸入飼料の品質を管理し、衛生的かつ動物にとっての安全性を確保することを目的に、飼料の輸入前にDLD担当官により行われる製造施設の検査・認定である。検査では、工場の衛生管理、使用原材料の履歴、生産体制、当該エリアの疾病の発生状況等が検査される。施設認定が必要な飼料は、農業・協同組合省告示および畜産局告示により指定される。

施設認定が求められるペットフードは、2026年2月時点では、

- ①5.2.4項で言及した牛由来の成分（肉粉、脱脂肉粉、肉骨分、骨分）を含むもの、
- ②動物の骨由来のミネラルサプリ、
- ③犬猫用ペットフードのうちの「スナック・おやつ類」であり、下記告示で指定される。②、③の告示は次のとおり。

⁷ https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20210301_084804_1614563284233.PDF&m=img

・2017年畜産局告示「施設認定が必要な特定管理飼料の規定」⁸

動物の骨由来のミネラルサプリメントについて施設認定を規定。

・2019年畜産局告示「施設認定が必要な特定管理飼料の規定（第2版）」⁹

犬猫用のスナック・おやつ(Complementary Pet Food)で以下のものについて施設認定を規定。

1.密閉容器製品用のレトルト処理を経ていない、牛、牛、水牛、山羊、羊、豚、鹿、家きんの角、耳、皮、骨、ひづめの部分を使用しているもの。

2.牛、水牛、豚の皮を使用しているもの (Munchy or Crunchy) 。

※備考：告示に規定された施設認定が必要な製品以外（指定されていない動物、肉の部位など）でも、肉由来成分を含む場合は、①製品情報、②配合証明書、③分析証明書、④製造工程フローチャートをDLD動物用飼料・医薬品管理部に提出して、施設認定が必要かどうか判断を仰ぐことが推奨される。①～④の必要記載項目は下記リンクの7～10ページ目（The lists of documents and the details for proposal onsite inspection of animal feed establishments before importing to Thailand）にサンプルが公開されている。

リンク：<https://afvc.dld.go.th/images/Document/inter/680807.pdf>

飼料に使用される動物性原料の由来が家畜か野生動物かは問われない。ジビエ肉を使用した飼料も輸入可能だが、施設認定の要否については確認が必要。

なお、現在、DLDでは、犬猫用のペットフードの施設認定を求める範囲を拡大する制度改正に向け関連告示の見直しを進めている。¹⁰。2025年8月に改正案に対する意見公募が実施された。2026年2月現在、DLDによれば意見の整理作業中であり、2026年内に告示が公布されるかどうかはまだ未定である。

表5.2-1 告示上、施設認定が必要な犬猫用のペットフード

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| 1.BSEリスクの観点から牛の特定部位を使用したもの 2.動物の骨由来のミネラルサプリメント 3.犬猫用のおやつで動物の特定部位を使用したもの | 1.動物由来の成分を含む犬猫用ペットフード（完全栄養食、おやつ、療法食） 2.陸生動物由来の成分を含む犬猫用サプリメント 3.犬猫に使用する動物用乳製品 ※例外：動物由来成分が、1.水生動物由来の飼料添加物、2.風味料（フレーバー）である場合、施設認定は不要 |

5.2.6 施設認定の検査について

施設認定の検査（以下「認定検査」という）では、工場の衛生管理や飼料の生産体制、当該エリアの疾病の発生状況等が検査される。認定されるまでの期間については、DLDは目安を公表しておらず、提出資料の整備状況、DLDの業務量等により異なるとされている。認定の有効期間は5年間となっている。検査は一つの工場につきおおむね4名の担当官により行われ、検査日数の目安は、工場の規模にもよる1工場あたり1日程度で終了する。認定検査は施設単位ではなく、製品単位で行われることに注意が必要。仮に、製品Aを輸入するにあたり、製品Aの製造工場の施設認定を受けた後、同じ製造工場の製品Bを輸入しようとしても、新たに施設認定が必要となるため、輸出予定がある場合は、複数製品をまとめて申請した方が効率的となる。施設認定後に一部レシピを変更する場合は、DLDに再度施設認定が必要か書面で確認する必要がある。認定された施設はDLDのウェブサイト上で公表されている¹¹。

8 https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181130_041506_1543569306925.pdf&m=img

9 https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20190513_091623_1557713783885.PDF&m=img

10 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/08/edf670ad0a860507.html> 及びDLD法務部への電話確認

11 https://afvc.dld.go.th/images/Document/List_of_Approved_Establishment_2026_revised_2025_01_28.pdf

5.2.7 輸入手順（施設認定が不要の場合）¹²

特定管理飼料を輸入する場合、1.輸入業許可をDLDに申請・取得し、2.製品を登録し、3.通関時に必要な「飼料輸入通知受理書」を取得する必要がある。その他の飼料（観賞魚やハムスターなどの動物用フード）の場合は、製品登録は不要であり、飼料輸入通知受理書の取得のみでよい。

申請・登録は、DLD動物用飼料・医薬品管理部のDLD e-feedシステム（<http://eservice.afvc.dld.go.th>）を通じて行う。なお、水生動物用（カエル、カメ、海エビ、淡水エビ、ナマズ、淡水草食魚、淡水肉食魚、海水肉食魚）の場合は、水産局のe-Aquafeedシステム（<https://e-aquafeed.fisheries.go.th/#/login>）から申請が必要となる。通関時には、畜産局または水産局の飼料検査所にて輸入した製品の種類、数量、ラベル等の検査を受け、場合によりサンプリング検査が行われる。問題がないことが確認されたのち、製品の流通が可能となる。なお、他社が輸入した「特定管理飼料」を販売する場合は、販売前にDLD e-Feedシステムを通じてDLD動物用飼料・医薬品管理部から販売許可を取得する必要がある。

5.2.8 特定管理飼料の輸入に必要な書類¹³

(1) ～ (3) は通関前に準備もしくは用意しておくこと。

(1) 輸入許可（業務許可）[所要期間17営業日/費用1万バーツ/有効期間1年間]

以下の資料を提出し、「特定管理飼料輸入許可書」を入手。

- 1.申請書（Nor.Sor.1）
- 2.身分証明書の写し（外国人の場合はパスポートと労働許可証の写し）
- 3.特定管理飼料輸入施設および保管施設の権利書（賃貸契約書の写しなど）
- 4.法人登記証明書（法人の場合）
- 5.事業者の委任・任命書、印紙30バーツ（法人の場合）
- 6.商業登録書（個人の場合）
- 7.特定管理飼料輸入施設および保管施設の地図
- 8.委任状と委任者および代理人の身分証明書の写し、印紙30バーツ（事業者が委任する場合）

12 https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20201208_040329_1607418209753.pdf&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20190329_082016_1553822416634.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20191218_083708_1576633028262.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181216_103458_1544931298428.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181216_103553_1544931353768.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20200325_011825_1585117105358.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20201204_065248_1607039568856.PDF&m=img
 およびDLD当局、水産局に電話確認

13 https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20200827_101233_1598497953163.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181216_103458_1544931298428.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20181216_103553_1544931353768.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20200325_011825_1585117105358.PDF&m=img
https://efeed.dld.go.th/dld-streaming/access.do?p=document%2FdocLocation_20201204_065248_1607039568856.PDF&m=img
 およびDLD当局に電話確認

(2) 製品登録[所要期間2カ月以内/費用1,000バーツ/有効期間無期限。ただし2年以内に輸入がない場合は登録が取消しされる。]

以下の資料を提出し「特定管理飼料登録証明書」を入手。

- 1.申請書
- 2.輸入許可書写し
- 3.飼料分析証明書 (Certificate of Analysis)
- 4.輸出国当局による衛生証明書 (Certificate of Health※) (動物由来の成分を含む場合)
- 5.輸出国当局または輸出国当局が認める機関による署名を付した自由販売証明書 (Certificate of Free Sale)

その他、製品により製品情報、配合証明書、製造工程フローチャート、栄養プロファイルなどが求められる。詳細はポータル制度調査「ペットフード」を参照。

※現時点では日本とタイとのCertificate of Healthに関する二国間の取り決めがないことから、DLD確認の結果、日本からの輸入については農林水産省 (MAFF) 発行の輸出検疫証明書 (Export Quarantine Certificate) が衛生証明書の代替として取り扱われる。

Certificate of Healthの代替としてExport Quarantine Certificate (DLDが家畜の伝染性疾病を拡散するおそれのない旨の証明書を求めている場合に限り、MAFFでは発行可能。) を取得する手順¹⁴

- 1.事業者は、当該製品をタイへ輸入したい旨をDLDに連絡し、製品情報、製造工程フローチャート、配合証明書、分析証明書、輸入者・輸出者情報を提出する。
- 2.DLDは提出された製品情報を確認した上で、「当該事業者が日本からタイへ当該製品を輸入する予定であるため、タイ側が求める衛生証明書Certificate of Healthを発行してほしい」旨をMAFFへ連絡する。
- 3.MAFFはDLDからの依頼を受け、当該製品が輸出条件を満たしていることを確認した上で、動物検疫所を通じて (Certificate of Healthの代わりに) Export Quarantine Certificateを発行する。
- 4.事業者は発行されたExport Quarantine Certificateを衛生証明書の代替として使用し、タイ側での製品登録および輸入手続きを行う。

※DLDからのヒアリングに基づく

製品情報 (Product Information)、製造工程フローチャート (Process Flowchart)、配合証明書 (Certificate of Formula : COF)、分析証明書 (Certificate of Analysis : COA : 発行機関の条件は規定なし)の記載項目は、下記リンクの7~10ページ目 (The lists of documents and the details for proposal onsite inspection of animal feed establishments before importing to Thailand) にサンプルが公開されている。

リンク : <https://afvc.dld.go.th/images/Document/inter/680807.pdf>

¹⁴ DLDに電話確認

¹⁵ 二国間の取り決めがない場合のQ&A

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_faq/process_food/answer05.html

(3) 輸入通知受理書[所要期間4営業日/費用なし/有効期間3カ月]

以下の資料を提出し「特定管理飼料輸入通知受理書」を入手。

1. 特定管理飼料輸入通知申請書 (Nor.Orr.1)
 2. インボイス、運送状 (B/L、Airway Billなど)、パッキングリスト
 3. 分析証明書 (Certificate of Analysis) : たんぱく質、粗繊維、水分などの分析結果を記したものの。
 4. 原産地証明書 (Certificate of Origin) : EPA協定の税率を利用する場合は特定原産地証明書1枚でよい。
 5. 衛生証明書 (Certificate of Health) : 動物由来成分を含む場合。農林水産省発行のExport Quarantine Certificateでも可。
 6. その他の関連証拠書類 (製品に関する学術文書や動物実験の結果等、もしあれば。)
- 場合により担当官から追加書類の提出が求められた際には応じる必要がある。

なお、その他の飼料の場合、飼料輸入通知申請書 (Nor.Sor.4)、上記2～6のほか、事前の製品登録が不要のため製品情報 (Product Information)、配合証明書 (Certificate of Formula) が必要となる。

(4) 通関時に必要な書類

1. 特定管理飼料輸入通知受理書 (Nor.Orr.2)
2. 特定管理飼料登録証明書 : 輸入する商品に応じたもの
3. 特定管理飼料輸入許可書 (Bor.Nor.Sor.1)
4. インボイス、運送状 (B/L、Air Waybillなど)、パッキングリスト
5. 分析証明書 (Certificate of Analysis)
6. 衛生証明書 (Certificate of Health) : 動物由来の成分を含む場合。農林水産省発行のEXPORT QUARANTINE CERTIFICATEでも可。
7. 原産地証明書 : EPA協定の税率を使用する場合は特定原産地証明書 1 枚でよい
8. タイ語ラベル

なお、その他の飼料の場合、飼料輸入通知受理書 (Nor.Sor.4:申請書と同じ様式名) および上記2～7

5.2.9 その他

特定管理飼料に求められるラベル要件、添加物、重金属等の規定については、ポータル制度調査「ペットフード」を参照。

この項目に関する問い合わせ先 :

Government Complex of Department of Livestock Development

Division of Animal Feed and Veterinary Products Control

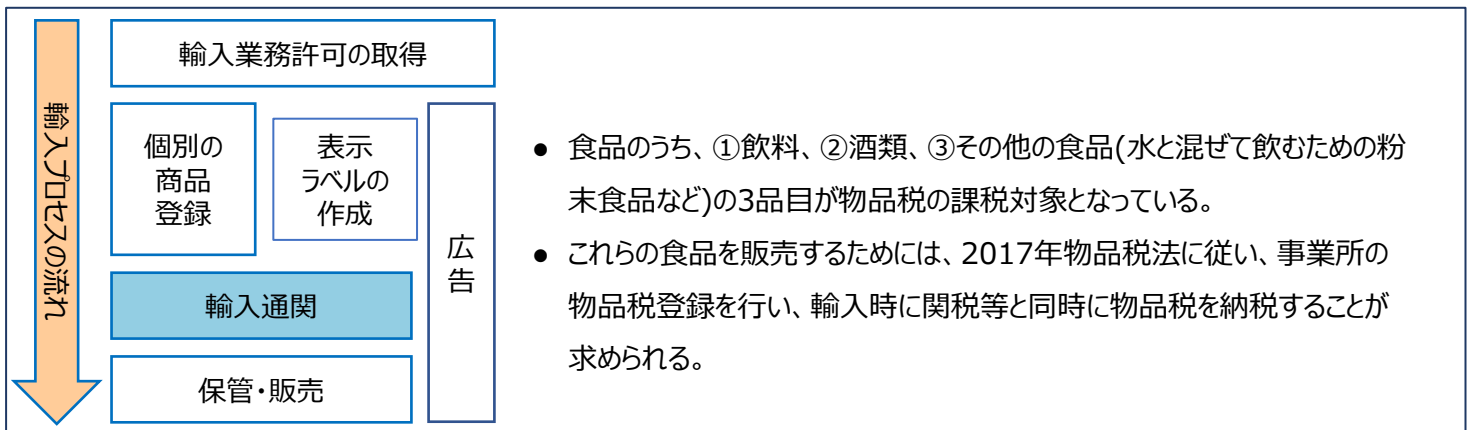
91 Moo 4 Tivanont Road, Bang Kadi Sub District, Mueang District, Pathum Thani, 12000

TEL: +66-2-159-0406-7, Pet Food Center (犬猫用フード) TEL: +66-2-653-4933

E-Mail: afvc@dld.go.th

Website: <https://afvc.dld.go.th/index.php/th>

5.3 食品にかかる物品税

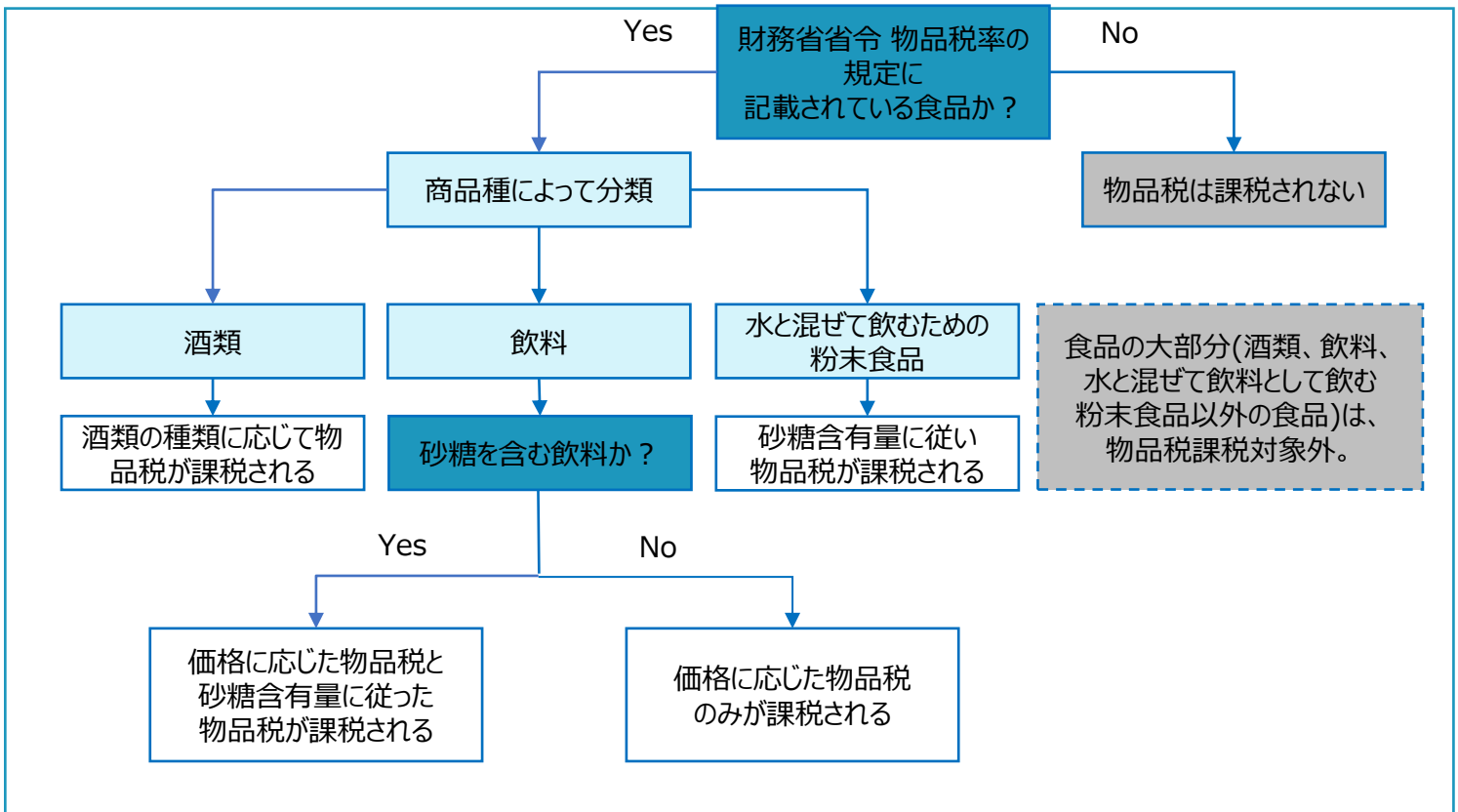


5.3.1 物品税課税対象になる食品¹

物品税課税対象となる品目は、2017年物品税法付属文書にて確認することができる。当該付属文書の品目のうち、食品に該当するのは①飲料、②酒類、③その他の食品の3品目である。その他の食品とは、水に溶かして飲む砂糖を含む粉末飲料または濃縮飲料のことを指す。本稿ではこれらのうち、①飲料、②酒類について解説する。これらの食品を販売する場合、事業者は、初回輸入日の30営業日前までに事業所について物品税登録を行う必要がある。物品税登録の手順については、ポータル制度調査の清涼飲料水またはアルコール飲料のページを参照されたい。

なお、タイ政府は、食品に対する塩税の導入を検討している。物品税局によれば、塩税については2025年12月現在、課税の原則を含めた検討段階にあり、導入時期については未定とされている。

図5.3-1 物品税の課税対象²



1 2017年物品税法
<https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/6542>
 2017年物品税法解説

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjk4/~edisp/uatucm298930.pdf>

2 関連法令及び電話確認を元にJETROバンコク事務所作成

5.3.2 飲料に課せられる物品税³

飲料の定義は次の通りとなっている。①薄めることなく飲むことができるものであり、アルコール度数が0.5%以下のもの。容器に充填されていること。②飲料製造機によって調合、加工され、販売所にて消費者に販売される濃縮物。③液体食品または食品法に従った補助食品。

A. 飲料種別の課税内容

飲料に対する物品税は、砂糖を含むか否かで課税内容が異なる。砂糖を含む飲料には、価格に基づく従価税と、砂糖含有量に従った従量税の双方が課される。一方、砂糖を含まない飲料については、価格に基づいた従価税のみが課される。従価税は以下の表に従い課税される。

なお、物品税種02.02(2)に関する物品税局告示の条件に従った栄養成分等を添加した飲料（Functional Drink）、02.03(2)または02.03(3)に関する物品税局告示の条件に従った果物および野菜ジュースは、従課税率の権利取得申請書を提出（減免申請）することにより、表内記載の従価税が適用される。これらの告示には、飲料の種類、原材料の条件等が設定されている。⁴

表5.3-1 飲料にかかる物品税率(従価税)⁵

| 物品税種 | 品目名 | 従価税(%) |
|-------|---|--------|
| 02.01 | 砂糖または他の甘味料を添加せず、フレーバーも加えていない人工ミネラルウォーター、ソーダー水、炭酸飲料。 | 14 |
| 02.02 | 砂糖または他の甘味料を添加し、またはフレーバーを添加したミネラルウォーター、ソーダー水、炭酸飲料。ただし、02.03種に従った果物野菜ジュースは含まない。 例) 炭酸飲料、エナジードリンク、ミネラル飲料、ツバメの巣飲料等 | |
| | (1) 砂糖または他の甘味料を添加し、またはフレーバーを添加したミネラルウォーター、ソーダー水、炭酸飲料。ただし、02.03種に従った果物野菜ジュースは含まない。 | 14 |
| | (2) 栄養素および他の物質を添加し、食品法に従い食品登録番号を取得しているその他の飲料。電解質飲料、カフェイン含有飲料などラベルに文言の記載が求められるものは含まない。 | 10 |
| 02.03 | 発酵せずアルコールも添加されていない果物および野菜ジュース。砂糖または甘味料を含むか否かは問わない。 | |
| | (1) 発酵せずアルコールも添加されていない果物および野菜ジュース。砂糖または甘味料を含むか否かは問わない。 | 10 |
| | (2) 物品税率が0%とされる規定・方法・条件に従った、発酵せずアルコールも添加されていない果物および野菜ジュース。砂糖または甘味料を含むか否かは問わない。 | 0 |
| | (3) 栄養素またはその他の物質を添加し、食品法に基づき食品登録番号を取得している発酵せずアルコールも添加されていない果物および野菜ジュース。 | 3 |
| 02.04 | 販売所にて消費者に販売される飲料製造機（ディスペンサー）用の濃縮物。 例) コーラー飲料の原液、濃縮オレンジジュース等 | 0 |

³ 2017年物品税法 <https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjcz/~edisp/uatucm273088.pdf>

2017年物品税法解説<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjk4/~edisp/uatucm298930.pdf>

⁴ 02.02(2)物品税局告示「栄養素及びその他の物質を添加したその他の飲料の従価税率における納税原則、方法および条件」

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17229126.pdf>

02.03(2)物品税局告示「果実のジュース及び野菜のジュースの従価税率0%における納税原則、方法及び条件」

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17229124.pdf>

02.02(3)物品税局告示「栄養素及びその他の物質を添加した果実のジュース及び野菜のジュースの従価税率における納税原則、方法および条件」

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17229125.pdf>、物品税局への電話によるヒアリング調査 Tel. 02-241-5600

⁵ 財務省省令 物品税率の規定(2017年) <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/111.PDF>

財務省省令 物品税率の規定(2019年) (第8版) <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17107141.pdf>

財務省省令 物品税率の規定(2022年)(第28版) https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/A/060/T_0010.PDF

イ. 砂糖税(従量税)の課税⁶

砂糖税は、国民の過剰な砂糖摂取を抑制することを目的に、2017年に導入された制度である。砂糖税は、飲料に含まれる砂糖の量に応じて課税される。対象となるのは、砂糖を含む飲料である物品税種02.02、02.03、02.04である。これらの飲料を販売する際には、砂糖税算出のため、物品税局に対し飲用サンプルを提出のうえ、砂糖含有量の検査を申請する必要がある。当該申請は、希望小売価格を申請する15営業日以上前に行うことが求められる。砂糖税の課税率は次の通り。砂糖税の税率は段階的引き上げの最終段階に移行しており、2026年1月現在、追加的な税率引き上げに関する検討は行われていない。

表5.3-2 飲料にかかる砂糖含有量に基づいた物品税の課税率（従量税）⁷

単位：パーツ/リットル

| 物品税種 | 100ミリリットル当たりの飲料に含まれる砂糖の量 | 2019年10月～ 2023年3月 | 2023年4月～ 2025年3月※ | 2025年 4月以降 |
|-----------------|--------------------------|----------------------|----------------------|---------------|
| 02.02, 02.03 | 砂糖の含有無し又は6グラム以下 | 0 | 0 | 0 |
| | 6グラム超～8グラム以下 | 0.1 | 0.3 | 1 |
| | 8グラム超～10グラム以下 | 0.3 | 1 | 3 |
| | 10グラム超～14グラム以下 | 1 | 3 | 5 |
| | 14グラム超～18グラム以下 | 3 | 5 | 5 |
| | 18グラム超 | 5 | 5 | 5 |
| 02.04 | 砂糖の含有無し又は6グラム以下 | 9 | 9 | 9 |
| | 6グラム超～8グラム以下 | 10 | 12 | 16 |
| | 8グラム超～10グラム以下 | 12 | 16 | 30 |
| | 10グラム超～14グラム以下 | 16 | 30 | 44 |
| | 14グラム超～18グラム以下 | 30 | 44 | 44 |
| | 18グラム超 | 44 | 44 | 44 |

備考：※当初2021年10月から税率の引き上げの予定が、新型コロナウイルス感染症の流行や飲料事業者の経済的負担を軽減することを理由として、延期され、2023年4月から税率引き上げが実施された。

ウ. 飲料における物品税の計算⁸

飲料に対する物品税は、従価税および従量税（砂糖税）の合算により算定される。

1. 従価税額 = 希望小売価格(VAT抜き) × 従価税率
2. 従量税額 = 砂糖含有量に応じた単位税額 × 数量(リットル)
3. 物品税額 = 従価税額 + 従量税額

なお、砂糖を含まない飲料については、従量税は課されず、従価税のみが適用される。

6,8 セミナー「飲料への物品税の方向」参考資料

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mzy0/~edisp/uatucm364374.pdf>

7 財務省省令 物品税率の規定（2017年） <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/111.PDF>

財務省省令 物品税率の規定（2019年）（第8版） <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17107141.pdf>

財務省省令 物品税率の規定（2022年）（第28版） <https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/4262>

9 2017年物品税法

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjcz/~edisp/uatucm273088.pdf>

Ⅰ. 飲料における物品税関連の一連の流れ

まず、物品税局に物品税の納税義務者となる事業者としての登録（物品税登録）を行う。そして、当該飲料の区分に応じて、減免措置の適用対象となる場合は、申請を行う。その後、従量税額の算定基礎資料とするため、砂糖含有量の検査を申請し、検査結果を取得する。検査結果を取得した後、事業者は希望小売価格を申告する。同申告書には、砂糖含有量を記載する必要がある。これらの手続きを経て、納付すべき物品税額が算定される。物品税は、輸入時に税関にて関税と同時に納付する。また物品税種0201 および 0202 に該当する飲料については、物品税納付を示す印紙を容器に貼付することが必要である。当該印紙は、通関手続および税金の納付完了後に取得する。詳細については、ポータル制度調査「清涼飲料水」のページを参照されたい。

5.3.3 酒類に課せられる物品税⁹

酒類とは、2017年物品税法において、酒として飲用できるもの、またはそのままでは飲用できなくとも他の液体と混合することにより酒として飲用できるものをいう。ただし、同法上「飲料」に該当するアルコール度数0.5%以下の飲料は、酒類には含まれない。酒類には従量税および従価税の双方が課される。

表5.3-3 酒類に課せられる物品税¹⁰

| 物品税種 | 品目 | 従価税 レート (%) | 純アルコール 1 L あたりの従量税 レート (パーツ) |
|---------------|--|-------------------|------------------------------------|
| 13.01 | (1) 醸造酒 | | |
| | (ア) ビール | 22 | 430 |
| | (イ) ブドウから作られたワインおよびスパークリングワイン | 5 | 1,000 |
| | (ウ) ブドウまたはブドウから作られたワインが含まれている果実酒（アルコール度数7度超） | 0 | 900 |
| | (エ) (ア)、(イ)、(ウ)以外のもの | | |
| | 1) サトーなどの地酒及び砂糖又は米が原料の醸造酒（アルコール度数7度以下） | 0 | 150 |
| | 2) 蒸留酒を混合した醸造酒（アルコール度数7度超） | 10 | 255 |
| 13.02 | 3) 1)、2) 以外の醸造酒 | 10 | 150 |
| | (2) 蒸留酒 | | |
| | (ア) スラークオー（輸入酒は該当なし） | 2 | 155 |
| | (イ) (ア)以外のもの | | |
| | 1) サームタップ酒 | | |
| | ① 工業・医療・医薬品・科学産業に使用されるもの | 0 | 0 |
| ② 加工用原料 | 0 | 0 | |
| ③ ①、②以外の用途のもの | 0 | 6 | |
| 2) 1)以外のもの | 20 | 255 | |

備考：醸造酒の（イ）～（エ）の物品税率については、2024年2月23日を施行日として、タイの観光・消費支出促進を目的として調整された税率¹¹。

10 財務省省令 物品税率の規定(2017年)(第2版) <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/113.PDF>

11 財務省省令 物品税率の規定(2024年)(第39版) <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/21011.pdf>

12 酒税税率及び計算方法

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mzuz/~edisp/uatucm353763.pdf>

物品税局への電話によるヒアリング調査を基に作成

オ. 酒類における物品税の計算¹²

酒類に対する物品税は、従価税および従量税の合算により算定される。この物品税額を基礎として、内国税、健康振興基金負担金、公共TV税などが課される。

物品税 = (A)従価税 + (B)従量税

(A)従価税 = 希望小売価格(VAT抜き) × 従価税レート(%)

(B)従量税 = 容量(L) × アルコール度数 × 従量税レート(パーツ) ÷ 100

酒類における物品税の計算例：

例として以下の酒類を販売する際の酒税を計算する。

希望小売価格(税抜き)：500パーツ 容量：750ml アルコール度数：12度

アルコール飲料の種類：日本酒(醸造酒。蒸留酒を混合していないもの)

物品税計算に適用されるレート：

希望小売価格(税抜き)に適用される従価税レート：10%

純アルコール1Lあたりの従量税レート：150パーツ

計算式：

(A) 従価税 = 希望小売価格(500パーツ) × 従価税レート(10%) = 50パーツ

(B) 従量税 = 容量(0.75L) × アルコール度数(12度) × 純アルコール1Lあたりの従量税レート(150パーツ) ÷ 100
= 13.5パーツ

物品税 = (A)従価税(50パーツ) + (B)従量税(13.5パーツ) = 63.5パーツ

本例における物品税額は63.5パーツとなる。

その他の諸税：

- ① 内国税 = 物品税の10%
- ② 健康振興基金負担金 = 物品税の2%
- ③ 公共TV税 = 物品税の1.5%
- ④ スポーツ開発基金負担金 = 物品税の2%
- ⑤ 高齢者基金負担金 = 物品税の2%

カ. 酒類における物品税関連の一連の流れ

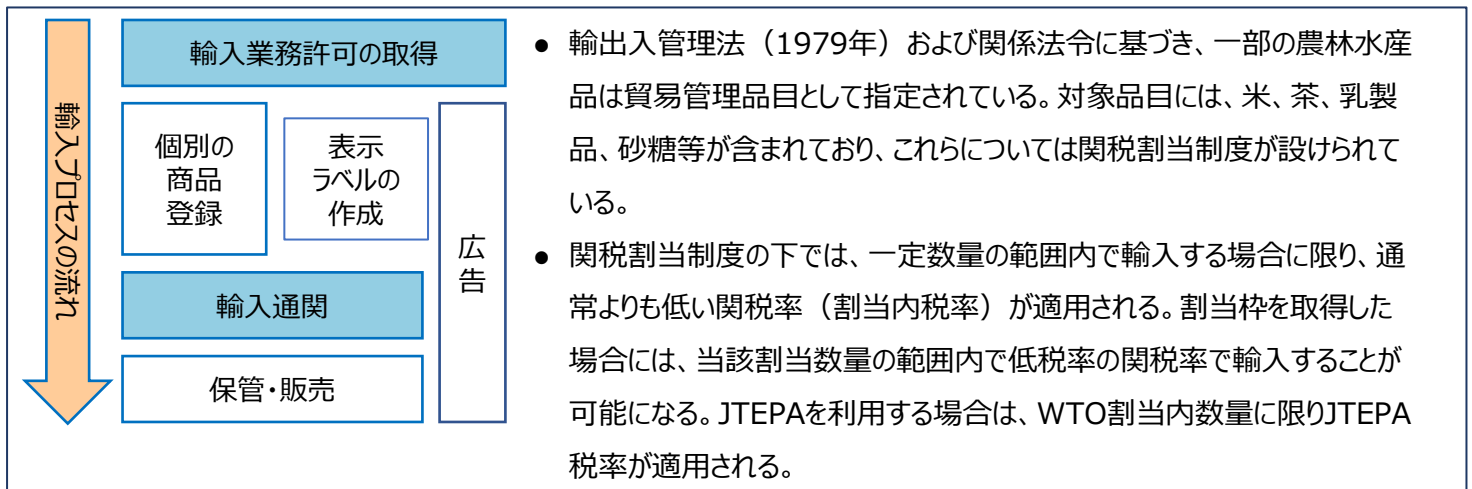
まず、物品税局に物品税の納税義務者となる事業者としての登録（物品税登録）を行い、第一種酒類販売許可証を申請する（物品税登録と同時申請可能）。次に、酒類のラベル使用承認を申請する。その後、物品税局に酒類の品質分析を申請するとともに、希望小売価格を申告する（品質分析の申請と希望小売価格の申告は、同時に行うことが可能）。これらの手続きを経て、納付すべき物品税額が算定される。物品税は、輸入時に税関にて関税と同時に納付する。また、タイ国内で販売される酒類には、物品税納付を示す印紙を容器に貼付する必要がある。当該印紙は、通関手続および税金の納付完了後に取得する。なお、上記手続きで取得した販売許可証、ラベル承認書、品質分析証明書は、酒類の輸入許可の申請時に必要である。詳細については、ポータル制度調査「アルコール飲料」のページを参照されたい。

この項目に関する問い合わせ先：

部署名：財務省 物品税局 / Ministry of Finance, The Excise Department

Tel: +66-2-241-5600-18 Website: <https://www.excise.go.th>

5.4 関税割当制度



5.4.1 商務省による貿易管理制度の概要¹

2026年時点で、商務省の輸入許可が必要な品目は魚粉(タンパク質含有量60%以下)である。輸入課徴金がかかる品目は魚粉(タンパク質含有量60%超)、飼料用のとうもろこし、大豆粕の3品目である。

以下の22品目は、低税率の関税での輸入を希望する場合は、WTO合意に基づく輸入関税の引下割当制度に従い、申請を行い、割当枠を取得しなければならない。設定される割当枠の量、条件は、品目によって異なり、輸入者は各品目の法令に従わなければならない。輸入の際には、割当枠内外共に、商務省外国貿易局または商務省が定める他の機関から発行されたWTOに基づく合意に従った納税権利取得証明書を関税局に提出しなければならない。

1. 牛乳、クリームおよびフレーバーミルク、2. 脱脂粉乳、3. ジャガイモ、4. たまねぎ、5. たまねぎの種、6. にんにく、7. ココナッツ、8. 乾燥リュウガン、9. コーヒー豆、10. コーヒー製品、11. 茶、12. こしょう、13. 飼料用とうもろこし、14. 米、15. 大豆、16. 乾燥ココナッツ果肉、17. 大豆油、18. パーム油およびパーム核油、19. ココナッツオイル、20. 砂糖、21. 大豆粕、22. 生糸

以下、米、茶、乳製品、砂糖の関税割当枠の申請プロセスを解説する。

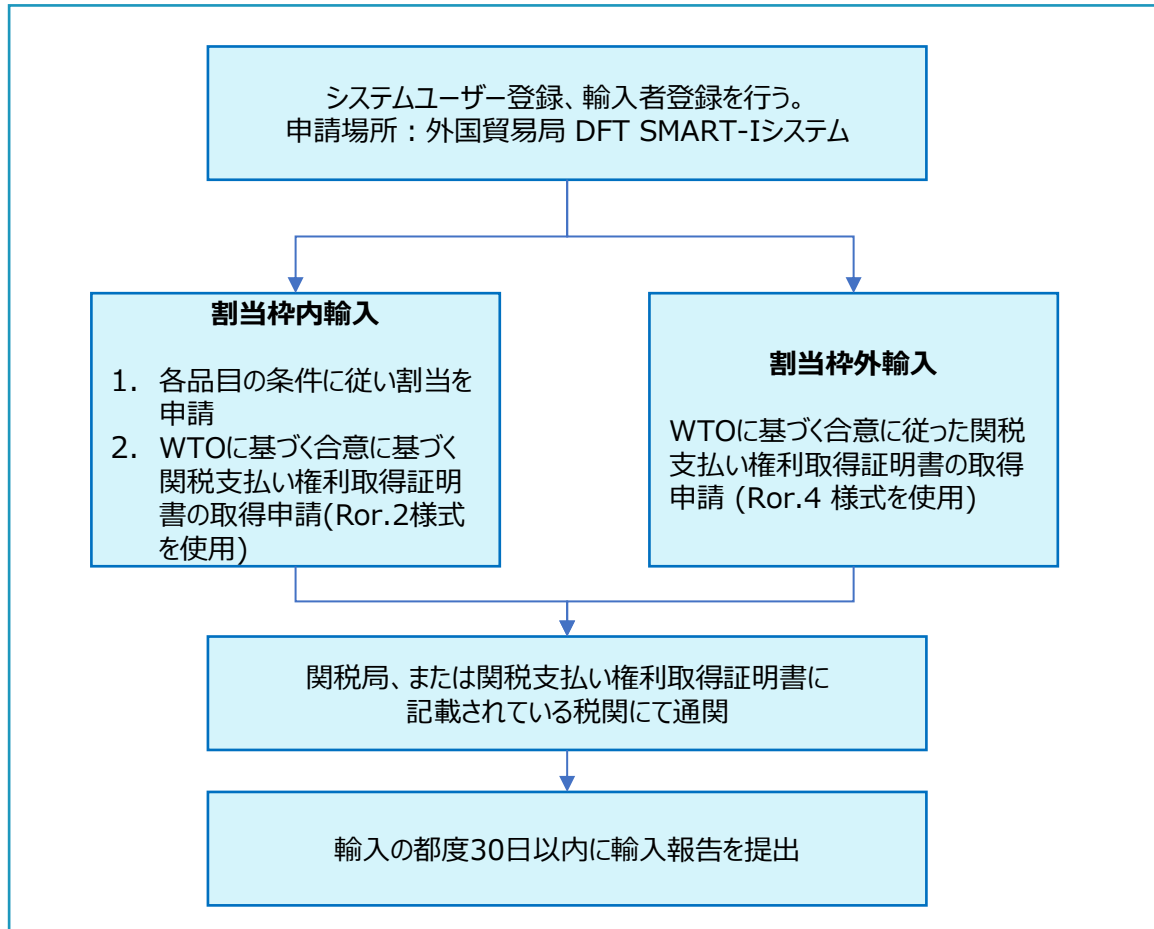
5.4.2 米、茶、乳製品の関税割当枠の申請プロセス²

はじめに外国貿易局のDFT SMART-Iシステム (<https://smart-1.dft.go.th>)から輸入者登録を行う。関税割当枠内、枠外のいずれで輸入を行うかにより、申請様式および手順が異なる。関税割当内の輸入では、定められた申請時期に関税割当を申請し、割当取得後、納税権利取得証明書を申請する。枠外の申請は申請時期は問われないため、必要に応じて関税支払い権利取得証明書を申請する。その後、それぞれの権利を用いて輸入をすることが可能となる。

¹ 商品輸出入法1979年 <https://www.dft.go.th/th-th/DFT-Service/Data-Service-Information/ProductMeasure-Import-Export/Detail-ProductMeasure-Import-Export/tagid/28>, 商務省告示「商品の輸入(第111版)」1996年1月26日付 <https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/2241/-111-2539-26-2539>, 商務省外国貿易局ウェブサイトページ「輸出入規制がある商品」<https://www.dft.go.th/th-th/dft-service-data-import-export>

² 商務省外国貿易局ウェブサイト(<https://www.dft.go.th>)情報、同局への電話によるヒアリング調査を基に作成

図5.4-1 米、お茶、乳製品の商務省申請プロセスの概要



5.4.3 米の輸入管理³

この項目における米は、HSコード1006.10.10, 1006.10.90, 1006.20.10, 1006.20.90, 1006.30.30, 1006.30.40, 1006.30.50, 1006.30.60, 1006.30.70, 1006.30.91, 1006.30.99, 1006.40.10, 1006.40.90に該当する品目を指す。米の輸入は、商務省告示2006年「商品の輸入(第111版)」及び改正版に従い、商務省外国貿易局への申請が求められる。関税は、WTO合意に基づく輸入関税率の引下げが設定されており、輸入関税割当内では30%、割当外は52%と設定されている。年間の関税割当は24万9,757トンである。以下、関税支払い権利取得証明書の申請について記載する。

ア. 関税割当枠内の輸入

輸入者は米取引を目的とする法人であり、国内取引局から米取引業許可書（種類：輸入）を取得し、商務省外国貿易局に輸入業者として登録をしている必要がある。割当内関税支払い権利取得証明書の申請書は、外国貿易局DFT SMART-Iシステム (<http://smart-1.dft.go.th/>)から提出する。割当が行われる数量は各回8万3,252.33トンであり、年間3回に分けて申請受付が行われ、輸入業者あたり各回100トンを上限に申請できる。申請量の受け付けは先着順 (first come first served)で行われる。この証明書の有効期限は発行日から15日間、ただし、発行各回の最終日まで。

第1回 1月1日～4月30日

第2回 5月1日～8月31日

第3回 9月1日～12月31日

³ 外国貿易局資料 国際協定上の義務に基づく輸入2025年版
<https://www.dft.go.th/ebook/View-Content/ArticleId/29422>

必要書類：

1. 事業開発局発行の法人登録証明書コピー（6か月以内に発行のもの）
2. 国内取引局発行の米取引業許可書（種類：輸入）コピー
3. 植物検疫証明書（Phytosanitary Certificate）コピー
4. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー
5. インボイスコピー
6. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか

イ. 関税割当枠外の輸入

輸入者は、法人又は個人(個人の場合、商業登録書を持っている必要)で、商務省外国貿易局に輸入業者として登録(年次)している必要がある。外国貿易局DFT SMART-Iシステム (<http://smart-1.dft.go.th/>)から割当外関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイスコピー
2. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー

なお、米については、1946年コメ取引法に基づき、コメ取引許可証の取得事業者（輸出/輸入/精米/米仲介/卸売/米集荷）は、毎月の取引状況を商務省国内取引局（DIT）に報告する義務がある⁴。報告は、月次米取引報告書（Kor.Khor.16）を用いて翌月7日までに行う。報告内容は、米の種類別の月初在庫、受入、販売、加工、月末在庫量である。DITの窓口、郵送、オンライン報告システムにて報告する。

5.4.4 茶の輸入管理⁵

茶とは、ここでは茶葉及び粉末茶を意味する。インスタントティーは含まない。輸入割当枠の対象となる茶葉と粉末茶のHSコードは以下の通りである。

表5.4-1 関税割当枠が設定される茶のHSコード

| 品目 | HSコード |
|----|--|
| 緑茶 | 0902.10.10.001, 0902.10.10.501, 0902.10.90.001, 0902.10.90.090, 0902.10.90.501, 0902.20.10.001, 0902.20.10.090, 0902.20.10.501, 0902.20.90.001, 0902.20.90.090, 0902.20.90.501 |
| 紅茶 | 0902.30.10.001, 0902.30.10.090, 0902.30.10.501, 0902.30.90.001, 0902.30.90.090, 0902.30.90.501, 0902.40.10.001, 0902.40.10.090, 0902.40.10.501, 0902.40.90.001, 0902.40.90.090, 0902.40.90.501 |

割当枠外の輸入関税率は90%となっているが、枠内の輸入者はWTO合意に基づく輸入関税引下げに従い30%で輸入することができる。関税割当量は年間625トンである。以下、2024年～2026年の茶のWTO協定に基づく割当条件および関税支払い権利取得証明書の申請について記載する。

4 2017年1946年コメ取引法に基づく運営委員会告示第150号<https://law.dit.go.th/Upload/Document/b9018b3f-155b-472e-8e2e-8bc26fd3982e.pdf>
 英語：<https://www.dit.go.th/media/hsuilfmj/a51fa837-c649-4548-90b2-de039c80595f.pdf>

月次米取引報告書提出システム <https://ricetrade.dit.go.th/>

5外国貿易局資料 国際協定上の義務に基づく農産品輸入2025年版<https://www.dft.go.th/ebook/View-Content/ArticleId/29422>

商務省規則「2024年から2026年の茶のWTO 下の農業協定に基づく割当内の関税支払い権利取得証明書の発行」

<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/27394/27394>

ア. 関税割当枠内の輸入

輸入者は茶の取引又はあらゆる種類の農産物の取引を目的とする法人であり、商務省外国貿易局に輸入業者として登録している必要がある。外国貿易局のDFT SMART-Iシステムから割当配分申請を提出し、外国貿易局による割当結果発表に基づいた輸入量の割当枠を取得する。割当配分の申請受付は、年3回行われる。

第1回 割当する年の前年の12月1日から10営業日以内に提出（商務省規則公布初年度のみ官報に掲載された翌日から10営業日）

第2回 割当する年の6月10日から10営業日以内に提出

第3回 割当する年の10月10日から10営業日以内に提出

第1回目の割当は、2グループに分けて行われる。

輸入実績のあるグループ：全体の70%（437.50トン）を、割当該当年の前年6月から起算して過去36カ月にWTO協定に基づく輸入実績がある法人に対し、各申請者の過去36カ月の輸入実績に比例配分して割り当てられる。ただし、各申請者の申請量を上限とする。

一般のグループ：一般の法人又はWTO協定に基づく輸入実績がない法人に対し、30%（187.50トン）の量が、申請量に比例配分して割り当てられる。

第2回目、第3回目は、それぞれ前の回の割り当て後残量及び返納通知量について、各申請者の申請量に比例配分して割り当てられる。

割当取得後、DFT SMART-Iシステムから割当内関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー

イ. 関税割当枠外の輸入

輸入者は法人又は個人（個人の場合、商業登録書を持っていること）であり、商務省外国貿易局に輸入業者として登録（年次）している必要がある。輸入業者として登録された後、外国貿易局のDFT SMART-Iシステムから割当外関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー

5.4.5 乳製品の輸入管理⁶

タイは国内の原乳生産が不足しているため、乳製品を国外から輸入しており、脱脂粉乳が、練乳、ヨーグルト生産および他の食品生産に使用されている。輸入許可を申請しなければならない乳製品、それぞれの割当量および税率は以下の通りである。

表5.4-2 関税割当枠が設定される乳製品のHSコード

| 品目 | HSコード |
|---|--|
| ミルク及びクリーム： 濃縮されておらず、砂糖又は他の甘味料が添加されていないミルク及びクリームを指す。 | 0401.10.10, 0401.10.90, 0401.20.10, 0401.20.90, 0401.40.10, 0401.40.20, 0401.40.90, 0401.50.10, 0401.50.90 |
| フレーバーミルク飲料： 調味された乳飲料を指す。 | 2202.91.00.001, 2202.99.10.000, 2202.99.20.001, 2202.99.40.001, 2202.99.50.001, 2202.99.90.001, 2202.99.30.000 |
| 脱脂粉乳： 濃縮された、または砂糖もしくは他の甘味料が添加されたミルク及びクリームを意味する。粉末状、粒状または他の形態の固形物に限る。脂肪分は重量における1.5%以内とする。 | 0402.10.41, 0402.10.42, 0402.10.49, 0402.10.91, 0402.10.92, 0402.10.99 |

表5.4-3 乳製品のWTO合意に基づく関税割当

| 品目 | 関税率(%) | | 数量※ 割当枠内(トン) |
|------------|------------------|------|-----------------|
| | 割当枠内 | 割当枠外 | |
| ミルク及びクリーム | 20 | 41 | 2,372.24 |
| フレーバーミルク飲料 | 20 | 84 | 27.26 |
| 脱脂粉乳 | 20 (実際の課税は5%) | 216 | 55,000 |

ア. 関税割当枠の取得方法

ミルク及びクリーム、フレーバーミルク飲料、脱脂粉乳の割当申請の受け付けは、年間3回に分けて行われる。申請月の翌月に審査が行われる。割当配分結果の発表時期は規定されていないが過去のケースでは約2～3か月後に発表されている。

第1回：10月申請書提出

第2回：5月申請書提出

第3回：8月申請書提出

A. ミルク及びクリーム

ミルク及びクリームの輸入割当は、3つのグループに分け実施される。1つ目のグループは、ミルク及びクリームを原料として使用している工場であり全体の50%が割り当てられる。2つ目のグループは工場以外の輸入業者(うち前年に輸入実績がある者)であり全体の45%が割り当てられる。3つ目のグループは工場以外の輸入業者(うち前年に輸入実績が無い者)であり全体の5%が割り当てられる。関税割当枠申請の必要書類は以下のとおり⁷。

－申請者から畜産局宛の送付状および月別輸入計画書（様式自由）

－ミルク及びクリームの輸入申請書

－商務省事業開発局発行の法人登記証明書の写し（6か月以内に発行されたもの）。現在、ミルク及びクリームの輸入・製造・販売・加工等の関連事業を実際に行っていることを証明する資料を併せて提出すること。

⁶国際協定上の義務に基づく農産品輸入2025年版<https://www.dft.go.th/ebook/View-Content/ArticleId/29422>、畜産局畜産奨励開発課への電話(Tel.02-653-4469)によるヒアリング調査、商務省規則「2026-2028年ミルク、クリーム、フレーバーミルクのWTO 下の農業協定に基づく割当て内の関税支払い権利取得証明書発行原則、方法、条件」<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/29834/29834>、商務省規則「2026-2028年脱脂粉乳のWTO 下の農業協定に基づく割当て内の関税支払い権利取得証明書発行原則、方法、条件」<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/29833/29833>
⁷ https://drive.google.com/drive/folders/1H1b9gX17DJI1qrurTB_VEV-sqQYFev1g

- 食品医薬品委員会事務局（FDA）発行の食品輸入許可書（Orr.7）写し
- FDA発行の食品製造許可書（Orr.2）写し
- FDA発行の食品レシピ登録証明書（Orr.18）、食品登録証明書（SorBor.5/1）、食品詳細通知書（SorBor.7/1）写し
- 輸入する製品の写真
- 工業省発行の工場操業許可証（Ror.Ngor.4）の写し（製造用の原材料として輸入する場合）

B. フレーバーミルク飲料

前年に輸入実績がある割当申請者にまず割り当てられ、余剰分が輸入実績がない割当申請者に割り当てられる。余剰分の割当方法は先着順(First come, First served)である。輸入実績がない事業者は余剰分を超えない範囲で外国貿易局に輸入申請をすることができる。関税割当枠申請の必要書類は以下のとおり⁸。

- 申請者から畜産局宛の送付状および月別輸入計画書（様式自由）
- フレーバーミルク飲料の輸入申請書
- FDA発行の食品輸入許可書（Orr.7）写し
- FDA発行の食品レシピ登録証明書（Orr.18）、食品登録証明書（SorBor.5/1）、食品詳細通知書（SorBor.7/1）写し
- 商務省事業開発局発行の法人登録証明書写し（6カ月以内に発行されたもの）。現在、フレーバーミルク飲料の輸入・製造・販売・加工等の関連事業を実際に行っていることを証明する資料を併せて提出すること。
- 輸入する製品の写真

C. 脱脂粉乳

脱脂粉乳の輸入割当は、2つのグループに分け実施される。

1つ目のグループは、タイ国内の酪農家から生乳を購入している事業者であり、全体の80%の量が割り当てられる。

2つ目のグループは、タイ国内の酪農家から生乳を購入していない一般事業者であり、残りの20%の量が割り当てられる。これらの事業者は輸入した脱脂粉乳を乳製品の加工又は関連する食品製造に使用している。

関税割当枠申請の必要書類は以下のとおり⁹。

- 申請者から畜産局宛の送付状（様式自由）
- 脱脂粉乳の輸入申請書
- 工業省発行の工場操業許可証（Ror.Ngor.4）写し
- 食品医薬品委員会事務局発行の食品製造許可書（Orr.2）写し
- 食品医薬品委員会事務局発行の食品登録証明書（SorBor.5/1）又は食品レシピ登録証明書（Orr.18）写し
- 商務省事業開発局発行の法人登録証明書写し（6カ月以内に発行されたもの）。現在、脱脂粉乳の輸入・製造・販売・加工等の関連事業を実際に行っていることを証明する資料を併せて提出すること。
- 1年間の輸入計画
- 輸入する製品の写真

⁸ https://drive.google.com/drive/folders/1H1b9gX17DJI1qrurTB_VEV-sqQYFev1g

⁹ <https://drive.google.com/drive/folders/1g0hlpPfumIUWgRCTXSUzE52JbB3Q0nL>およびDLD畜産振興開発課への電話確認

イ. 関税支払い権利取得証明書の申請

A. 関税割当枠内の輸入

輸入者は法人であり、商務省外国貿易局に輸入業者として登録している必要がある。外国貿易局の割当て結果発表（割当は農業・協同組合省牛乳及び乳製品委員会により実施される。）に基づき、割当取得後、外国貿易局のDFT SMART-Iシステム(<http://smart-1.dft.go.th/>) から関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー

B. 関税割当枠外の輸入

輸入者は法人又は個人（個人の場合、商業登録書を持っている必要）であり、商務省外国貿易局に輸入業者として登録（年次）している必要がある。外国貿易局のDFT SMART-Iシステムから関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー

5.4.6 砂糖の輸入管理¹⁰

この項目における砂糖は、サトウキビまたは甜菜（ビート）から得られる糖、および化学的に純粋な固形ショ糖を指し、HSコード1701.12.00、1701.13.00、1701.14.00、1701.91.00、1701.99.10、1701.99.90 に該当する品目を指す。本品目には、WTO協定に基づく関税割当が適用される。年間の関税割当数量は13,760トンに設定されており、割当枠内輸入については65%、割当枠外輸入については94%の関税率が適用される。ただし、JTEPAを利用する場合には、割当枠内輸入に限り関税率は0%となる。なお、砂糖をタイへ輸入する際には、関税割当枠の内外を問わず、事前に工業省所管のサトウキビ・砂糖委員会事務局（OCSB）から「砂糖の関税支払い権利取得証明書」を取得しなければならない。以下、2024年～2026年の砂糖のWTO協定に基づく関税支払い権利取得証明書の申請について記載する。

ア. 関税割当枠の取得方法

枠内申請者は法人に限られ、かつ事前にOCSBの電子システム（<http://license.ocsb.go.th/>）において砂糖輸入業者として登録されている必要がある。砂糖は、米など他の品目のように外国貿易局ではなく、OCSBにて登録する必要があることに留意が必要。割当は先着順（First come, first served）により、年間の割当総量に達するまで配分される。申請受付は毎年1月1日から開始される。

¹⁰外国貿易局資料「国際協定に従った農産物輸入」2025年版<https://www.dft.go.th/ebook/View-Content/ArticleId/29422>
商務省規則「2024～2026年のWTO農業協定に基づく義務に従った砂糖の関税支払い権利取得証明書の発行」<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/27326/-WTO-1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16-17-18-19-20-21-22-23-24-25-26-27-28-29-30-31-32-33> およびOCSB、関税局に電話確認

イ. 関税支払い権利取得証明書の申請

関税支払い権利取得証明書の申請は、枠内・枠外を問わず、OCSBの電子システム (<http://license.ocsb.go.th/>) を通じて行う。割当枠内の場合は法人のみが申請可能であり、割当枠外の場合は法人または個人が申請できる。JTEPAを利用する場合は、申請時にJTEPA様式を選択して申請する必要がある。OCSBの営業時間内に申請した場合、原則として1営業日以内に証明書が発行され、通常は申請当日に発行されることが多い。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券 (B/L) または航空運送状 (Air Waybill) の写し、またはその他の輸送証明書類
3. 原産地証明書 (Certificate of Origin: C/O) の写し、またはWTO加盟国が原産地であることを示すその他の証拠書類
4. 梱包明細書 (Packing list) の写し (もしあれば)
5. 商品およびパッケージの写真 (もしあれば)
6. 砂糖分析表 (Sugar Analysis) (もしあれば)

なお、証明書に記載される数量の上限は、割当枠内の場合は先着順で割り当てられた数量の範囲内とされ、割当枠外の場合は申請数量のとおり発行される。証明書の有効期間は、枠内・枠外いずれの場合も発行日から30日間であるが、割当枠内税率に係る証明書については、発行日が属する年の12月31日を超えてはならない。証明書の受領者は、輸入の都度、輸入日から30日以内にOCSBへ輸入報告を行う義務がある。なお、割当結果は公表されていないが、OCSBによれば、これまで割当数量が上限に達した事例はないとのことである。

5.4.7 関税割当品目輸入における日タイ経済連携協定の活用¹¹

上記の米、茶、乳製品、砂糖共に、JTEPA(日タイ経済連携協定)を活用することにより、枠内輸入関税を0%にまで引き下げることができる。(割当枠外の場合は、JTEPAを利用することは不可)。適用を受けるためには、日本からの「特定原産地証明書」とタイ国商務省外国貿易局(砂糖の場合は、OSCB)発行の「全部または一部の免税権利取得証明書」(様式Tor.2)が輸入時に必要。

表5.4-4 WTO合意に基づく関税割当・JTEPA税率

| 品目 | WTO関税率(%) | | 数量※ 割当枠内(トン) | JTEPA 割当枠内に限る |
|------------|------------------|------|-----------------|------------------|
| | 割当枠内 | 割当枠外 | | |
| 米 | 30 | 52 | 249,757 | 0 |
| 茶 | 30 | 90 | 625 | 0 |
| ミルク及びクリーム | 20 | 41 | 2,372.24 | 0 |
| フレーバーミルク飲料 | 20 | 84 | 27.26 | 0 |
| 脱脂粉乳 | 20 (実際の課税は5%) | 216 | 55,000 | 0 |
| 砂糖 | 65 | 94 | 13,760 | 0 |

11 商務省告示「日本・タイ経済連携協定(JTEPA)での WTO下の農産物協定に基づく農産物の輸入の取り扱いについて」
<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/2271/-2550-31-2550-1>、関税局告示「日本原産品の関税撤廃および引き下げ」
http://www.customs.go.th/data_files/13954632b4a562dc7acc19138451cf46.pdf、
 第2版<http://itd.customs.go.th/igt/uploads/files/Notif/71240F2/JTEPA%20%202/JTEPA%20%202.pdf>
 外国貿易局資料「国際協定に従った農産物輸入」2025年版<https://www.dft.go.th/ebook/View-Content/ArticleId/29422>

この項目に関する問い合わせ先：

国際合意に基づいた農産物輸入関税割当申請

外国貿易局合意品目および通商規制運営課

Tel: +66-2-547-4733, +66-2-5287500-29 E-mail: dftntms@gmail.com

外国貿易局米取引運営課(米関連) Tel. +66-2-547-4820 E-mail: grn_info@moc.go.th

畜産局畜産振興開発課 (乳製品関連)

Tel: +66-2-6534469, +66-2-653-4444 E-mail: Rommanee.s@dld.go.th

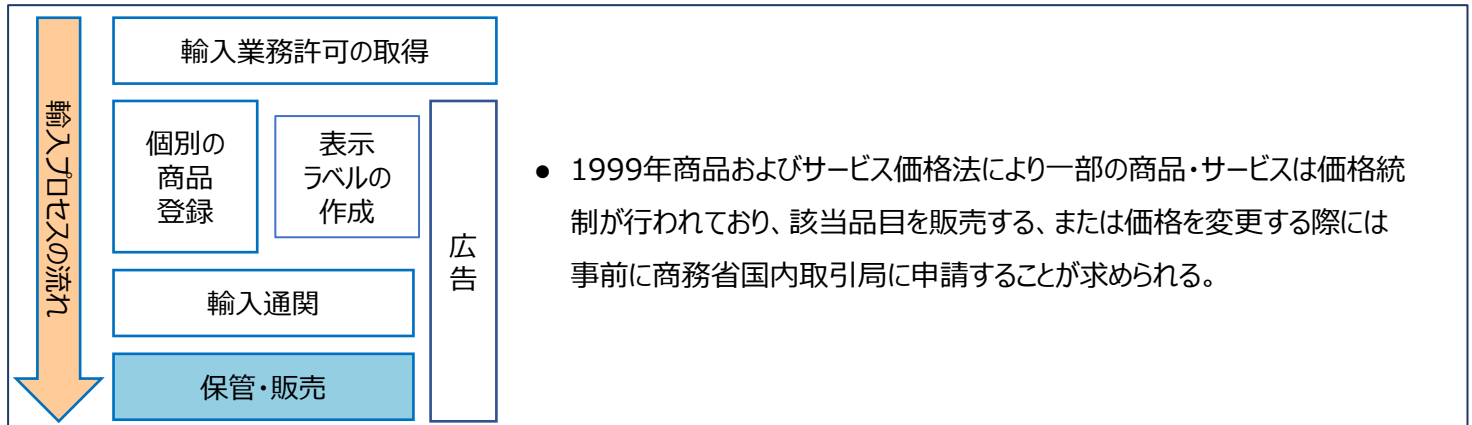
輸出入許可申請・WTO合意に基づく農産物輸入における関税支払い権利証明申請

外国貿易局 海外取引運営事務局 Tel: +66-2-547-4755 E-mail: eximdft@dft.go.th

米取引営業許可書申請 国内取引局 農産物取引奨励課1 Tel: +66-2-507-6183, +66-2-507-5898

サトウキビ・砂糖委員会事務局 (砂糖関連) 許可証・証明書申請システム Tel: +66-2-354-3443

5.5 価格統制制度



5.5.1 価格統制制度の概要¹

タイ政府は、商品およびサービス価格が急激に値上がりすることなく、タイ国内の消費に十分な量の商品が提供され、タイ国民が商品およびサービス価格において公正な対応が受けられるよう、1999年商品およびサービス価格法を公布した。管轄機関は商務省国内取引局の商品・サービス価格中央委員会である。同委員会は管理商品およびサービスおよびそれらに使用される方策を定める役割を担っている。

5.5.2 商品・サービス価格中央委員会による管理品目検討基準²

同委員会では管理品目に設定するかどうか判断する基準を以下のように設定している。

1. 生活必需品である
2. 製造において資材として継続的に使用される
3. 生産者または販売者の数が少ない、適正な競争がない
4. 製造に必要な技術があり、投資コストが高く、新規参入者の参入が難しい
5. 価格が頻繁、または異常に変動する商品であり、時折品切れを起こす
6. 世界市場と連動しており、世界市場変動の影響を受ける

5.5.3 2024年7月時点の管理品目³

2024年7月から施行された商品・サービス価格中央委員会告示によると、11カテゴリー57品目（商品52品目、サービス5品目）が管理品目とされている。対象は農業資材、燃料、医療品、建築資材、農産物、サービス等と幅広く、食品カテゴリーは以下の14品目が管理品目となっている。それぞれの品目には対象となる品目の詳細および管理の目的が規定されている。

¹ 商品及びサービス価格法1999年 <https://law.dit.go.th/Upload/Document/8fe7088c-8c47-4580-ae4f-9a03a3cf076c.pdf>

² 商務省国内取引局 FAQ <https://www.dit.go.th/en/faq/general/general-questions/>

³ 2024年商品・サービス価格中央委員会告示 管理商品及びサービスの規定 <https://law.dit.go.th/Upload/Document/6d4f40b9-cb9e-4dd1-b948-627f8626eaf4.pdf>

表5.5-1 食品における管理品目の詳細

| | 食品名 | 対象食品の詳細 | 管理内容 |
|-----|-----------------------------|---|-------------------------|
| 1. | ニンニク | 輸入者、輸入ニンニク2,000トン以上の所有者 | 数量、保管場所の通知、在庫管理帳簿の作成 |
| 2. | 鶏・鶏肉 | 10万羽以上の養鶏者、1日当たり4,000トン以上の処理工場 | 数量、価格、保管場所の通知、在庫管理帳簿の作成 |
| 3. | 鶏卵 | 1日当たり10万個以上の鶏卵を所有する業者 | 数量、保管場所の通知 |
| 4. | ドリアン ^{1/} | 詳細規定無し | 詳細規定無し |
| 5. | 粉乳、液体乳製品 (飲むヨーグルトは含まない) | 粉乳：乳児用調整乳、乳幼児用フォローアップ調製乳、調味粉乳、全脂粉乳、脱脂粉乳の製造者、製造委託者、販売目的の輸入者、包装者、独占販売代理店 液体乳製品：牛乳・フレーバー牛乳、パステライズ・UHT・スタビライズによる熱殺菌を経た乳製品事業者 | 価格・製品に関する詳細の通知 |
| 6. | 植物及び動物由来の油脂(消費できるかどうかは問わない) | パーム油精製工場、バイオディーゼル(B100)生産者、パーム果実買取業者、パーム油保管業者、500トン/月以上パーム油を売買している事業者 | 数量、保管場所の通知、在庫管理帳簿の作成 |
| 7. | 砂糖 ^{2/} | 詳細規定無し | 詳細規定無し |
| 8. | 小麦粉 | 包装当たりの重量が50キロ以下の小麦粉の製造者、製造委託者、販売目的の輸入者、独占販売代理店 | 原価、価格、製品に関する詳細の通知 |
| 9. | マンゴスチン ^{1/} | 詳細規定無し | 詳細規定無し |
| 10. | リュウガン ^{1/} | 詳細規定無し | 詳細規定無し |
| 11. | 豚及び豚肉 | 500等以上を所有する飼養者、販売者、輸出者 | 数量、価格、保管場所の通知、在庫管理帳簿の作成 |
| 12. | 玉ねぎ | 400キロ以上輸入している輸入者 | 運搬の管理 |
| 13. | 包装された半加工食品 | インスタントヌードルの製造者、製造委託者、販売目的の輸入者、独占販売代理店 | 価格・製品に関する詳細の通知 |
| 14. | 密閉容器に包装された食品 | 1包装当たりの重量が500グラム以下のトマトソース・醤油・塩水・ミネラルウォーター・植物油の製造者、製造委託者、販売目的の輸入者、独占販売代理店 | 価格・製品に関する詳細の通知 |

備考：1/ ドリアン、マンゴスチン、リュウガンは、現時点では価格または数量を管理するべき状況にはないため条件が発表されていない。
2/ 砂糖は2023年に設定されていた工場価格が2024年に取り消されたが、まだ管理品目として扱われている。

5.5.4 管理品目価格の通知⁴

商品・サービス価格中央委員会が管理品目と定めた商品を販売したい、又は通知した販売価格を変更したい場合は、事前に販売価格の設定又は販売価格の調整申請をしなければならない。例えば、インスタントヌードルの販売価格は2022年8月25日に一部の製造業者からの申請に従い1パーツの値上げが認められ、その後他の製造者に対しても承認されている。

5.5.5 商品価格の設定・変更検討のための申請書類⁵

以下の書類の申請が求められる。

1. 自由様式の国内取引局局長宛書面。価格設定又は調整を申請する商品及びその理由を記述する。申請する商品の詳細も記載する。
2. 生産原価。様式は国内取引局が定めたものを使う。
3. 生産原価の元となる証拠書類又は商品に関する経費書類。原材料購入請求書、財務諸表等。様式は国内取引局が定めたものを使う。
4. 生産量、販売量、輸入量(新製品である場合は推測値。)

⁴ 商品及びサービス価格法1999年 <https://law.dit.go.th/Upload/Document/8fe7088c-8c47-4580-ae4f-9a03a3cf076c.pdf>

⁵ 商務省国内取引局商品価格・数量システム課への電話(Tel.02-507-5664)による聞き取り調査

5.5.6 許可プロセス⁶

1. 商務省国内取引局に書類を提出（郵送可）。申請手数料は発生しない。
2. 担当官が申請書類を検討。検討期間は15日以内（追加書類の要求があった場合はさらに15日延長される）。
3. 許可された場合、書面にて販売価格許可書が発行される。

この項目に関する問い合わせ先：

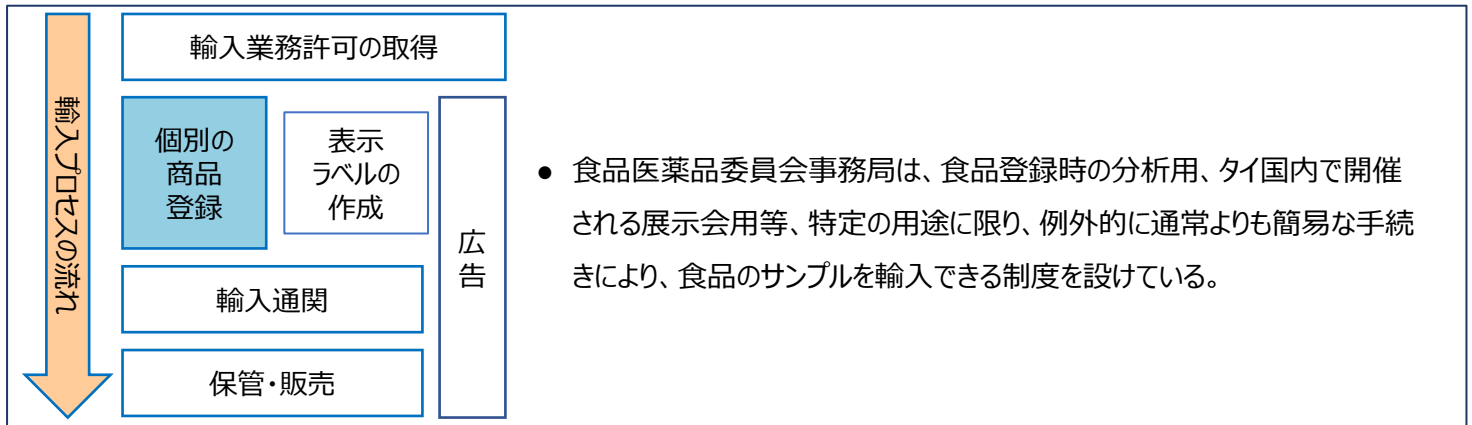
問い合わせ先： 商務省国内取引局商品価格・数量システム課

Tel. +66-2-507-5664

Website : <https://www.dit.go.th/th/>

⁶ 商務省国内取引局商品価格・数量システム課への電話(Tel.02-507-5664)による聞き取り調査

5.6 サンプル輸入制度



5.6.1 サンプル輸入制度の概要

通常より簡易な手続きにより食品のサンプル輸入を希望する場合、次の二つのいずれの様式により申請することができる。一つ目は「一時的食品輸入申請書」(Orr.12様式)であり、免税店での販売、輸出用の保税倉庫などへの保管、展示会での使用、輸出用製造等を目的とする一時的食品輸入に用いられる。二つ目は「食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請書」(Orr.16様式)であり、食品レシピの登録申請又は発注検討を目的とするサンプル輸入に用いられる。通常の輸入においては、食品製造施設に関するGMP製造基準適合証明書の提出、食品登録番号の取得が必要な場合も、これらの様式による申請が認められた場合には、当該要件が免除される。なお、1回の申請あたりの上限は20品目までと定められている。年間の申請件数または品目数についての明確な上限規定は設けられていない。以下、それぞれの申請手順、必要書類、手数料を解説する。

5.6.2 一時的食品輸入申請¹

一時的に食品を輸入する場合、1979年食品法第16条（1）に基づき、事前に許可を取得することが義務付けられており、その基準、方法、条件は関連省令の規定に従わなければならない。一時的食品輸入許可を取得することにより、免税店での販売、輸出用の保税倉庫での保管、展示会、輸出用の製造、学術研究などを目的とした輸入が可能となる。

なお、本制度を利用することができるのは、タイ国内で設立された法人に限られ、個人および他国の法人は利用することができない。

一時的食品輸入許可の申請手順²

事業者は、食品医薬品委員会事務局（FDA）の電子システムを通じて、一時的食品輸入申請書（Orr.12）を提出し、一時的食品輸入許可書（Orr.14）を取得する。

A. 情報システム利用登録手続き³

本許可申請は電子システムを通じて行う必要があるため、事業者は事前にFDA食品医薬品検査所部の情報システムの利用登録を行う必要がある。利用登録は、オンライン委任システムを通じ行う。手順は次のとおり。

¹ 保健省省令第3号 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509457459308535808&name=LawPage0203.pdf>

² 「一時的食品輸入許可」の申請手順(Orr.12様式)

<https://logistics.fda.moph.go.th/imported-for-other-purposes/application-for-permission-to-bring-or-order-food-into-the-kingdom>

³ システム使用のための委任状提出方法 <https://logistics.fda.moph.go.th/linking-authorize/online>

オンライン委任マニュアル <https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=781754729683361792&name=คู่มือมอบอำนาจออนไลน์.pdf>

1. Digital IDシステム (<https://thfda.cc/AUTHORITY>) またはThaIDアプリケーションシステム (<https://thfda.cc/AUTHORITY2>) によりユーザーアカウントを作成する。(国民ID番号、氏名、電話番号を入力)
2. 上記アカウントでログインし、利用申請者情報(国民ID番号/パスポート番号、電話番号、メールアドレス、委任開始日・終了日、利用希望システム等)を入力し、必要書類を添付のうえ申請する。

営業時間24時間以内に担当官による承認が行われる。

【必要書類】

1. 委任状(受任者1名につき30パーツの印紙貼付、消印および日付記入が必要)
2. パスポート写し(委任者が外国人の場合)

備考: 本手続きに手数料は発生しない。委任状1通で複数システムを選択可能。委任期間は1年以上の設定も可能(事業者の希望による)。

B. 輸入許可申請 (Orr.12) ⁴

1. ウェブサイト<https://privus.fda.moph.go.th/> にアクセスし、作成済みのDigital IDまたはThaIDアカウントでログインする。
2. 「Orr.12」システムを選択し、「一般施設」を選択する。
3. 「申請追加」を選択し、必要事項を入力し、必要書類を添付して送信する。
4. 申請完了後、システム上に「申請料支払待ち」と表示されるため、銀行振込またはWeb決済で申請料を支払う。
5. 支払完了後、ステータスは「申請提出済み」に変更され、担当官が審査を行う。(1申請につき審査は1営業日以内。1回の申請につき最大20品目まで。
 - ・追加説明を求められた場合は、追加資料を提出する。
 - ・承認された場合、「許可証発行手数料支払待ち」と表示されるため、手数料を支払う。)
6. 許可証手数料支払後、ステータスは「承認済み」となり、一時的食品輸入許可書(Orr.14)が印刷可能となる。また、承認後、自動的にLPI番号が発行され、税関への輸入申告に使用する。

【必要書類】

1. 会社発行の輸入希望通知書
2. 委任状および事業運営責任者任命書(30パーツ印紙貼付)
3. 委任者および受任者の身分証明書写し
4. 会社登記証明書写しまたは商業登録証写し(発行後6か月以内)
5. Invoice、Packing List
6. HEALTH CERTIFICATE または CERTIFICATE OF FREE SALE(民間企業・法人・団体による展示目的、在タイ大使館による慈善販売、学術研究目的等の場合)
7. 一時的輸入の目的に応じた追加書類。詳細は次のとおり。

⁴ 情報システムユーザーマニュアル(Orr.12) https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=753633433577725952&name=e-Sub_oor.12.pdf

表5.6-1 一時輸入の目的と追加書類

| 輸入の目的 | 追加書類 |
|--|---|
| 1. 免税店での販売 | -免税店設立証明書 -商品の品質規格・安全を保証する輸入者からの書面 |
| 2. タイ国外への輸出用に保税倉庫/保税区/自由貿易地域に保管 | -保税倉庫/保税区/自由貿易地域設立証明書コピー、輸出用に輸入して保管することについての倉庫持ち主からの同意書 -商品の品質規格・安全性を保証する輸入者からの書面 -すべてタイ国外に輸出するための輸入であり、輸出後30日以内に輸出報告書を提出する条件に従う旨の輸入者からの書面 |
| 3. 民間、法人、各種団体の展示会 | -展示会開催場所の証明書 -展示会開催者からの輸入者の展示会参加確認書 -輸入者からの輸入意向書：商品の品質規格・安全性の保証と展示会終了後は商品を流通させないよう商品管理することが記されているもの |
| 4. 大使館による公的慈善団体としての展示又は販売 | -輸入者からの輸入意向書：商品の品質規格・安全性の保証が記されているもの -公的慈善団体として販売する場合、寄付を受けた団体からの寄付の受理書又は同等の意味をもつ他の書類 |
| 5. 輸出用の製造に使用（製造者が消費者に販売できる状態の完成品を輸入する場合） | -取引相手の発注書コピー -輸入する商品は自社工場の製造における原材料としてのみ使用し、製造した商品はすべて輸出し、販売又は配布を行わないことの証明書 -食品法4条に定義されている工場に該当する製造の場合、次の書類 A. 製造許可書 B. 食品レシピ登録証明書コピー C. ラベル使用許可申請書コピー |
| 6. 学術研究 | -研究対象、研究チームの研究歴が記された研究プロジェクトに関する書類であって、政府機関に関連する研究委員会から承認されたもののコピー -食品医薬品委員会事務局食品検査部への定期的な研究結果の報告 -承認されたプロジェクトにおける研究の承認された範囲でのみ製品を使用し、商業目的で販売又は配布することはない旨の証明書(係官による研究の検査及び追跡に同意し、輸入製品が安全ではないことが確認された場合、食品医薬品委員会事務局が没収又は回収することに同意する旨を記載する必要) |
| 7. 機内サービス用 | -保税区設立証明書 -商品の品質規格・安全を保証する輸入者からの書面 |

備考：すべての提出書類の写しには、権限を有する署名者または責任者による原本証明（署名）を行い、あわせて会社印を押印すること。

- 手数料⁵
1. 一時的食品輸入申請書（Orr.12） 500バーツ
 2. 一時的食品輸入許可書（Orr.14） 2,000バーツ

⁵ 保健省告示許可申請者からの手数料徴収 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/199/23.PDF>

5.6.3 食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請⁶

食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入をする場合、1979年食品法第16条（2）に基づき、その基準、方法、条件は関連省令の規定に従わなければならない。サンプル用の食品輸入は、輸入者の食品レシピ登録において使用するために輸入するケースと、発注を検討するために輸入するケースの2つがある。

なお、サンプル用の食品輸入を行えるのは食品輸入許可書(Orr.7様式)を持つ法人のみである。個人、または食品輸入許可書を持たない法人は同制度を利用することは出来ない⁷。

食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請手順

事業者は、食品医薬品検査事務所の電子システムを通じて、食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用食品輸入申請書（Orr.16）を提出する。許可がなされると、提出した申請書（Orr.16）に表示される受理番号が示される。

このサンプル用食品輸入を行う場合は、2017年食品医薬品委員会事務局規則「食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入」の食品の種類及び量のリストにある種類及び量（表5.6-2 食品登録用または発注検討用サンプル食品の種類および最大輸入数量を参照）に従い輸入しなければならない。このリストの規定を超える量の輸入の場合、事業者はその必要性について詳細に説明した書面を証拠とともに提出しなければならない。また、精米や牛肉など、当該告示に個別の規定がない食品の種類については、担当官の判断によるものとされている。FDAによれば、精米および牛肉については、実務上、最大5kgまでが認められているとのことである。

A. 情報システム利用登録手続き

本許可申請は電子システムを通じて行う必要があるため、事業者は事前にFDA食品医薬品検査所部の情報システムの利用登録を行う必要がある。利用登録は、オンライン委任システムを通じて行う。手順は前述の5.6.2 一時的食品輸入申請にあるA.情報システム利用登録手続きを参照。

B. 輸入許可申請方法（Orr.16）⁸

1. ウェブサイト<https://privus.fda.moph.go.th/> にアクセスし、作成済みのDigital IDまたはThaiIDアカウントでログインする。
2. 「Orr.16」システムを選択し、食品レシピ登録用のサンプル輸入の場合は「食品施設」、発注検討用輸入の場合は「輸入施設」を選択する。
3. 「申請追加」を選択し、必要事項を入力し、必要書類を添付して送信する。
4. 申請完了後、ステータスは「申請提出済み」に変更され、担当官が審査を行う。（1申請につき審査は1営業日以内。1申請は最大20品目まで。）
5. 承認された場合、許可番号の入った食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可書（Orr.16）が印刷可能となる。また、自動的にLPI番号が発行され、税関への輸入申告に使用する。

⁶保健省省令第3号 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509457459308535808&name=LawPage0203.pdf>

、2017年食品医薬品委員会事務局規則「食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512001678917115904&name=O-16.pdf>

食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請手順（Orr.16）

<https://logistics.fda.moph.go.th/imported-for-other-purposes/importing-food-as-an-example-for-food-recipe-registration>

⁷ 食品医薬品委員会事務局食品医薬品検査所部(Tel.02-590-7350)への電話による聞き取り調査

⁸ 食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可（Orr.16）申請ユーザーマニュアル

https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=691536752783007744&name=ManualO16_2024.pdf

【必要書類】

- 1.インボイス
- 2.会社発行の輸入目的説明書

https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=595516519354605568&name=FOOD_INF.pdf

3.食品ラベル、製品写真、または製品詳細を示す書類（ラベルには食品情報を記載すること。ラベルが外国語の場合、翻訳文を添付すること。）

4.食品レシピ登録におけるサンプル用の輸入の場合、食品輸入許可書（Orr.7）

5.狂牛病（BSE）に対し安全であること、部分水素添加油由来のトランス脂肪酸を含まないことを確認する書類（ケースに応じて）

手数料 食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請手数料 240バーツ

（現在、本手数料は保健省告示「食品許可検討における申請者から徴収する経費」（第2版）に基づき免除されている。

9)

表5.6-2 食品登録用または発注検討用サンプル食品の種類および最大輸入数量¹⁰

| 食品の種類と最大量（品目あたり） | 食品の種類と最大量（品目あたり） |
|--|---|
| 【カテゴリー1：特定管理食品】 | |
| 体重管理用食品：250g × 10 | 乳児用調製乳・フォローアップミルク：250g × 14 |
| 乳児用食品・フォローアップ食品：250g × 14 | 乳幼児用補助食品：250g × 12 |
| 食品添加物：100g × 5 | ステビオール配糖体およびそれを含む食品：100g × 4 |
| 【カテゴリー2：品質規格規定食品】 | |
| 牛乳 ・生乳：200ml × 18 ・粉乳：300g × 6 ・練乳：200g × 12 ・復元乳／脂肪調整乳：200g × 18 | フレーバーミルク飲料（調製乳） ・パスチャライズド、UHT、滅菌：250ml × 12 ・粉末タイプ：300g × 6 |
| 乳製品 ・液体タイプ：250ml × 12 ・粉末タイプ：300g × 6 | アイスクリーム ・ミルクアイス、加工アイス、氷菓：16個 ・粉末タイプ：300g × 6 |
| 発酵乳：100g × 12 | 密封容器入り食品：200g × 20 |
| 密封容器入り飲料 ・液体：250ml × 12 ・粉末飲料：300g × 6 | 大豆たん白加水分解調味料 ・液体：750ml × 6 ・粉末：300g × 6 |
| コーヒー ・コーヒー豆・粉・ブレンド・カフェインレス：250g × 2 ・既製液体飲料：250ml × 12 ・既製粉末飲料：300g × 6 | 茶 ・茶葉・粉茶：300g × 2 ・既製液体飲料：250ml × 12 ・既製粉末飲料：300g × 6 |

9 2022年保健省告示「食品許可検討における申請者から徴収する経費」（第2版）

https://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/E/187/T_0019.PDF

10 2017年食品医薬品委員会事務局規則「食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512001678917115904&name=O-16.pdf> およびFDAに電話確認

| 食品の種類と最大量（品目あたり） | 食品の種類と最大量（品目あたり） |
|--|--|
| 電解質飲料 ・液体：250ml × 16 ・粉末：300g × 6 | 密封容器入り豆乳 ・液体（パスタライズ）：250ml × 12 ・粉末：300g × 6 |
| 一部のソース：200ml × 12 | チョコレート：120g × 12 |
| ナンプラー（魚醤）：750ml × 4 | 食酢 ・通常のもの：750ml × 2 ・ヒ素・鉛・銅・亜鉛・鉄分析用：750ml × 6 |
| 油脂類：1L × 4 | マーガリン、混合バター製品：300g × 6 |
| クリーム：250g × 6 | チーズ：300g × 6 |
| インスタント食品 ・味付け粥、乾燥春雨：30袋 ・濃縮スープ（固形・粉末）：200g × 12 ・半調理食品用調味料：200g／種類 ・カレーおよびカレーペースト：200g × 6 | 密封容器入り飲料水・ミネラルウォーター ・500ml未満：×18 ・500～999ml：×10 ・1～2L：×6 ・3～6L：×4 ・6～20L：×2 |
| ジャム、ゼリー、マーマレード：250g × 16 | ギー：300g × 4 |
| バター：300g × 6 | ピータン：12個 |
| ハーブティー：200g × 6 | はちみつ：250ml × 6 |
| サプリメント：100g × 6 | ロイヤルゼリー製品：150g × 6 |
| 【カテゴリー3：表示規定食品】 | |
| 香料：500g | 特殊用途食品：500g × 4 |
| 遺伝子組換え食品：2kg | 玄米粉：500g × 4 |
| 即席ゼリー・ゼリー菓子：100g × 12 | 密封容器入りソース類：500ml × 12 |
| パン：500g × 4 | ガム・キャンディ：500g |
| 調理済み・即食食品：50g × 20 | 肉製品：500g × 4 |

5.6.4 アルコール飲料のサンプル輸入¹¹

アルコール飲料のサンプル輸入または販売目的ではない輸入については、2017年物品税法第154条第3段落に基づき、1回あたり10リットルを超えない範囲であれば、輸入許可証の取得が免除される。ただし、10リットル以下の輸入であっても、当該アルコール飲料の種類に応じて、関税、物品税およびその他関連税は通常の輸入と同様に納付する必要がある。関税については、販売目的の輸入ではないため、JTEPA、AJCEP、RCEPに基づく特惠税率を適用することはできず、一般税率が適用される。

本制度を利用して輸入する場合、物品税事業者としての登録、希望小売価格の届出は免除される。ただし、税関職員に対して輸入製品情報の届出を行う必要があり、その際には、物品税局告示「物品税局告示「携帯品、サンプル品または非商業目的輸入品に係る希望小売価格届出等の免除基準に関する告示」」（第2版）（2025年12月19日付）の別添様式を使用しなければならない。

様式：<https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/7323>

¹¹ 物品税局告示「輸入許可証の取得を不要とする酒類等のサンプル品または非販売目的輸入における数量」、第2版 <https://ratchakittha.soc.go.th/documents/2141211.pdf> / <https://ratchakittha.soc.go.th/documents/17087864.pdf>
物品税局告示「携帯品、サンプル品または非販売目的輸入品に係る希望小売価格届出等の免除基準に関する告示」、第2版 <https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/6261> / <https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/7323> および物品税局に電話確認

5.6.4 関税割当品目のサンプル輸入¹²

米、茶、ミルクなど、WTOの農業協定に基づいた関税割当が設定されている品目については、サンプル輸入の際も、通常の輸入時と同様に、輸入日から30日以内に、商務省外国貿易局への報告が義務付けられている。関税率については、サンプル輸入の条件に該当すると判断される場合は、免税扱いとなるが、条件に該当するの否か、商品の詳細やサンプル輸入の目的等の情報を準備したうえで、輸入前に関税局への問い合わせが必要。なお、米のサンプル輸入を行う場合、通常の販売目的の輸入の際に求められている商務省国内取引局から米の取引業許可の取得は不要。

表5.6-2 サンプル輸入後の報告

| 品目 | 報告先 | 必要書類 |
|-----|---|----------------------|
| 米 | 米情報管理システム https://riceservices.dft.go.th/ | 輸入報告申請書 |
| | | 輸入申告書 |
| | | 関税支払い権利取得証明書 (Ror.4) |
| 米以外 | 国際協定に基づく農産物輸出入報告システム (e-Report1) https://e-report.dft.go.th | 輸入申告書 |

この項目に関する問い合わせ先：

問い合わせ先：

保健省食品医薬品委員会事務局食品医薬品検査部 / Import and Export Inspection Division

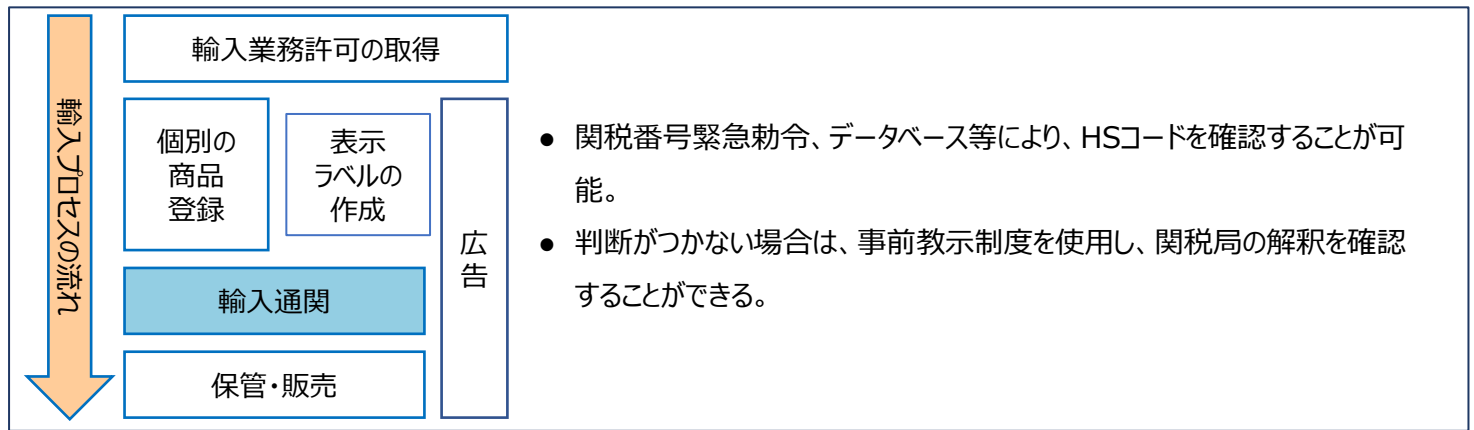
TEL: +66-2-590-7000 ext.70801

財務省物品税局

TEL: +66-2-241-5600

12 商務省国内取引局、外国貿易局、関税局に電話確認

5.7 HSコード事前教示制度等



5.7.1 輸入品目のHSコード（関税分類番号）の確認方法

輸入者は以下の様な方法で、HSコードを調べることができる。なお、HSコードとは、商品进行分类するために定められた番号であり、当該分類ごとに輸入関税率が規定されており、関税額の算出に使用される。以下の方法によりHSコードを確認することができる。

1. 関税分類番号緊急勅令から検索
2. 過去に定義が確認されたHSコードをデータベースから検索
3. 関税局へ電話、又は出向いて確認
4. 事前教示制度

5.7.2 関税番号緊急勅令から検索

現在の最新の関税番号関連の勅令は、関税番号緊急勅令(第7版)(2021年)。

タイ語版 : https://www.customs.go.th/data_files/950a45a26706cba4f97aaad5b6e6eb6c.pdf

英語版 : https://www.customs.go.th/data_files/3a4ffe38a9a5a67e1e4724218016c369.pdf

5.7.3 データベースから検索

過去に定義が確認されたHSコードはデータベース化（Tariff e-Service 関税分類判定検索システム）されており、関税局ウェブサイトで検索することができる。商品名をタイ語又は英語で検索するか、品目のカテゴリーから検索することができる。

HSコード検索サイト : <https://tariffeservice.customs.go.th/ITRF/index.jsp>

5.7.4 関税局に出向いて又は電話確認

1. 関税局HSコード規格部にて簡易的な相談¹ : 関税局のAppointment system for requesting preliminary customs tariff consultation システムにて事前予約を取る。相談は1予約につき1種類、30分以内。予約日はEメールにて通知される。

¹ 簡易的相談サービスの予約サイト

https://www.customs.go.th/cont_strc_simple.php?ini_menu=menu_interest_and_law_160421_01&ini_content=customs_tariff_classification_160706_01&fix_active=menu_customs_tariff_classification&lang=th&top_menu=menu_homepage&left_menu=menu_customs_tariff_classification

または予約用QRコード <https://tariffeservice.customs.go.th/ITRF/SlideShowIndexServlet?act=GETIMG&slideSeq=123>

相談場所はCustoms Tariff Standards Division, 14th floor, 120 Years Building, Customs Department 1, Sunthon Kosa Road, Khlong Toei District, Bangkok 10110

2. 関税局HSコード規格部に電話確認 TEL: 0-2677-7000 ext.20-5144or 20-4827

5.7.5 事前教示制度²

輸入前に事前教示申請書を提出し、HSコードの判定を受ける制度。商品1種類/1モデル/1サイズにつき申請書1枚が必要。商品が複数ある場合は、それぞれに申請書が必要となる。ただし、次の商品の場合は、HSコードの事前教示は受付されない。

1. 複数の船便に分けて輸入される性質の商品（1つの船便で部品全てが輸入されず、複数の船便で輸入される部品を使って完成品を作るタイプの大型機械など。）
2. HSコードの種類について不服申し立て中、関税局内の組織で何らかの処理（輸入に関する何らかの問題があり現在対応中やHSコードの事前教示中などあらゆる処理）中、又は法廷での審理中の商品と同じ種類又は同じ性質の商品

ア. 申請場所

1. 関税局関税番号事務所120年ビル14階
2. 関税局のTariff e-Service のe-Advance Tariff Ruling システム
<https://tariffeservice.customs.go.th/ITRF/index.jsp>

イ. システム利用者登録

電子システム上で申請書を提出する場合、先にシステムの利用者登録を行う。登録時に必要な書類はなし。システム上で個人又は法人の情報を入力する。

ウ. 添付書類

以下の情報について、添付書類として提出する。提出する情報はタイ語で作成する必要がある。書類が外国語の場合は、タイ語版も作成する必要がある。また、関税番号事務所に書面で提出する場合、全てのページに正しい写しであることの証明が求められる。一方、電子システムで提出する場合は、データの送信をもって当該情報の正確性が証明されたものと見なされるため、この証明は不要。

- ・ 商品の詳細：商品名/商標名/ブランド/モデル、仕様、成分、製造配合、化学構造、製造工程、用途、包装形態、その他、など。
- ・ 参考資料：サンプル、写真、カタログ、分析結果、技術情報、その他必要な書類（任意）
- ・ 分類に関する情報：すでに分類実績のある同一/類似品目に関するHSコード（分かる場合）又は想定されるHSコード/見解（分かる場合）

2 関税局告示第17/2561号「関税価格・原産地・HSコードの事前教示申請の申請・検討・結果通知に関する規則・方法・条件」
<https://tariffeservice.customs.go.th/Documents/Help/announce17.pdf>
e-Advance Tariff Rulingマニュアル
<https://tariffeservice.customs.go.th/Documents/Help/manualadvance.pdf>

工. 審査期間

1. 申請者が輸入予定を示す書類（発注書、売買契約書、価格明細書など）のいずれかを有する場合は、商品の輸入予定日の30日前までに申請しなければならない。審査期間は、申請書を受理した日から30日以内。
2. 申請者が上記1の輸入予定を示す書類を有しない場合、審査期間は、申請を受理した日から60日以内。提出書類が不十分である場合は、通知を受けた日から7日以内に追加書類を提出する必要がある。

オ. 手数料³

HSコード事前解釈結果通知書 2,000バーツ

カ. HSコード事前解釈結果通知書の効力⁴

HSコード事前解釈結果通知書は、発行日から3年間有効であり、次のとおり、税関手続きにおいて効力を有する。なお、HSコード事前解釈申請書を提出した品目とすべての事項が同一の品目について、申請書提出者のみが使用可能。

1. 輸入者は、交付されたHSコード事前解釈結果通知書を、輸入品申告書におけるHSコードの申告の参考として使用することができる。
2. 税関職員は、HSコード事前解釈通知書に従って取り扱うものとする。

この項目に関する問い合わせ先：

問い合わせ先： 関税局関税番号事務所 Customs department General Administrative Unit

TEL: +66-2-667-6000, +66-2-667-7000 Call Center 1164

Website: <https://www.customs.go.th/>

³ 2017年省令「関税に関する法令に基づいた手数料の規定及び免除」
https://www.customs.go.th/data_files/13a30c1895a8bf5e9c4ab4aafc5dfa13.pdf

⁴ 関税局告示 第182/2564号「関税局告示第17/2561号の改正」
https://www.customs.go.th/data_files/33d00e2031e50a617f13696e451c03be.pdf

タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック

2026年3月作成

本資料に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所
電話番号：66-2-253-6441
E-mailアドレス：ThaiPF_Japanfood@jetro.go.jp

禁無断転載